資料１

TSMC進出に係る県内波及効果と最低賃金引上げに伴う県支援策

令和8年(2026年)7月30日

熊本県 商工労働部 労働雇用創生課長　荒木　貴志

Ⅰ　TSMC進出に係る県内波及効果

TSMC（JASM）の進出による経済効果

第１工場 進出（2021.11）

第２工場 進出（2024.2）

TSMCより、第2工場にて 3ナノメートルの半導体を生産する計画の意向を表明（2026.2.5）

新工場概要（第1工場・第2工場）

稼働開始	第1工場	2024年12月
	第2工場	2027年末まで
設備投資額		3兆2，000億円超
雇用予定者数		3，400人以上
主な出資企業		ソニー、デンソー、トヨタ



JASM第1工場



首相官邸HPより

JASM第2工場を含む半導体関連企業の投資による九州地域への経済波及効果

2030年までの10年間で 約 **23兆円**

うち、熊本県 13．4兆円

【九州経済調査協会推計】

半導体産業の集積強化で・・・

新生シリコンアイランド九州の実現

～日本の経済安全保障の一翼を担う～

（出典）河村奏瑛、岡野秀之「九州における半導体関連設備投資による経済波及効果の推計～九州地域間産業連関表を用いた分析」.2024-12

企業誘致の現状について

企業の新増設に係る立地協定締結件数の推移（令和８年３月末時点）

（単位：件）　　（単位：億円）

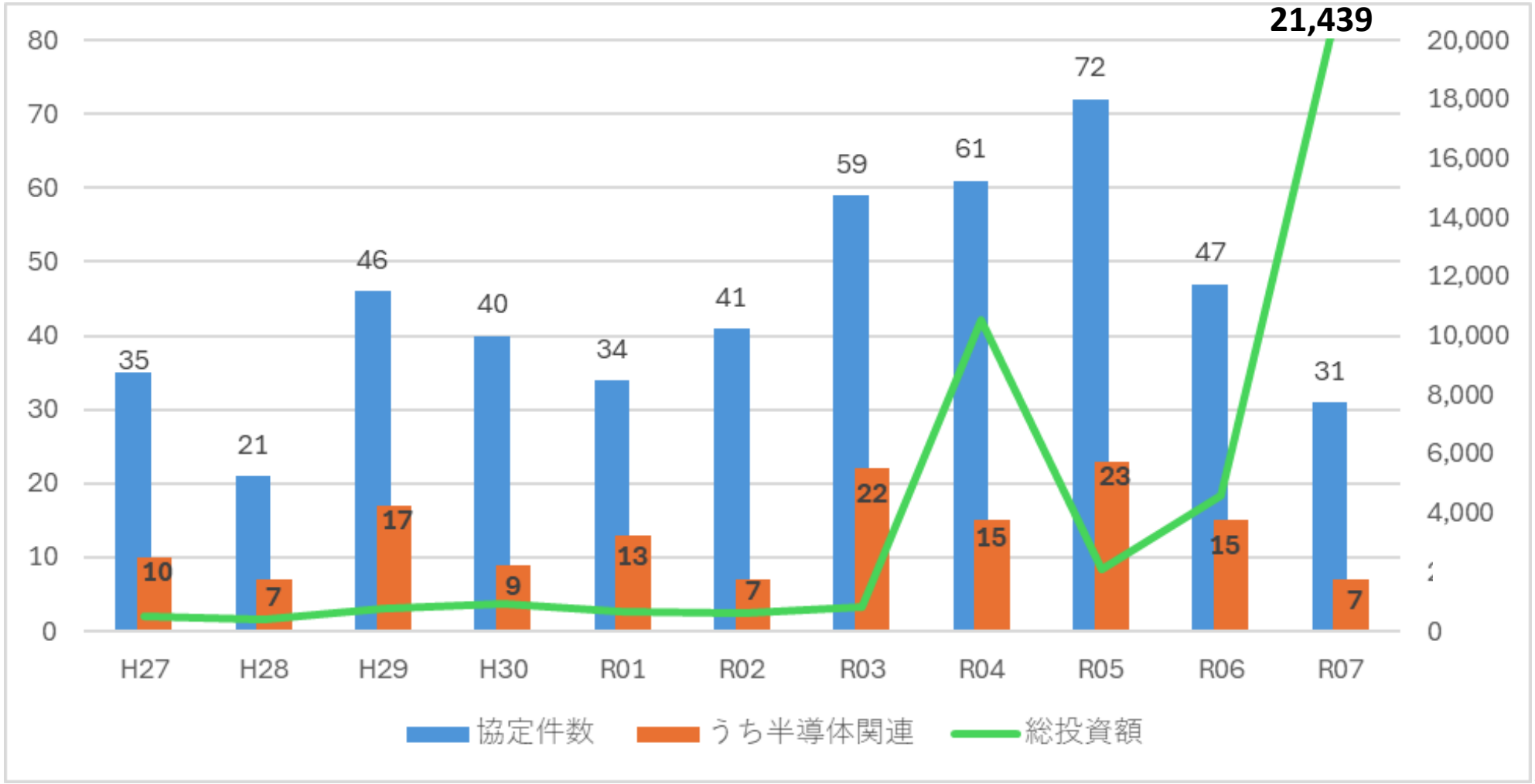

【熊本県内】半導体関連企業の主な設備投資計画・立地協定（TSMC進出決定後）

（R8(2026)年3月末時点）

●東京応化工業㈱【高純度化学薬品・神奈川】
①投資額：130億円以上
②新規雇用者数：非公表
③場所：菊池市
④内容：新工場建設（高純度化学薬品製造）

●倉敷紡績㈱【製造装置用樹脂加工品・大阪】
①投資額：約20億円 ②新規雇用者数：非公表
③場所：菊池市
④内容：新棟建設（製造装置用樹脂加工品生産）

●㈱荏原製作所【製造装置・東京】
①投資額：非公表 ②新規雇用者数：非公表
③場所：南関町
④内容：新棟建設（半導体製造装置生産）

●カンケンテクノ㈱【大気環境保全装置・京都】
①投資額：約15億円 ②新規雇用者数：100名
③場所：玉名市
④内容：新棟建設（大気環境保全装置製造）

●日本マーテック㈱
【半導体受託解析・名古屋（親会社：台湾）】
①投資額：約10億円 ②新規雇用者数：20名
③場所：熊本市
④内容：事業所新設（半導体分析・故障解析）

●ルネサス【半導体製品・東京都】
①投資額 錦工場：数億円 川尻工場：数十億円
②新規雇用者数 錦工場：数名 川尻工場：数名
③場所 錦工場：錦町 川尻工場：熊本市
④内容 錦工場：設備増設（車載マイコン）
川尻工場：設備増設（車載及び汎用マイコン）

●㈱テラプローブ【テスト工程・神奈川】
<R4(2022).1>
①投資額：約20億円 ②新規雇用者数：21名
③場所：芦北町 ④内容：機械設備増設
<R7(2025).1>
①投資額：約50億円 ②新規雇用者数：50名
③場所：芦北町 ④内容：機械設備増設

●三菱電機㈱【パワー半導体・東京】
①投資額：約1,000億円 ②新規雇用者数：非公表
③場所：合志市・菊池市
④投資内容：設備増強（合志市）・新棟建設（菊池市）

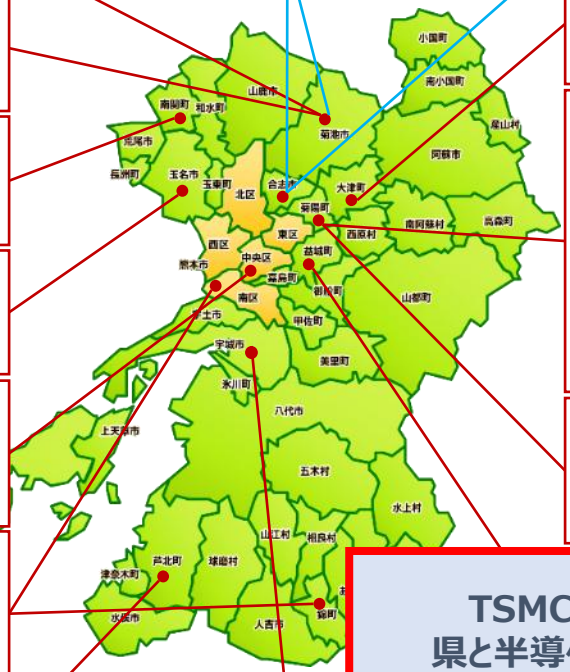

●東京エレクトロン九州㈱【製造装置・熊本】
①投資額：約300億円 ②新規雇用者数：非公表
③場所：合志市
④内容：新棟建設（半導体製造装置開発）

●ジャパンマテリアル㈱【ガス等供給管理・三重】
①投資額：約25億円 ②新規雇用者数：150名
③場所：大津町
④投資内容：新棟建設（ガス等配管加工）

●Japan Advanced Semiconductor Manufacturing㈱【ファウンドリー・台湾】
（ソニーセミコンダクタソリューションズ、デンソーが少数持分出資）
<R4(2022).4>
①投資額：約86億米ドル ②新規雇用者数：約1700名
③場所：菊陽町
④内容：新工場建設（22/28 、12/16 nmの半導体生産）
<R7(2025).10>
①投資額：約139億米ドル ②新規雇用者：約1700名
③場所：菊陽町
④内容：新棟建設（6/12 nmの半導体生産）

●富士フイルムエレクトロニクスマテリアルズ㈱
【電子材料・神奈川】
①投資額：約20億円 ②新規雇用者数：非公表
③場所：菊陽町
④投資内容：設備増設（最先端半導体材料生産）

TSMC進出決定（R3(2021)年11月）以降に
県と半導体関連企業が締結した立地協定：計７１件
投資予定総額 **約３兆７,５６６億円** 雇用予定総数 **約6,１６０人**

●㈱ケイ・エム・ケイ【製造装置部品・宇城市】
①投資額：約10億円 ②新規雇用者数：45名
③場所：宇城市 ④内容：新棟建設

●㈱JCU【化学薬品・東京】
①投資額：約84億円 ②新規雇用者数：50名
③場所：益城町（くまもと臨空テクノパーク）
④投資内容：土地購入
（半導体関連薬品の研究開発・製造拠点設立）

※ ：立地協定（公表） ：各社発表

注）投資額・新規雇用者数は立地協定締結または各社発表時点の予定です

半導体産業集積に向けた県の取組み

県政の重要課題に対し、関係部局が連携して、より専門的・機動的に取組みを推進するため、テーマごとに部局横断的な推進本部を設置。

体制図

半導体産業集積強化推進本部

【事務局】 商工労働部企業立地課

▶半導体関連の情報共有・発信の場

地下水保全推進本部

開催実績：R6年度3回、R7年度3回

○　熊本の地下水を確実に守るため、部局横断的に、地下水量及び地下水質の保全の取組を強力に進めるとともに、県民への情報発信を行うことを目的として設置

渋滞解消推進本部

開催実績：R6年度2回、R7年度2回、R8年度1回

○　渋滞解消に向けた取組みを組織横断的に迅速かつ強力に進めていくために設置

「くまもとで働こう」推進本部

開催実績：R6年度2回、R7年度2回

○　県内産業界における人手不足が深刻になる中、各産業の人材育成・確保を図るため、庁内関係部局による課題共有や連携体制を構築し、課題解決に向けた取組みを推進するために設置

外国人材との共生推進本部

開催実績：R6年度2回、R7年度2回

○　外国人から「選ばれる熊本」と多様性に富んだ「開かれた熊本」を目指し、庁内関係部局が一体となって課題解決に向けた取組みを推進するために設置。

地下水保全推進本部

【メンバー】知事（本部長）、両副知事、
知事部局関係各部（公室）長、教育長、企業局長、県央・県北本部長

【開催実績】
Ｒ６年度：３回
Ｒ７年度：３回

令和７年度の主な取組

量の保全

■地下水位のリアルタイム確認体制
・リアルタイム発信を行う観測井戸を3箇所→7箇所に拡大

■地下水位の将来予測
・熊本地域11市町村と協働で「第二期熊本地域地下水総合保全管理計画」を策定

■冬期湛水事業
・涵養効果の高い白川中流域中心に水田湛水の取組を継続

■阿蘇地域における地下水涵養の推進
・白川流域の受益者が阿蘇の草原等維持活動を支援する新基金を創設

■営農のみに頼らない涵養対策の検討
・調整池を活用した人工涵養可能量の算定等を実施

■道路排水計画
・雨水を可能な限り地下浸透させる排水施設の構造や配置を定め一部工事に着手

■新規工業用水道整備の推進
・管路の設計、浄水場の用地取得及び設計に取り組むとともに、造成工事に着手

■地下水取水量削減のための再生水導入に向けた検討
・本県における水再生システムの導入可能性について庁内PTで検討

情報発信

SNS・動画等による
地下水保全の取組の
情報発信

質の保全

■ＰＦＯＳ・ＰＦＯＡ調査
・河川及び地下水：県の常時監視の対象である全ての定点の調査を完了。新たな機器の導入による分析体制強化
・水道：県が行う飲用井戸等の行政検査の項目にPFOS・PFOAを追加。飲用井戸等の水質検査に対して補助を行う市町村へ県が助成

■硝酸性窒素対策
・取組推進市町村（11市町）の個別計画策定を支援

■特定公共下水道整備の推進
・処理場や管路の測量及び設計、用地取得を実施

■法令等規制物質の調査結果の発信
・法令等規制物質（河川・地下水・下水放流水）の調査結果の情報発信を強化

■法令等規制物質・規制外物質の環境モニタリング
・半導体関連企業の集積地域周辺の河川・地下水・下水放流水について、規制外物質の環境モニタリングを継続

渋滞解消推進本部

県市で取り組む道路施策
～車の『流れ』を良くする取組み～

加速化対策（短期）：～3年
交差点改良や信号制御の最適化　30箇所
市内）主要渋滞箇所 8か所及びその周辺3か所 ＜ 8/174（約 5%）＞
市外）主要渋滞箇所16か所及びその周辺3か所 ＜16/ 52（約30%）＞

■交差点改良や信号制御の最適化等の実施
〈都市圏東部エリア〉 14箇所：熊本益城大津線 など
〈セミコン周辺エリア〉 16箇所：大津植木線 など

■バスベイの整備による交通の円滑化
・熊本菊陽線など（10箇所）

■道路ネットワーク整備の着実な推進
・セミコンテクノパーク周辺道路、熊本西環状道路（池上工区）、熊本高森線（（都）益城中央線））、大津植木線（辻久保工区）など

抜本対策（中期）：4～10年
主要渋滞箇所226箇所のうち約80箇所の改善に向け取組みを強力に推進

■道路ネットワーク整備の着実な推進
・セミコンテクノパーク周辺道路、中九州横断道路、国道3号植木バイパス、熊本西環状道路（砂原工区）など

■交差点改良や信号制御の最適化等の実施
・熊本空港線 他

■車から自転車などへの転換
・自転車・歩行者空間の整備

抜本対策（長期）：11年～
広域道路ネットワークの構築

・熊本都市圏3連絡道路
・中九州横断道路、国道3号植木バイパスなど

連携

県市で取り組む公共交通施策
～車から公共交通への『転換』を促す取組み～

加速化対策（短期）：～3年
年間利用者数
路線バス）・現状(2023年) 2,449万人/年→目標(2027年) 3,000万人/年
市電）・現状(2023年) 1,009万人/年→目標(2027年) 1,170万人/年

■公共交通の利便性向上及び利用促進
・利用促進キャンペーン、運転士不足対策 など

■公共交通の輸送力強化と基盤整備
・豊肥本線の増便・増結や駅施設の改良整備 など

抜本対策（中期）：4～10年
公共交通分担率を2倍にする

■公共交通の輸送力強化と基盤整備
・「交通連合」の実現、空港アクセス鉄道整備など

抜本対策（長期）
持続可能な公共交通の維持

県市で取り組むその他施策
～ピーク時の交通を『分散』する取組み～

加速化対策（短期）：～3年
・1年以内に1万人規模の取組み ・時差出勤等に取り組む企業200社

■集中する“時間”の分散
・官公庁や民間企業の時差出勤・在宅勤務を推進
※実施企業の宣言や認定制度等

■集中する“場所”の分散
・既存道路ネットワークの利活用

「くまもとで働こう」推進本部



○　これまでの会議では、熊本県の人手不足の現状や各業界における課題を整理し、それら課題解決に向けて、企業や他自治体等の好事例を共有するとともに、今後の取組みの方向性について議論

○　人材育成・確保を具体的に推進するため、新規学卒者等の「県内定着」、教育機関と連携した「人材育成」、ＤＸ等による「生産性向上」、更には「働きやすい職場環境づくり」をテーマに検討を進めている

令和6年度		令和7年度	
■第1回推進本部会議 （R6.8.20） ・「くまもとで働こう」推進本部について ・熊本県の人手不足等の現状 ・人材育成・確保に関連した課題	■第2回推進本部会議 （R6.10.25） ・人材育成・確保の課題に対する現在の 取組み、今後の施策の方向性 ・企業・他自治体等の好事例	■第1回推進本部会議 （R7.6.6） ・熊本県の人手不足等の現状 ・令和7年度の主な取組み、好事例の横展開の状況、県南・天草地域の取組み 等	■第2回推進本部会議 （R7.10.6） ・令和7年度の取組みの進捗状況、次年度の取組み・施策の方向性 ・熊本労働局の取組み　等

外国人材との共生推進本部

【現状・課題】

・県内の在留外国人数は、32,372人（R7.12月末時点）と過去最高を更新。
・更なる増加が見込まれる中、「多文化共生の推進」と「外国人材の受入環境整備」が、喫緊の課題。

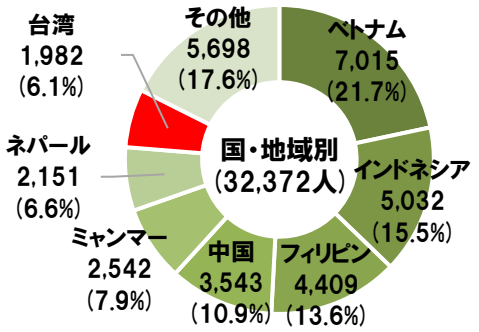

【推進本部での取組み】

R6年度（2回開催）	**課題の洗い出し及び優良取組事例の掘り起こし**	県、市町村、外国人材受入事業者等が認識している課題及び優良取組事例を一元的に収集・共有。
R7年度（2回開催）	**R6年度の実績及びR7年度の取組みの共有**	課題に対応するための県や市町村の取組みや、新たに収集した優良取組事例を共有。
R8年度（予定）	**令和7年度の実績及びR8年度の取組みの共有**	最新の県や市町村の現状・課題・取組みや、新たに収集した優良取組事例等を共有。

全庁を挙げて課題解決に向けた取組みと優良事例の横展開を図り、市町村、外国人受入企業・事業者の取組みを着実に支援。

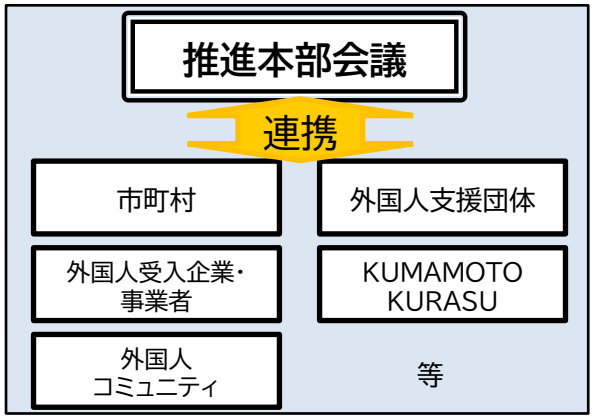

・推進本部の下部組織として、多文化共生推進幹事会と外国人材受入幹事会を設置し、各幹事会において県の取組みや市町村・企業の取組事例を共有。
・ＴＳＭＣの進出等に伴い、台湾関係の相談が増えたことから、「台湾相談ホットライン（熊本在住歴の長い台湾出身のスタッフを配置）」を設置し、県内在住の台湾の方への生活サポートを強化している。

くまもとサイエンスパーク推進ビジョン

1　くまもとサイエンスパークの基本理念

（1）分散型サイエンスパーク

　半導体関連企業が集積し、周辺で工業団地整備や住環境整備が進むセミコンテクノパーク周辺地域において、必要な機能を複数の拠点で分担する「分散型サイエンスパーク」を目指す。

（2）周辺開発に関する対応方針

　本ビジョンに即した土地利用を誘導していくため、地区計画制度等を活用し、県及び市町で連携して手続き等を進め、くまもとサイエンスパークの充実・拡充を図る。

2　くまもとサイエンスパーク　５本の矢

（1）半導体関連企業や半導体を使うユーザー企業の集積

（2）新たな産学官連携拠点「イノベーション創発エリア」の整備

（3）「パークマネジメント法人」の設立

（4）半導体人材育成に特化した大学・研究機関の誘致

（5）学生・企業・研究者が共同で利用できる施設の整備

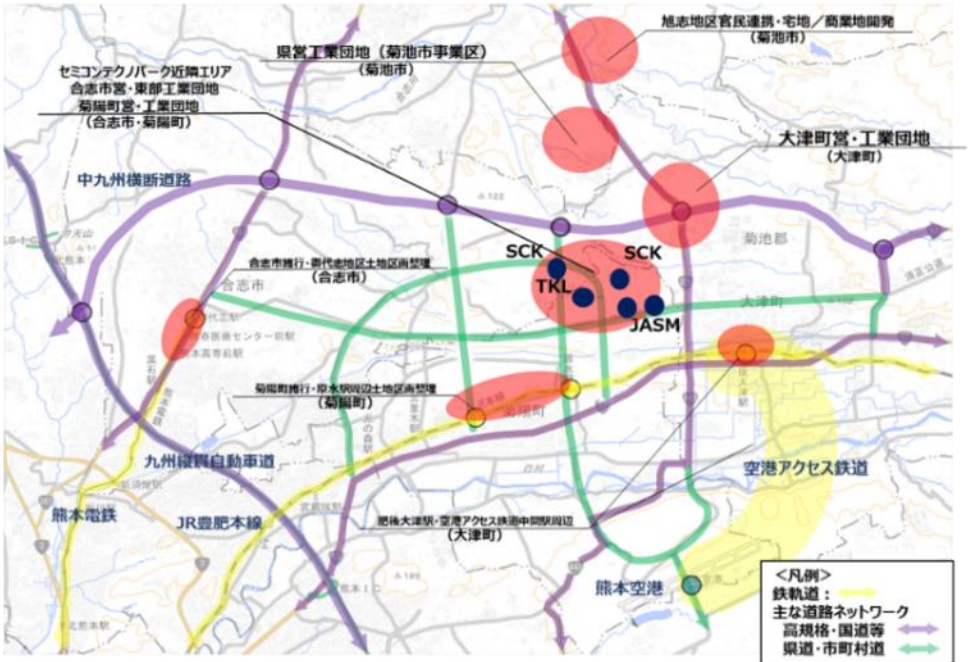

くまもとサイエンスパークのイメージ

くまもとサイエンスパークのイメージ

くまもとサイエンスパークの基本理念

①サイエンスパークに必要な機能を複数の拠点で分担する
「分散型サイエンスパーク」

②分散型における拠点間の連携に関しては、立地企業間や
大学・研究機関との共同研究を行うなど、有機的な繋がりを実現

くまもとサイエンスパーク5本の矢

① 半導体関連企業や半導体を使うユーザー企業の集積
② 新たな産学官連携拠点「イノベーション創発エリア」の整備
③「パークマネジメント法人」の設立
④ 半導体人材育成に特化した大学・研究機関の誘致
⑤ 学生・企業・研究者が共同で利用できる施設の整備



事業推進パートナー基本協定

「くまもとサイエンスパーク」事業推進パートナー基本協定(2026.4締結)

目的　三井不動産・合志市・熊本県が連携して、半導体関連産業の更なる集積や大学・研究機関の誘致等を推進し、「くまもとサイエンスパーク」の実現を図り、熊本の持続的な発展につなげる。

連携事項
① イノベーション創発エリアの整備（合志市竹迫地区 約31ha）
② イノベーション創発エリアへの企業・大学・研究機関の誘致
③ パークマネジメント法人の設立・運営

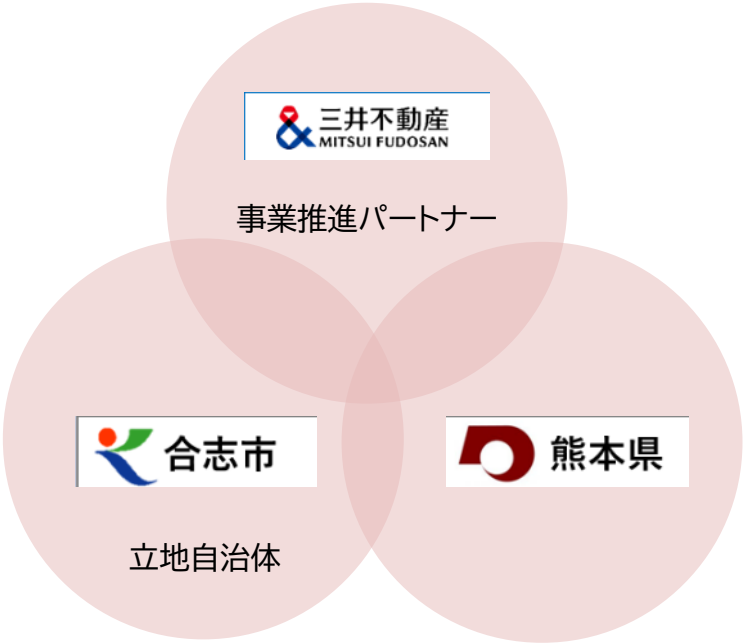



「くまもとサイエンスパーク」の目指す姿

先端研究、デザイン設計・製造、検査・評価まで一貫した半導体エコシステムの構築

先端研究	開発	量産	
	半導体設計・試作・評価	前工程	後工程



半導体を「つくる拠点」にとどまらず、
半導体を活用して「未来の産業を生み出す拠点」へ

世界とつながる阿蘇くまもと空港の進化

阿蘇くまもと空港における国際線定期便就航状況及び旅客者数

＜令和8年6月13日以降の国際線就航便数＞　6路線　週46便

国・地域	路線	エアライン	便数/週	国・地域	路線	エアライン	便数/週
台湾	台北(桃園)	CHINA AIRLINES	7	韓国	ソウル(仁川)	t'way	7
		STARLUX	7			KOREAN	7
	高雄	CHINA AIRLINES	4		釜山(金海)	EASTAR JET	7
		tigerair	2				
	台南	tigerair	2				
	台中	STARLUX	3				

＜旅客者数の推移＞　国際線旅客者数　R5年度:約23万人　⇒　R7年度:約64万人
国内線旅客者数　R5年度:約310万人　⇒　R7年度:約321万人

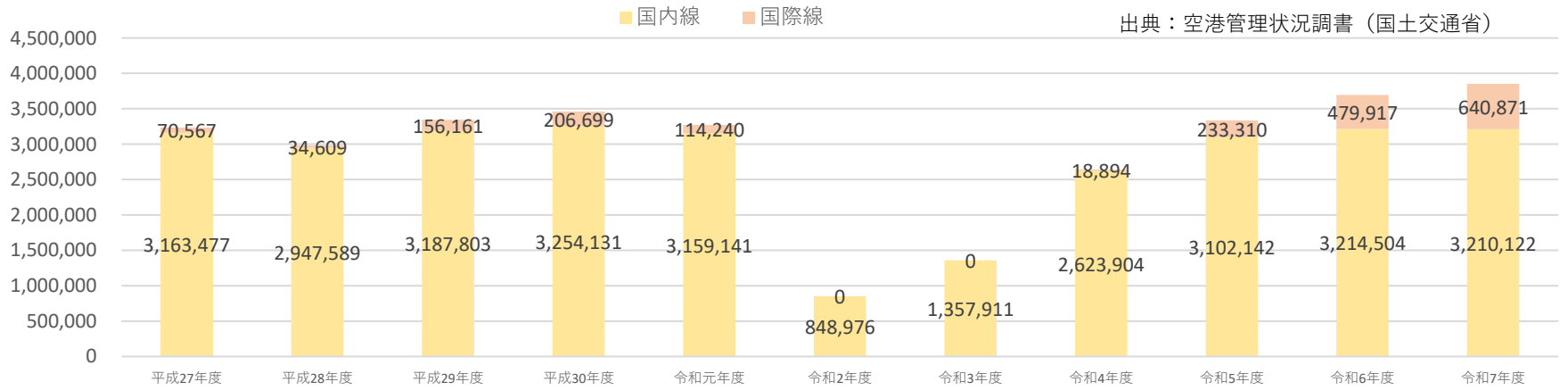

熊本県の外国人宿泊者数の状況

外国人延べ宿泊者数（2025年）　**過去最多**

年間約 **176** 万人泊

うち、台湾からの延べ宿泊者数　**過去最多**

年間約 **46.4** 万人泊

【国籍（出身地）別外国人延べ宿泊者数の推移（万人泊）】

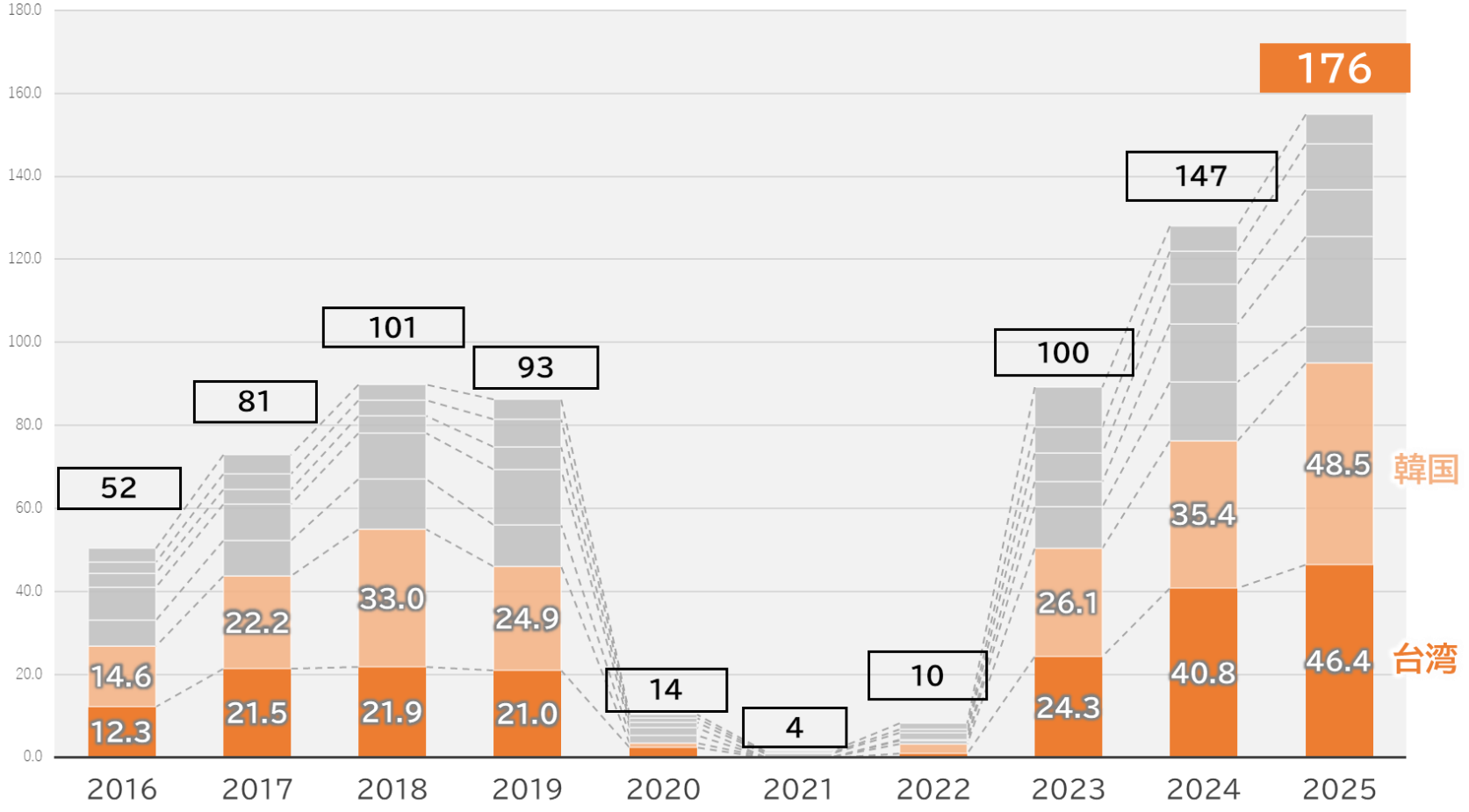

（出典）観光庁.宿泊旅行統計調査.2026-2

※国籍（出身地）別は、10人以上の従業員数の施設が調査対象であるため、国籍（出身地）別の計と、四角囲みの”外国人延べ宿泊者数”は一致しない。

九州の国際貨物の物流拠点となる熊本

2026.3時点

⚓熊本港



熊本港◀▶**釜山航路**
毎週火曜日　週1便

熊本港◀▶**神戸国際フィーダー航路**
毎週土曜日　週１便

中国、東南アジア、北米等にも、釜山、台湾、神戸経由で輸出入が可能

⚓八代港



八代港◀▶**釜山航路**
毎週水・木曜日　週２便

八代港◀▶**台湾航路**
毎週月曜日　週１便

八代港◀▶**神戸国際フィーダー航路**
毎週土曜日　週１便



✈阿蘇くまもと空港

熊本◀▶**ソウル**（仁川）
熊本◀▶**釜山**（金海）
熊本◀▶**台湾**（台北、台中、台南、高雄）
熊本◀▶**上海**（浦東）※
熊本◀▶**香港** ※

※運休中路線

進む交通ネットワークの整備

すべての道は、くまもとに通じる

中九州横断道路
熊本～大分を約150分で結ぶ
高規格道路を整備中
（国土交通省）

九州中央自動車道
（九州横断自動車道延岡線）
熊本～延岡を約120分で結ぶ
高規格道路を整備中
（国土交通省）



熊本西環状道路
熊本環状道路の西側を構成する
高規格道路を整備中（熊本市）



10分・20分構想
熊本市中心部～高速ICまでを10分、熊本空港までを20分
で結ぶ道路ネットワークの構築を進める（熊本県・熊本市）



阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備及びJR豊肥本線輸送力強化

◆新生シリコンアイランド九州を実現し、日本の半導体関連産業の復活を目指す国家プロジェクトを成功させるため、公共交通網の充実・強化による企業活動の円滑化が求められている。
◆熊本市中心部から半導体関連企業が集積する地域を通り、さらには阿蘇くまもと空港を結ぶ空港アクセス鉄道の整備とJR豊肥本線の輸送力強化による「熊本都市圏鉄道ネットワーク」を実現する。

◇ 豊肥本線乗車人員(熊本駅を除く)
➢ 18,855人/日(R3年度)→24,958人/日(R6年度)
◇ 豊肥本線ピーク時混雑率(上り:肥後大津→熊本)
➢ 102%(7:34~8:34 R6年度 国交省公表値)
※三大都市圏における鉄道の平均混雑率
東京圏:139%、大阪圏:116%、名古屋圏:126%



くまもと半導体グリーンイノベーション協議会による要望活動



豊肥本線 車両内の混雑状況



新水前寺駅 帰宅時間帯ラッシュ

◇ セミコン通勤バス利用者数
➢ 約10万人(R3年度)→約32万人(R7年度)



原水駅ホームの混雑状況



セミコン通勤バス
(バス乗車を待つ従業員の列)

◆JR豊肥本線の輸送力強化
・空港までの快速運行の実現や豊肥本線の効率的な運行ダイヤの設定による利便性向上に向け、輸送力強化を実施
(想定している整備内容)
➢同時進入化(武蔵塚、原水)
➢行違い・同時進入化(東海学園前)
➢駅間が長い区間での信号所整備

◆空港アクセス鉄道の整備
・空港へのアクセス改善、半導体関連産業の集積地における公共交通網の充実、強化を図る
➢整備延長:約6.8Km
➢概算事業費:約610億円
➢R8:鉄道事業許可申請予定
➢R9:整備着手予定

◇ 沿線人口増加率(H27~R7)
➢ 合志市 10.0%(+5.8千人)
➢ 菊陽町 8.8%(+3.6千人)
➢ 大津町 8.7%(+2.9千人)

◇ 阿蘇くまもと空港利用者数 ※過去最高を記録
➢ 約136万人(R3年度)→約385万人うち国際線64万人(R7年度)
◇ 阿蘇くまもと空港国際線定期便数 ※地方空港No.1
➢ 運休(R3年度)→6路線 週46便(R8.6.13時点)
※台湾4路線(台北、台中、台南、高雄)含む
◇ 空港ライナー(ジャンボタクシー)利用者数
➢ 約6万人(R3年度)→約17万人(R7年度)

Ⅱ　最低賃金引上げに伴う県の支援策

持続的な成長・発展を目指す小規模事業者に対する支援

予算額72億円（R7.11月補正+R8.3月専決+R8.6月補正）
くまもと型小規模事業者持続化補助金[商工振興金融課]
通称「くまもと型応援補助金」

○　小規模事業者は、地域コミュニティ・経済・文化の担い手として、地域経済基盤を維持し、地域のニーズに細やかに対応する役割が期待されている一方で、物価高騰や構造的な人手不足、大幅な賃上げなど、直面する状況は依然として厳しい
○　激変する環境において、持続的な成長・発展を目指し、賃上げ原資の確保をはじめ経営課題の解決に向けて前向きに取り組む小規模事業者を支援する

くまもと型小規模事業者持続化補助金

○事業内容
　持続的な成長・発展を目指し、賃上げ原資の確保をはじめ経営課題の解決に前向きに取り組む小規模事業者に対して、次に掲げる取組みに要する経費の一部を補助
　①コスト削減（省エネ設備の導入等）
　②生産性向上（デジタルツールの導入等）
　③売上増加（展示会への出展等）
　④付加価値訴求（SNSを活用した広告等）
　⑤人材確保（求人広告の掲載等）

○負担割合：県9/10 重点支援交付金 、小規模事業者1/10

○補助上限額：

従業員数	補助上限額
０人（従業員なし）	**２０**万円
１～４人	**５０**万円
５～９人	**１００**万円
１０～２０人	**２００**万円

○事業期間：令和7～8年度

○申請受付期間
　令和8年(2026年)2月24日～令和8年(2026年)3月31日

＜申請受付結果＞
　○申請件数　15,075件（3/31時点）
　○申請金額　66億86百万円（3/31時点）

＜交付決定状況＞
　○決定件数　7,102件（7/17時点）
　○決定金額　31億82百万円（7/17時点）

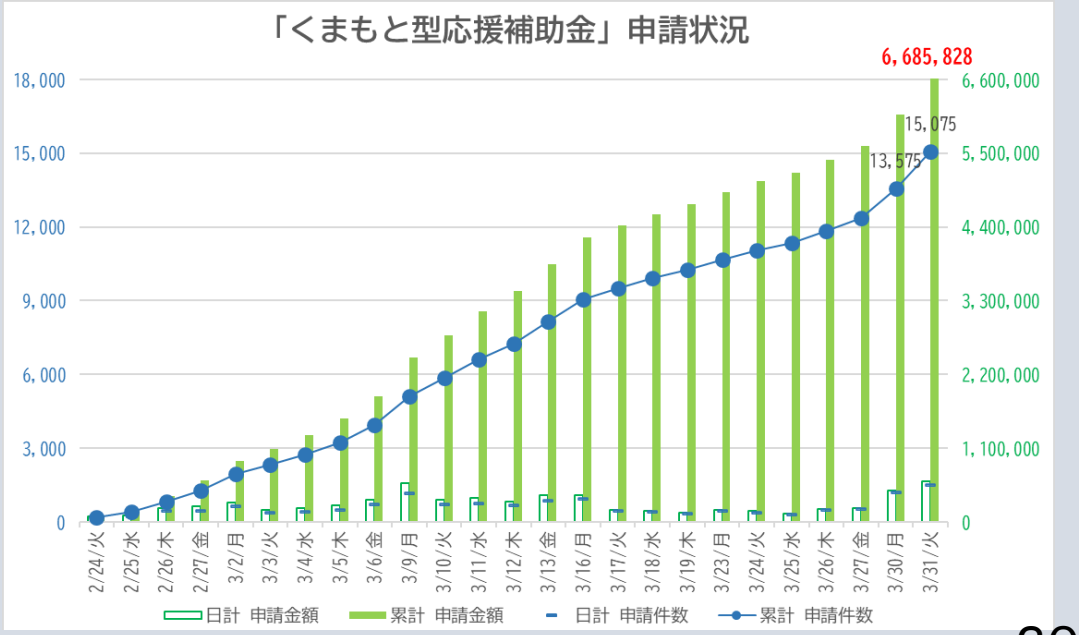

生産性向上等に取り組む中小・小規模事業者への支援

11月補正 拡

予算額4億56百万円（－）
中小・小規模事業者生産性・売上げ向上後押し事業
［商工振興金融課］

○ 地域を支える中小・小規模事業者には、長引く物価高騰や深刻な人手不足等の影響により厳しい経営環境が続く中、全国最大の引き上げ幅となった最低賃金への対応も求められている
○ 持続的発展を志向し、業務改善・設備投資により生産性の向上等に前向きに取り組む事業者をさらに後押しすることで、「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環の実現を図る

＜現状・課題＞

○ 国・県においては、中小・小規模事業者が様々な環境変化に対応できるよう、生産性向上等に資する設備投資や販路開拓、デジタル化等に対する補助事業の実施により支援

○ 一方で、本県における最低賃金は、全国最大の引き上げ幅(82円)で過去最高額となる1,034円に改正(R8.1.1発効)された

○ 地域の経済と雇用を支える中小・小規模事業者が賃上げできるよう一層の環境整備が求められている（R7.10.15、熊本労働局長から知事あてに協力依頼あり）

○ 持続的・構造的賃上げに向け、事業者が利益を出し、賃上げの原資を確保できるよう、自己負担分を軽減する上乗せ補助を行うことで生産性向上等の取組みを強力に後押しする

＜事業概要＞

国	※は新たに追加	熊 本 県
持続化補助金	事業再構築補助金	くまもと型補助金(R7)
ものづくり補助金	新事業進出補助金	後継ぎ応援事業補助金
ＩＴ導入補助金／デジタル化・ＡＩ導入補助金※	成長加速化補助金※	
省力化投資補助金	大規模成長投資補助金※	
事業承継・引継ぎ補助金／事業承継・M&A補助金	業務改善助成金※	

○県事業費：4億56百万円

○事業内容：①国・県の補助事業を活用して生産性向上等に取り組み、②令和7年度の最低賃金引上げを受けて全従業員の賃上げを実施し、③パートナーシップ構築宣言を行った事業者に対し、①の補助事業に係る自己負担分の一部を補助

○負担割合：国 1/3～4/5※、県 1/10～17/30※ 重点支援交付金 、事業者 1/10※
（※ ①の補助事業により異なる）
＊商工団体の事務費は県10/10

○補助上限額：6.2万円～200万円※
（※ ①の補助事業により異なる）

○事業主体：中小・小規模事業者
＊商工団体を通じた間接補助

○事業期間：令和7～8年度

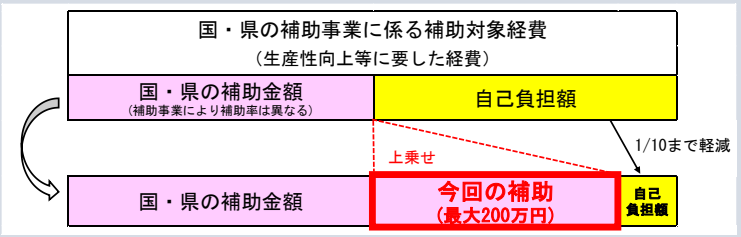

＜イメージ図＞

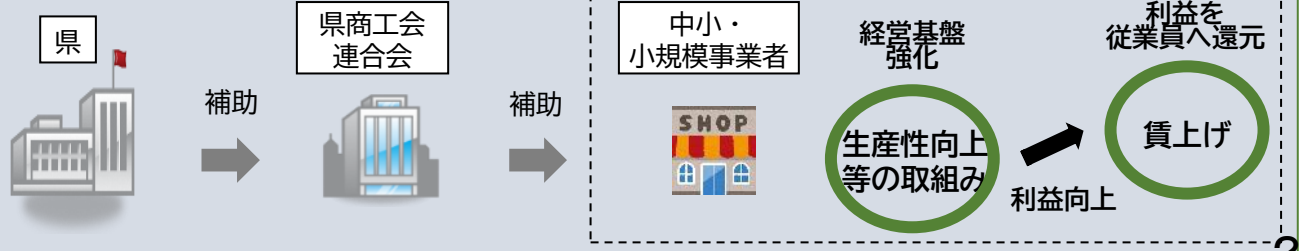

Ⅱ-⑥ 人材確保・育成に取り組む事業者への支援

新　２月補正

予算額2億41百万円（－）
［労働雇用創生課］

【経済対策に合わせた独自の地域活性化策】

○　中小・小規模事業者における人手不足解消のためには、働きやすい職場環境の整備や、従業員の能力開発による生産性向上の取組みが必要不可欠

○　女性や高齢者を対象とした多様な働き方の推進や、従業員のリスキリングといった人材確保・育成に取り組む事業者を支援することで、人手不足解消を図る

１　女性・高齢者の活躍に向けた就労応援事業

＜現状・課題＞

○賃上げや物価高騰の影響がある中でも中小・小規模事業者が人材を確保していくためには、女性や高齢者等の個々の事情に応じた多様な働き方の推進が必要

○また、女性の社会進出は進んできたものの、職場の環境整備が進んでいない事業所もある

＜事業概要＞

○全体事業費：1億63百万円

○事業内容

(1)スポットワークの活用や短時間正社員制度の創設等による短時間・短期間雇用の取組みに対する助成
（例：スポットワーク仲介業者への手数料や短時間正社員制度を創設する際の専門家への相談料等）

(2)事業所内の女性専用施設・設備（更衣室、休憩室等）の整備に対する助成

○負担割合：県3/4 重点支援交付金 、事業者1/4



○事業主体：中小・小規模事業者

○事業期間：令和7～8年度

２　リスキリング応援事業

＜現状・課題＞

○変化の激しい時代において、中小・小規模事業者が持続的に成長するためには、新たな技術や知識の習得、ＤＸ化や生成ＡＩ活用など、従業員の能力開発が必要

○また、育児休業中の従業員が自らスキルアップに取り組むことで、育児と仕事の両立を実現することにより、離職を防ぎ、企業で活躍する人材を確保する必要がある

＜事業概要＞

○全体事業費：78百万円

○事業内容

各種研修機関が実施する講座・研修等を従業員が受講する場合に必要となる経費の一部を助成

※国の人材開発支援助成金の支給対象外となる10時間未満の研修等が対象

○負担割合：県3/4 重点支援交付金 、事業者1/4



○事業主体：中小・小規模事業者

○事業期間：令和7～8年度

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

資料２

公正取引委員会の適正な価格転嫁の実現に向けた取組及び取適法の推進状況

令和８年７月３０日
公正取引委員会事務総局
九州事務所

適正な価格転嫁の実現に向けた公正取引委員会の取組①

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

令和７年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の概要①

今回の調査の背景

➢ 公正取引委員会は、価格転嫁円滑化に関する政府全体の施策「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、令和４年１月26日に下請法運用基準を改正し、同年２月16日、公正取引委員会のウェブサイト上の「よくある質問コーナー(独占禁止法)」（独占禁止法Q&A）において、下記の①又は②に該当する行為が独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の一つに該当するおそれがあることを明確化。

独占禁止法Q&A（公正取引委員会ウェブサイト「よくある質問コーナー(独占禁止法)」のQ20）

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

➢ 上記の独占禁止法Q&Aに該当する行為が疑われる事案や価格転嫁の状況等の把握のため、**令和４年度に「緊急調査」**（令和４年度調査）、**令和５年度に「特別調査」**（令和５年度調査）を実施。また、令和５年11月29日に、**「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（労務費転嫁指針）**を策定・公表。そして、**令和６年度に「特別調査」**（令和６年度調査）を実施。

➢ 令和６年度調査での主な取組は次のとおり。

✓ 令和６年度調査では、書面調査及び立入調査を実施し、独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた発注者及び労務費転嫁指針に沿った行動を採らなかった発注者に注意喚起文書を送付。また、令和５年度調査で注意喚起文書送付の対象となった発注者8,175名及び事業者名公表の対象となった10名に対しフォローアップ調査を実施。

✓ 令和６年度調査の結果、労務費転嫁指針の公表から約半年が経過した時点での認知度は48.8%であった。また、労務費の要請受諾率(注)は令和５年度調査よりも上昇しているものの、サプライチェーンの段階を遡るごとに低下している実態があり、更に労務費転嫁指針の認知度を高めるために引き続き積極的な周知が必要であると考えられた。

(注)令和６年度以前の調査では「転嫁率」としていたもの。発注者が受注者の価格転嫁の要請額に対して受諾した金額の割合であることを踏まえ、本年度の調査から「要請受諾率」としている。

価格転嫁の状況や労務費転嫁指針のフォローアップ等の把握を目的として
「**令和７年度　価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査**」（令和７年度調査）を実施。

適正な価格転嫁の実現に向けた公正取引委員会の取組②

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

令和７年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の概要②

令和７年度調査の概要

【通常調査（書面）】（対象事業者数　110,000名）
- 受注者・発注者の双方の立場での回答を求める調査。
- 令和６年度調査の結果、コストに占める労務費の割合が高いこと又は労務費の上昇分の価格転嫁が進んでいないことが判明した「労務費重点21業種」を含む43業種が対象。
- 労務費転嫁指針のフォローアップや価格転嫁の円滑化の取組の状況等を調査。

【令和６年度調査における注意喚起対象13,929名に対するフォローアップ調査（書面）】
- 注意喚起対象13,929名について価格転嫁円滑化の取組の状況、労務費転嫁指針に沿って行動しているか等を調査。

【事業者名公表３名に対するフォローアップ調査】
- 令和６年度に事業者名公表の対象となった３名（事業者名公表３名）について、価格転嫁円滑化の取組の状況等を調査（19ページ参照）。

【労務費転嫁指針に基づく積極的な取組に関する調査】
- 労務費転嫁指針を認知し、同指針に沿った取組を行っている発注者及び受注者92名から、他の事業者の参考となる取組事例を聴取。

書面調査の結果を踏まえた立入調査
全都道府県において資本金1000万円以下の発注者に対しても重点的に
（462件実施）

- 独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた発注者4,334名に、注意喚起文書を送付
- 労務費転嫁指針上の独占禁止法及び取適法違反の要件に直接結び付く発注者としての行動指針に沿った行動を採らなかった9,747名に、注意喚起文書を送付

調査の結果・・・

○　サプライチェーンにおいては多重委託構造が存在し、かつ、取引段階を遡るほど、価格転嫁が円滑に進んでいないことがうかがわれる。
○　労務費転嫁指針を知っている事業者の方が、価格交渉において、労務費の上昇を理由とする取引価格の引上げが実現しやすい傾向にある。

適正な価格転嫁の実現に向けた公正取引委員会の取組③

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

価格転嫁が円滑に進んでいない業種のサプライチェーンの例

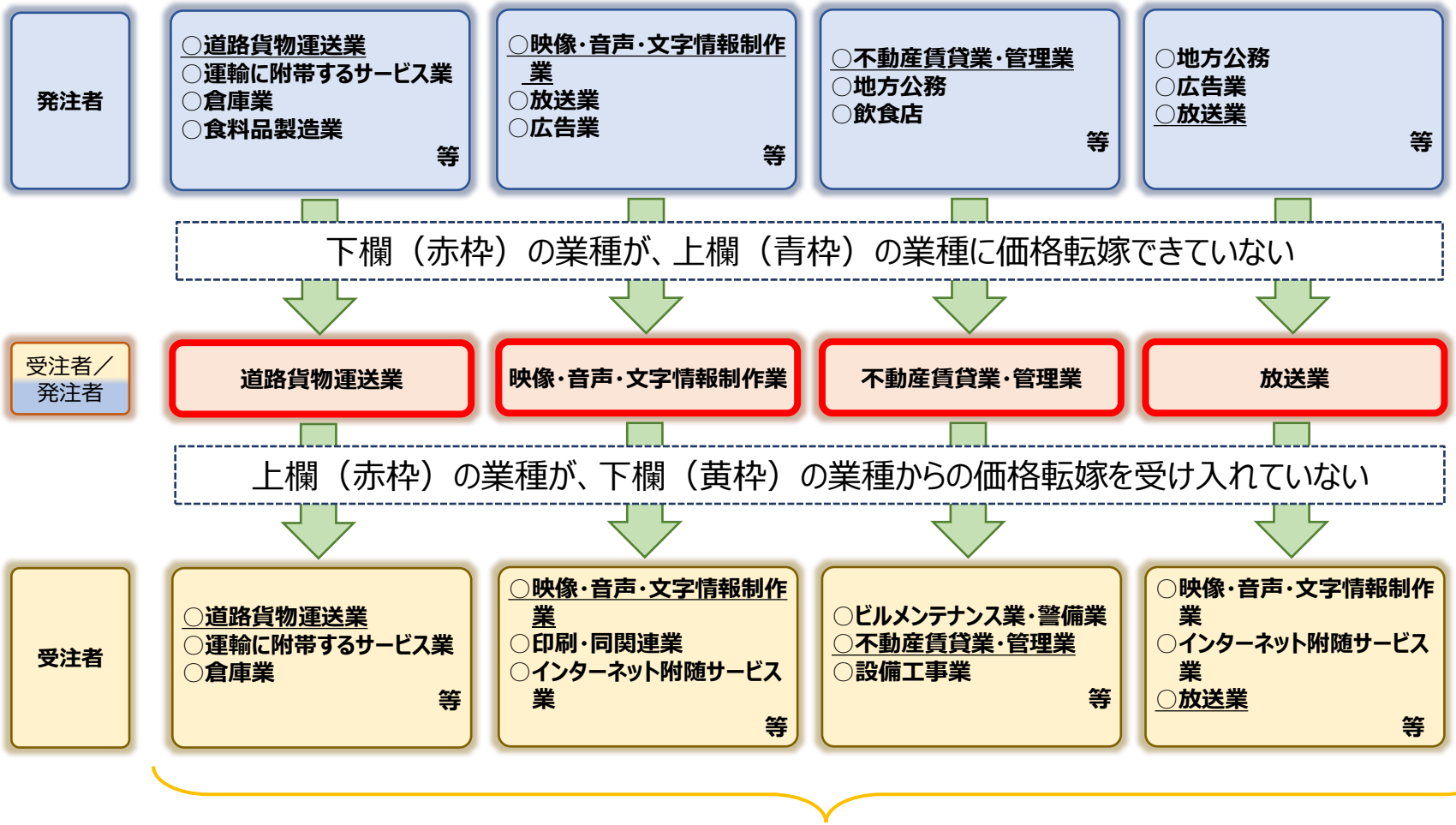

これらのサプライチェーンにおいては多重委託構造が存在し、かつ、価格転嫁が円滑に進んでいないことがうかがわれる。

適正な価格転嫁の実現に向けた公正取引委員会の取組④

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

サプライチェーンの各段階における価格転嫁の状況

引上げ品目率(注)が７割以上の受注者の割合

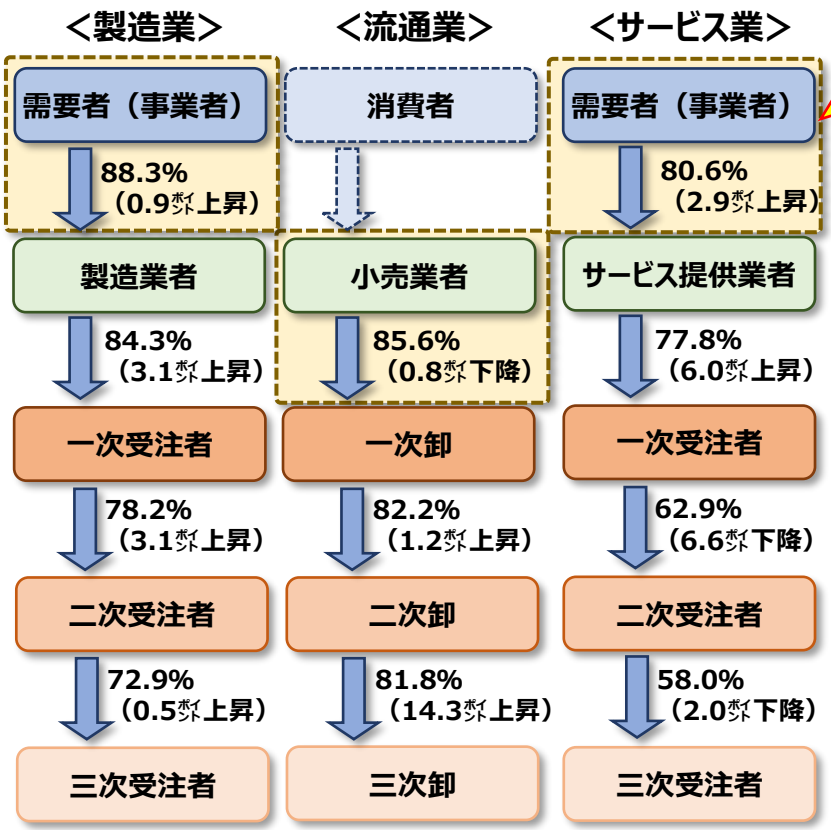

事業者間の最初の取引段階ではいずれも80%超

改善された点

・ 令和６年度調査と比較して、製造業、流通業では各サプライチェーンの各取引段階で、引上げ品目率がおおむね緩やかに上昇。

課題

・ 引き続き、各サプライチェーンの一次受注者、二次受注者と段階を遡るほど、引上げ品目率は低い傾向にある。

特にサービス業において、一次受注者以降、引上げ品目率が低い傾向にある。

（注） 要請した商品・サービスの数に対して取引価格が引き上げられた商品・サービスの数の割合。

適正な価格転嫁の実現に向けた公正取引委員会の取組⑤

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

要請受諾率（受注者の価格転嫁の要請額に対して受諾された金額の割合）（注）

《要請受諾率》

コスト種別	令和５年度調査	令和６年度調査	令和７年度調査
労務費	45.1%	62.4%	67.4%（5.0㌽上昇）
原材料価格	67.9%	69.5%	72.8%（3.3㌽上昇）
エネルギーコスト	52.1%	65.9%	69.0%（3.1㌽上昇）

《サプライチェーンの段階別の要請受諾率》

サプライチェーンの段階	労務費	原材料	エネルギー
需要者 ⇒ 製造業者等	68.9%	72.8%	70.8%
製造業者等 ⇒ 一次受注者	67.4%	73.3%	69.4%
一次受注者 ⇒ 二次受注者	62.3%	71.4%	65.1%
二次受注者 ⇒ 三次受注者	56.6%	67.3%	58.5%

業種別・サプライチェーンの段階別の要請受諾率

（製造業）

サプライチェーンの段階	労務費	原材料	エネルギー
需要者 ⇒ 製造業者	71.7%	75.0%	73.0%
製造業者 ⇒ 一次受注者	69.7%	76.9%	72.6%
一次受注者 ⇒ 二次受注者	64.8%	74.0%	67.2%
二次受注者 ⇒ 三次受注者	58.1%	69.9%	60.5%

（サービス業）

サプライチェーンの段階	労務費	原材料	エネルギー
需要者 ⇒ サービス提供業者	65.7%	69.1%	67.7%
サービス提供事業者 ⇒ 一次受注者	62.2%	63.4%	60.7%
一次受注者 ⇒ 二次受注者	54.2%	54.1%	51.7%
二次受注者 ⇒ 三次受注者	45.3%	41.8%	38.3%

（流通業）

サプライチェーンの段階	労務費	原材料	エネルギー
小売業者 ⇒ 一次卸	69.7%	75.0%	70.9%
一次卸 ⇒ 二次卸	63.4%	76.2%	68.0%
二次卸 ⇒ 三次卸	63.3%	72.6%	68.1%

（注）この要請受諾率は、受注者が価格転嫁を要請した場合に、要請した額に対してどの程度取引価格が引き上げられたかを示すものであるが、その要請額は、実際のコストの上昇分の満額ではなく、上昇分のうち受注者が発注者に受け入れられると考える額に抑えられている可能性があることに留意する必要がある。

適正な価格転嫁の実現に向けた公正取引委員会の取組⑥

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

独占禁止法Q&Aに係る注意喚起文書の送付

- 独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた**発注者4,334名に対し、独占禁止法Q&Aに係る注意喚起文書を送付。**
- **通常調査の回答者数に占める注意喚起文書送付対象者数の割合は、令和４年度調査21.2%→令和５年度調査14.7%→令和６年度調査13.3% →令和７年度調査9.8%と低下傾向。**
- 令和７年度調査を実施する前に、２年度連続で注意喚起文書送付の対象となった発注者2,357名に対し、個別に、独占禁止法Q&Aの理解促進と労務費転嫁指針の周知を図ったところ、令和７年度調査において、大半は注意喚起文書送付の対象から外れた。
- 調査対象43業種ごとの送付件数は下表のとおり（件数の多い順（注１））。

業種名	通常調査	フォローアップ	業種名	通常調査	フォローアップ	業種名	通常調査	フォローアップ
情報サービス業	273	92	道路貨物運送業	90	23	不動産取引業	48	7
協同組合	207	108	映像・音声・文字情報制作業	80	28	各種商品小売業	43	9
機械器具卸売業	147	57	不動産賃貸業・管理業	71	35	倉庫業	30	16
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	144	47	技術サービス業	81	24	非鉄金属製造業	28	17
化学工業	137	44	輸送用機械器具製造業	66	33	自動車整備業	29	15
生産用機械器具製造業	138	38	機械器具小売業	70	27	鉄鋼業	26	18
金属製品製造業	124	47	パルプ・紙・紙加工品製造業	65	17	各種商品卸売業	28	10
食料品製造業	119	46	飲食料品小売業	63	17	インターネット附随サービス業	25	9
総合工事業	118	39	業務用機械器具製造業	52	25	医療品卸売業・医療用品卸売業	23	11
電気機械器具製造業	104	48	電子部品・デバイス・電子回路製造業	45	27	情報通信機械器具製造業	23	10
飲食料品卸売業	103	36	広告業	56	15	家具・装備品製造業	15	9
はん用機械器具製造業	100	24	ビルメンテナンス業・警備業（その他の事業サービス業）	52	15	通信業	14	6
印刷・同関連業	83	37	運輸に附帯するサービス業	48	18	石油製品・石炭製品製造業	13	4
窯業・土石製品製造業	75	42	放送業	39	21	酪農業・養鶏業（農業）	4	5
						その他の業種	35	24

（注１） 順番は通常調査とフォローアップ調査の合計件数。

（注２） 業種名は、原則として日本標準産業分類（令和５年７月告示 総務省）上の中分類による。ただし、「不動産賃貸業・管理業」については小分類の「貸家業、貸間業」及び「駐車場業」を除外、「その他の事業サービス業」については細分類の「ビルメンテナンス業」及び「警備業」のみ対象、「不動産取引業」については小分類の「不動産代理業・仲介業」を除外、「その他の卸売業」については細分類の「医薬品卸売業」及び「医療用品卸売業」のみ対象、「農業」については細分類の「酪農業」及び「養鶏業」のみ対象。

適正な価格転嫁の実現に向けた公正取引委員会の取組⑦

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

労務費転嫁指針のフォローアップの結果①

➢ **労務費転嫁指針の認知度は、約60%と一定程度進んだが道半ば。**他方、**労務費転嫁指針を知っている事業者の方が**、価格交渉において、**労務費の上昇を理由とする取引価格の引上げが実現しやすい**傾向に変わりはない。

《労務費転嫁指針の認知度》（注１）

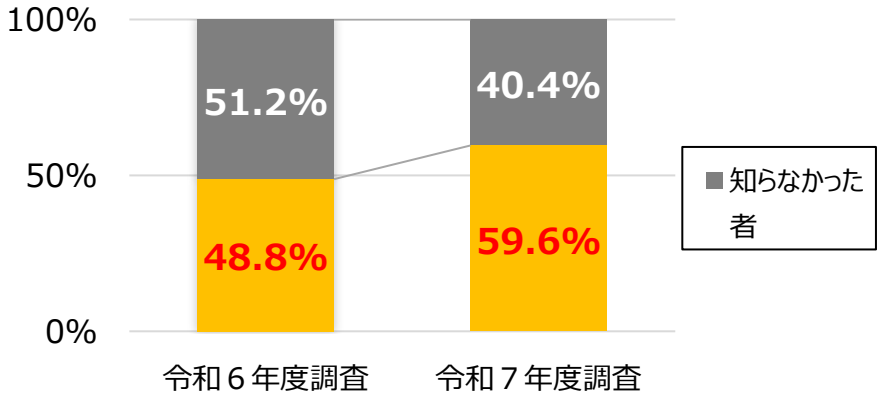

（注１）**発注者・受注者**の立場を問わず、労務費転嫁指針について「知っていた」と回答した割合。

- ✓ 労務費転嫁指針の認知度を**都道府県別**にみると、全ての都道府県において「知っていた」と回答した者が50%を超えた。
- ✓ 労務費転嫁指針の認知度を**業種別**（注２）にみると、

上位５業種は、放送業（80.5%）、**輸送用機械器具製造業（73.2%）**、**ビルメンテナンス業・警備業（71.4%）**、石油製品・石炭製品製造業（69.9%）及び情報通信機械器具製造業（69.6%）

下位５業種は、酪農業・養鶏業（農業）（42.7%）、**不動産取引業（43.4%）**、飲食料品小売業（44.1%）、**自動車整備業（45.1%）**及び飲食料品卸売業（49.3%）

（注２）下線の業種は労務費重点21業種。

《労務費の上昇を理由として取引価格の引上げが行われた割合》（注３）

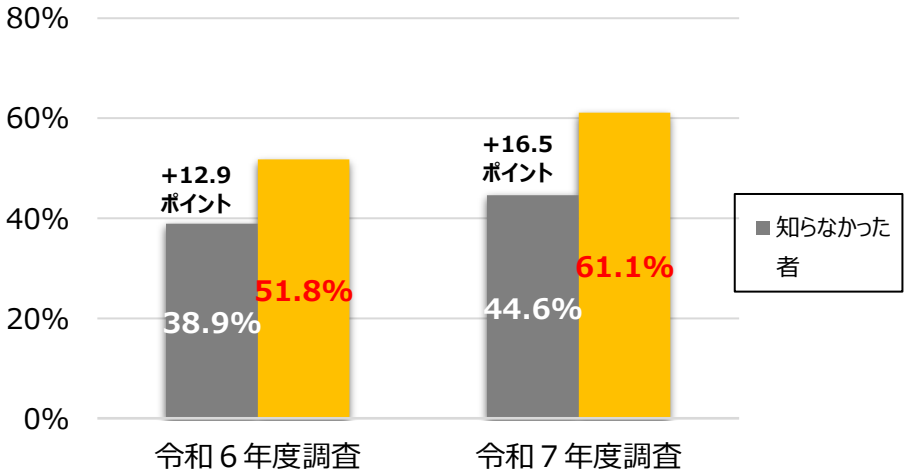

（注３）**受注者**の立場で、「労務費の上昇分として要請した額について、取引価格が引き上げられた」と回答した者の割合を、労務費転嫁指針について「知っていた者」及び「知らなかった者」別に算出したもの。

- ✓ 取引価格が引き上げられたと回答した受注者の割合を労務費転嫁指針の**認知・不知別**にみると、**知っていた者の同割合が知らなかった者の同割合より16.5ポイント高い**。
- ✓ **労務費重点21業種全て**においても同様に、**労務費転嫁指針を知っていた者の同割合が知らなかった者の同割合より高い**。

適正な価格転嫁の実現に向けた公正取引委員会の取組⑧

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

労務費転嫁指針のフォローアップの結果②

- **労務費に係る価格協議は、多くの取引について行われるようになっている。**
- **労務費の要請受諾率は令和６年度調査より上昇**している。他方、労務費の要請受諾率の状況をサプライチェーンの段階別にみると、**製造業者等から一次受注者、一次受注者から二次受注者等と段階を遡るほど、労務費の要請受諾率は低くなり、価格転嫁が十分に進んでいない状況に変わりはない。**

《労務費に係る価格協議の状況》（注１）

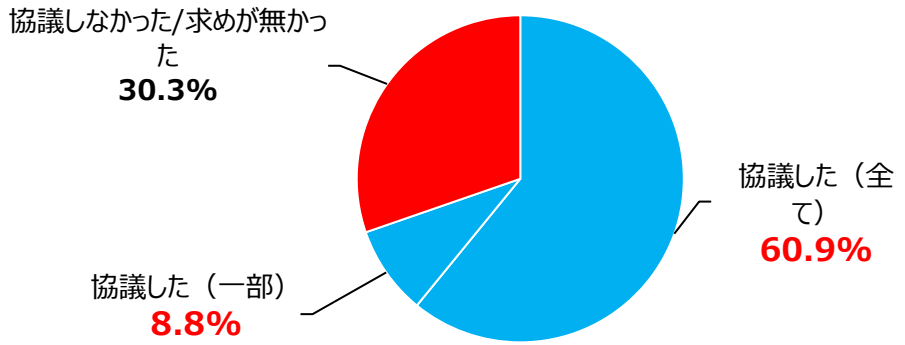

✓ **全ての商品・サービスについて価格協議をした割合は60.9%**（**一部の商品・サービスについて価格協議をした場合も含めると69.7%**）。

（注１）**発注者**の立場で、受注者からの労務費上昇を理由とした取引価格の引上げの求めに応じて、価格協議をしたか否かの割合。

《労務費の要請受諾率》（注２）

（受注者の価格転嫁の要請額に対して引き上げられた金額の割合）

令和６年度調査	**令和７年度調査**
62.4%	**67.4%** (5.0ポイント上昇)

（注２）この要請受諾率は、受注者が価格転嫁を要請した場合に、要請した額に対してどの程度取引価格が引き上げられたかを示すものであるが、その要請額は、実際の労務費の上昇分の満額ではなく、上昇分のうち受注者が発注者に受け入れられると考える額に抑えられている可能性があることに留意する必要がある。

《サプライチェーンの段階別の労務費の要請受諾率》（注２）

サプライチェーンの段階	令和６年度調査	令和７年度調査
需　要　者 ⇒ 製造業者等	66.5%	**68.9%** (2.4ポイント上昇)
製造業者等 ⇒ 一次受注者	61.0%	**67.4%** (6.4ポイント上昇)
一次受注者 ⇒ 二次受注者	56.1%	**62.3%** (6.2ポイント上昇)
二次受注者 ⇒ 三次受注者	49.2%	**56.6%** (7.4ポイント上昇)

適正な価格転嫁の実現に向けた公正取引委員会の取組⑨

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

労務費転嫁指針に係る注意喚起文書の送付

- 取り組まないことが独占禁止法及び取適法違反の要件に直接結び付く発注者としての行動指針に沿った行動を採らなかった**発注者9,747名に対し、労務費転嫁指針に係る注意喚起文書を送付。**
- 調査対象43業種ごとの送付件数は下表のとおり（件数の多い順（注１））。

業種名	通常調査	フォローアップ	業種名	通常調査	フォローアップ	業種名	通常調査	フォローアップ
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	485	51	窯業・土石製品製造業	246	48	各種商品卸売業	116	14
協同組合	396	103	はん用機械器具製造業	238	36	各種商品小売業	106	15
情報サービス業	412	72	道路貨物運送業	221	35	運輸に附帯するサービス業	94	26
飲食料品卸売業	415	50	機械器具小売業	204	24	家具・装備品製造業	89	11
機械器具卸売業	395	57	映像・音声・文字情報制作業	194	22	鉄鋼業	71	19
食料品製造業	414	37	不動産賃貸業・管理業	169	23	非鉄金属製造業	68	20
金属製品製造業	354	73	パルプ・紙・紙加工品製造業	169	20	情報通信機械器具製造業	53	12
総合工事業	379	41	不動産取引業	169	19	石油製品・石炭製品製造業	52	12
生産用機械器具製造業	361	58	輸送用機械器具製造業	139	36	医療品卸売業・医療用品卸売業（その他の卸売業）	53	10
技術サービス業	313	47	業務用機械器具製造業	139	33	倉庫業	45	11
電気機械器具製造業	262	45	広告業	148	23	放送業	37	12
化学工業	250	51	自動車整備業	146	18	インターネット附随サービス業	42	4
印刷・同関連業	261	38	ビルメンテナンス業・警備業（その他の事業サービス業）	131	25	酪農業・養鶏業（農業）	36	3
飲食料品小売業	271	25	電子部品・デバイス・電子回路製造業	123	26	通信業	29	4
						その他の業種	120	23

（注１） 順番は通常調査とフォローアップ調査の合計件数。

（注２） ［　］は、労務費重点21業種（ビルメンテナンス業・警備業は２業種としてカウント）。

（注３） 業種名は、原則として日本標準産業分類（令和５年７月告示 総務省）上の中分類による。ただし、「その他の事業サービス業」については細分類の「ビルメンテナンス業」及び「警備業」のみ対象、「不動産賃貸業・管理業」については小分類の「貸家業、貸間業」及び「駐車場業」を除外、「不動産取引業」については小分類の「不動産代理業・仲介業」を除外、「その他の卸売業」については細分類の「医薬品卸売業」及び「医療用品卸売業」のみ対象、「農業」については細分類の「酪農業」及び「養鶏業」のみ対象。

適正な価格転嫁の実現に向けた公正取引委員会の取組⑩

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

都道府県別の注意喚起文書送付件数

都道府県	独占禁止法Q&A	労務費転嫁指針	都道府県	独占禁止法Q&A	労務費転嫁指針	都道府県	独占禁止法Q&A	労務費転嫁指針
北海道	177	406	長野県	88	261	岡山県	71	165
青森県	46	109	富山県	61	116	広島県	86	226
岩手県	47	101	石川県	50	81	山口県	47	114
宮城県	64	151	岐阜県	66	179	徳島県	22	40
秋田県	31	58	静岡県	124	332	香川県	37	90
山形県	50	110	愛知県	214	604	愛媛県	41	94
福島県	51	119	三重県	55	131	高知県	28	53
茨城県	54	143	福井県	32	77	福岡県	118	307
栃木県	41	116	滋賀県	40	89	佐賀県	22	66
群馬県	49	144	京都府	94	189	長崎県	38	80
埼玉県	121	387	大阪府	353	830	熊本県	39	104
千葉県	80	254	兵庫県	160	332	大分県	27	69
東京都	1,086	1,820	奈良県	26	67	宮崎県	28	70
神奈川県	223	472	和歌山県	34	60	鹿児島県	31	80
新潟県	91	233	鳥取県	18	47	沖縄県	29	52
山梨県	18	64	島根県	26	55			

（注）　通常調査とフォローアップ調査の合計件数。

九州地区における取適法の推進状況①

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

(1)取適法違反被疑事件の処理状況

		件数
指導	うち製造委託等	340
	うち役務委託等	183
		523
勧告	製造委託等	2
	R7年度総措置件数	525

前年度比＋5.0％

措置件数の県ごとの内訳（単位：件）

年度	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	九州地区合計
R7年度	255	37	37	66	51	35	44	525
R6年度	253	38	41	63	33	29	43	500
R5年度	259	36	39	57	41	40	42	514

措置をとった委託事業者の本社所在地により区分している

(2)取適法違反行為の類型別件数

違反行為		製造委託等	役務委託等	合計
手続規定違反（取適法第4条、第7条又は第12条違反）	明示義務	278	30	
	書類等の作成・保存義務	141	22	
		419	52	471
実体規定違反（取適法第5条違反）	支払遅延	139	87	
	製造委託等代金の減額	76	50	
	不当な給付内容の変更・やり直し	27	18	
	他	57	21	
		299	176	475
合計		718	228	946

１件の事件において複数の違反行為類型について措置を採っている場合があるため、手続規定違反及 び実体規定違反の件数の合計と(1)の措置件数とは一致しない。

九州地区における取適法の推進状況②

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

ミネベアアクセスソリューションズ株式会社に対する勧告（概要）

発注者（ミネベアアクセスソリューションズ㈱）

受注者（３７名）

●委託の内容

① 自社が製造を請け負う自動車部品、自動二輪車部品等の部品の製造（３６名）
② 自社が製造を請け負う自動車部品、自動二輪車部品等の部品の製造における取引の相手方等に対する運送（１名）(注１)
をそれぞれ委託



●違反行為の概要（不当な経済上の利益の提供要請）

①遅くとも令和６年１月から令和８年２月１日まで、ミネベアアクセスソリューションズが管理していた金型等を用いて製造する自動車部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、受注者３６名に生じる計８４６個の金型等の保管に係る費用を負担することなく、受注者に当該金型等を保管させた。

※ミネベアアクセスソリューションズは、受注者に対し、保管に係る費用に相当する額（５８０万４４７１円）を支払うなどしている。上記金型等のうち、４４個の金型等を回収し又は廃棄している。

②令和８年１月から同年４月まで、受注者１名に生じる計５４６時間２６分の荷役作業及び附帯業務に係る費用を負担することなく、受注者に当該荷役作業及び附帯業務を行わせた。

※ミネベアアクセスソリューションズは、受注者に対し、荷役作業及び附帯業務に係る費用に相当する額（１２９万８３２５円）を支払っている。

公正取引委員会による勧告の内容

- 今後、中小受託事業者（注２）に対し、不当な経済上の利益の提供要請を行わないこと等を取締役会の決議により確認すること
- 自社の役員及び発注担当者に対して取適法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること　など

（注１）特定運送委託（改正後の取適法で追加）
発荷主が元請運送事業者に対して製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送を委託する取引

（注２）下請法は、令和７年改正により、令和８年１月、取適法と改称された。下請法において「下請事業者」と呼称されていた事業者は、令和８年１月以降になされた製造委託等との関係では「中小受託事業者」と呼称される。

九州地区における取適法の推進状況③

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

違反行為の概要（特定運送委託に係る無償の荷役作業等）

発注元（取引の相手方）



自動車等の部品の製造請負

委託事業者（ミネベアアクセスソリューションズ㈱）

特定運送委託

自社が製造を請け負う当該部品の製造における
取引の相手方等への引渡しに必要な運送を委託

無償の荷役作業及び附帯業務
（不当な経済上の利益の提供要請）





当該物品の運送

中小受託事業者（1名）

※ミネベアアクセスソリューションズは、中小受託事業者に対し、荷役作業及び附帯業務に係る費用に相当する額（１２９万８３２５円）を支払っている。

九州地区における取適法の推進状況④

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

本件のポイント

① 本年１月施行の取適法に基づき勧告を行う**全国で初めて**の事案

② 運送の委託において、役務作業（積込み、取卸し）やその他運送に附帯する業務を無償で提供させていた行為について、勧告を行う**全国で２件目**の事案

③ 宮崎県に所在する事業者に対する勧告としては**２件目**の事案



公正取引委員会公式キャラクター「どっきん」

九州地区における取適法の推進状況⑤

令和７年度における勧告事件

事業内容	違反行為等の概要	関係法条（注）
自動車の整備業 （R7.4.24 勧告）	㈱スズキ自販大分は、顧客から請け負う自動車の板金塗装等の修理業務を下請事業者に委託しているところ、遅くとも令和4年5月から令和6年8月まで、自社が請け負う自動車の修理の顧客に代車として貸し出すために、下請事業者に対し、合計25台の自動車を自己のために無償で提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。 下請事業者8名に対し無償で自動車を提供させたことによる費用相当額は、総額853万6123円である。	下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）
自動車の整備業 （R7.11.27 勧告）	福岡ダイハツ販売㈱は、顧客から請け負う自動車の板金塗装等の修理業務を下請事業者に委託しているところ、遅くとも令和4年8月から令和7年4月まで、自社が請け負う自動車の修理の顧客に代車として貸し出すために、下請事業者に対し、合計76台の自動車を自己のために無償で提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。 下請事業者24名に対し無償で自動車を提供させたことによる費用相当額は、総額1739万5598円である。	下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）

資料３

令和８年度地域別最低賃金改定の目安の中央最低賃金審議会の答申（令和８年７月 28 日）を踏まえた、地方最低賃金審議会委員への会長メッセージ
（戎野会長代理メモ）

１．ビデオメッセージの趣旨

○　今年度も、目安の位置付けの趣旨や、中央最低賃金審議会がとりまとめた令和８年度の目安について、中央最低賃金審議会の会長が伝えるべきところ、今年度は諸般の事情により会長代理である私からお伝えする場をいただいた。今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて、目安をどのように捉えて参考とするのか、また、今年度の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたい。

（参考）全員協議会報告（抜粋）

２　地方最低賃金審議会における審議に関する事項について

（１）目安の位置付け

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にするものとして、その必要性について異論は無かった。その上で、目安が地方最低賃金審議会の審議を拘束するものではないことを改めて確認した。また、この趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを事務局に対し要望する。

１－２．最低賃金の位置付け、考慮要素

○　最低賃金は、最低賃金法第１条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的とするものである。

通常の賃金とは異なり、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の３要素を考慮し公労使の最低賃金審議会の答申を尊重して各都道府県労働局長が決定するものである。

○　引上げ額検討にあたり、考慮する要素としては、様々なものがあるが、基本的な考え方を改めて申し上げると次のとおりである。

・まず、最低賃金は法定の３要素である、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっている。また、生活保護に係る施策との整合性に配慮することも法定されている。
・その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会で目安を示すことになっている。
・また、近年は、政府の閣議決定に配意した審議を求められている。近年の主な配意内容は、中長期の金額目標と、地域間格差是正である。

２．目安の位置付け

○　次に目安について、詳しく申し上げる。
○　令和５年全員協議会報告や、令和８年度目安小委員会報告に記載しているとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたい。

○　したがって、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものである。
　地方最低賃金審議会におかれては、目安及び公益委員見解で述べている３要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上で決定することが望ましい。

（参考）令和８年度　公益委員見解（抜粋）
カ　地方最低賃金審議会への期待等
　目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。
　こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等（消費者物価指数の上昇率、最低賃金の引上げによる影響率など）をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。

３．令和８年度目安のポイント
○　目安の位置付けについて御理解いただいた上で、今年度の目安に関する公益委員見解のポイントを御説明する。

○　今年度の目安についても、３要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で６回に渡って真摯に議論を重ねた。

○　３要素のそれぞれの評価のポイントについて申し上げる。

○　まず「労働者の生計費」について、消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」を基準に、昨年度の審議で、様々な生活必需品の急激な上昇が生じていたことに鑑み参照した、「頻繁に購入」する品目や「１ヶ月に１回程度購入」する品目、「食料」、「基礎的支出項目」などの指標について、今年度も引き続き参照し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要があると判断した。
　こうした中、消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」、「食料」、「基礎的消費支出」、「１か月に１回程度購入」する品目は、引き続き上昇局面にあるが、上昇

率は昨年より鈍化していると判断した。

（参考）
消費者物価指数（令和７年 10 月～令和８年６月）（【　　】は昨年）
・「持家の帰属家賃を除く総合」　　平均 2.1【3.9】％
・「頻繁に購入」する品目　　平均 1.2【4.2】％
・「１か月に１回程度購入」する品目　平均 2.3【6.7】％
・基礎的支出項目　　平均 2.2【5.0】％
・食料　　平均 4.3【6.4】％

○　次に、「賃金」については、連合、経団連、日商の調査結果では、昨年に引き続き高い水準となっていることを確認した。
　また、厚生労働省の 30 人未満企業を対象とした賃金改定状況調査では、第４表①・②・③における賃金上昇率はいずれも昨年の結果を上回った。大企業を対象に含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30 人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果を見ると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模にかかわらず高水準での賃金引上げの状況が継続していると判断した。

（参考）賃金引上げの状況について（【　　】は昨年）
・連合　　全体　5.01【5.25】%、中小　4.69【4.65】%
　　有期・短時間・契約等労働者　6.18【5.81】%
・経団連　　大手企業　5.46【5.38】%、中小企業　4.20【4.35】%
・日商調査　正社員　　全体　　4.29【4.03】%
　　20 人以下企業　3.52【3.54】%
・厚労省　　賃金改定状況調査結果（30 人未満企業）
　　全体　　3.0【2.5】%
　　継続労働者　3.4【3.2】%

○　最後に、「通常の事業の賃金支払能力」については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行った。

○　支払能力については、決め手となる指標がなかなかないわけだが、例年どおり、賃金改定状況調査の第４表が支払能力を反映したものであるということも意識するとともに、売上高経常利益率や従業員一人当たり付加価値額の動向等も確認した。その際、企業の利益が改善の傾向にあること、賃金改定状況調査結果の第４表における賃金上昇率が平成 14 年以降で過去最大となっていることは考慮すべきであるものの、価格転嫁率が示すように、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在していると考えた。また、中東

情勢の影響により、国内企業物価指数について、足下で上昇している点についても留意した。

（参考）通常の事業の賃金支払能力について
・売上高経常利益率（【　　】は昨年）
　資本金 1,000 万円以上
　　四半期ごとで令和６年　７～10%程度で推移【６～10%程度】
　　令和７年の第１四半期　8.0【7.0】%
・価格転嫁　３月調査　（改善）（【　　】は前回９月調査）
　　コスト全体の価格転嫁率　　54.2%【53.5%】
　　一部でも価格転嫁できた　　84.0%【83.2%】
　　全く転嫁できず又はマイナスとなった　16.0%【16.8%】
・労働分配率（【　　】は令和５年度）
　規模計　　64.2%【65.1%】
　資本金 1,000 万円以上　61.4%【62.8%】
　資本金 1,000 万円未満　81.5%【80.0%】
・国内企業物価指数　令和８年６月　7.1%

○　今年度示した目安について、これまでの説明と重複はあるが、３要素のデータを総合的に勘案して目安を示すに当たっては、生計費については、昨年度に引き続き、消費者物価が上昇局面にある中、食料など生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価が高いことに着目するが、その上昇率は、昨年より鈍化していることを考慮した。一方、賃金については、昨年に引き続き高水準の賃上げとなっており、中小企業を含めた賃上げの流れが継続していることを考慮した。また、売上高経常利益率など賃金支払能力に関する項目が改善傾向にある一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在していることを考慮した。また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法の目的にも留意すると、目安額は、全国加重平均としては、今年度は4.9%、55 円を基準として、ランク別の目安額を検討することとした。

○　次に、ランクごとの目安額について。近年、配意を求められている政府の閣議決定では、「地域間格差の是正」が盛り込まれているほか、そもそも目安が全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであることに鑑み、中央最低賃金審議会として、地域間格差への配慮の観点から、少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であると考えた。

○　その上で、賃金改定状況調査結果第４表①②における賃金上昇率がＣランクとＢランクが同率となり、Ａランクよりも高くなっていること、第４表①②③における、ＡランクとＢランク、ＢランクとＣランクの差が昨年より拡大していることなどを考慮すると、Ａラ

ンクと比較し、Ｂランクを相対的に高くするとともに、Ｃランクを昨年度以上に高くすることが適当と考えた。

これらのことを考慮した結果として、具体的には、Ａランク 54 円・4.5%、Ｂランク 56 円・5.2%、Ｃランク 56 円・5.4%としたところである。

○　公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめている。また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のものも含まれているので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参考とされたい。なお、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮していただくため、厚生労働省の事務局に対して、都道府県別のデータ有無を明らかにする等の要請も小委員会の議論の中であった。これについては、今後労働局には伝達されると承知しているので、適宜参考にされたい。

４．目安全協のとりまとめについて

○　また、中央最低賃金審議会では、昨年度の地方での審議結果を踏まえ、令和８年６月 23 日に「目安制度の在り方に関する全員協議会」において、令和８年度以降の審議に向けて「論点と考え方の整理」を取りまとめた。地方最低賃金審議会には、ここに記載の「対応方針」を丁寧にお読み取りいただき、これを踏まえた審議を行うことを改めて要望する。

（参考）令和７年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理（令和８年６月 23 日）（抜粋）

２　近隣県等との過度な競争意識や最下位回避の意識による地域の実態と乖離した引上げについての考え方

（２）対応方針

○　令和５年に開催された全員協議会では、「最低賃金法第９条第２項 の３要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであること」を確認し、合意が得られたところであり、今後も、この基本的な考え方に基づいて、中央及び地方最低賃金審議会で審議を行うべきである。

○　とりわけ、近隣県等との金額のみの比較だけで当該地域の最低賃金額を決めることや、最下位を避けたいという動機から、地域の実態と乖離した引上げ額を導き出すことは適切でなく、法定３要素のデータを総合的に考慮して地域別最低賃金額を決定すべきである。

○　審議の結果、示された最低賃金額だけを捉えて「高すぎる」「低すぎる」との批判が生じることは適当でなく、目安額に大幅な上乗せをするのであれば、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で明らかにすべきである。

○　なお、令和７年度の審議では、一部で、地方最低賃金審議会の開催を予定していたものの、審議せずに審議日程を延期する動きも見られたが、これが仮に他地域の審議結果のみをもって当該地域の最低賃金額を決めたいとの意向によるものだとすれば、法定３要素のデータに基づく審議という最低賃金額の決め方そのものへの疑義を生じかねないことに

留意が必要である。

○　また、特に前年度、例年以上に高い引上げを行った場合、翌年度の審議では、その影響等を公労使委員間で確認した上で、当該年度の審議を行うべきである。

○　地方最低賃金審議会において、総合指数など様々な指標を活用し、全国における当該地域の位置づけを踏まえて地域別最低賃金額を決める事例も見られる。総合指数などの様々な指標を活用することは、地域の法定３要素の状況を勘案する際の一つの方法だと考えられるが、可能な限り最新のデータを用いて、法定３要素それぞれのデータを確認すべきである。その上で、他地域との比較を行う上では、当該地域の日本全体での位置づけを総合的に考慮すべきである。

○　また、中央最低賃金審議会で用いられた指標のうち、一部について都道府県別データがなく、地方最低賃金審議会委員が対応に苦慮しているという意見があった。厚生労働省は、当該年度の中央最低賃金審議会の審議で用いたデータのうち、都道府県別データがないものについて、利用可能な資料やデータの参考事例等の丁寧な情報提供に努めることとする。

３　発効日についての考え方

（４）対応方針

○　公労使委員それぞれが、発効日が引上げ額との間で「交渉材料」となっていることへの課題意識や、地方最低賃金審議会における公労使委員間の建設的な議論につながる基盤や指針を示すべきではないかとの認識を示した。そこで、議論を踏まえて、発効日の在り方について、次の基本的考えを確認した。

・発効日は、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、発効の時点を規定する最低賃金法第 14 条第２項に「公示の日から起算して 30 日を経過した日（公示の日から起算して 30 日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）」とされており、指定日発効とする場合は、その必要性について広く理解を得られるかなどの観点から、各地方最低賃金審議会の公労使委員間で、十分に議論して決定すること。

・発効日について、大幅な引上げ額を確保するための過度な交渉材料とするべきではない。発効日に関する主な考慮要素として、全員協議会で示された課題、労働者の生活や企業経営に与える影響、例えば災害など様々な地域の事情について、公労使委員間で十分に議論した上で、発効日について判断すること。特に企業の支払いのための準備期間を主な理由として指定日発効とする場合、企業が賃金原資の確保や給与規程の見直し等に要する具体的な期間について、公労使委員間で十分に議論を行うこと。また、指定日発効とする場合には、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で、できる限り明らかに示した上で決定すべきこと。

・指定日発効とした地方最低賃金審議会においては、その影響等を把握した上で、翌年度の審議を行うべきであること。

５．さいごに

○　以上述べてきたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を重ねてきたところである。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考に、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき公労使による建設的で真摯な議論が行われることを切に期待している。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果について注目している。

【挨拶はこれで以上】

（参考）令和８年度　公益委員見解（抜粋）

カ　地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。

こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等（消費者物価指数の上昇率、最低賃金の引上げによる影響率など）をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。

その際、今年度の目安額は、消費者物価が引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年より鈍化していることや、春季賃上げ妥結状況を始めとする賃金上昇率が昨年に引き続き高い水準となっていることを考慮するとともに、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にある一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在していること、地域間格差の是正を引き続き図ることも踏まえて検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。

その上で、令和７年度の地域別最低賃金については、地域ごとに異なる経済状況等も考慮の上、各地方最低賃金審議会における審議の結果、39 道府県で目安額を上回る答申が出され、うち 11 県では、目安額を 10 円以上上回る高い引上げ額となり、また、発効日についても、11 月以降を発効日とする地域が 27 府県に達し、令和８年１月１日以降を発効日とする地域も６県あった。

こうした令和７年度の地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえ、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」において、令和８年度以降の審議に向けて、「令和７年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」（令和８年６月 23 日）をとりまとめており、同とりまとめの２（２）及び３（４）に記載された「対応方針」を踏まえた審議を行うことを要望する。

また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第９条第３項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。
最低賃金引上げの影響については、近年大幅な引上げがなされている中で、雇用情勢等の指標の状況を見ると大きな影響は確認できていないが、令和５年全員協議会報告の３（１）に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。今年度も、影響率の詳細な分析や、雇用保険被保険者数、雇用保険適用事業所数、都市部と郡部の企業別の影響把握などを中央最低賃金審議会として行ったところであり、今後も丁寧に影響把握を行った上で、公労使で目安の検討を行うことが適当である。

資料4-1

令和８年７月 28 日

厚生労働大臣　上野　賢一郎　殿

中央最低賃金審議会
会長　藤村　博之

令和８年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和８年６月 26 日に諮問のあった令和８年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

１　令和８年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。

２　地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙１）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙２）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。

３　地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙１の２に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。

４　中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年１％程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

５　生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

６　また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、「労働供給制約社会における

中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の着実な実行により、価格転嫁・取引適正化の更なる徹底、成長志向の企業や生産性向上への支援強化、M&A・事業承継等による事業再編の推進、賃上げの促進、経営改革等のための伴走支援体制の強化等を推進することを要望する。その際、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

7　価格転嫁対策については、令和８年１月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引Ｇメンの拡充等を通じた執行体制強化と、現場への浸透に向けた一層の周知徹底を行い、あわせて、地方組織を含めた公正取引委員会の体制面の抜本的な強化を図ることを要望する。

8　また、取適法対象外の取引への規制強化に向け、独占禁止法上の告示、知的財産権等の適切な取引に関する指針等の周知・遵守徹底を図ることを要望する。

9　さらに、ＢtoＣ事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

10　地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」により、2027 年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を 100％実施することを要望する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進することを要望する。

11　「省力化投資促進プラン」の更なる充実・拡充を図るとともに、業種ごとの KPI の達成状況についてフォローアップを行って進捗を見える化し、実績に応じて更なる対応策を検討することを要望する。

12　また、中小企業省力化投資補助金、デジタル化・ＡＩ導入補助金、業務改善助成金等の各種補助金・助成金や、省力化ナビ、各都道府県の生産性向上支援センター等の業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進に取り組むことを要望する。

13　また、いわゆる「年収の壁」への対応として、昨年７月に拡充したキャリアアップ助成金による事業主への支援や、今年４月から開始した被扶養者の新たな認定方法の取扱いの円滑な実施に取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

令和８年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和８年７月 28 日

１　令和８年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和８年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	54 円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	56 円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	56 円

２（１）目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」における「令和７年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」（令和８年６月 23 日）で「最低賃金法第９条第２項の３要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」（令和５年全員協議会報告の１（２））との基本的な考え方に基づいて、今後も中央及び地方最低賃金審議会で審議を行うべきであると合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「日本成長戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2026」に配意し、最低賃金法第９条第２項の３要素を考慮した審議を行ってきた。

ア　労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」（ウエイト 8,420）は、昨年の改定後の地域別最低賃金額が発効した時期である令和７年 10 月から令和８年６月までの期間で見た場合は平均 2.1％で、引き続き上昇局面にあるが、前年同期の令和６年 10 月から令和

７年６月までの平均 3.9%から低下している（ここでいうウエイトとは、特定の区分に属する品目全体の支出額の家計の消費支出額に占める割合（１万分比）を指す)。

昨年度の目安審議では、様々な生活必需品の急激な上昇が生じていたことに鑑み、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要性から、年間 15 回以上の購入頻度である食パン、鶏卵などの生活必需品を含む支出項目である、年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目や、食料やエネルギーの多くの品目を含む「１か月に１回程度購入」や、この両者の中に含まれない穀物などを含めた食料全般を示す「食料」、食料・エネルギーに限らず生活の基礎となる品目を含む「基礎的支出項目」などの生活必需品との関連が深い消費者物価の指標をより広く確認したが、今年度も引き続き、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要がある。

こうした中、まず、「頻繁に購入」する品目（ウエイト 1,215）の指標については、令和７年 10 月から令和８年６月までの期間で見た場合は平均 1.2%で、前年同期の令和６年 10 月から令和７年６月までの平均 4.2%から低下している。

また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活に密接に関連する「食料」（ウエイト 2,626）について見ると、令和７年 10 月から令和８年６月までの期間は平均 4.3%で、前年同期の令和６年 10 月から令和７年６月までの平均 6.4%から低下したものの、引き続き高い水準となっている。

次に、食料や家賃、光熱費、保健医療サービスなどの生活必需品については、これらを含む指標である「基礎的支出項目」（ウエイト 5,121）については、令和７年 10 月から令和８年６月までの期間で見た場合は平均 2.2%で、前年同期の令和６年 10 月から令和７年６月までの平均 5.0%から低下している。

そして、「頻繁に購入」する品目に次いで購入頻度が高く（年間９回以上 15 回未満)、食料、電気代、通信料などの生活必需品で構成される「1 か月に 1 回程度購入」する品目（ウエイト 1,136）については、令和７年 10 月から令和８年６月までの期間で見た場合は平均 2.3%で、前年同期の令和６年 10 月から令和７年６月までの平均 6.7%から低下している。

このように、消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」、「食料」、「基礎的支出項目」、「1 か月に 1 回程度購入」する品目については、引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年から緩やかになっている。一方で、昨年度確認したエンゲル係数（消費支出に占める食料費の割合）については、令和７年は勤労者世帯で 26.3%となっており、令和６年の 26.5%から低下しているが、近年、上昇傾向にある。また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の食費に関する支出の実態として、勤労者世帯のうち最も所得の低いグループである「世帯収入第一・十分位階級」では 27.0%と更に高い水準となっている。こうしたエンゲル係

数の上昇傾向は、最低賃金に近い賃金水準で働く労働者の家計に直接的な影響を与え、実質的な購買力を押し下げる要因ともなっていると考えられ、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいると考えられる。なお、中東情勢に対し、当面の措置として、燃料油に対する緊急的な激変緩和措置が実施されている影響等により、消費者物価指数の「総合」、とりわけ必需品的な支出項目の上昇率が一定程度押し下げられている（「総合」では、令和８年５月は1.3%ポイント押し下げられていると試算されている）ことにも留意が必要である。

こうした状況を踏まえれば、今年度においては、労働者の生計費について、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年 10 月以降の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する必要がある。ただし、その上昇率は昨年より鈍化していることを踏まえる必要がある。

イ　賃金

賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第７回（最終）集計結果で、全体で5.01%（昨年5.25%）で、３年連続５％を上回っている。また中小でも 4.69%（昨年 4.65%）で３年連続４％を上回り、上昇傾向での推移が続いている。さらには、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算については 6.18%（昨年 5.81%、一昨年5.74%）となり、６％を超える高水準となっており、いずれの数字も高水準で推移している。

経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果（第１回集計）では、大手企業で 5.46%（昨年 5.38%）で３年連続５％を超え、昨年の結果を上回っている。また中小企業でも 4.20%（昨年 4.35%）で３年連続４％を超えており、いずれも高水準で推移している。

また、日商による中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で4.29%（昨年4.03%）で２年連続４％を超え、また20人以下の企業で3.52%（昨年3.54%）となっている。

厚生労働省による 30 人未満の企業の賃金改定状況調査結果については、第４表①②における賃金上昇率（ランク計）は3.0%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年の結果（2.5%）を上回っている。また、継続労働者に限定した第４表③における賃金上昇率（ランク計）は3.4%となっており、これも昨年の結果（3.2%）を上回った。この第４表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

大企業を対象に含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30

人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果を見ると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模にかかわらず高水準での賃金引上げの状況が継続している。

また、EU 指令においては、最低賃金の水準の適正さを評価するための参照指標を用いることとされ、例として、賃金の中央値の 60%、平均値の 50%などがあげられている。日本における賃金の中央値に対する最低賃金の割合について見ると、OECD による 2025 年の数値は 46.4%であり、フランスの 62.5%、イギリスの 61.9%等の先進国と比較すると我が国の最低賃金は低い水準となっている。ただし、賃金構造基本統計調査に基づき、2025 年時点（2025 年度最低賃金全国加重平均額 1,121 円）の所定内給与で試算した場合、一般労働者の賃金中央値の 61.2%、平均値の 53.0%となるが、OECD の国際比較と同様、ボーナスや残業代を含めて時給換算した場合は、中央値の 50.0%、平均値の 42.4%という結果になっている。一方、EU 指令の取扱いについては、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」における「令和７年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」（令和８年６月 23 日）において、「一定の時間をかけて議論を尽くす必要がある」とされており、引き続き検討すべき課題である。

ウ　通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。

関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益のうち、経常利益については、令和６年度は資本金 1,000 万円以上で 8.5%の増加となっており、1,000 万円未満で 12.7%の減少となっているが、令和５年度に比べると改善傾向にある。また、売上高経常利益率については、資本金 1,000 万円以上では、四半期ごとで令和７年は７～10%程度で推移、令和８年の第１四半期は 8.0%となっており、安定して改善の傾向にある。

また、従業員一人当たり付加価値額について、令和４年度は 2.2%増加、令和５年度は 4.7%増加、令和６年度は全体で 5.7%増加と、足下で改善の傾向にある。さらに令和６年度について、資本金 1,000 万円未満の全産業（除く金融保険業）について、7.0%増加、製造業で 2.1%増加、非製造業で 7.3%増加と、引き続き改善している。

この従業員一人当たり付加価値額に表れているように、一人当たりの労働生産性は額面ベースで高まる傾向にある一方で、付加価値額に占める人件費の割合である労働分配率は足下で低下の傾向にある。令和４年度で 1.4 ポイント低下、令和５年度で 2.4 ポイント低下、令和６年度で 0.9 ポイント低下し、令和６年度は

64.2%となっている。また、企業規模が小さいほど労働分配率は高く、令和６年度は資本金 1,000 万円以上で 61.4%、資本金 1,000 万円未満で 81.5%となっているが、資本金 1,000 万円未満においても令和５年度と比べると 1.5 ポイント上昇しているが、令和４年度から 3.1 ポイント低下している状況にある。

国内企業物価指数（前年同月比）については、令和８年６月（速報値）で 7.1%となっており、足下で上昇しており、品目別でみると、「石油・石炭製品」で 22.8%、「化学製品」で 14.4%と、特に足下で上昇の傾向にある。

中小企業景況調査における業況判断については、中期的に見ると横ばいだが、令和８年４月～６月は、－18.7 となっており、４期連続して低下している。

日銀短観における売上高経常利益率の大企業と中小企業との開きについては、令和６年度では製造業で 7.00 ポイントの差、非製造業で 4.21 ポイントの差だったのに対し、令和７年度では製造業で 6.84 ポイントの差、非製造業で 4.65 ポイントの差となっており、引き続き二極分離の状態にあるものの、一部では縮小の傾向にある。

加えて、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁に関して、中小企業庁が公表した令和８年３月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査の結果（前回は令和７年９月調査）によると、価格交渉の状況については、「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、前回から約３ポイント減（34.6%→31.5%）、「価格交渉が行われた」割合は前回から約１ポイント増加し、９割を超過（89.4%→90.7%）、「価格交渉が行われなかった」割合は微減（10.6%→9.3%）している。価格交渉は浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約１割ある。

労務費に係る価格交渉の状況について見ると、価格交渉が行われた企業（64.9%）のうち７割超において、労務費についても交渉を実施しており（71.9%→72.5%）、「労務費が上昇し、価格交渉を希望したが出来なかった」企業の割合は依然として存在している（5.9%→5.8%）。

また、コスト全体の価格転嫁率については約１ポイント増加（53.5%→54.2%）、一部でも価格転嫁できた割合は 8 割超（83.2%→84.0%）となっているが、「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合が横ばい（16.8%→16.0%）であり、価格転嫁の状況はほぼ横ばいであるが、１～３割しか価格転嫁できなかった企業の割合は 24.1%、全く価格転嫁できなかった割合は 16.0%と、引き続き、二極分離の状態が継続している。

労務費の転嫁率は、前回令和７年９月調査において初めて５割に到達し、引き続き５割を維持（50.0%→50.0%）したものの、原材料費の転嫁率（55.7%）と比較して約５ポイント低い水準にある。

倒産件数については、新型コロナウイルス感染症流行下である令和２年から令

和４年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したものの、令和４年から４年連続で増加し、直近の令和７年では 10,300 件となっている。一方、令和８年１～６月の物価高（インフレ）倒産については、556 件（前年同期 449 件、23.8%増）発生しており、上半期では過去最多を更新した。

なお、賃金改定状況調査結果の第４表における賃金上昇率は、企業において賃金支払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と大きな差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられる。また、法人企業統計における従業員一人当たり付加価値額を見ると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことからも、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

エ　各ランクの引上げ額の目安

最低賃金について、「日本成長戦略」等において、「最低賃金については、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標（「経済財政運営と改革の基本方針 2025」）の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも 2030 年代前半できる限り早期に全国平均 1,500 円を達成する」こと、「毎年の最低賃金の引上げ額については、こうした政府の取組も踏まえつつ、法定３要素のデータに基づき、公労使三者構成の中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会において、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。

今年の政府方針として、「投資と賃上げの好循環」を加速させるとしており、数多くの具体策が示されているところ、今後それらが実行されることが重要であり、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」、「省力化投資促進プラン」に掲げる施策の迅速な実施が期待される。

一方で、最低賃金の改定額の審議に当たっては、最低賃金法第９条第２項の３要素のデータに基づき、公労使同数の委員で構成される最低賃金審議会において、丁寧に議論を積み重ねて結論を導くことが、目安額に対する納得感を高める上でも非常に重要であることから、今回の審議でもこの点を再確認し、徹底するように検討を進めてきた。

また、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない、あるいは労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が一定程度存在することを十分に考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア～ウで触れたように、①労働者の生計費については、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、昨年 10 月から今年６月までで平均 2.1%、

「頻繁に購入」する品目は平均 1.2%、「食料」は平均 4.3%、「基礎的支出項目」は平均 2.2%、「1 か月に 1 回程度購入」する品目は平均 2.3%となり、引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年より鈍化していることを踏まえる必要がある。

また、②賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果に関して全体で 5.01%、中小についても 4.69%と、昨年に引き続き高い水準となっており、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額(時給・加重平均)についても 6.18%の引上げで昨年を上回る水準となっている。また、経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果でも、大手企業で 5.46%、中小企業で 4.20%、日商の中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で 4.29%となり、これらも昨年に引き続き高水準となっている。さらに、賃金改定状況調査結果第４表①②における今年の賃金上昇率は 3.0%で、昨年を上回り平成 14 年以降最大のものとなっているほか、第４表③における賃金上昇率も 3.4%と、昨年を上回る水準の引上げとなっている。

③通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、企業の利益において改善の傾向にあることを考慮すべきである。

なお、企業において賃金支払能力等も勘案した賃金決定の結果であると解釈される 30 人未満の企業の賃金改定状況調査結果の第４表における賃金上昇率が平成 14 年以降で過去最大となっていることも、考慮すべきである。

しかし、価格転嫁率が示すように、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在すると考えられる。

また、第４表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。

さらに、中東情勢の影響により、国内企業物価指数について、足下で上昇している点についても留意が必要である。

そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

これらを総合的に勘案し、労働者の生計費については、消費者物価が引き続き上昇局面にある中、食料など生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価が継続して高いことに着目するが、その上昇率は、昨年より鈍化していることを考慮する必要がある。一方、賃金については、昨年に引き続き高水準の賃上げとなっており、中小企業を含めた賃上げの流れが継続していることを考慮する必要がある。また、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にある。一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在している。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する必要があることを考慮するとともに、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・

小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第１条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安（以下「目安額」という。）を検討するに当たっては全国加重平均4.9％（55円）を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「日本成長戦略」等において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、賃金改定状況調査結果の第４表①②における賃金上昇率は、ＣランクとＢランクが同率となり、Ａランクよりも高くなっており、第４表③では、Ｃランク、Ｂランク、Ａランクの順に高くなっている。また、第４表①②③における、ＡランクとＢランク、ＡランクとＣランクの差は昨年より拡大している。

さらに、雇用情勢としてＢ・Ｃランクが相対的に良い状況にあること等のデータを考慮する必要がある。

これらのことを考慮すれば、Ａランクと比較し、Ｂランクを相対的に高くするとともに、Ｃランクを昨年度以上に高くすることが適当であり、具体的には、Ａランク54円（4.5％）、Ｂランク56円（5.2％）、Ｃランク56円（5.4％）とすることが考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は83.4％から84.3％となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。また、地域間の金額の差についても改善することとなる。

オ　政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第９条第２項の３要素を総合的に勘案することを原則とし、今年度は、消費者物価が引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年より鈍化していることや、春季賃上げ妥結状況を始めとする賃金上昇率が昨年に引き続き高い水準となっていることを考慮するとともに、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にある一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在していることなどから、目安額を決めた。

一方で、労務費を含む価格転嫁の状況は依然として二極分離の状態にあることや、倒産件数自体は足下で増加しているといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、一部の中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。また、都市部以外の地域においては小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る観点への配

慮も必要である。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年１％程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の着実な実行により、価格転嫁・取引適正化の更なる徹底、成長志向の企業や生産性向上への支援強化、M&A・事業承継等による事業再編の推進、賃上げの促進、経営改革等のための伴走支援体制の強化等を推進することを要望する。その際、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

価格転嫁対策については、令和８年１月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引Ｇメンの拡充等を通じた執行体制強化と、現場への浸透に向けた一層の周知徹底を行い、あわせて、地方組織を含めた公正取引委員会の体制面の抜本的な強化を図ることを要望する。

また、取適法対象外の取引への規制強化に向け、独占禁止法上の告示、知的財産権等の適切な取引に関する指針等の周知・遵守徹底を図ることを要望する。

さらに、ＢtoＣ事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」により、2027 年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を 100％実施することを要望する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進

することを要望する。

「省力化投資促進プラン」の更なる充実・拡充を図るとともに、業種ごとのKPIの達成状況についてフォローアップを行って進捗を見える化し、実績に応じて更なる対応策を検討することを要望する。

また、中小企業省力化投資補助金、デジタル化・ＡＩ導入補助金、業務改善助成金等の各種補助金・助成金や、省力化ナビ、各都道府県の生産性向上支援センター等の業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進に取り組むことを要望する。

また、いわゆる「年収の壁」への対応として、昨年７月に拡充したキャリアアップ助成金による事業主への支援や、今年４月から開始した被扶養者の新たな認定方法の取扱いの円滑な実施に取り組むことを要望する。

カ　地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。

こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等（消費者物価指数の上昇率、最低賃金の引上げによる影響率など）をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。

その際、今年度の目安額は、消費者物価が引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年より鈍化していることや、春季賃上げ妥結状況を始めとする賃金上昇率が昨年に引き続き高い水準となっていることを考慮するとともに、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にある一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在していること、地域間格差の是正を引き続き図ることも踏まえて検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。

その上で、令和７年度の地域別最低賃金については、地域ごとに異なる経済状況等も考慮の上、各地方最低賃金審議会における審議の結果、39道府県で目安額を上回る答申が出され、うち11県では、目安額を10円以上上回る高い引上げ額となり、また、発効日についても、11月以降を発効日とする地域が27府県に達し、令和８年１月１日以降を発効日とする地域も６県あった。

こうした令和７年度の地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえ、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」において、令和８年度以降の審議に向けて、「令和７年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」（令和８年６月 23 日）をとりまとめており、同とりまとめの２（２）及び３（４）に記載された「対応方針」を踏まえた審議を行うことを要望する。

また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第９条第３項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

最低賃金引上げの影響については、近年大幅な引上げがなされている中で、雇用情勢等の指標の状況を見ると大きな影響は確認できていないが、令和５年全員協議会報告の３（１）に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。今年度も、影響率の詳細な分析や、雇用保険被保険者数、雇用保険適用事業所数、都市部と郡部の企業別の影響把握などを中央最低賃金審議会として行ったところであり、今後も丁寧に影響把握を行った上で、公労使で目安の検討を行うことが適当である。

別添

参考資料

消費者物価指数の対前年上昇率の推移

（単位：%）

	ウエイト（１万分比）	2025年			2026年						2025年10月～2026年６月平均	2024年10月～2025年６月平均
		10月	11月	12月	１月	２月	３月	４月	５月	６月		
持家の帰属家賃を除く総合	8,420	3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	1.9	2.1	3.9

（単位：%）

	ウエイト（１万分比）	2025年			2026年						2025年10月～2026年６月平均	2024年10月～2025年６月平均
		10月	11月	12月	１月	２月	３月	４月	５月	６月		
頻繁に購入	1,215	3.4	3.1	0.9	-1.3	-0.6	0.5	0.5	1.5	2.7	1.2	4.2
１か月に１回程度購入	1,136	5.3	5.5	2.1	1.3	-0.3	-0.2	2.3	2.7	2.4	2.3	6.7
基礎的支出項目	5,121	3.9	3.9	2.5	1.4	0.9	1.2	1.6	1.8	2.3	2.2	5.0
食料	2,626	6.4	6.1	5.1	3.9	4.0	3.6	3.5	3.5	3.2	4.3	6.4

資料出所　総務省「消費者物価指数」

注１　「頻繁に購入」、「１か月に１回程度購入」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する各品目を年間購入頻度別の階級に区分したもののーつ。「頻繁に購入する品目」は年間購入頻度15.0回以上、「１か月に１回程度購入する品目」は年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。
注２　「基礎的支出項目」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する品目を「支出弾力性」により分類したときの、支出弾力性1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。 なお、支出弾力性1.00以上の支出項目は「選択的支出項目」であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
支出弾力性とは、消費支出総額が１%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
注３　「食料」は、総合指数を構成する各品目を10大費目に分類したときの費目の一つ。
注４　平均上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

消費者物価指数「頻繁に購入する品目」及び「１か月に１回程度購入する品目」

○ 消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる１世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成している。

○ 購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」は、年間購入頻度15.0回以上の品目、「１か月に１回程度購入する品目」は、年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。

「頻繁に購入する品目」の構成

食パン	鶏卵	せんべい
あんパン	キャベツ	ポテトチップス
カレーパン	ねぎ	チョコレート
ゆでうどん	レタス	アイスクリーム
カップ麺	もやし	おにぎり
中華麺	にんじん	調理パン
かまぼこ	たまねぎ	サラダ
豚肉（国産品）	きゅうり	茶飲料
豚肉（輸入品）	トマト	コーヒー飲料Ａ
鶏肉	ピーマン	野菜ジュース
ハム	しめじ	炭酸飲料
ソーセージ	豆腐	ポリ袋
牛乳	油揚げ	診療代
ヨーグルト	納豆	ガソリン
チーズ（国産品）	バナナ	

「１か月に１回程度購入する品目」の構成

まぐろ	生しいたけ	コロッケ
さけ	えのきたけ	からあげ
揚げかまぼこ	こんにゃく	ぎょうざ
ちくわ	りんご	冷凍ぎょうざ
魚介缶詰	食用油	乳酸菌飲料
牛肉（国産品）	乾燥スープ	チューハイ
牛肉（輸入品）	ふりかけ	電気代
ベーコン	つゆ	台所用洗剤
ほうれんそう	合わせ調味料	洗濯用洗剤
はくさい	ビスケット	マスク
ブロッコリー	キャンデー	通信料（携帯電話）
じゃがいも	すし（弁当）Ａ	
だいこん	すし（弁当）Ｂ	
かぼちゃ	弁当Ａ	
なす	弁当Ｂ	

（資料出所）総務省「消費者物価指数」

エンゲル係数の推移

○ エンゲル係数の推移をみると、近年上昇傾向であり、特に世帯収入が第一・十分位階級の世帯においては、更に高い値で推移している。

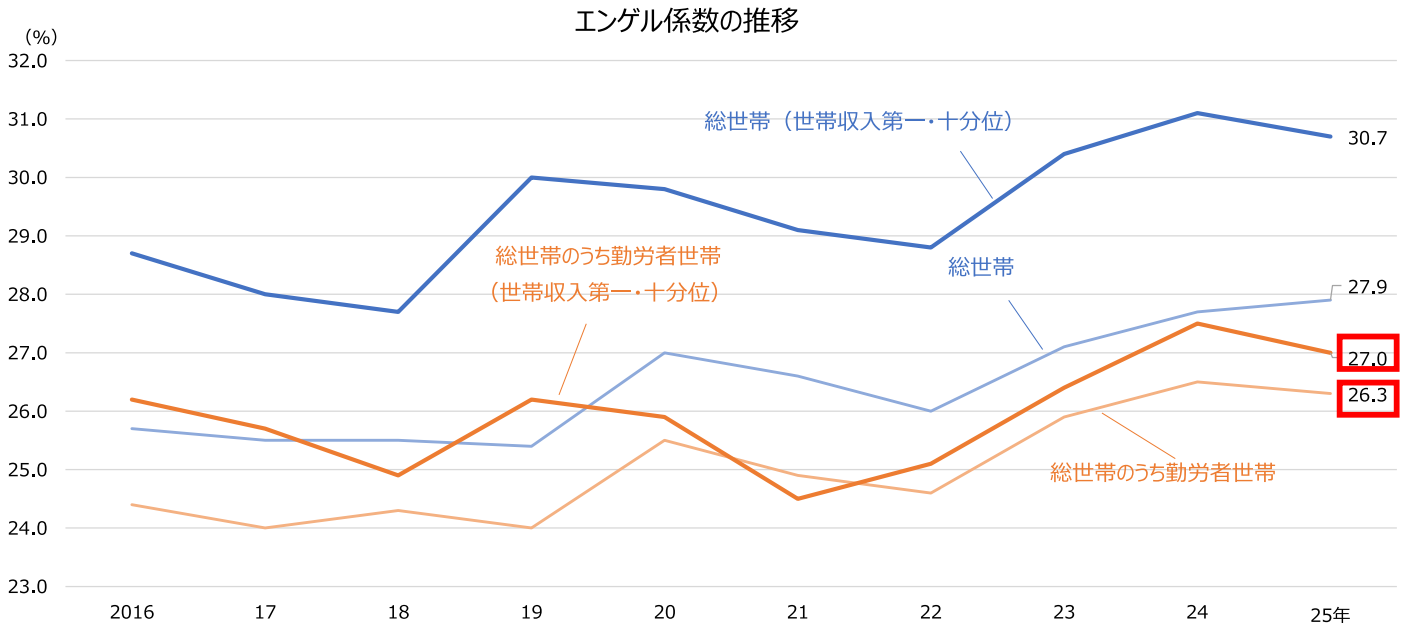

出所：家計調査（総務省）

※エンゲル係数とは、消費支出に占める食料費の割合のことである。

※第一・十分位階級とは、全ての世帯を毎月の実収入（現金収入）、世帯主の定期収入、世帯の年間収入などを収入の低い方から順番に並べ、それを調整集計世帯数の上で十等分して十のグループを作った場合の最も収入の低い階級のことである。

賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の暮らし向き、賃金使途

○　時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、１年前と現在を比べた暮らし向きの変化を尋ねたところ、「変わっていない」が61.4%、「ゆとりが増した」「ややゆとりが増した」が計10.4%、「やや苦しくなった」「苦しくなった」が計28.2%となっている。
○　時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げ、かつ、１年前と現在を比べて１ヶ月の賃金が増えた労働者に、増えた賃金の使途を尋ねたところ、「ほぼ全てを消費に回している」「多くを消費に回している」が計54.8%となっている。

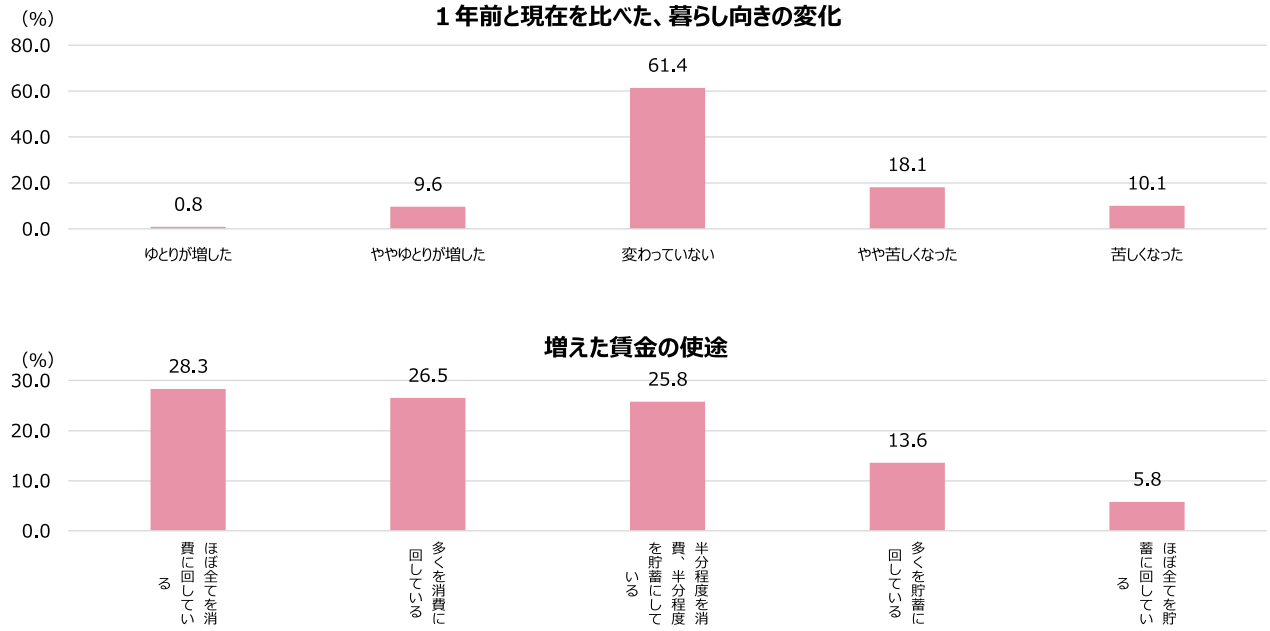

（注）本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者（全4,033サンプル中76）を除いて集計した。
過去１年以内に時間当たり賃金の上昇があった者（復元後1,683人）のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者（復元後1,351人）について集計。
増えた賃金の使途については、そのうち１年前と現在を比べて１ヶ月の賃金が増えた者（復元後837人）について集計。
※　図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた際に、実際の集計結果を足し上げた数値とグラフ上の数値を足し上げた数値が一致しない場合がある。

令和８年６月30日　月例経済報告等に関する関係閣僚会議　内閣府提出資料（抜粋）

今月の指標（１）　中東情勢の影響（取引段階別の価格、ナフサ等の代替輸入量、消費者マインド）

◆ 激変緩和措置等の政策効果がなければ、５月の消費者物価は３%近い上昇率になったと試算される（１図）。一方、石油製品の取引価格は、川上から川中・川下製品に転嫁されていく段階とみられ、今後一定期間、物価上昇圧力は続く見込み（２図）。
◆ 量の面では、石油関連製品の中東以外からの輸入量が増加しており、代替調達の進展が貿易統計からも確認できる（３図）。消費者マインドは、４月を底に持ち直しの兆しが出ており、特に、週次データでは米イラン合意後の改善が顕著（４図）。

１図　政策効果による消費者物価抑制（試算）

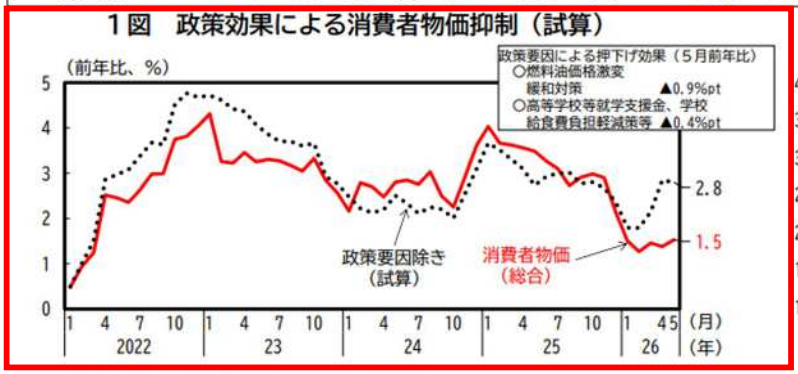

２図　石油関連製品の企業間取引価格動向

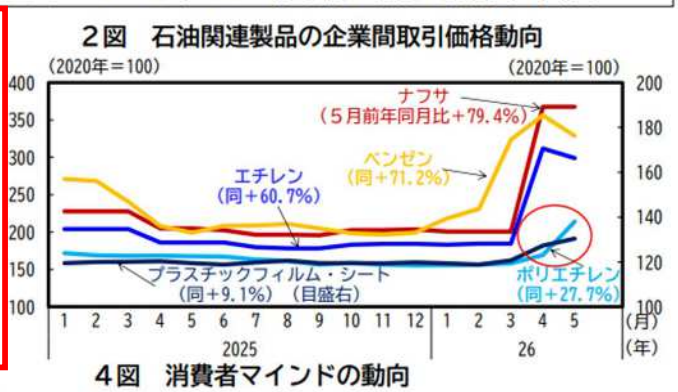

３図　ナフサ等揮発油の輸入動向

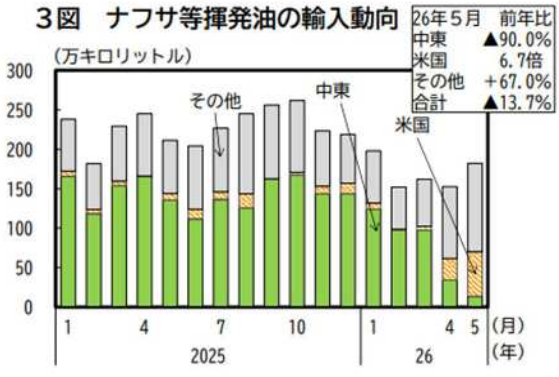

４図　消費者マインドの動向

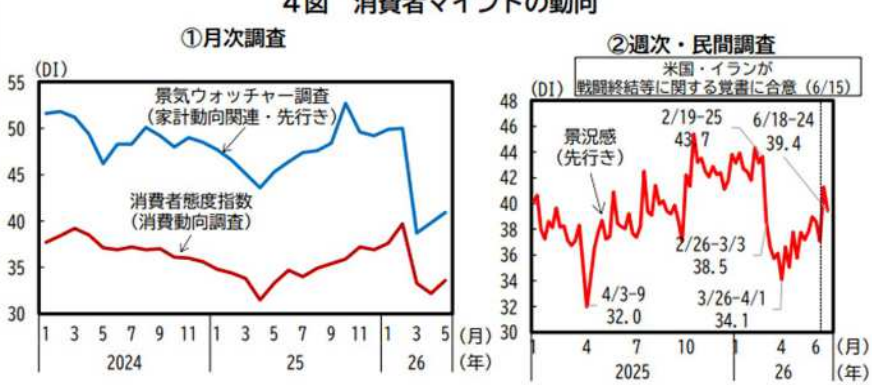

（備考）１．１図は、総務省「消費者物価指数」により作成。　２．２図は、日本銀行「企業物価指数」により作成。括弧内は2026年５月の前年同月比。
３．３図は、財務省「貿易統計」により作成。　４．４図は、内閣府「消費動向調査」、「景気ウォッチャー調査」、株式会社マクロミル「Macromill Weekly Index」により作成。①は季節調整値。②の「景況感（先行き）」は、２～３か月後の景況感や消費予想について５段階（100/75/50/25/0）で評価した際の平均値。数値が高いほど景況感が良く、消費金額が増えると判断している。

連合　春季賃上げ妥結状況

○ 連合の春闘第７回（最終）回答集計結果（７月３日公表）では、全体の賃上げ率は5.01%（中小4.69%）となっており、５%台の高い水準。中小は比較可能な2013年以降で最も高い。

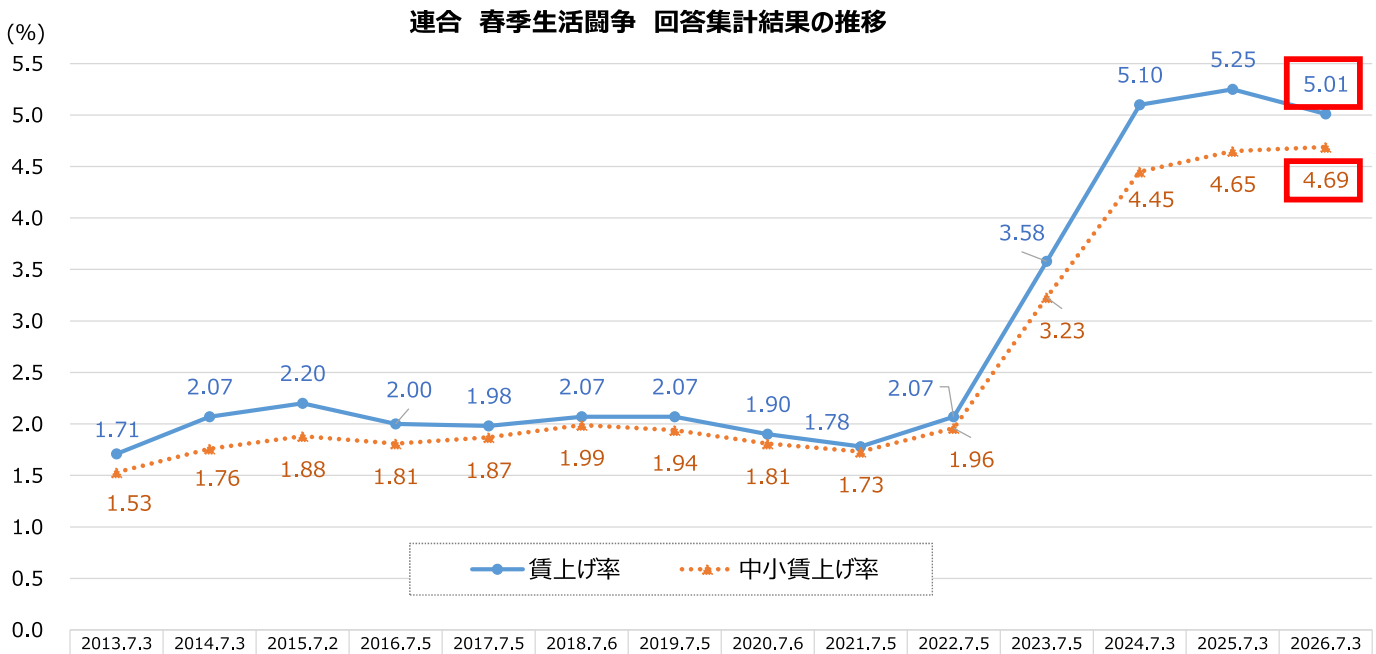

	2013.7.3	2014.7.3	2015.7.2	2016.7.5	2017.7.5	2018.7.6	2019.7.5	2020.7.6	2021.7.5	2022.7.5	2023.7.5	2024.7.3	2025.7.3	2026.7.3
賃上げ率	1.71	2.07	2.20	2.00	1.98	2.07	2.07	1.90	1.78	2.07	3.58	5.10	5.25	5.01
中小賃上げ率	1.53	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99	1.94	1.81	1.73	1.96	3.23	4.45	4.65	4.69

（資料出所）連合「2026春季生活闘争第７回（最終）回答集計結果」（2026年７月３日）をもとに厚生労働省労働基準局において作成
（注）各年データは平均賃金方式（加重平均）による定昇相当込み賃上げ率。

連合　春季賃上げ妥結状況（有期・短時間・契約等労働者）

連合（有期・短時間・契約等労働者）　第７回（最終）回答集計結果（2026年７月３日）

			単純平均	加重平均
時給	400組合 917,964人	賃上げ額	66.63円（59.65円）	75.01円（66.98円）
		引上げ率	5.44%（5.17%）	6.18%（5.81%）
		平均時給	1,290.95円（1,213.28円）	1,289.11円（1,219.70円）
月給	148組合 27,163人	賃上げ額	10,388円（9,914円）	10,794円（10,004円）
		賃上げ率	4.40%（4.32%）	4.53%（4.35%）

（注）（ ）内の数値は、2025年７月３日付　第７回（最終）回答集計結果。

経団連　春季賃上げ妥結状況

○ 2026年の経団連 春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業5.46%（第１回集計）、中小企業4.20%（第１回集計）となっている。

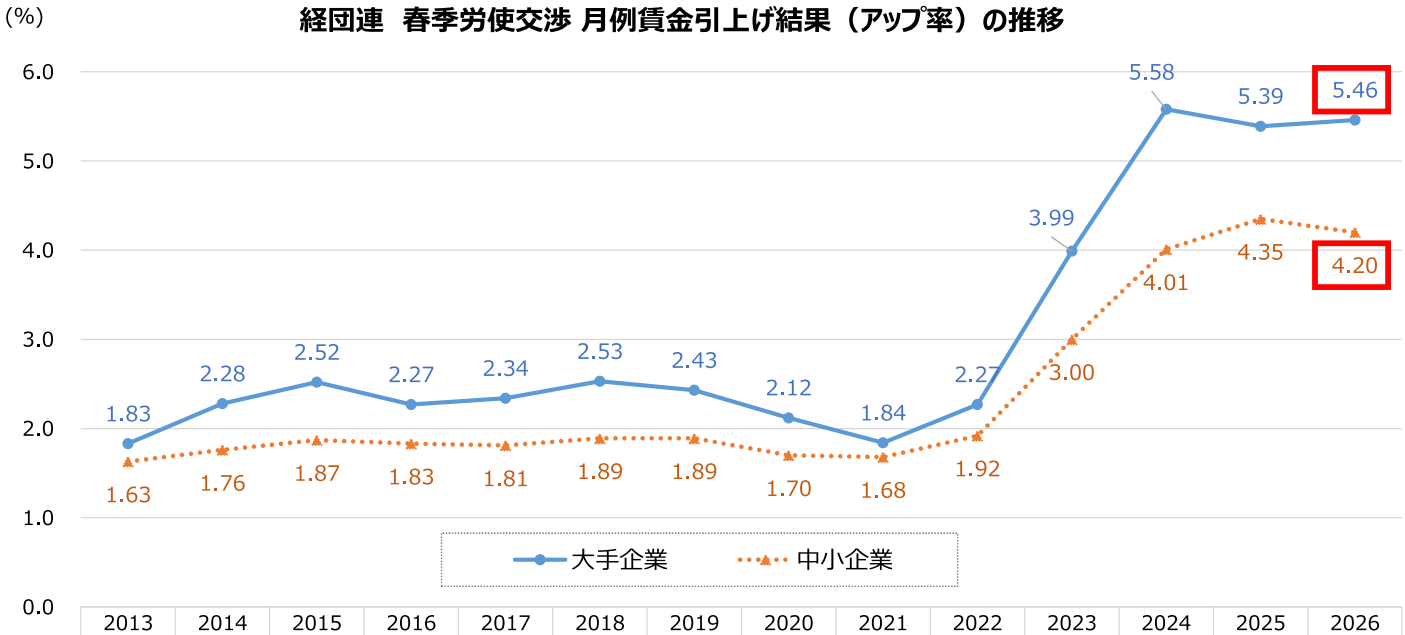

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
大手企業	1.83	2.28	2.52	2.27	2.34	2.53	2.43	2.12	1.84	2.27	3.99	5.58	5.39	5.46
中小企業	1.63	1.76	1.87	1.83	1.81	1.89	1.89	1.70	1.68	1.92	3.00	4.01	4.35	4.20

（資料出所）経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2026年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2026年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。
（注） 2025年までは最終集計結果、2026年は第１回集計結果

日商 中小企業の賃金改定に関する調査(2025年６月４日)

日商 中小企業の賃上げ・賃金改定に関する調査(2026年６月８日)

		(加重平均)
正社員	全体	12,036円（11,074円）
	1,604社	4.29%（4.03%）
（月給）	20人以下	9,573円（9,568円）
	752社	3.52%（3.54%）

（注）1　前年４月と当年３月、４月の全期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い「正社員/月給支給」の従業員が対象。
2　2,260社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。
3　（　）の数値は、2025年６月４日集計結果。2025年度調査は、2024年4月と2025年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い「正社員/月給支給」の従業員が対象。2026年と2025年で集計対象企業は同一ではないことに留意。

賃金改定状況調査結果第４表　ランク別賃金上昇率の推移

第４表①②　※第４表①は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）
※第４表②は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

第４表③　※第４表③は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（前年６月と当年６月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

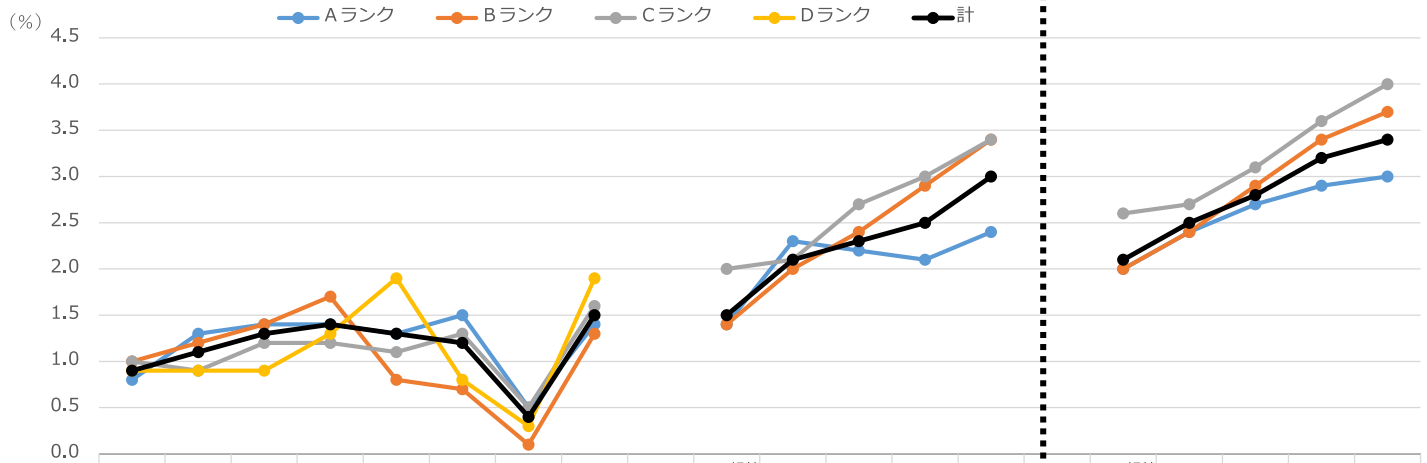

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2022組替集計	2023	2024	2025	2026
Aランク	0.8	1.3	1.4	1.4	1.3	1.5	0.5	1.4	1.4	2.3	2.2	2.1	2.4
Bランク	1.0	1.2	1.4	1.7	0.8	0.7	0.1	1.3	1.4	2.0	2.4	2.9	3.4
Cランク	1.0	0.9	1.2	1.2	1.1	1.3	0.5	1.6	2.0	2.1	2.7	3.0	3.4
Dランク	0.9	0.9	0.9	1.3	1.9	0.8	0.3	1.9					
計	0.9	1.1	1.3	1.4	1.3	1.2	0.4	1.5	1.5	2.1	2.3	2.5	3.0

	2022組替集計	2023	2024	2025	2026
Aランク	2.0	2.4	2.7	2.9	3.0
Bランク	2.0	2.4	2.9	3.4	3.7
Cランク	2.6	2.7	3.1	3.6	4.0
Dランク					
計	2.1	2.5	2.8	3.2	3.4

（資料出所）厚生労働省「賃金改定状況調査」
（注）１．各ランクは、各年における適用ランクである。
２．「2022組替集計」のB及びCランクは、2022年調査の調査票情報を用いて2023年のランクに合わせて組み替え集計した結果である。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合の国際比較

○　最低賃金の水準の国際比較に当たって、OECDでは、「フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合」を公表しているが、平均値・中央値いずれで見ても、イギリス・ドイツ・フランス・韓国よりも低い水準となっている。

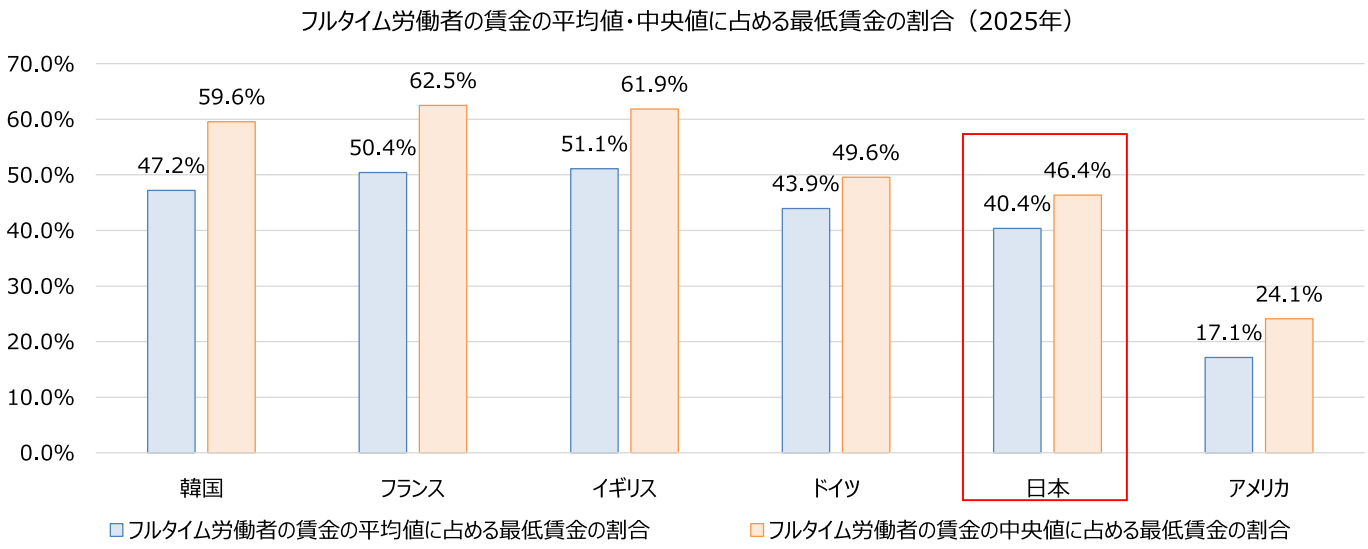

（資料出所）OECD Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

（注１）各国で最低賃金の適用対象等が異なるため（たとえば英仏独では若年者等は適用除外等の措置が取られている一方、日本は全労働者が適用対象）、単純比較はできないことに留意が必要。
（注２）アメリカは連邦法の最低賃金額であり、州等によっては連邦最低賃金より高い州別最低賃金を定めている州もあることに留意が必要。
（注３）OECD Data Explorerの注釈では、フルタイム労働者の賃金の「中央値」の方が賃金の「平均値」よりも、国毎の賃金のばらつきの違いを考慮できるため、国際比較には適しているとしている。

労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合

○ EU指令（適正な最低賃金に関する指令）においては、最低賃金の設定に当たって、賃金総額の中央値の６割や平均値の５割を参照指標として加盟国に示されている。

○ 「賃金総額」の考え方は様々にあるが、日本において、労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合は次のとおり。

（単位：%）

	賃金平均値		賃金中央値	
	一般労働者	常用労働者計（一般＋短時間）	一般労働者	常用労働者計（一般＋短時間）
所定内給与額＋特別給与額	43.1	49.0	51.1	61.4
所定内給与額＋超過労働給与額＋特別給与額	42.4	48.2	50.0	60.1
（参考）所定内給与額	53.0	57.9	61.2	69.8

（注１）令和７年賃金構造基本統計調査の調査票情報を基に労働基準局賃金課で独自集計。５人以上事業所の常用労働者が対象。

（注２）それぞれ、回答のあった労働者の賃金と労働時間を基に時給換算し、2025年秋以降に改定した最低賃金額（全国加重平均）との比率を算出。

（注３）時給換算に当たっては、

「所定内給与額＋特別給与額」は、所定内給与額は、所定内実労働時間(/月)で除し、「特別給与額」は、特別給与額／12を、所定内実労働時間数(/月)＋超過実労働時間数(/月)で除し、

「所定内給与額＋超過労働給与額＋特別給与額」は、所定内給与額、超過労働給与額及び特別給与額／12を、所定内実労働時間(/月)＋超過実労働時間(/月)で除し、

「所定内給与額」は、所定内実労働時間(/月)で除している。

法人企業統計による企業収益①（年度）

（単位：億円、%）

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常利益	規模計	682,201	749,872	835,543	839,177	714,385	628,538	839,247	952,800	1,067,694	1,147,288
	前年度比	5.6	9.9	11.4	0.4	▲ 14.9	▲ 12.0	33.5	13.5	12.1	7.5
	資本金規模1,000万円以上	657,908	718,663	799,926	802,784	686,739	600,970	814,644	910,804	1,013,605	1,100,066
	前年度比	6.1	9.2	11.3	0.4	▲ 14.5	▲ 12.5	35.6	11.8	11.3	8.5
	〃 10億円以上	402,359	424,325	462,998	482,378	416,995	370,705	495,341	573,614	639,560	687,032
	前年度比	7.5	5.5	9.1	4.2	▲ 13.6	▲ 11.1	33.6	15.8	11.5	7.4
	〃 1億円～10億円	99,865	111,773	130,045	136,617	115,306	104,222	140,200	150,904	174,204	184,190
	前年度比	4.0	11.9	16.3	5.1	▲ 15.6	▲ 9.6	34.5	7.6	15.4	5.7
	〃 1,000万円～1億円	155,684	182,566	206,883	183,789	154,438	126,043	179,103	186,286	199,840	228,845
	前年度比	3.7	17.3	13.3	▲ 11.2	▲ 16.0	▲ 18.4	42.1	4.0	7.3	14.5
	〃 1,000万円未満	24,293	31,209	35,617	36,392	27,646	27,568	24,603	41,996	54,090	47,222
	前年度比	▲ 4.8	28.5	14.1	2.2	▲ 24.0	▲ 0.3	▲ 10.8	70.7	28.8	▲ 12.7
売上高経常利益率	規模計	4.8	5.2	5.4	5.5	4.8	4.6	5.8	6.0	6.5	6.8
	資本金規模1,000万円以上	5.0	5.4	5.7	5.7	5.1	4.8	6.2	6.4	6.9	7.2
	〃 10億円以上	7.4	7.9	8.1	8.2	7.4	7.2	9.1	9.6	10.7	11.1
	〃 1億円～10億円	3.9	4.2	4.5	4.6	4.0	3.9	5.0	5.0	5.3	5.3
	〃 1,000万円～1億円	3.1	3.5	3.8	3.6	3.1	2.7	3.6	3.5	3.7	4.1
	〃 1,000万円未満	2.0	2.6	2.6	2.7	2.2	2.3	2.0	2.9	3.3	2.8

資料出所　財務省「法人企業統計」

（注）1　金融業、保険業を除く全産業。

2　「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

法人企業統計による企業収益②（四半期）

（単位：億円、％）

		2024年				2025年				2026年
		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
経常利益	資本金規模1,000万円以上	274,279	357,680	230,124	286,919	284,694	358,338	275,385	300,270	326,271
	前年同期比	15.1	13.2	▲ 3.3	13.5	3.8	0.2	19.7	4.7	14.6
	〃 10億円以上	136,516	254,157	146,106	162,227	138,830	249,814	175,535	177,112	173,061
	前年同期比	10.2	15.3	4.1	6.5	1.7	▲ 1.7	20.1	9.2	24.7
	〃 1億円～10億円	49,086	44,612	42,556	53,125	53,105	46,099	50,428	52,087	59,048
	前年同期比	23.5	10.9	▲ 4.2	14.7	8.2	3.3	18.5	▲ 2.0	11.2
	〃 1,000万円～1億円	88,677	58,911	41,461	71,567	92,759	62,425	49,422	71,071	94,162
	前年同期比	18.8	6.3	▲ 22.1	32.3	4.6	6.0	19.2	▲ 0.7	1.5
売上高経常利益率	資本金規模1,000万円以上	7.1	9.7	6.1	7.2	7.0	9.6	7.3	7.5	8.0
	〃 10億円以上	8.8	16.6	9.4	10.2	8.4	16.3	11.2	11.0	10.3
	〃 1億円～10億円	5.5	5.2	4.7	5.6	5.6	5.4	5.7	5.7	6.3
	〃 1,000万円～1億円	6.2	4.5	3.1	4.9	6.4	4.7	3.7	4.8	6.4

資料出所　財務省「法人企業統計」

（注）1　金融業、保険業を除く全産業。

2　四半期別調査は、資本金規模1,000万円以上の企業が対象。

従業員一人当たり付加価値額の推移

従業員一人当たり付加価値額の推移

（単位：万円、％）

	全産業（除く金融保険業）								製造業								非製造業							
	資本金規模計	前年度比	資本金1億円以上	前年度比	資本金1千万円以上1億円未満	前年度比	資本金1千万円未満	前年度比	資本金規模計	前年度比	資本金1億円以上	前年度比	資本金1千万円以上1億円未満	前年度比	資本金1千万円未満	前年度比	資本金規模計	前年度比	資本金1億円以上	前年度比	資本金1千万円以上1億円未満	前年度比	資本金1千万円未満	前年度比
2015　年度	725	2.8	1,048	1.7	580	2.7	494	2.1	829	1.3	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	694	3.4	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
2016　年度	727	0.3	1,074	2.5	576	▲ 0.7	506	2.4	832	0.4	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	695	0.1	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
2017　年度	739	1.7	1,096	2.0	587	1.9	500	▲ 1.2	865	4.0	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	702	1.0	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
2018　年度	730	▲ 1.2	1,104	0.7	566	▲ 3.6	493	▲ 1.4	859	▲ 0.7	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	694	▲ 1.1	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
2019　年度	715	▲ 2.1	1,057	▲ 4.3	551	▲ 2.7	493	0.0	812	▲ 5.5	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	687	▲ 1.0	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
2020　年度	688	▲ 3.8	990	▲ 6.3	536	▲ 2.7	478	▲ 3.0	797	▲ 1.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	658	▲ 4.2	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
2021　年度	722	4.9	1,083	9.4	555	3.5	454	▲ 5.0	912	14.4	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	670	1.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4
2022　年度	738	2.2	1,132	4.5	569	2.5	479	5.5	902	▲ 1.1	1,279	▲ 0.3	569	0.0	443	4.5	694	3.6	1,066	7.1	569	3.1	483	5.7
2023　年度	773	4.7	1,221	7.9	579	1.8	503	5.0	947	5.0	1,358	6.2	587	3.2	475	7.2	728	4.9	1,162	9.0	577	1.4	506	4.8
2024　年度	817	5.7	1,289	5.6	609	5.2	538	7.0	995	5.1	1,404	3.4	625	6.5	485	2.1	769	5.6	1,236	6.4	605	4.9	543	7.3

資料出所　財務省「法人企業統計」（年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」）

従業員一人当たり付加価値額（労働生産性）　＝　付加価値額　／　従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額＝営業純益（営業利益－支払利息等）＋役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与

＋福利厚生費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員（総従事時間数を常用者の１か月平均労働時間数で除したもの）との合計である。

法人企業統計による資本金規模別労働分配率

○ 労働分配率は近年は低下傾向であるが、資本金規模が少ない企業ほど、高い割合で推移している。

（単位：%）

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	参考：母集団数（単位：社）
労働分配率	規模計	67.5	67.6	66.2	66.3	68.6	71.5	68.9	67.5	65.1	64.2	3,044,511
	資本金規模1,000万円以上	65.4	65.2	64.1	64.5	66.6	69.3	66.0	65.0	62.8	61.4	891,906
	〃 10億円以上	52.8	53.7	51.7	51.3	54.9	57.6	52.4	51.2	48.2	47.3	4,622
	〃 1億円～10億円	68.0	66.5	65.8	65.6	67.8	69.6	66.0	65.1	62.7	62.8	26,411
	〃 1,000万円～1億円	75.3	74.3	74.2	76.0	77.1	80.0	78.8	77.3	76.9	74.4	860,873
	〃 1,000万円未満	82.3	83.4	80.3	78.5	82.3	86.5	91.0	84.6	80.0	81.5	2,152,605

資料出所　財務省「法人企業統計」

（注）1　金融業、保険業を除く全産業。

2　「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

3　各項目・指標の算出は以下のとおり。

労働分配率＝人件費÷付加価値額。

付加価値額＝人件費＋支払利息等＋動産・不動産貸借料＋租税公課＋営業純益。

人件費＝役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費。

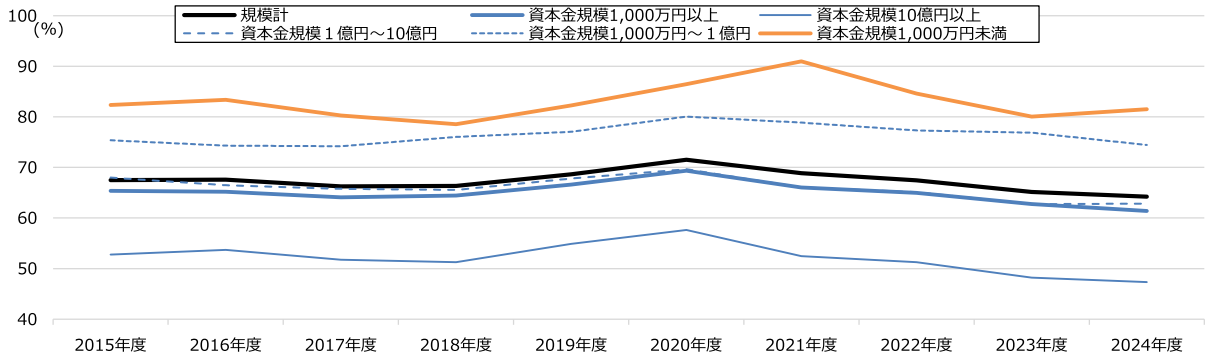

国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○ 国内企業物価指数（前年同月比）については、品目（類別）別にみると、「石油・石炭製品」、「化学製品」で特に足下上昇している。

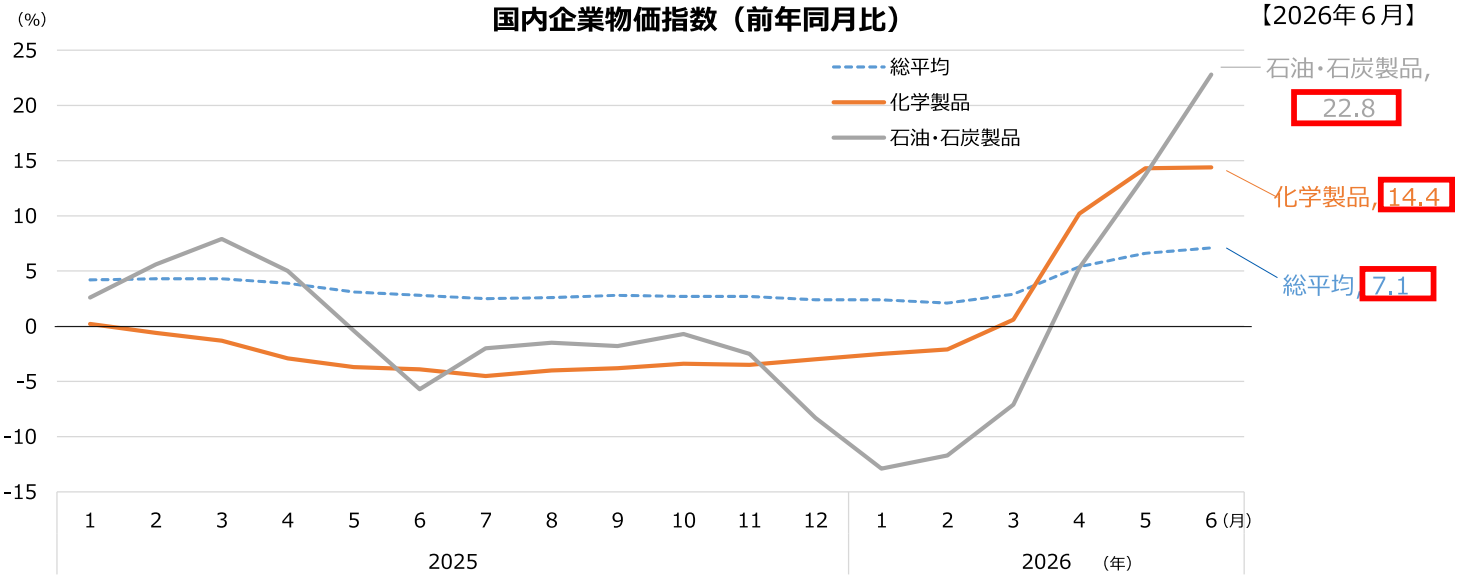

（資料出所）日本銀行「企業物価指数」。類別「化学製品」及び「石油・石炭製品」の前年同月比は、指数をもとに厚生労働省労働基準局において計算。
類別とは、企業物価指数を構成する品目を分類する最も大きな単位で、国内企業物価指数の場合は23ある。
「化学製品」、「石油・石炭製品」には、それぞれ以下の表の品目が含まれる。

化学製品	化学肥料、ソーダ工業製品、無機顔料、圧縮ガス・液化ガス、塩、電池用無機化学工業製品、エチレン、プロピレン、ブタン・ブチレン・ブタジエン、ベンゼン、キシレン、合成アセトン、酸化エチレン・エチレングリコール、酸化プロピレン・ポリプロピレングリコール、塩化ビニルモノマー、アクリロニトリル、スチレンモノマー、フェノール・ビスフェノールA、合成染料、合成ゴム、熱硬化性樹脂、ポリエチレン、ポリスチレン、ポリプロピレン、塩化ビニル樹脂、ポリアミド樹脂、飽和ポリエステル樹脂、ポリカーボネート、ポリフェニレンサルファイド、メタクリル樹脂、フッ素樹脂、化学繊維、医薬品（除動物用）、石けん・身体洗浄剤、家庭用合成洗剤、柔軟仕上げ剤、界面活性剤、仕上用・皮膚用化粧品、頭髪用化粧品、歯磨、電気絶縁塗料、合成樹脂塗料、シンナー、印刷インキ、農薬、接着剤、写真感光材料、触媒、香料、漂白剤
石油・石炭製品	ガソリン、ナフサ、ジェット燃料油、灯油、軽油、Ａ重油、Ｂ重油・Ｃ重油、潤滑油、アスファルト、液化石油ガス、石炭コークス、舗装材料

（注）　2026年６月速報値。

中小企業景況調査による業況判断（ＤＩ）

（「好転」－「悪化」・％ポイント、前年同期比）

	2023年				2024年				2025年				2026年	
	１～３月	４～６月	７～９月	10～12月	１～３月	４～６月	７～９月	10～12月	１～３月	４～６月	７～９月	10～12月	１～３月	４～６月
合計	-21.1	-10.5	-13.7	-14.8	-18.3	-15.7	-17.1	-18.0	-21.4	-16.3	-16.8	-17.5	-17.6	-18.7
製造業	-19.4	-11.5	-15.1	-15.1	-19.9	-18.8	-19.7	-20.2	-20.8	-17.9	-19.6	-17.8	-15.9	-16.6
建設業	-18.7	-13.7	-15.6	-12.9	-14.5	-11.8	-11.7	-9.7	-14.8	-8.5	-9.4	-8.7	-11.3	-19.6
卸売業	-16.3	-6.7	-7.9	-10.3	-15.1	-12.4	-14.3	-13.7	-16.2	-13.8	-15.1	-15.6	-15.1	-15.2
小売業	-31.5	-21.5	-25.4	-26.4	-28.4	-25.0	-26.9	-29.2	-31.2	-26.8	-26.2	-28.4	-26.5	-27.0
サービス業	-16.6	-0.9	-4.2	-7.2	-11.7	-8.8	-10.5	-12.2	-18.4	-11.1	-11.1	-13.2	-15.4	-14.5

資料出所　中小企業庁・(独）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

（注）１　本調査の調査対象企業は以下のとおり（全国で約１万９千社）である。

製造業、建設業：資本金３億円以下又は従業員３００人以下

卸売業：資本金１億円以下又は従業員１００人以下

小売業：資本金５千万円以下又は従業員５０人以下

サービス業：資本金５千万円以下又は従業員１００人以下

２　「ＤＩ」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合（百分率）から、「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合（百分率）を引いた値である。

売上高経常利益率の推移（日銀短観）

製造業

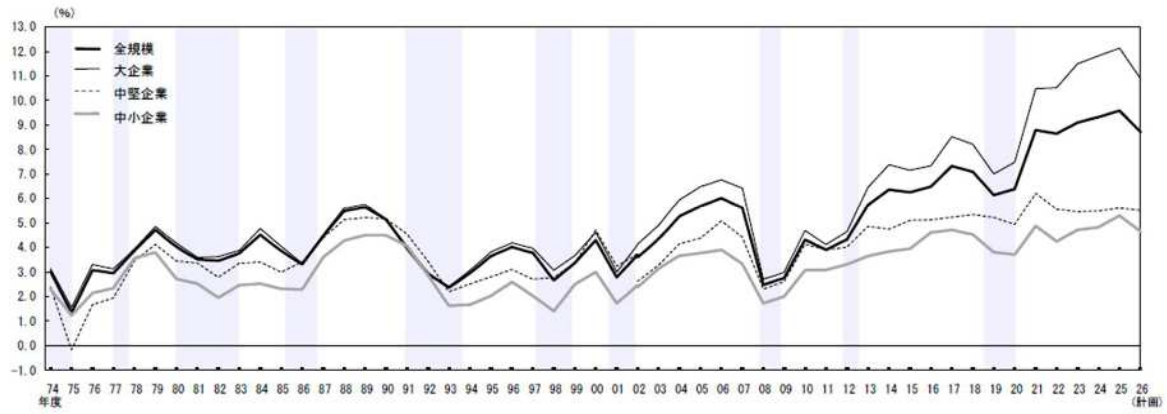

非製造業

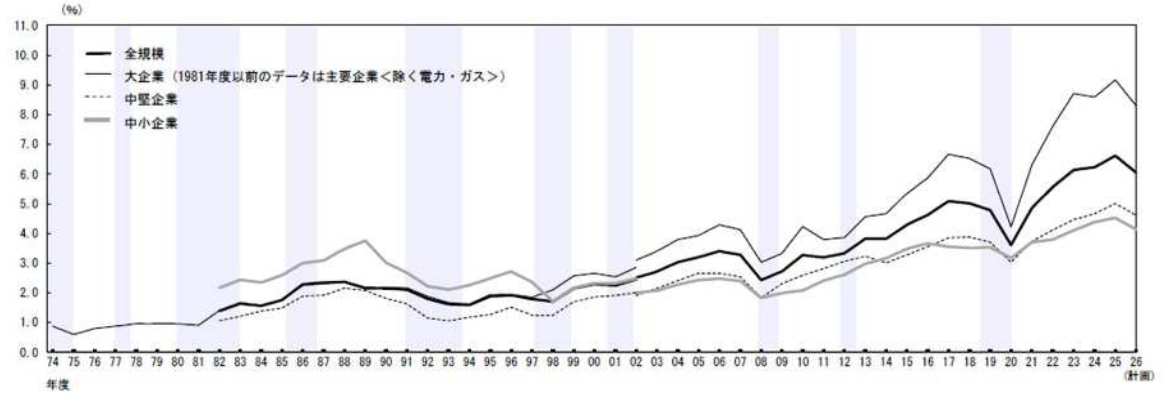

資料出所　日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）（2025年６月調査）

売上高経常利益率の推移（日銀短観）

（%）

		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度（計画）
規模計	製造業	9.10	9.32	9.58	8.71
	非製造業	6.14	6.23	6.62	6.05
大企業	製造業	11.50	11.82	12.13	10.88
	非製造業	8.71	8.59	9.17	8.30
中堅企業	製造業	5.45	5.48	5.60	5.50
	非製造業	4.46	4.66	5.00	4.61
中小企業	製造業	4.71	4.82	5.29	4.64
	非製造業	4.10	4.38	4.52	4.13

資料出所　日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）

（注）売上高経常利益率

回答企業の総売上高（財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。）について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除して、売上高経常利益率を算出する。

価格交渉の状況

- 「**価格交渉が行われた**」割合（①②）は前回から約**１ポイント増加**し、**９割を超過**（前回89.4%→90.7%）。
- 「**発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた**」割合（①）は、前回から約**３ポイント減**の**31.5%**。
- 「**価格交渉が行われなかった**」割合（③④⑤）は前回から**微減**（前回10.6%→**9.3%**）。
  - **価格交渉は浸透しつつある**ものの、引き続き、受注企業の意に反して**交渉が行われなかった者が約１割**。**協議に応じない一方的な価格決定の禁止**を盛り込んだ「**中小受託取引適正化法**」の着実な執行などを通して、価格交渉・転嫁への更なる**機運醸成が重要**。

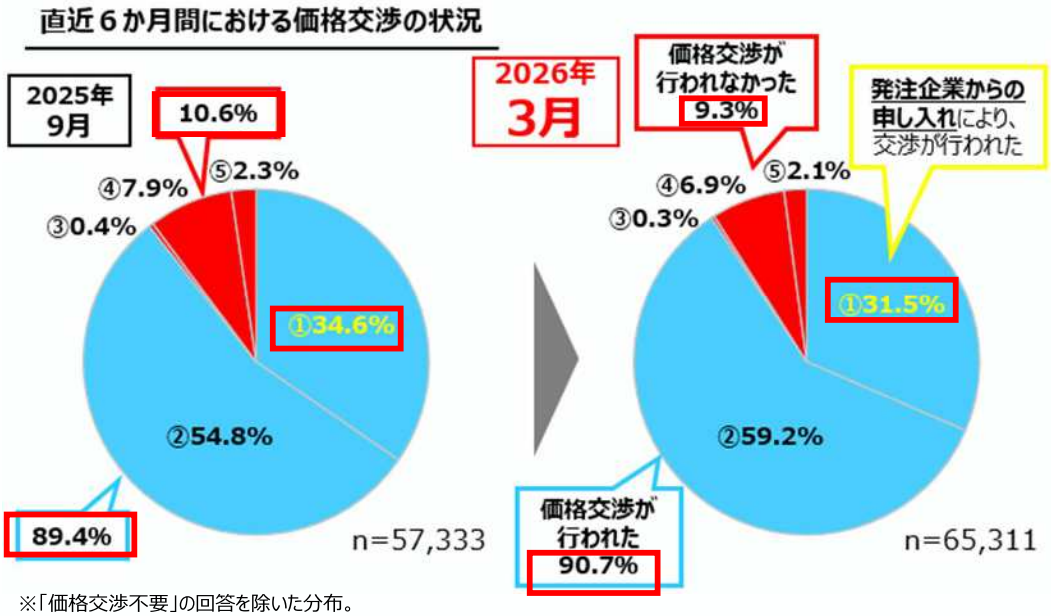

①	**発注企業から、交渉の申し入れ**があり、**価格交渉が行われた**。
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、**価格交渉が行われた**。
③	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、**発注減少や取引停止を恐れ**、発注企業からの**申し入れを辞退**した。
④	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、**発注減少や取引停止を恐れ**、**交渉を申し出なかった**。
⑤	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、**受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった**。

※「価格交渉不要」の回答を除いた分布。
※本調査の回答は、取適法の対象外取引も含まれ得ることに留意。以下同じ。

労務費に係る価格交渉の状況

※2023年11月に、「**労務費指針**（労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針）」が策定・公表されたことを踏まえ、今回の調査においても、「**労務費について価格交渉ができたか**」を調査（同指針は2025年12月に改定）。

- 価格交渉が行われた企業（64.9%）のうち**７割超**において、**労務費についても交渉を実施**。
- 一方で、「労務費が上昇し、**価格交渉を希望したが出来なかった**」企業も依然として存在（前回5.9%→**5.8%**）。
  - ➢ 公正取引委員会等と連携し、**「労務費指針」を周知・徹底**していく。

労務費の交渉状況

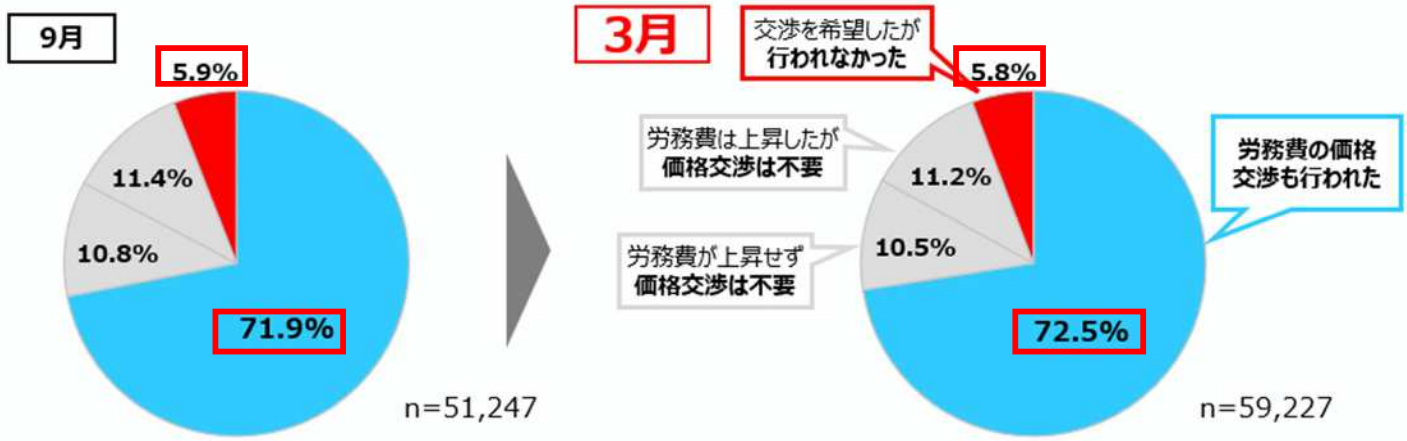

アンケート回答企業からの具体的な声

▲OEMや業界団体が示す比率（価格上昇率・労務費率など）を一方的に採用され、**実際の価格上昇分の一部しか転嫁できなかった**。個別交渉をお願いしたが応じてもらえなかった。

▲資料を揃えて労務費の交渉を申し入れたが、**最低賃金の上昇分すら転嫁を認めてもらえなかった**。

価格転嫁の状況【コスト全般】

- 「**一部でも転嫁できた**」割合（①②③④）は**８割超**。「**全額転嫁できた**」割合（①）は**３割弱**。
- 「**転嫁できなかった**」「**マイナスとなった**」割合（⑤⑥）は**横ばい**の状況（前回16.8%→**16.0%**）。
  - ➢ **価格転嫁の状況はほぼ横ばい**であり、引き続き、転嫁できない企業と**二極分離の状態**が継続している。転嫁が困難な企業への更なる対策が重要。

直近６か月間における価格転嫁の状況

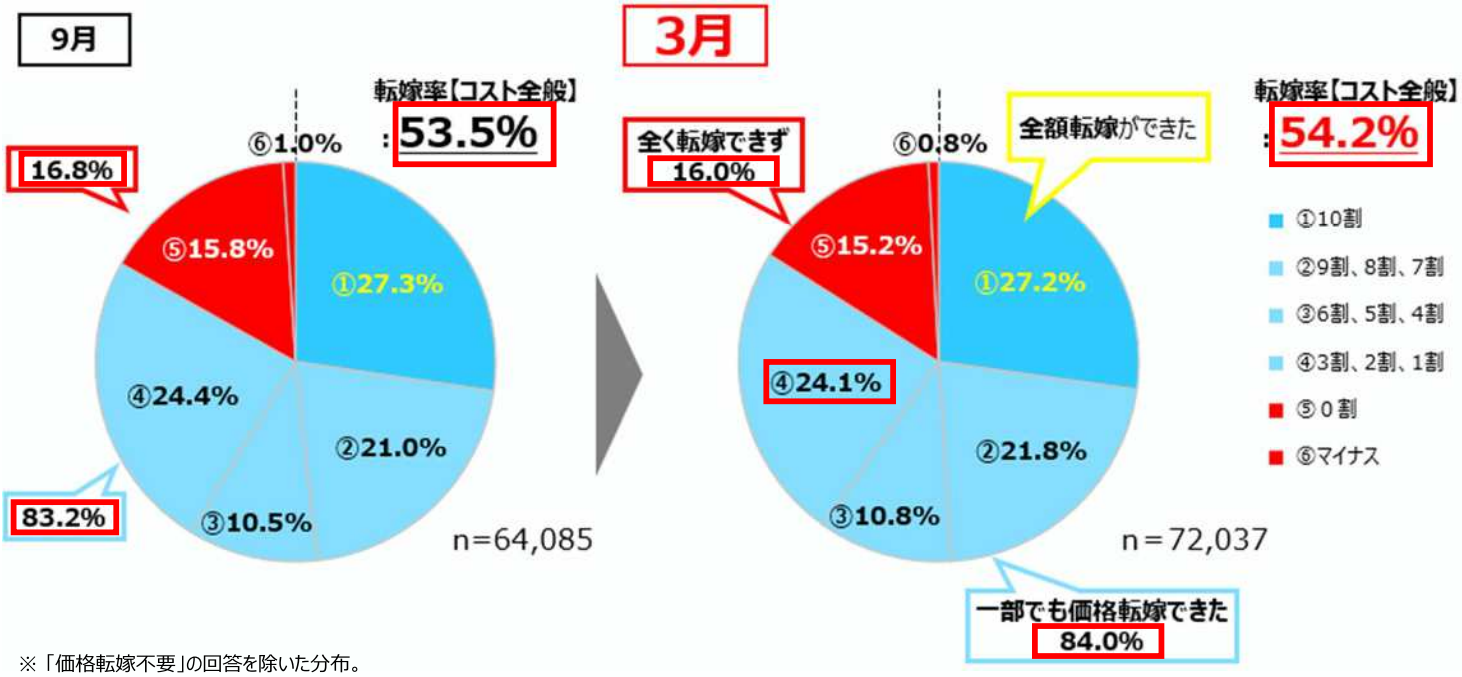

※「価格転嫁不要」の回答を除いた分布。

価格転嫁の状況【コスト要素別】

- 原材料費の転嫁率は上昇したものの、**労務費・エネルギー費は前回から横ばい**。
- 労務費の転嫁率は、５割を維持したものの、原材料費と比較して約５ポイント低い。**エネルギー費の転嫁率が前回に引き続き最も低い水準**となった。
  - ➢ **労務費に限らず**、原材料費・エネルギー費を含めた**コスト全般の価格転嫁**を一層推進していく必要がある。

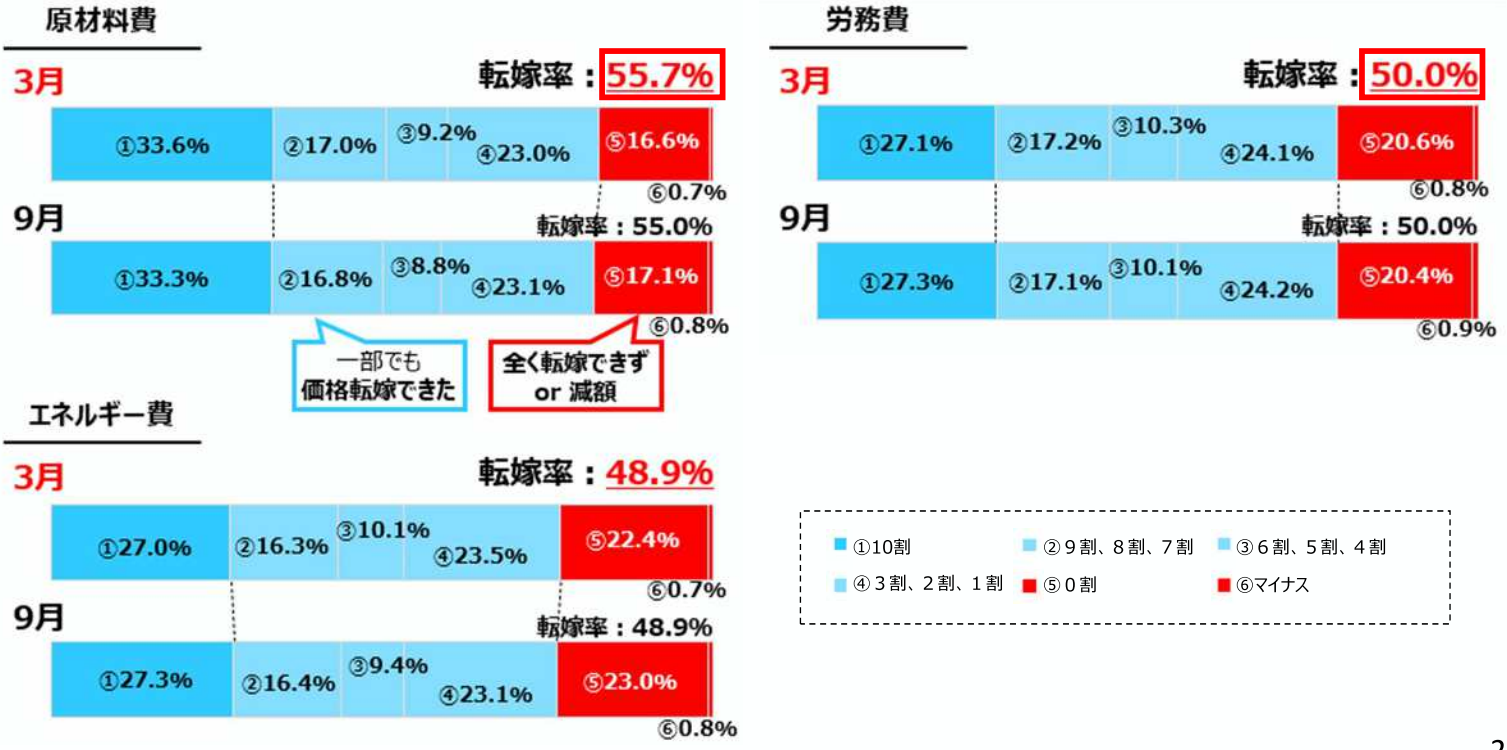

※「価格転嫁不要」の回答を除いた分布

倒産件数（実数）の推移

○ 倒産件数の推移をみると、2025年は2024年と比較して微増。

【足下の推移】

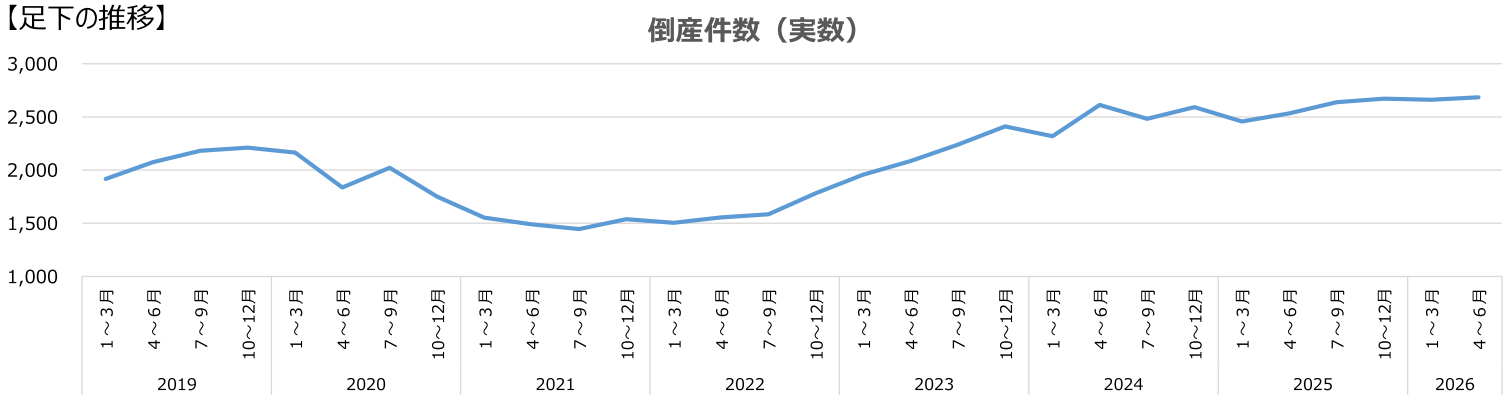

【長期的な推移】

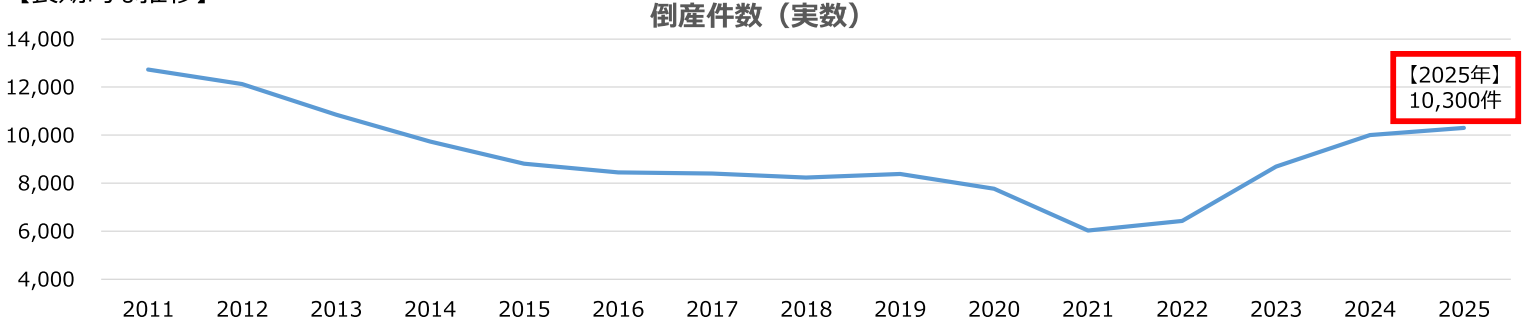

（資料出所）東京商工リサーチ

物価高倒産の状況

全国企業倒産集計（2025年報）（抜粋）

物価高倒産は949件判明　2年連続で過去最多を更新

「物価高倒産」は、949件（前年933件、1.7%増）判明した。2年連続で900件を超え、過去最多を更新した。業種別では、『建設業』（240件）が最も多く、『小売業』（216件）、『製造業』（174件）が続いた。原材料や燃料費高騰などのほか、人件費の上昇に耐え切れずに倒産したケースも目立った。

全国企業倒産集計（2026年上半期報）（抜粋）（下図）

物価高倒産は556件判明　過去最多を大幅更新

「物価高倒産」は、556件（前年同期449件、23.8%増）判明し、上半期としては2年ぶりに前年を上回った。集計開始から初めて500件を上回り、過去最多を大幅に更新した。2026年6月は113件（前年同月85件）となり、単月としても過去最多を更新した。業種別では、『建設業』（151件）が最も多く、『小売業』（118件）、『製造業』（103件）が続いた。



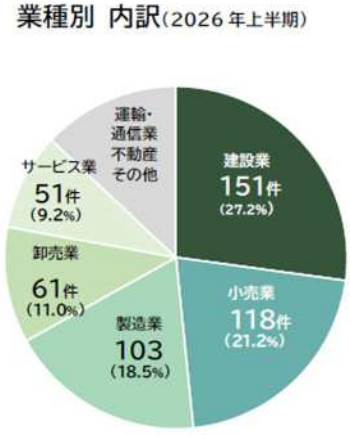

（資料出所）帝国データバンク「全国企業倒産集計（2025年報）」、「全国企業倒産集計（2026年上半期報）」
※本文の下線は厚生労働省労働基準局にて追記

ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年頃から特にＡランク地域において完全失業率が上昇したが、緩やかに改善し、このところ横ばいである。

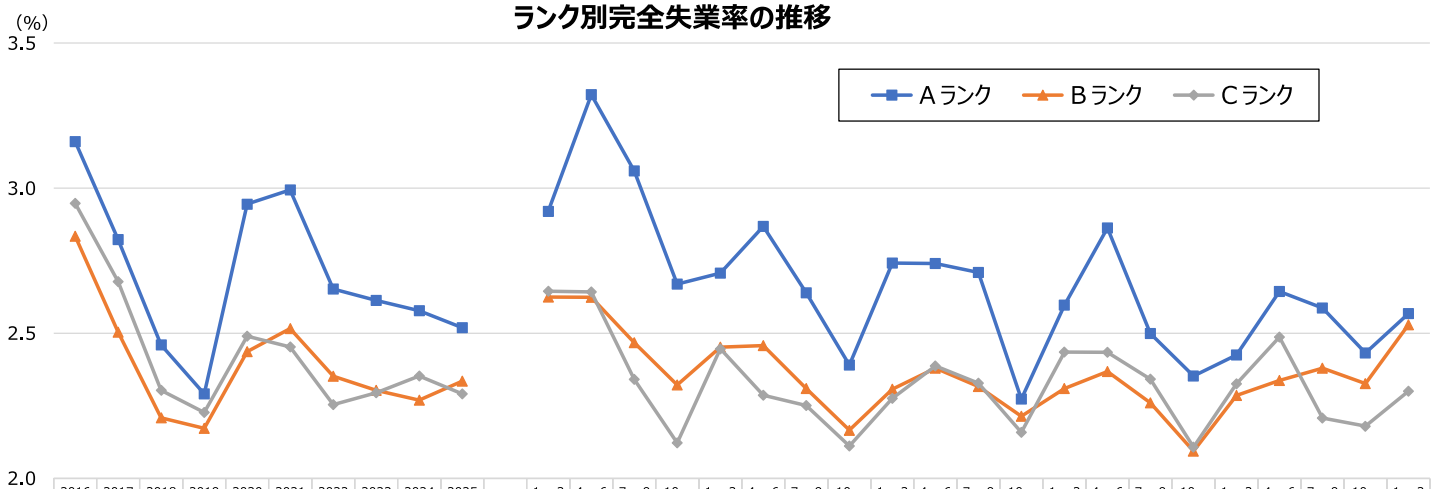

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
												2021年				2022年				2023年				2024年				2025年				2026年
Aランク	3.2	2.8	2.5	2.3	2.9	3.0	2.7	2.6	2.6	2.5		2.9	3.3	3.1	2.7	2.7	2.9	2.6	2.4	2.7	2.7	2.7	2.3	2.6	2.9	2.5	2.4	2.4	2.6	2.6	2.4	2.6
Bランク	2.8	2.5	2.2	2.2	2.4	2.5	2.4	2.3	2.3	2.3		2.6	2.6	2.5	2.3	2.5	2.5	2.3	2.2	2.3	2.4	2.3	2.2	2.3	2.4	2.3	2.1	2.3	2.3	2.4	2.3	2.5
Cランク	2.9	2.7	2.3	2.2	2.5	2.5	2.3	2.3	2.4	2.3		2.6	2.6	2.3	2.1	2.4	2.3	2.3	2.1	2.3	2.4	2.3	2.2	2.4	2.4	2.3	2.1	2.3	2.5	2.2	2.2	2.3

（資料出所）総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
（注）１．モデル推計による都道府県別結果。
２．各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
３．各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別有効求人倍率の推移

○ ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年頃に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では微減傾向となっている。

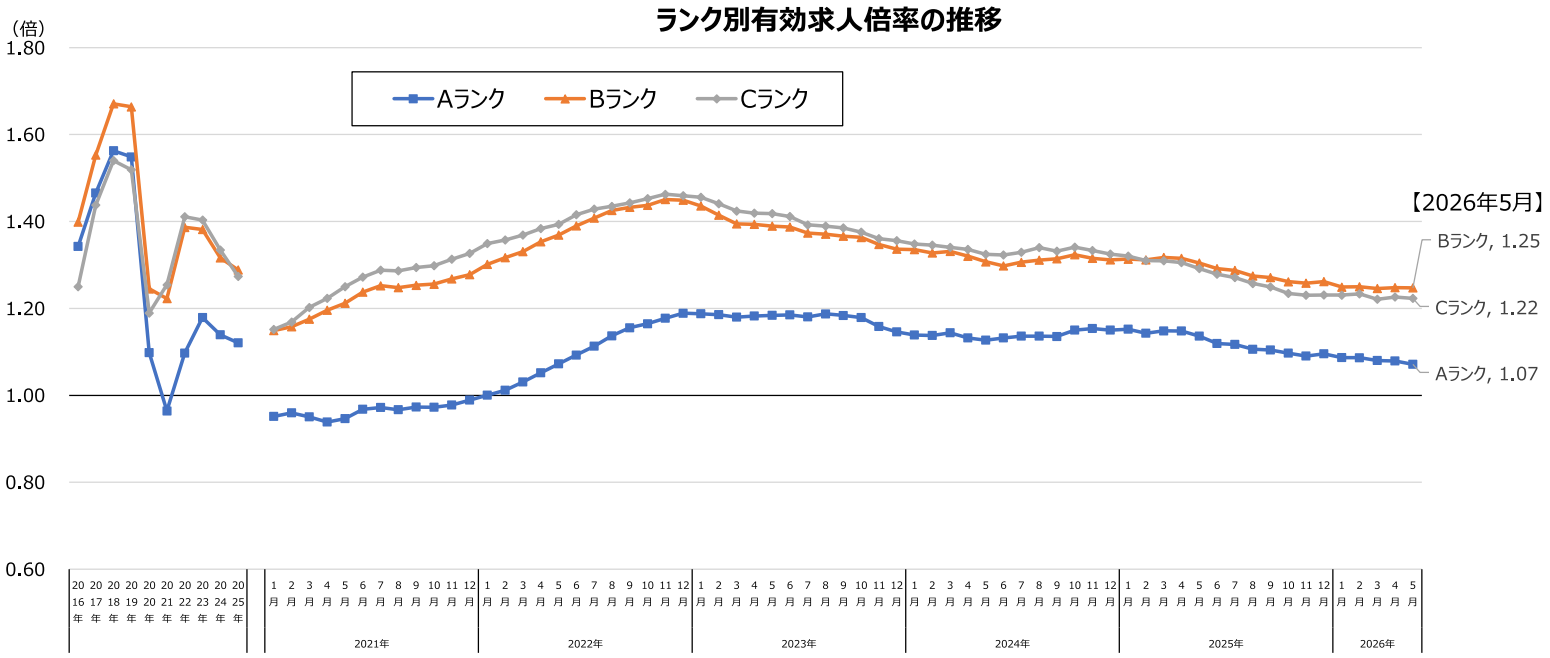

（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
（注）１．各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
２．月次の数値については、１の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
３．各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年４月に大きく減少した後、増加傾向が続いたが、このところ各ランクとも微減傾向。

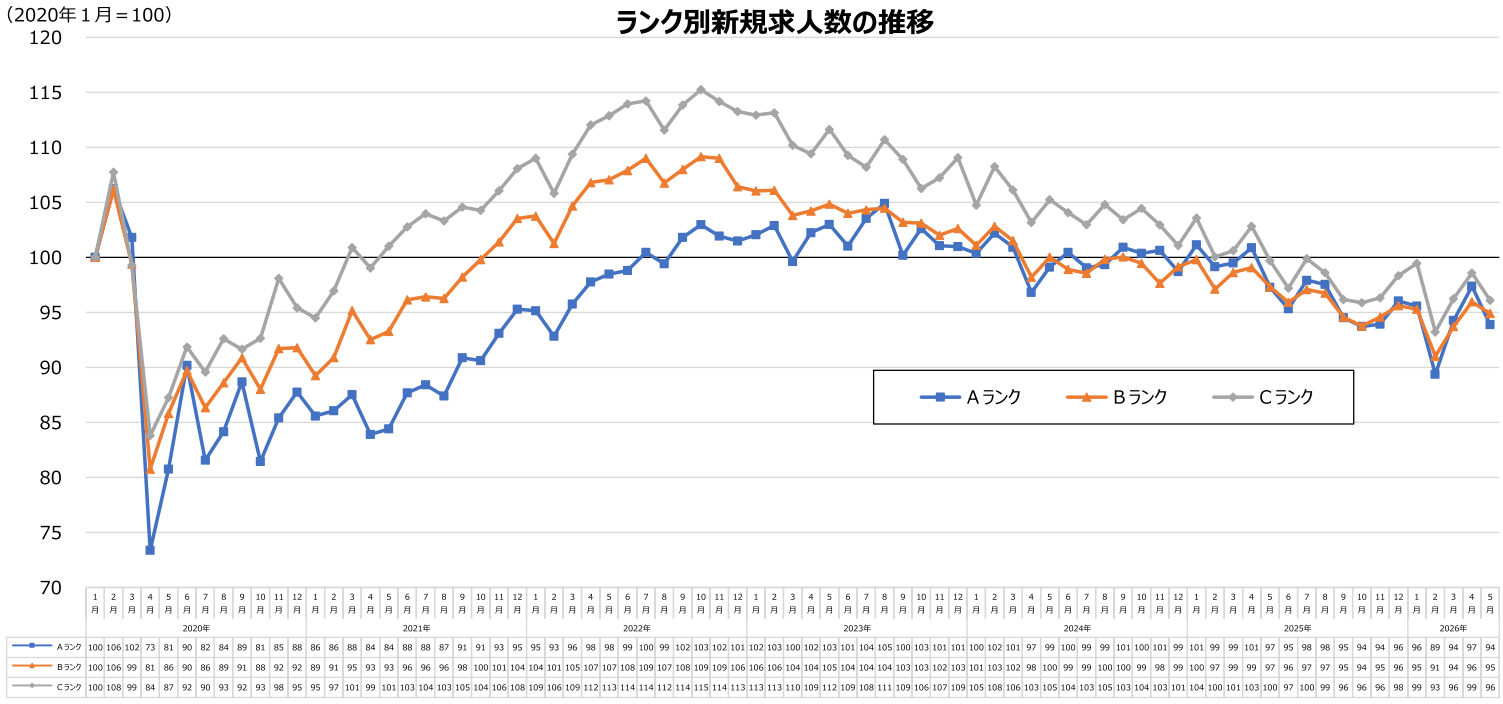

（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
（注）１．2020年１月の新規求人数（季節調整値）を100とした場合の各月の新規求人数（季節調整値）の水準。
２．各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数（季節調整値）を合算して算出。
３．各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

最賃近傍雇用者構成比（2025年）

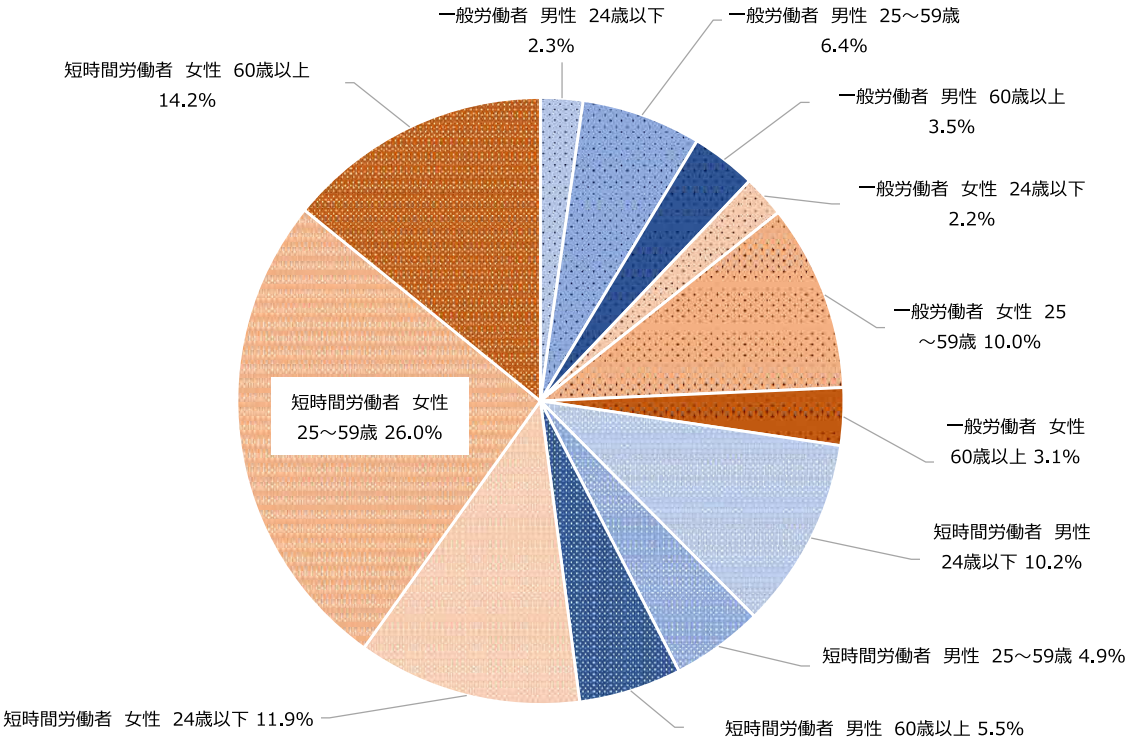

（資料出所）厚生労働省「令和７年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
（注）１．常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が５～９人で企業全体の常用労働者数も５～９人である民営事業所の数値。
２．「最賃近傍雇用者構成比」は、2025年６月の１時間当たり所定内給与額がその時点で適用されている事業所の所在地の地域別最低賃金額×1.1未満である労働者（ここでは、「最賃近傍雇用者」という。）の就業形態、男女、年齢階級別の構成比。
所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

就業形態、男女、年齢階級別影響率と労働者構成比（2025年）

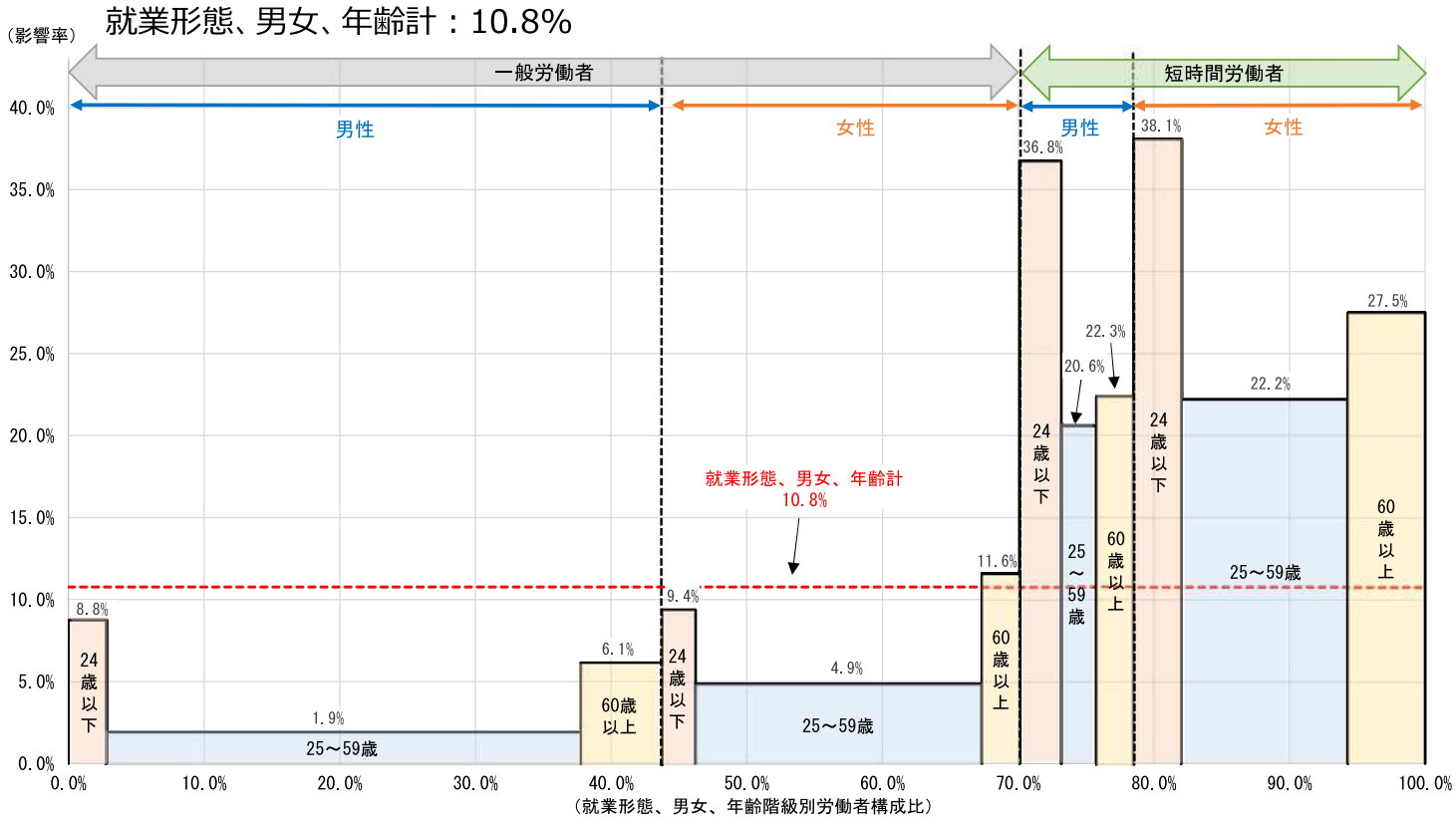

（資料出所）厚生労働省「令和７年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
（注）１．常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が５～９人で企業全体の常用労働者数も５～９人である民営事業所の数値。
２．縦軸の「影響率」は、2025年６月の１時間当たり所定内給与額が2025年の秋より適用された事業所の所在地の地域別最低賃金額未満である常用労働者（以下、「影響労働者」という。）の割合。
所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
３．横軸の「就業形態、男女、年齢階級別労働者構成比」は、就業形態、男女、年齢階級計の常用労働者数に占める各区分の常用労働者数の比率を示している。
４．各区分の長方形の面積は、影響労働者のボリューム（就業形態、男女、年齢階級計の常用労働者に占める比率）を示している。

産業（大分類）別影響率と労働者構成比（2025年）

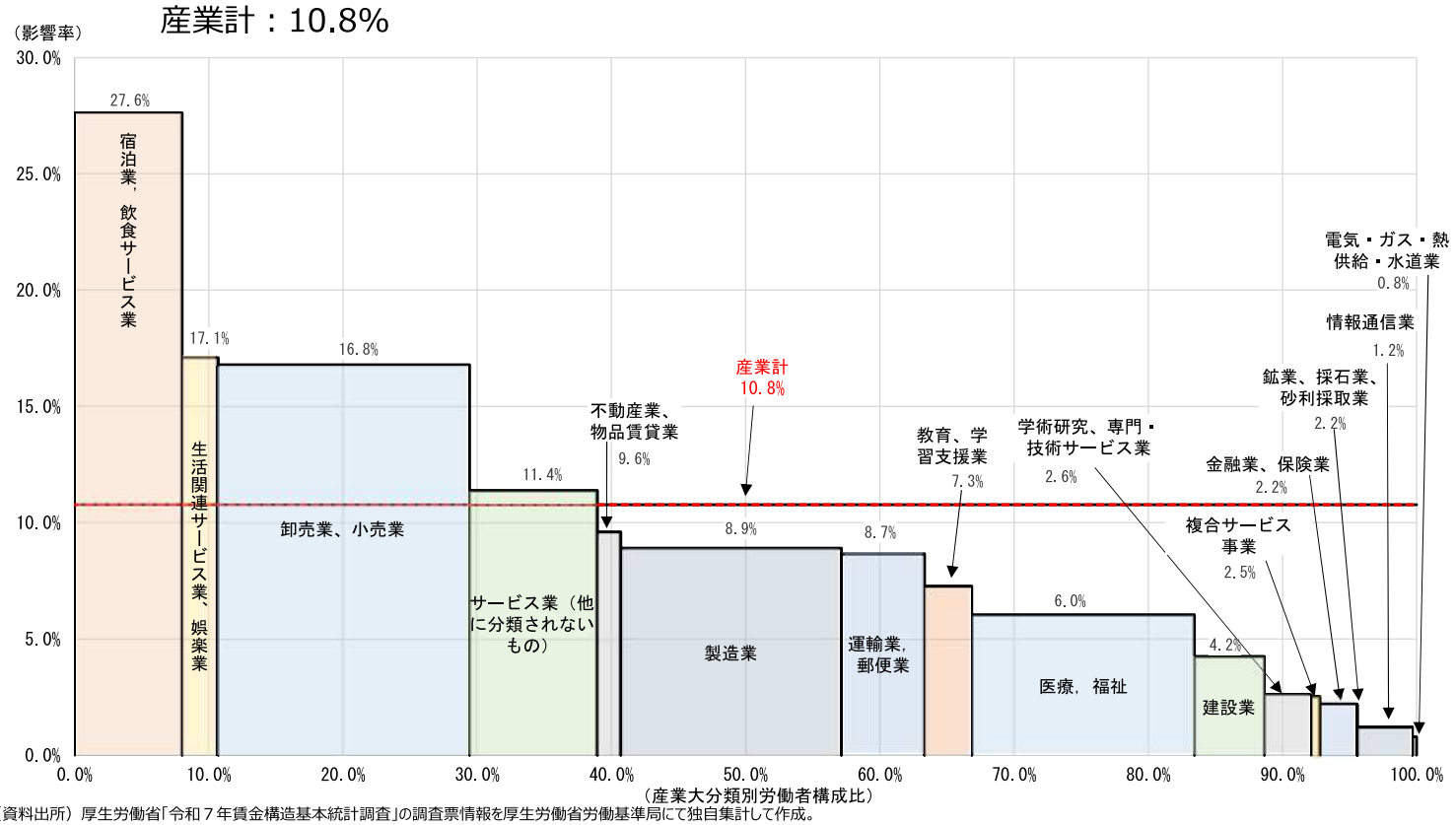

（資料出所）厚生労働省「令和７年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
（注）１．常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が５～９人で企業全体の常用労働者数も５～９人である民営事業所の数値。
２．縦軸の「影響率」は、2025年６月の１時間当たり所定内給与額が2025年の秋より適用された事業所の所在地の地域別最低賃金額未満である常用労働者（以下、「影響労働者」という。）の割合。
所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
３．横軸の「産業大分類別労働者構成比」は、産業計の常用労働者数に占める各産業の常用労働者数の比率を示している。
４．各産業の長方形の面積は、影響労働者のボリューム（産業計の常用労働者に占める比率）を示している。

時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（一般労働者）

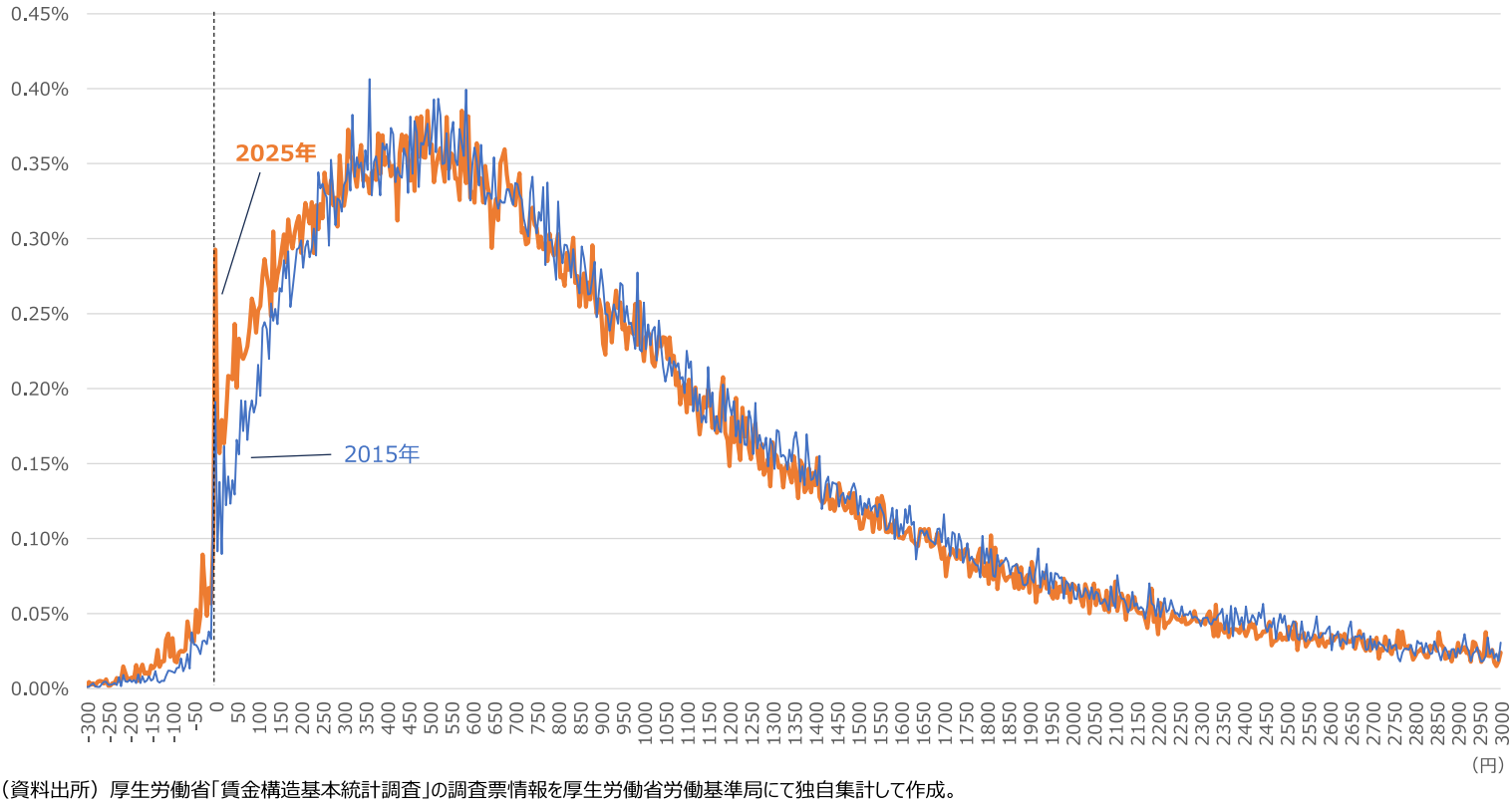

（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
（注）１．常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が５～９人で企業全体の常用労働者数も５～９人である民営事業所の数値。
２．１時間当たりの所定内給与額は、６月の所定内給与額を６月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
３．上記２の１時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の５円単位の分布。
４．2015年の数値は、2025年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。

時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（短時間労働者）

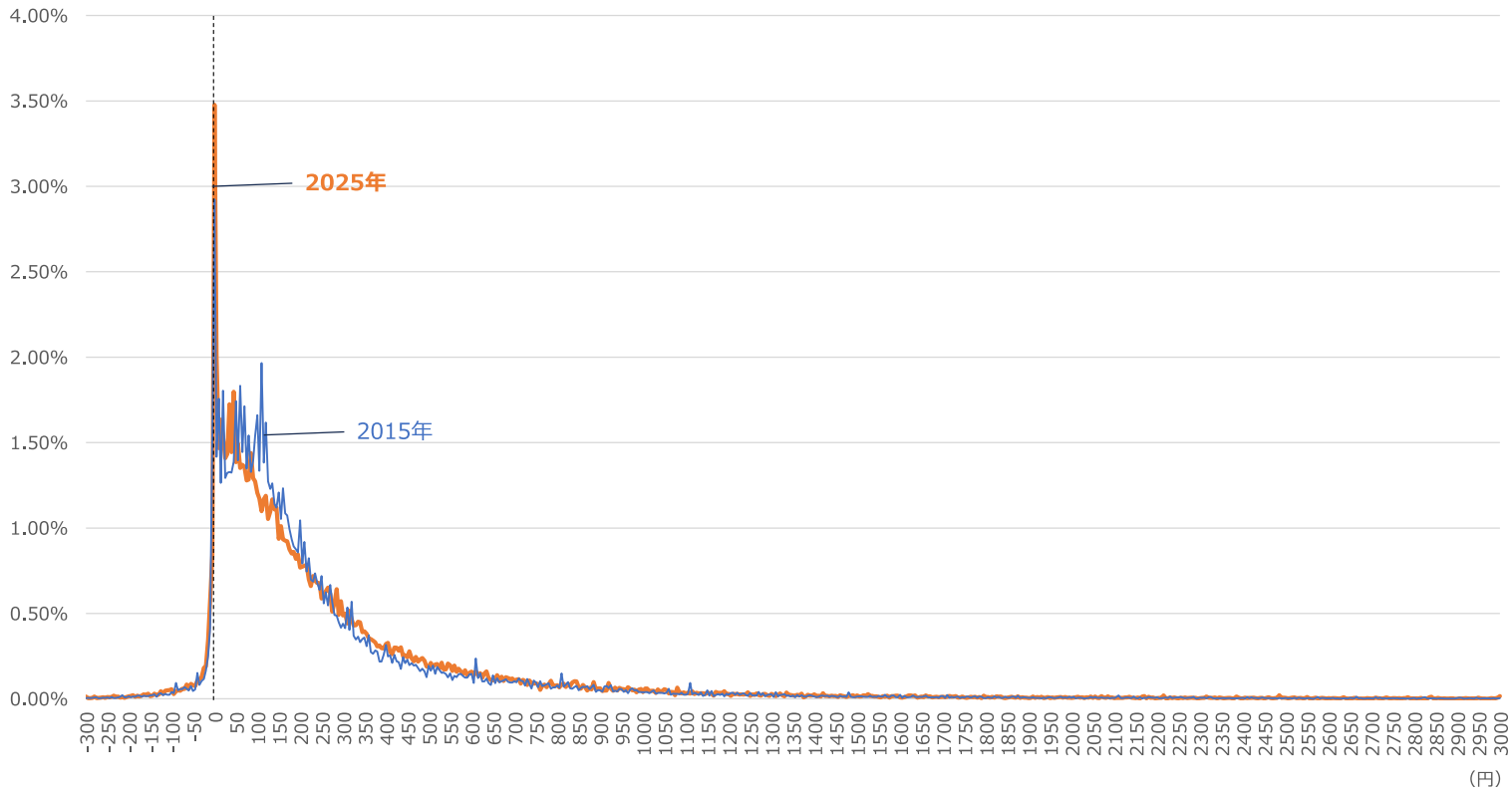

（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
（注）１．常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が５～９人で企業全体の常用労働者数も５～９人である民営事業所の数値。
２．１時間当たりの所定内給与額は、６月の所定内給与額を６月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
３．上記２の１時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の５円単位の分布。
４．2015年の数値は、2025年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。

最低賃金の影響率の推移

○ 最低賃金の影響率（最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合）は、上昇傾向にあり、規模の小さい事業所において、より高い水準で推移している。

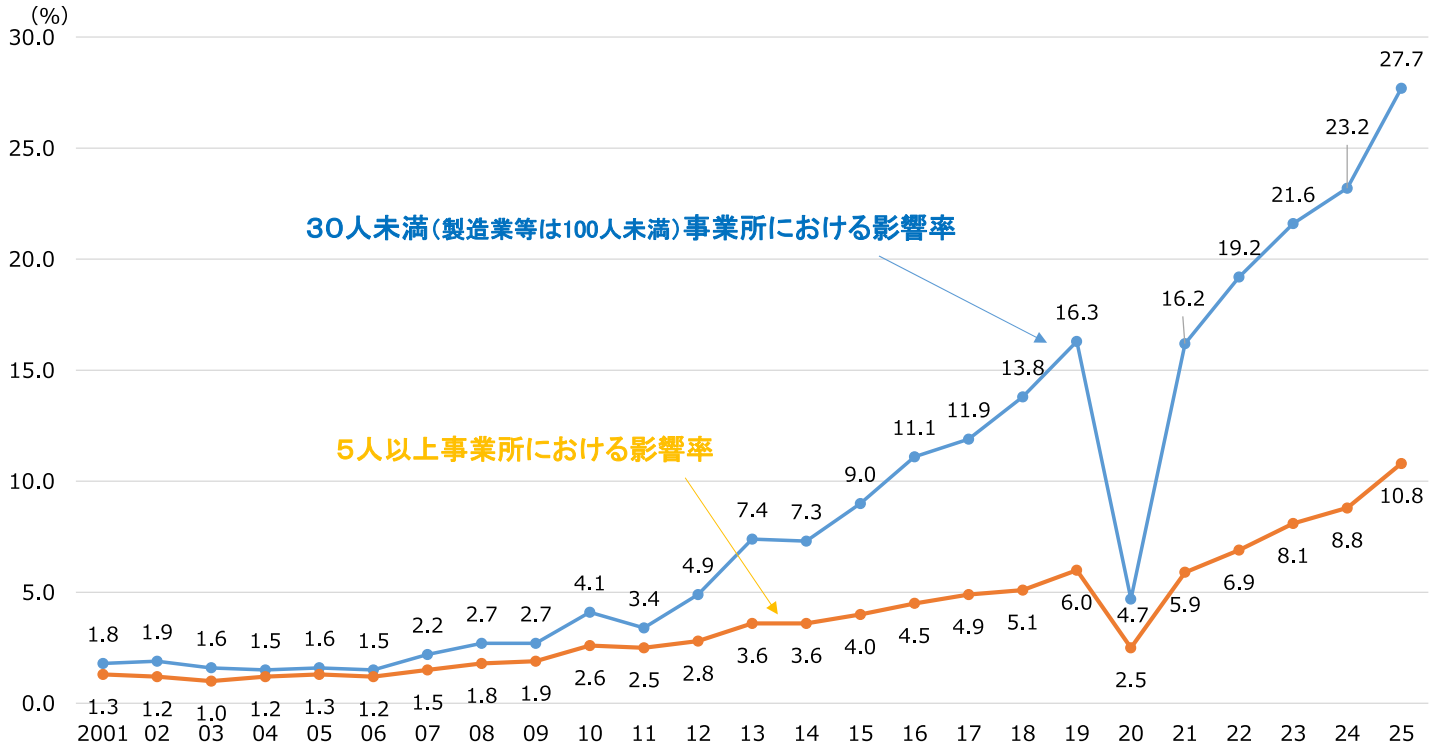

資料出所　厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（注）事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。
厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」（注）調査対象事業所には、事業所規模１～４人は含まれていない。

完全失業率

○ 完全失業率は、いずれのランクも前年と概ね同様の動きである。

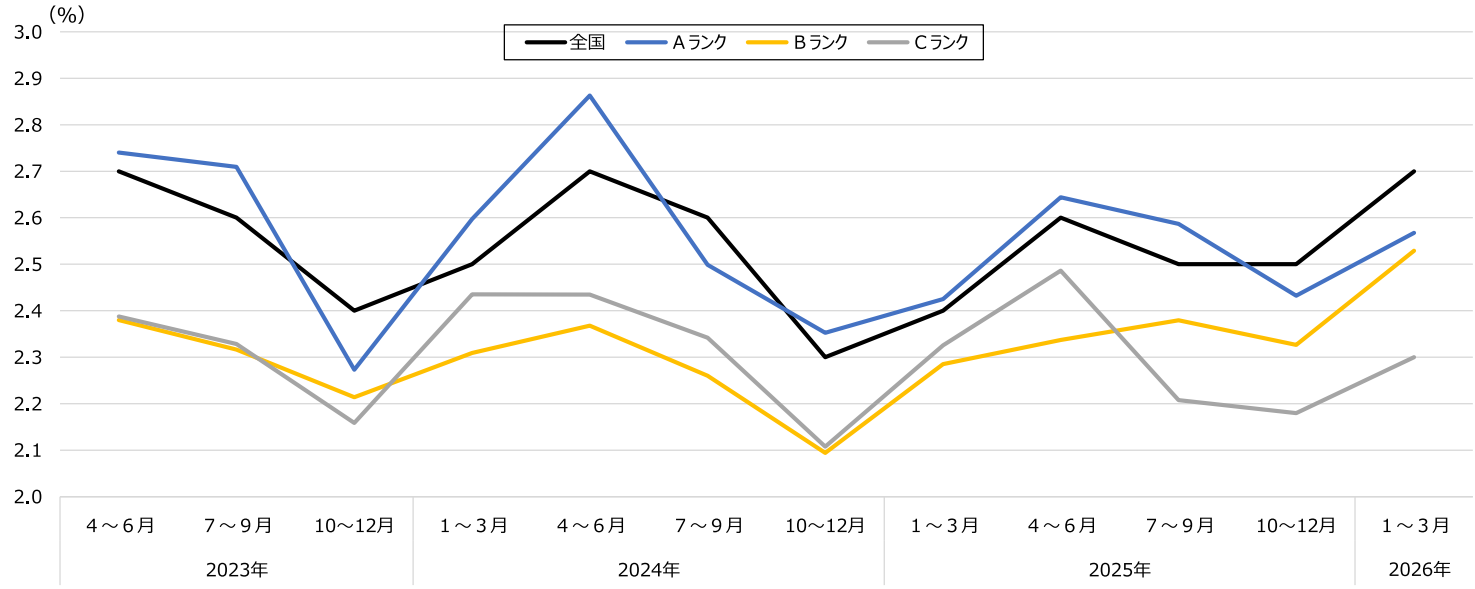

（資料出所）総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
（注）１．モデル推計による都道府県別結果による。
２．ランク別は各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
３．各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

有効求人倍率（季節調整値）

○ 有効求人倍率は、いずれのランクも直近は微減傾向である。

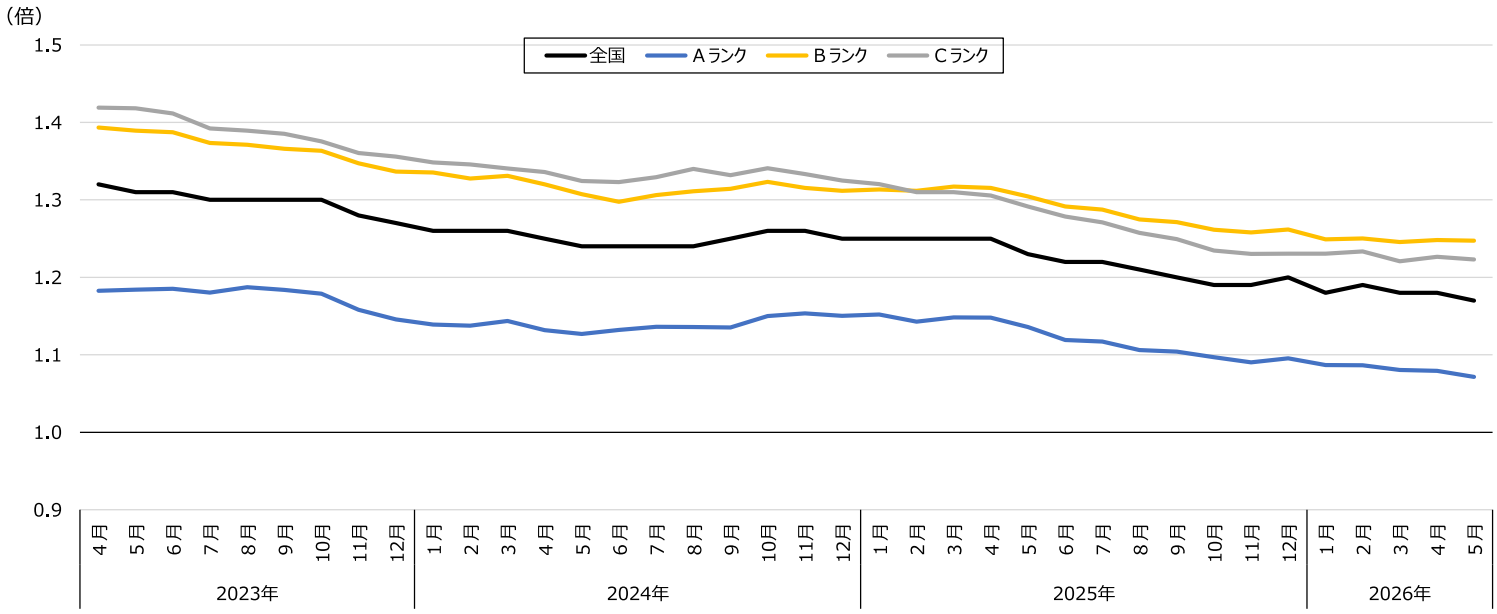

（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
（注）１．各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
２．月次の数値については、１の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
３．各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

雇用保険 被保険者数（前年同月比）

・雇用保険の被保険者数（前年同月比）は全国計では微増している一方、Ａランクでは増加しているが、Ｂランクは横ばい、Ｃランクでは減少傾向にある。

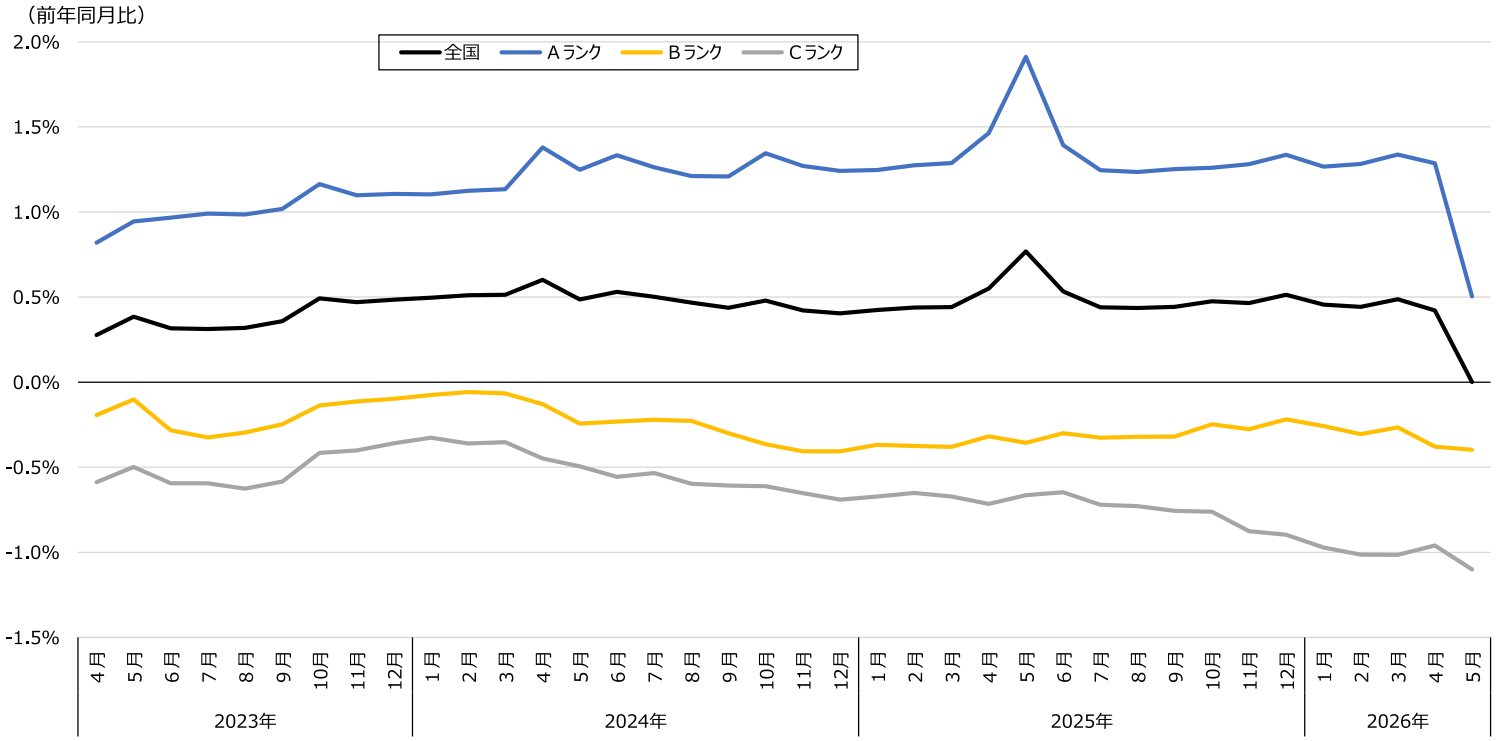

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」　都道府県労働局別適用状況　月末被保険者数を基に集計

雇用保険 事業主都合資格喪失者数（原数値）

○ 事業主都合による雇用保険資格喪失者はいずれのランクもおおむね前年と同様の動きである。

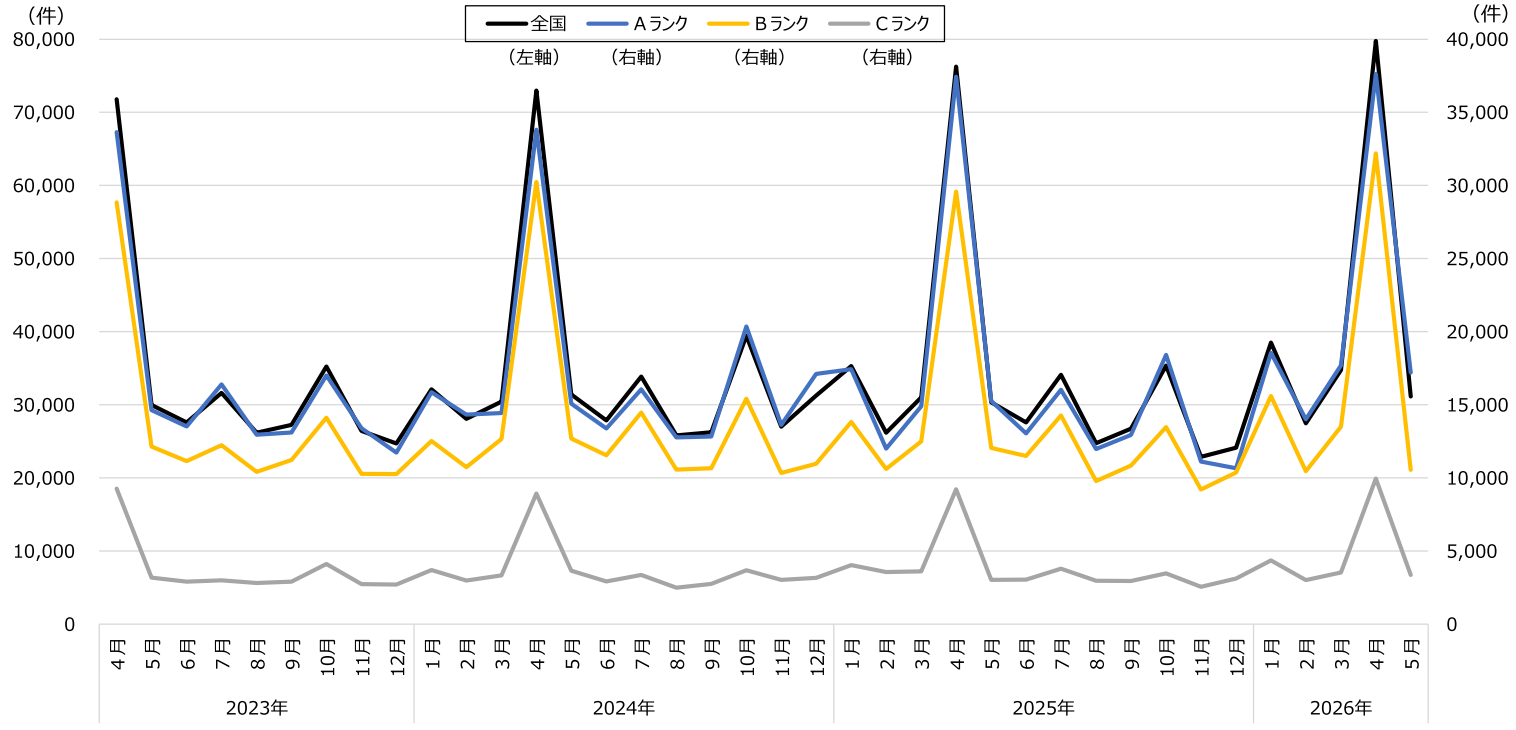

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」　都道府県労働局別適用状況　資格喪失者数うち事業主都合

雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

○ 適用事業所数の増加率はＡランクは増加傾向、Ｂランクは足下で横ばい、Ｃランクは減少傾向である。

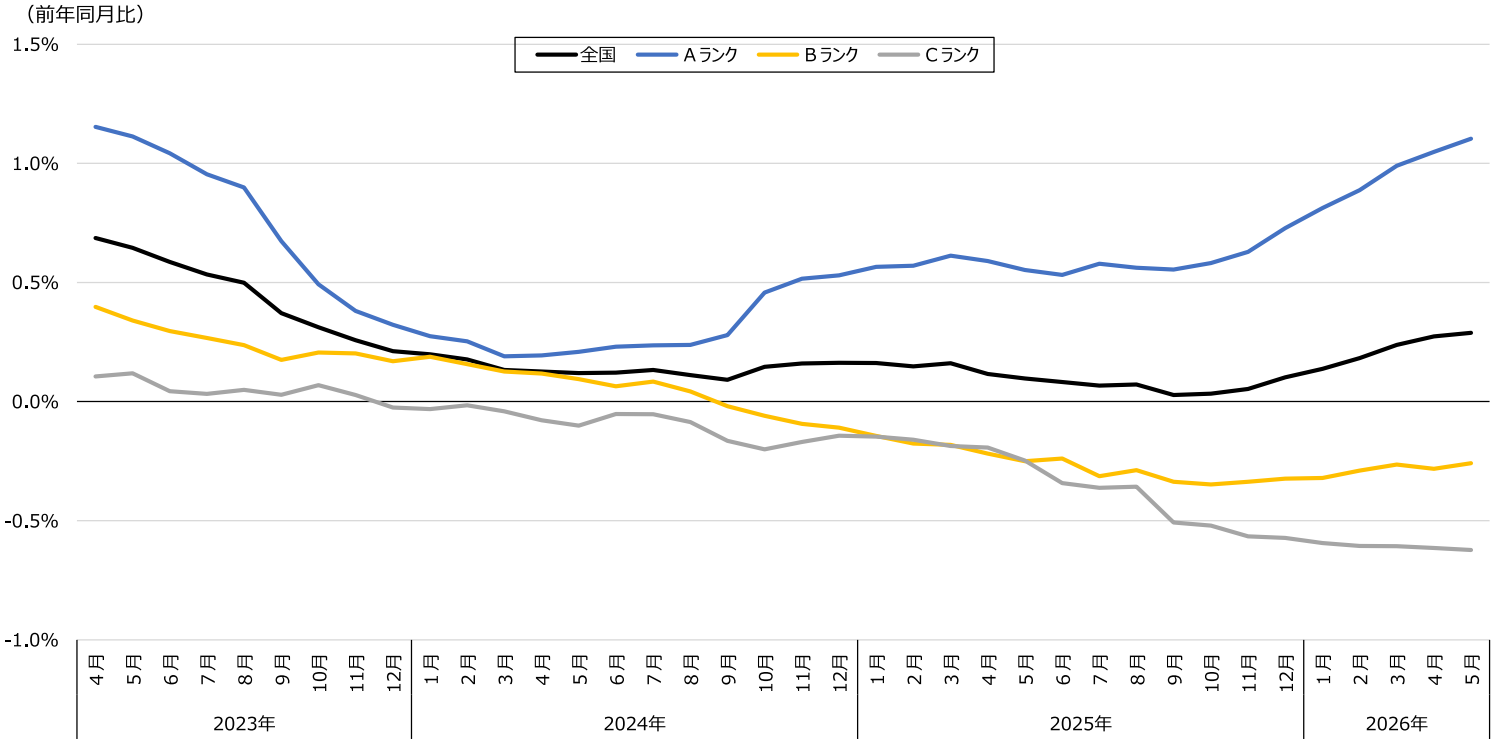

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」　都道府県労働局別適用状況

倒産に関する状況

○ 倒産件数は各ランクとも微増傾向にある。

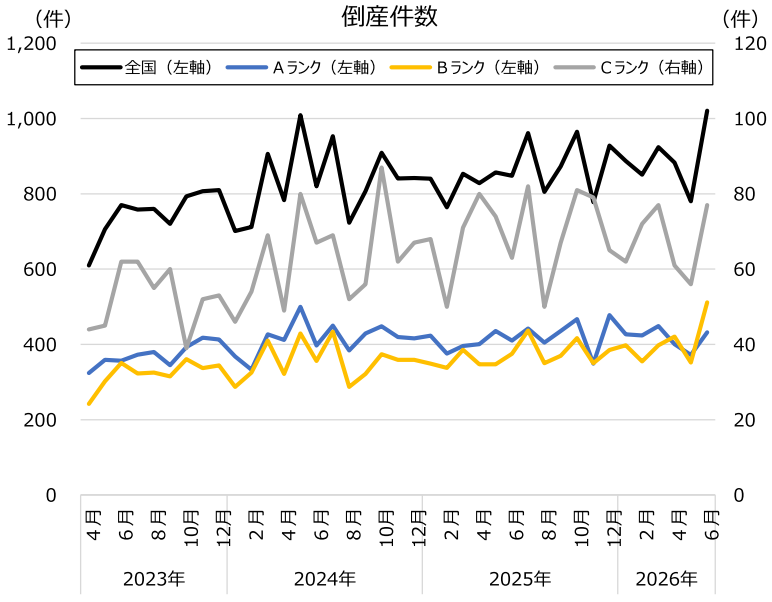

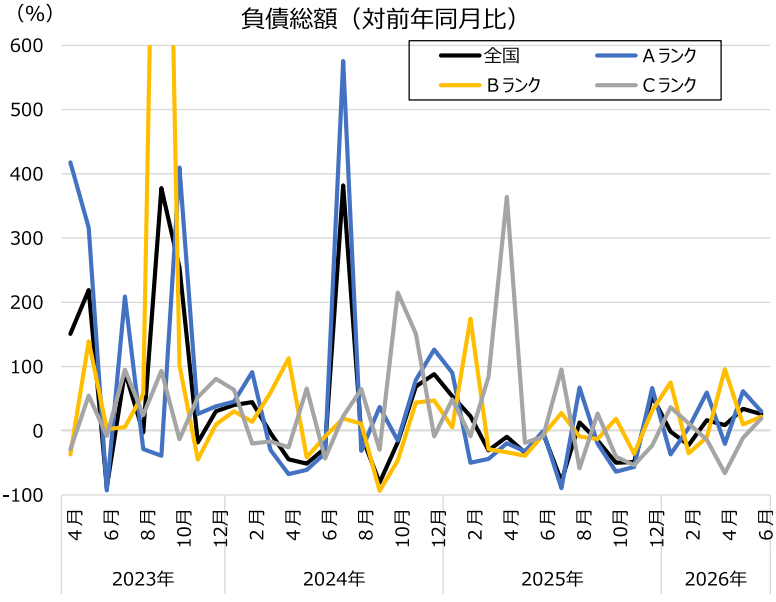

※以下の値は600%を超える。
2023年9月　Bランク：1,572%

出所：東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成

※倒産件数には、会社更生法等による法的整理のほか、私的整理も含む。負債額1,000万円以上が集計の対象。

完全失業率

(単位：%)

	2023年 1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	2024年 1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	2025年 1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	2026年 1～3月	2025年度 最賃引上げ額
全国	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.7	2.6	2.3	2.4	2.6	2.5	2.5	2.7	66
北海道	2.6	3.2	2.8	2.7	2.4	3.0	2.6	2.6	2.6	2.5	3.1	2.8	2.7	65
青森県	2.8	2.6	2.4	2.6	3.3	2.8	2.6	2.5	3.0	2.6	2.3	2.5	3.2	76
岩手県	2.3	2.2	2.1	2.1	2.8	2.3	2.3	2.1	2.4	2.7	1.9	2.5	2.6	79
宮城県	2.9	2.8	3.1	3.1	3.2	3.1	3.2	2.9	3.1	3.2	3.2	3.2	3.3	65
秋田県	3.0	2.1	2.5	2.7	3.2	2.7	2.7	2.5	3.2	3.1	2.3	2.8	3.1	80
山形県	1.9	1.7	1.5	1.7	2.1	1.7	1.9	1.6	2.0	2.1	2.1	2.0	2.2	77
福島県	2.5	2.3	2.4	2.6	2.6	2.5	2.6	2.4	2.7	2.7	2.6	2.7	2.8	78
茨城県	2.4	2.7	2.5	2.4	2.3	2.5	2.4	2.1	2.2	2.5	2.4	2.4	2.5	69
栃木県	2.2	2.6	2.5	2.2	2.2	2.5	2.4	1.9	2.1	2.5	2.3	2.2	2.4	64
群馬県	1.9	2.1	2.0	2.0	2.0	1.9	2.0	1.7	1.9	1.9	1.9	1.9	2.3	78
埼玉県	2.7	2.8	2.7	2.4	2.8	2.9	2.6	2.4	2.6	2.7	2.6	2.5	2.8	63
千葉県	2.4	2.6	2.6	2.4	2.4	2.6	2.5	2.3	2.2	2.4	2.4	2.3	2.3	64
東京都	2.6	2.6	2.6	2.1	2.5	3.0	2.4	2.4	2.5	2.7	2.4	2.2	2.5	63
神奈川県	2.9	3.2	3.0	2.4	2.7	2.9	2.5	2.1	2.3	2.8	2.7	2.3	2.7	63
新潟県	2.4	2.3	1.9	2.0	2.3	2.1	1.9	1.9	2.2	2.2	2.1	2.3	2.7	65
富山県	2.0	1.9	1.6	1.6	1.8	2.0	1.6	1.4	1.8	2.0	1.6	1.8	2.2	64
石川県	2.3	2.1	1.8	1.8	2.0	1.8	1.9	1.8	2.0	2.1	2.1	2.1	2.5	70
福井県	1.7	1.4	1.4	1.5	1.5	1.2	1.0	0.7	1.2	1.2	1.4	1.7	2.0	69
山梨県	1.6	2.2	2.0	2.0	2.0	2.2	1.8	1.1	1.5	2.1	1.8	1.8	1.8	64
長野県	2.2	2.2	1.8	2.0	2.1	2.0	1.7	1.6	1.9	2.0	1.7	2.1	2.4	63
岐阜県	1.8	2.0	1.7	1.6	1.9	2.1	1.8	1.6	1.9	1.9	1.8	1.9	2.1	64
静岡県	2.2	2.2	2.1	2.0	2.2	2.4	2.1	2.0	2.2	2.2	2.2	2.2	2.5	63
愛知県	2.0	2.1	2.0	1.7	2.0	2.4	1.8	1.9	2.0	2.3	2.5	2.2	2.3	63
三重県	2.0	2.1	1.9	1.8	2.0	2.1	2.1	1.9	2.1	2.1	2.3	2.3	2.5	64
滋賀県	2.2	2.0	2.5	2.3	2.4	2.1	2.4	2.2	2.2	2.3	2.3	2.5	2.3	63
京都府	2.6	2.4	2.4	2.2	2.6	2.4	2.2	2.2	2.6	2.4	2.4	2.3	2.8	64
大阪府	3.7	3.0	3.4	2.6	3.3	3.2	3.2	2.8	2.8	2.9	3.1	3.2	2.7	63
兵庫県	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.5	2.3	2.3	2.4	2.6	2.5	2.4	2.5	64
奈良県	2.4	2.1	2.5	2.4	2.3	2.2	2.2	2.0	2.2	2.2	2.4	2.1	2.3	65
和歌山県	1.7	1.9	2.3	2.1	2.4	1.3	2.1	1.7	2.4	1.8	2.3	2.1	2.6	65
鳥取県	2.1	2.7	1.7	1.8	2.2	2.4	1.7	1.4	2.1	2.3	2.7	2.0	2.1	73
島根県	1.6	1.4	2.0	1.2	1.7	1.4	1.5	2.1	1.7	1.1	2.0	2.1	2.3	71
岡山県	2.2	2.4	2.2	2.0	2.4	2.5	2.3	2.1	2.6	2.6	2.7	2.6	3.0	65
広島県	2.1	2.2	2.0	2.0	2.2	2.3	2.0	2.0	2.4	2.3	2.3	2.4	2.6	65
山口県	1.4	1.8	1.7	1.8	1.5	1.9	1.7	1.8	1.6	2.0	2.2	2.2	1.8	64
徳島県	1.9	1.7	1.9	1.1	2.0	1.7	1.7	1.1	1.4	1.7	1.7	1.4	1.4	66
香川県	2.1	2.2	2.2	2.1	1.5	2.0	2.0	1.9	1.7	1.8	2.0	1.9	2.0	66
愛媛県	2.3	2.0	2.3	2.2	2.4	2.1	2.2	1.9	2.1	1.9	2.2	1.8	2.2	77
高知県	2.0	2.3	1.4	2.0	1.8	2.0	1.4	1.4	1.5	1.4	1.7	1.4	1.7	71
福岡県	2.6	2.6	2.9	2.7	2.8	2.9	3.0	2.7	2.7	2.9	2.7	2.4	2.8	65
佐賀県	1.3	1.3	1.6	1.6	1.2	1.8	1.1	1.6	2.1	1.8	1.6	1.8	1.2	74
長崎県	1.8	2.1	2.1	1.8	2.1	2.2	2.1	1.8	2.1	2.4	2.0	2.0	2.2	78
熊本県	2.4	2.6	2.5	1.9	2.6	2.5	2.6	2.2	2.5	2.6	2.3	2.0	2.4	82
大分県	2.4	2.4	2.2	2.2	2.2	2.6	1.8	2.1	1.9	2.1	1.7	1.6	1.5	81
宮崎県	1.8	2.9	2.9	1.8	2.2	2.0	2.7	1.8	2.2	2.4	2.2	1.6	2.0	71
鹿児島県	1.7	2.4	2.6	2.4	2.1	2.7	2.7	2.4	2.0	2.6	2.4	2.2	2.0	73
沖縄県	3.4	3.5	3.5	2.9	3.2	3.3	3.3	2.9	2.8	3.3	3.2	3.3	3.1	71

低← →高

出所：総務省「労働力調査」　都道府県別完全失業率（モデル推計値）

有効求人倍率（季節調整値）

（単位：倍）

	2023年												2024年												2025年												2026年					2025年度
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	最賃引上げ額
全国	1.35	1.33	1.32	1.32	1.31	1.31	1.30	1.30	1.30	1.30	1.28	1.27	1.26	1.26	1.26	1.25	1.24	1.24	1.24	1.24	1.25	1.26	1.26	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.23	1.22	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.20	1.18	1.19	1.18	1.18	1.17	66
北海道	1.16	1.12	1.09	1.07	1.05	1.05	1.05	1.04	1.02	1.03	1.03	1.02	1.04	1.02	1.02	1.00	0.98	0.95	0.97	0.97	0.99	0.98	0.98	1.00	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.98	0.97	0.96	0.95	0.95	0.94	0.93	0.92	0.93	0.92	0.91	0.91	65
青森県	1.20	1.18	1.19	1.21	1.21	1.19	1.17	1.17	1.17	1.18	1.17	1.15	1.14	1.12	1.13	1.13	1.12	1.11	1.11	1.11	1.11	1.10	1.10	1.09	1.09	1.09	1.08	1.08	1.08	1.09	1.09	1.09	1.08	1.07	1.09	1.10	1.12	1.10	1.08	1.08	1.08	76
岩手県	1.32	1.29	1.25	1.22	1.24	1.23	1.23	1.22	1.22	1.23	1.23	1.22	1.20	1.20	1.20	1.19	1.18	1.16	1.18	1.20	1.21	1.19	1.18	1.19	1.19	1.19	1.19	1.18	1.17	1.17	1.14	1.11	1.10	1.09	1.08	1.08	1.10	1.12	1.10	1.10	1.11	79
宮城県	1.41	1.44	1.39	1.39	1.38	1.38	1.37	1.36	1.36	1.35	1.32	1.30	1.31	1.30	1.29	1.26	1.24	1.23	1.23	1.23	1.25	1.24	1.23	1.22	1.22	1.22	1.23	1.21	1.20	1.18	1.17	1.16	1.15	1.12	1.15	1.15	1.12	1.13	1.10	1.11	1.09	65
秋田県	1.47	1.42	1.35	1.37	1.35	1.38	1.35	1.34	1.31	1.32	1.30	1.29	1.28	1.28	1.29	1.30	1.28	1.26	1.26	1.25	1.26	1.25	1.26	1.25	1.24	1.24	1.23	1.20	1.21	1.21	1.21	1.21	1.20	1.20	1.20	1.23	1.22	1.18	1.17	1.14	80
山形県	1.59	1.49	1.46	1.49	1.47	1.45	1.43	1.39	1.39	1.37	1.32	1.34	1.30	1.31	1.31	1.32	1.32	1.32	1.32	1.36	1.38	1.36	1.37	1.34	1.35	1.32	1.33	1.32	1.30	1.28	1.28	1.27	1.26	1.27	1.26	1.29	1.27	1.29	1.28	1.29	1.29	77
福島県	1.49	1.42	1.37	1.40	1.40	1.41	1.39	1.38	1.36	1.39	1.38	1.35	1.33	1.31	1.31	1.28	1.26	1.25	1.25	1.26	1.25	1.26	1.25	1.26	1.28	1.28	1.30	1.29	1.28	1.28	1.27	1.25	1.25	1.23	1.23	1.22	1.20	1.21	1.20	1.22	1.22	78
茨城県	1.49	1.50	1.46	1.41	1.40	1.39	1.39	1.38	1.39	1.39	1.37	1.34	1.30	1.35	1.35	1.37	1.34	1.33	1.31	1.32	1.33	1.34	1.33	1.30	1.29	1.27	1.25	1.22	1.22	1.19	1.17	1.16	1.15	1.13	1.12	1.13	1.10	1.13	1.12	1.14	1.13	69
栃木県	1.20	1.19	1.20	1.22	1.21	1.19	1.17	1.16	1.15	1.13	1.12	1.10	1.10	1.11	1.10	1.15	1.13	1.12	1.15	1.15	1.16	1.16	1.17	1.18	1.19	1.19	1.20	1.19	1.18	1.16	1.17	1.16	1.15	1.15	1.15	1.14	1.13	1.13	1.14	1.13	1.12	64
群馬県	1.48	1.44	1.41	1.40	1.45	1.41	1.43	1.42	1.41	1.39	1.36	1.37	1.37	1.38	1.40	1.38	1.35	1.33	1.33	1.34	1.34	1.34	1.34	1.33	1.32	1.31	1.32	1.30	1.29	1.27	1.27	1.24	1.23	1.25	1.25	1.26	1.25	1.24	1.23	1.20	1.23	78
埼玉県	1.07	1.06	1.04	1.06	1.07	1.08	1.07	1.08	1.07	1.06	1.04	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.04	1.07	1.08	1.08	1.07	1.08	1.06	1.05	1.02	1.02	1.00	0.98	0.97	0.94	0.95	0.97	0.96	0.98	0.96	0.95	63
千葉県	1.03	1.05	1.06	1.04	1.03	1.02	1.00	1.01	1.00	0.99	0.97	0.96	0.96	0.95	0.96	0.97	0.97	0.98	0.98	0.98	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	0.98	1.00	0.98	0.98	0.97	0.97	0.98	0.98	0.98	0.99	0.99	0.97	64
東京都	1.75	1.76	1.77	1.78	1.77	1.77	1.78	1.82	1.82	1.82	1.78	1.76	1.75	1.75	1.76	1.72	1.75	1.81	1.83	1.78	1.74	1.77	1.76	1.75	1.76	1.75	1.75	1.76	1.74	1.72	1.71	1.70	1.71	1.72	1.73	1.74	1.73	1.73	1.74	1.74	1.70	63
神奈川県	0.92	0.91	0.90	0.90	0.91	0.92	0.92	0.92	0.92	0.93	0.91	0.89	0.89	0.90	0.91	0.89	0.91	0.92	0.93	0.92	0.91	0.92	0.92	0.91	0.90	0.90	0.89	0.89	0.88	0.85	0.84	0.83	0.84	0.83	0.83	0.84	0.83	0.84	0.83	0.83	0.83	63
新潟県	1.60	1.57	1.55	1.57	1.57	1.58	1.57	1.57	1.55	1.54	1.50	1.49	1.48	1.46	1.47	1.47	1.45	1.44	1.42	1.45	1.46	1.49	1.48	1.48	1.46	1.46	1.45	1.48	1.43	1.41	1.41	1.40	1.38	1.37	1.37	1.38	1.37	1.37	1.37	1.38	1.39	65
富山県	1.58	1.53	1.50	1.50	1.49	1.46	1.44	1.42	1.42	1.43	1.41	1.40	1.43	1.42	1.43	1.42	1.39	1.37	1.37	1.37	1.36	1.38	1.39	1.39	1.40	1.43	1.44	1.44	1.47	1.48	1.49	1.48	1.49	1.47	1.46	1.48	1.47	1.47	1.46	1.48	1.46	64
石川県	1.66	1.64	1.63	1.66	1.63	1.65	1.60	1.58	1.57	1.56	1.55	1.54	1.59	1.49	1.45	1.46	1.46	1.44	1.48	1.49	1.52	1.57	1.56	1.59	1.62	1.63	1.66	1.65	1.64	1.61	1.59	1.58	1.57	1.54	1.50	1.47	1.51	1.49	1.43	1.42	1.39	70
福井県	1.88	1.81	1.80	1.83	1.84	1.82	1.80	1.77	1.78	1.78	1.77	1.76	1.76	1.77	1.79	1.76	1.74	1.72	1.71	1.74	1.76	1.76	1.74	1.73	1.69	1.70	1.71	1.72	1.71	1.70	1.70	1.70	1.66	1.66	1.67	1.67	1.62	1.58	1.57	1.57	1.60	69
山梨県	1.42	1.41	1.35	1.35	1.33	1.29	1.26	1.25	1.24	1.20	1.23	1.22	1.28	1.26	1.27	1.28	1.27	1.28	1.28	1.29	1.27	1.28	1.28	1.28	1.27	1.28	1.30	1.31	1.31	1.30	1.29	1.28	1.31	1.31	1.32	1.32	1.32	1.34	1.38	1.37	1.37	64
長野県	1.55	1.51	1.50	1.49	1.47	1.46	1.45	1.45	1.43	1.41	1.39	1.37	1.36	1.35	1.35	1.35	1.34	1.32	1.31	1.32	1.31	1.31	1.30	1.29	1.29	1.29	1.30	1.29	1.27	1.27	1.27	1.25	1.26	1.25	1.26	1.25	1.25	1.23	1.24	1.25	1.25	63
岐阜県	1.65	1.64	1.60	1.58	1.59	1.58	1.58	1.58	1.57	1.59	1.56	1.55	1.56	1.58	1.58	1.58	1.57	1.54	1.51	1.52	1.50	1.55	1.53	1.52	1.51	1.48	1.46	1.44	1.44	1.44	1.45	1.44	1.44	1.42	1.42	1.42	1.41	1.41	1.39	1.39	1.46	64
静岡県	1.27	1.26	1.23	1.24	1.26	1.26	1.24	1.22	1.20	1.20	1.20	1.20	1.19	1.19	1.17	1.14	1.12	1.11	1.11	1.13	1.13	1.12	1.10	1.08	1.08	1.08	1.08	1.08	1.08	1.07	1.07	1.06	1.06	1.06	1.07	1.07	1.09	1.06	1.06	1.08	1.06	63
愛知県	1.42	1.39	1.35	1.33	1.33	1.36	1.36	1.36	1.35	1.34	1.34	1.32	1.31	1.29	1.30	1.28	1.28	1.27	1.26	1.26	1.26	1.27	1.29	1.28	1.29	1.29	1.31	1.31	1.29	1.27	1.27	1.26	1.25	1.24	1.23	1.23	1.23	1.22	1.20	1.21	1.23	63
三重県	1.40	1.38	1.34	1.33	1.32	1.31	1.29	1.27	1.28	1.28	1.27	1.25	1.25	1.22	1.21	1.19	1.18	1.17	1.17	1.16	1.15	1.15	1.14	1.13	1.14	1.16	1.18	1.16	1.16	1.14	1.16	1.15	1.18	1.17	1.18	1.19	1.16	1.14	1.16	1.17	1.20	64
滋賀県	1.19	1.17	1.14	1.14	1.12	1.10	1.09	1.08	1.07	1.05	1.03	1.01	1.00	0.98	1.00	1.00	1.00	1.00	0.99	1.00	1.02	1.03	1.01	1.01	1.01	1.03	1.01	1.02	1.02	1.03	1.05	1.04	1.05	1.05	1.07	1.09	1.06	1.04	1.00	1.02	1.06	63
京都府	1.25	1.24	1.21	1.22	1.23	1.23	1.21	1.22	1.22	1.23	1.20	1.17	1.18	1.19	1.20	1.20	1.19	1.18	1.20	1.21	1.24	1.27	1.26	1.27	1.25	1.25	1.28	1.28	1.28	1.27	1.28	1.26	1.25	1.24	1.24	1.25	1.21	1.22	1.21	1.22	1.22	64
大阪府	1.31	1.30	1.30	1.31	1.32	1.32	1.30	1.30	1.29	1.28	1.25	1.23	1.22	1.21	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.19	1.20	1.22	1.21	1.22	1.23	1.22	1.23	1.23	1.21	1.21	1.21	1.20	1.19	1.18	1.17	1.16	1.15	1.14	1.12	1.12	1.11	63
兵庫県	1.05	1.01	1.01	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02	1.02	1.02	1.01	1.02	1.01	0.99	0.98	1.01	1.02	1.02	1.02	1.01	1.00	0.99	0.99	1.00	0.99	0.99	0.98	0.97	0.96	0.95	0.95	0.95	0.95	0.94	0.94	0.93	0.94	0.94	64
奈良県	1.20	1.22	1.19	1.14	1.15	1.15	1.17	1.17	1.15	1.15	1.15	1.13	1.13	1.15	1.14	1.12	1.12	1.10	1.13	1.14	1.14	1.16	1.17	1.18	1.20	1.19	1.17	1.18	1.18	1.16	1.15	1.14	1.14	1.12	1.10	1.09	1.12	1.15	1.13	1.11	1.13	65
和歌山県	1.15	1.18	1.15	1.16	1.15	1.13	1.11	1.12	1.12	1.12	1.10	1.11	1.13	1.17	1.14	1.14	1.10	1.13	1.12	1.14	1.13	1.12	1.12	1.14	1.14	1.13	1.13	1.14	1.13	1.10	1.10	1.07	1.06	1.05	1.03	1.00	1.00	1.01	1.01	1.00	0.96	65
鳥取県	1.50	1.50	1.47	1.47	1.46	1.47	1.40	1.40	1.38	1.34	1.28	1.27	1.28	1.30	1.28	1.28	1.28	1.27	1.27	1.25	1.28	1.29	1.29	1.32	1.33	1.34	1.33	1.32	1.29	1.27	1.27	1.27	1.28	1.28	1.29	1.27	1.25	1.22	1.25	1.26	1.28	73
島根県	1.68	1.68	1.61	1.60	1.58	1.56	1.53	1.52	1.50	1.48	1.46	1.49	1.48	1.49	1.49	1.45	1.44	1.45	1.43	1.42	1.42	1.43	1.42	1.38	1.38	1.38	1.40	1.41	1.39	1.34	1.38	1.38	1.39	1.33	1.34	1.34	1.34	1.37	1.45	1.51	1.49	71
岡山県	1.58	1.57	1.55	1.52	1.54	1.58	1.55	1.54	1.56	1.56	1.54	1.51	1.50	1.47	1.46	1.44	1.43	1.39	1.42	1.43	1.46	1.45	1.43	1.43	1.45	1.45	1.46	1.46	1.45	1.42	1.40	1.37	1.36	1.34	1.33	1.34	1.31	1.30	1.27	1.29	1.28	65
広島県	1.63	1.55	1.54	1.56	1.56	1.57	1.54	1.53	1.53	1.52	1.51	1.52	1.51	1.50	1.50	1.47	1.44	1.42	1.43	1.42	1.43	1.45	1.43	1.40	1.41	1.42	1.44	1.46	1.43	1.42	1.43	1.41	1.40	1.38	1.38	1.38	1.39	1.38	1.37	1.38	1.36	65
山口県	1.58	1.52	1.49	1.49	1.49	1.49	1.50	1.49	1.50	1.51	1.52	1.52	1.51	1.47	1.46	1.46	1.43	1.43	1.47	1.50	1.47	1.47	1.44	1.42	1.42	1.45	1.45	1.44	1.43	1.40	1.36	1.35	1.33	1.31	1.29	1.29	1.31	1.33	1.31	1.32	1.27	64
徳島県	1.23	1.22	1.21	1.23	1.22	1.21	1.21	1.20	1.19	1.19	1.18	1.18	1.21	1.21	1.19	1.17	1.15	1.14	1.13	1.14	1.13	1.13	1.13	1.15	1.14	1.15	1.16	1.16	1.18	1.17	1.17	1.17	1.18	1.19	1.18	1.19	1.17	1.18	1.20	1.22	1.21	66
香川県	1.54	1.51	1.48	1.44	1.43	1.44	1.44	1.44	1.43	1.41	1.40	1.39	1.39	1.40	1.41	1.42	1.43	1.43	1.43	1.44	1.47	1.48	1.48	1.47	1.49	1.50	1.50	1.50	1.48	1.48	1.45	1.44	1.42	1.39	1.41	1.43	1.40	1.40	1.39	1.36	66
愛媛県	1.46	1.42	1.41	1.39	1.39	1.38	1.36	1.36	1.36	1.36	1.34	1.34	1.34	1.35	1.39	1.36	1.34	1.33	1.33	1.34	1.36	1.38	1.39	1.38	1.38	1.38	1.38	1.41	1.40	1.40	1.42	1.42	1.41	1.39	1.38	1.41	1.40	1.40	1.41	1.41	1.41	77
高知県	1.24	1.24	1.20	1.19	1.17	1.17	1.16	1.18	1.16	1.16	1.14	1.11	1.09	1.08	1.09	1.09	1.05	1.06	1.10	1.11	1.10	1.13	1.12	1.12	1.13	1.12	1.13	1.12	1.12	1.10	1.09	1.07	1.09	1.08	1.09	1.10	1.11	1.15	1.10	1.15	1.15	71
福岡県	1.26	1.27	1.27	1.26	1.26	1.25	1.22	1.22	1.22	1.23	1.21	1.21	1.21	1.20	1.20	1.20	1.18	1.14	1.14	1.19	1.19	1.20	1.20	1.18	1.19	1.18	1.19	1.17	1.15	1.15	1.15	1.11	1.11	1.09	1.08	1.08	1.06	1.06	1.05	1.05	1.06	65
佐賀県	1.40	1.42	1.38	1.36	1.36	1.37	1.37	1.35	1.35	1.34	1.36	1.32	1.32	1.32	1.32	1.30	1.30	1.28	1.26	1.30	1.29	1.31	1.30	1.30	1.28	1.25	1.26	1.26	1.24	1.25	1.24	1.23	1.21	1.17	1.17	1.19	1.19	1.23	1.22	1.20	1.20	74
長崎県	1.25	1.24	1.23	1.24	1.23	1.22	1.19	1.23	1.23	1.22	1.21	1.20	1.19	1.20	1.20	1.19	1.19	1.19	1.17	1.20	1.18	1.20	1.19	1.18	1.17	1.15	1.15	1.14	1.13	1.13	1.12	1.10	1.08	1.07	1.05	1.05	1.05	1.08	1.06	1.02	0.99	78
熊本県	1.42	1.43	1.39	1.36	1.34	1.34	1.32	1.32	1.30	1.28	1.27	1.28	1.27	1.26	1.24	1.24	1.21	1.23	1.23	1.23	1.24	1.24	1.23	1.20	1.21	1.20	1.20	1.20	1.20	1.18	1.17	1.16	1.14	1.14	1.14	1.14	1.13	1.13	1.14	1.15	1.15	82
大分県	1.42	1.44	1.45	1.44	1.44	1.44	1.43	1.41	1.40	1.42	1.40	1.39	1.38	1.38	1.37	1.34	1.32	1.32	1.33	1.36	1.35	1.37	1.36	1.38	1.36	1.34	1.32	1.33	1.30	1.26	1.25	1.24	1.23	1.21	1.20	1.19	1.14	1.14	1.14	1.14	1.10	81
宮崎県	1.44	1.46	1.45	1.44	1.43	1.43	1.43	1.40	1.34	1.34	1.35	1.34	1.34	1.30	1.30	1.30	1.29	1.28	1.30	1.31	1.30	1.31	1.29	1.29	1.29	1.29	1.29	1.28	1.27	1.25	1.23	1.21	1.20	1.18	1.18	1.15	1.15	1.14	1.14	1.18	1.17	71
鹿児島県	1.34	1.29	1.26	1.21	1.22	1.23	1.21	1.20	1.21	1.20	1.19	1.18	1.19	1.20	1.18	1.18	1.15	1.15	1.14	1.14	1.13	1.13	1.14	1.11	1.09	1.09	1.10	1.09	1.08	1.07	1.07	1.05	1.03	1.03	1.04	1.05	1.05	1.03	1.02	1.02	73
沖縄県	1.01	1.01	1.01	1.05	1.08	1.08	1.08	1.06	1.06	1.04	1.02	1.02	1.02	1.04	1.04	1.03	1.00	0.96	0.98	0.98	0.98	1.01	1.00	0.99	0.97	0.97	0.96	0.97	0.97	0.98	0.98	0.98	0.98	0.96	0.95	0.94	0.94	0.94	0.95	0.98	0.98	71

低 ← → 高

出所：厚生労働省「職業安定業務統計」　都道府県（受理地）別有効求人倍率（季節調整値）（パートタイムを含む一般）

雇用保険 被保険者数（前年同月比）

	2024年												2025年												2026年				2025年度
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	最賃引上げ額
全国	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.6%	0.8%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.0%	66
北海道	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	0.0%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.3%	65
青森県	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.1%	-1.4%	76
岩手県	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.3%	-2.0%	-1.9%	-1.9%	-2.1%	-2.0%	-2.0%	-2.0%	-2.0%	-2.1%	-2.2%	-2.2%	-2.1%	-1.9%	-1.7%	79
宮城県	-0.2%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.5%	-0.7%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-1.0%	-0.6%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-1.0%	-1.1%	65
秋田県	-1.3%	-1.4%	-1.1%	-1.5%	-1.3%	-1.4%	-1.6%	-1.7%	-1.6%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.4%	-0.8%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.4%	-2.3%	80
山形県	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.6%	-1.6%	77
福島県	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-0.9%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	78
茨城県	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-1.1%	-1.6%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.6%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	0.3%	0.6%	69
栃木県	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	-0.3%	-0.7%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	0.2%	0.4%	0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.1%	0.7%	0.2%	64
群馬県	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.5%	-0.2%	78
埼玉県	0.9%	0.9%	0.9%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.8%	0.8%	1.2%	1.1%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	0.7%	0.5%	63
千葉県	0.9%	1.0%	1.0%	0.5%	0.5%	0.9%	1.1%	1.2%	0.8%	1.2%	1.3%	1.2%	1.1%	1.2%	1.3%	2.6%	2.3%	1.2%	1.0%	0.9%	1.2%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.3%	1.4%	64
東京都	1.5%	1.5%	1.5%	1.8%	1.7%	1.8%	1.5%	1.5%	1.6%	1.8%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.9%	2.8%	1.8%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.5%	1.6%	1.5%	1.5%	1.6%	1.5%	0.3%	63
神奈川県	1.2%	1.3%	1.2%	1.4%	1.4%	1.7%	1.8%	1.8%	1.7%	2.0%	1.8%	1.7%	1.7%	1.6%	1.5%	0.9%	1.1%	1.3%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	0.9%	0.1%	63
新潟県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.7%	-1.8%	-1.9%	-1.9%	-1.9%	-1.8%	-1.7%	-1.6%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	65
富山県	-0.5%	-0.3%	-0.3%	0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-1.4%	-0.7%	64
石川県	0.6%	0.1%	0.4%	1.2%	0.9%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	0.6%	0.7%	0.5%	0.5%	0.5%	0.7%	0.6%	0.7%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.4%	0.4%	-0.2%	-0.2%	70
福井県	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.2%	0.3%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.4%	69
山梨県	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.4%	0.5%	0.5%	64
長野県	0.1%	0.2%	0.2%	-0.4%	-0.2%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.7%	-0.8%	63
岐阜県	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.1%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	64
静岡県	0.0%	0.0%	0.0%	-0.7%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	0.5%	0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	63
愛知県	0.6%	0.5%	0.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.8%	0.6%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.9%	0.9%	63
三重県	-0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	-0.3%	0.2%	64
滋賀県	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.1%	-0.1%	0.1%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.1%	0.0%	0.1%	-1.0%	-1.2%	63
京都府	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	0.0%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	-0.5%	0.1%	-0.1%	0.1%	0.2%	0.6%	0.5%	0.6%	0.7%	0.8%	0.8%	0.9%	1.8%	0.8%	64
大阪府	0.5%	0.5%	0.6%	0.8%	0.7%	0.6%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.8%	0.7%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.3%	1.2%	1.3%	1.1%	1.3%	1.2%	1.4%	0.8%	63
兵庫県	0.1%	0.1%	0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%	0.0%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	0.3%	0.0%	0.0%	-0.3%	-0.4%	-0.6%	0.0%	-0.2%	-0.3%	0.1%	0.0%	-0.2%	64
奈良県	0.3%	0.3%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.3%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	65
和歌山県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.3%	-1.5%	65
鳥取県	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-1.4%	-0.9%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.3%	-1.1%	-0.9%	-1.5%	-0.9%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-0.5%	-0.4%	73
島根県	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-0.4%	-0.9%	71
岡山県	0.5%	0.4%	0.4%	1.0%	0.2%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-1.5%	-0.8%	65
広島県	-0.8%	-0.9%	-0.4%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.9%	-1.1%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	65
山口県	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-1.0%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.7%	-0.8%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.6%	-1.9%	64
徳島県	0.0%	-0.1%	0.1%	-0.6%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.3%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.4%	-1.2%	66
香川県	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.6%	-0.5%	66
愛媛県	-0.3%	-0.2%	-1.5%	-1.2%	-1.7%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.9%	-2.0%	-2.1%	-2.1%	-2.0%	-2.1%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.9%	-1.1%	-1.0%	-0.9%	-1.9%	-1.6%	77
高知県	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-1.1%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-0.9%	-1.2%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.8%	-1.6%	71
福岡県	0.4%	0.5%	0.4%	0.6%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.4%	0.2%	0.4%	0.5%	0.4%	0.3%	0.4%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.3%	-0.2%	65
佐賀県	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	74
長崎県	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.7%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.7%	-0.9%	-0.9%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.2%	-1.0%	-0.5%	-1.3%	78
熊本県	0.4%	0.3%	0.3%	0.5%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.0%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.6%	-0.5%	-0.6%	-1.1%	-0.2%	82
大分県	-0.2%	-0.3%	-0.2%	0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-1.3%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.8%	-1.5%	81
宮崎県	-0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.2%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-0.1%	-1.1%	71
鹿児島県	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.1%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.9%	73
沖縄県	0.4%	0.5%	0.5%	0.7%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.5%	0.4%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.6%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	1.3%	0.8%	71

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」　都道府県労働局別適用状況　月末被保険者数を基に集計

低←　→高

雇用保険 事業主都合資格喪失者数（前年同月比）

	2024年												2025年												2026年					2025年度
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	最賃引上げ額
全国計	4.4%	9.8%	-6.3%	1.7%	4.9%	1.0%	7.1%	-1.4%	-3.6%	12.0%	2.2%	26.4%	9.9%	-6.7%	1.9%	4.5%	-3.4%	-0.9%	0.7%	-4.2%	1.8%	-10.4%	-15.2%	-22.8%	9.1%	4.9%	12.0%	4.6%	2.6%	66
北海道	-5.0%	-15.3%	-25.9%	9.3%	9.2%	41.8%	32.8%	18.8%	20.8%	-6.9%	20.5%	-7.1%	3.1%	24.0%	3.5%	-14.4%	-11.8%	-32.4%	-16.9%	-7.3%	-34.6%	-18.3%	-27.1%	-12.8%	9.5%	-15.2%	-7.5%	2.9%	-23.9%	65
青森県	6.4%	-18.9%	71.0%	26.8%	64.2%	23.2%	-0.9%	-44.3%	5.3%	-55.8%	-15.0%	0.2%	-19.0%	8.5%	-25.6%	-8.2%	-53.3%	-6.5%	-8.5%	91.9%	-1.4%	-24.7%	0.6%	-3.0%	0.8%	-13.6%	-3.0%	-19.0%	26.9%	76
岩手県	29.3%	5.2%	-38.2%	-12.6%	4.1%	-20.2%	11.7%	-31.9%	-8.6%	-19.3%	78.5%	12.7%	-25.5%	-21.2%	24.5%	-0.1%	-3.9%	34.4%	34.5%	39.5%	30.7%	-50.4%	-51.5%	13.4%	-5.8%	-8.7%	-16.8%	40.5%	53.2%	79
宮城県	9.7%	15.3%	-7.4%	-9.0%	1.5%	4.7%	21.6%	20.7%	-12.1%	39.7%	-17.7%	35.6%	-8.5%	-1.4%	108.2%	21.1%	-6.8%	1.3%	-20.7%	-16.8%	37.3%	-22.8%	-11.6%	-27.6%	5.0%	-10.5%	-45.5%	-3.0%	-3.4%	65
秋田県	62.1%	13.0%	-8.9%	18.5%	64.7%	-2.3%	72.0%	114.0%	-35.6%	42.5%	-13.6%	116.1%	3.5%	95.4%	49.0%	-2.2%	-20.4%	-31.5%	-29.8%	27.5%	22.1%	-3.8%	-25.7%	-15.1%	-9.5%	-52.6%	-47.1%	-26.6%	-32.5%	80
山形県	14.7%	41.5%	63.6%	-9.9%	31.3%	-12.0%	23.1%	-3.7%	11.5%	1.3%	-2.2%	135.4%	92.2%	185.6%	57.0%	10.8%	-4.0%	7.5%	-16.8%	3.8%	-28.8%	-7.0%	-14.9%	-50.5%	-10.5%	-60.3%	14.7%	28.0%	24.4%	77
福島県	-10.1%	50.2%	46.3%	19.8%	3.6%	-27.7%	51.8%	34.5%	18.0%	-5.6%	-11.5%	-23.3%	-18.2%	-8.0%	-29.9%	-14.4%	-24.1%	9.7%	-6.7%	-25.2%	-32.6%	-34.5%	-45.2%	0.3%	60.6%	8.1%	7.6%	37.1%	-10.4%	78
茨城県	24.0%	1.9%	11.0%	-0.8%	7.5%	0.7%	1.5%	-8.8%	-34.3%	-33.7%	-22.6%	4.3%	7.7%	-1.9%	-13.9%	2.5%	-22.9%	7.0%	-19.6%	-24.5%	18.9%	-16.7%	0.3%	-20.2%	-31.4%	-1.7%	21.1%	1.9%	36.9%	69
栃木県	45.3%	6.3%	9.7%	7.7%	44.7%	1.4%	46.4%	-8.7%	8.4%	12.9%	16.9%	-3.3%	-14.5%	-26.0%	-20.4%	0.3%	19.1%	-3.7%	-31.9%	-4.2%	-40.5%	20.5%	-36.7%	20.4%	34.3%	7.1%	1.1%	10.8%	-43.5%	64
群馬県	-23.8%	18.9%	-27.1%	-3.0%	-5.1%	0.7%	24.1%	-1.0%	-17.7%	-10.3%	9.3%	0.2%	43.8%	47.7%	23.2%	-20.3%	-2.8%	60.4%	32.2%	16.8%	49.8%	21.6%	17.5%	-9.5%	8.3%	-40.4%	2.8%	-2.8%	-13.0%	78
埼玉県	-1.3%	-4.1%	33.3%	-15.0%	8.4%	-18.6%	11.3%	0.4%	-12.5%	21.3%	-9.8%	-35.2%	19.1%	33.8%	-26.3%	8.7%	10.5%	6.6%	-21.5%	-5.6%	-4.3%	-28.2%	-18.1%	13.2%	-20.3%	-31.2%	16.6%	-0.8%	4.3%	63
千葉県	16.6%	-10.6%	-1.2%	-1.0%	-12.8%	8.2%	-33.6%	-26.8%	10.5%	4.3%	24.7%	11.7%	12.6%	4.1%	28.6%	32.8%	22.3%	-20.7%	17.4%	15.9%	-8.6%	43.6%	-18.5%	-1.2%	-6.7%	18.7%	-12.2%	-12.2%	-21.8%	64
東京都	1.0%	23.4%	-16.1%	6.2%	-5.0%	-6.9%	0.4%	1.6%	-8.2%	12.6%	-6.7%	49.5%	5.6%	-29.3%	6.7%	13.1%	15.3%	7.1%	-1.4%	-9.4%	-3.0%	-4.7%	-9.6%	-39.7%	2.1%	36.4%	22.0%	-5.1%	7.3%	63
神奈川県	-2.1%	6.5%	4.7%	-6.8%	-11.9%	-8.5%	-20.9%	-11.2%	8.1%	0.4%	61.5%	109.8%	3.8%	-11.3%	4.8%	15.6%	-2.3%	27.1%	18.6%	-0.1%	14.1%	3.9%	-54.8%	-61.8%	12.9%	44.2%	28.0%	26.8%	4.6%	63
新潟県	-13.4%	-1.7%	5.3%	14.9%	1.8%	18.5%	22.1%	-26.2%	2.8%	-38.2%	-22.7%	-10.8%	-19.2%	51.8%	-6.3%	23.5%	2.4%	29.7%	112.6%	8.9%	-26.3%	12.2%	2.6%	29.6%	28.6%	33.2%	28.4%	-11.4%	-30.6%	65
富山県	-30.8%	-17.8%	7.6%	14.7%	-22.4%	-21.1%	-0.9%	27.0%	-23.7%	72.5%	64.9%	34.6%	27.8%	-17.5%	-1.1%	-16.1%	-1.5%	57.6%	5.4%	-58.9%	12.9%	-29.4%	-28.4%	-47.4%	5.9%	4.4%	-4.4%	-6.1%	-25.1%	64
石川県	-40.0%	11.2%	-21.5%	-5.3%	13.7%	-19.2%	-35.5%	-10.9%	17.0%	14.0%	-47.7%	20.8%	85.3%	13.0%	49.7%	11.7%	-24.6%	71.8%	77.9%	-6.7%	9.5%	95.0%	64.6%	-11.1%	21.3%	-3.1%	-3.5%	23.7%	5.3%	70
福井県	27.1%	-40.8%	-2.2%	-6.2%	54.2%	-18.8%	-48.9%	-7.6%	-31.8%	-17.0%	-11.1%	4.9%	12.0%	29.0%	13.2%	-9.1%	-42.7%	-25.8%	5.9%	16.4%	42.6%	47.4%	32.3%	-32.8%	36.6%	63.6%	18.8%	-1.5%	-17.5%	69
山梨県	37.2%	-24.4%	-38.6%	-26.6%	-15.2%	-8.3%	34.6%	-38.2%	-32.0%	-21.6%	-37.6%	-2.7%	-16.5%	8.9%	28.8%	-20.4%	-15.4%	-9.1%	10.1%	-31.5%	-17.4%	4.6%	26.9%	32.7%	44.6%	0.7%	-42.6%	7.6%	29.5%	64
長野県	7.4%	62.5%	-14.2%	7.0%	22.3%	-20.6%	8.5%	4.5%	27.5%	42.3%	-15.3%	26.6%	-2.3%	-16.7%	7.2%	-14.0%	3.5%	9.1%	-2.6%	-13.6%	-21.6%	-37.7%	-19.2%	20.2%	-27.0%	-4.0%	-16.2%	31.2%	-14.5%	63
岐阜県	13.0%	13.8%	-25.3%	-5.4%	3.2%	23.0%	-16.1%	18.0%	-27.7%	-7.4%	6.7%	6.2%	14.2%	-15.8%	-18.1%	1.3%	-21.5%	-13.6%	1.8%	-25.6%	91.8%	14.6%	-12.0%	41.2%	41.4%	-21.3%	9.6%	9.1%	-11.7%	64
静岡県	-11.7%	11.1%	-5.5%	16.2%	31.0%	14.9%	23.4%	-0.3%	-9.1%	85.7%	-2.0%	-15.1%	108.2%	0.7%	-1.3%	8.8%	-12.6%	-10.1%	29.4%	15.4%	9.5%	-30.7%	7.7%	11.5%	-46.8%	-18.3%	13.3%	13.0%	-19.0%	63
愛知県	12.1%	44.6%	-2.6%	-8.4%	10.4%	26.2%	1.8%	4.4%	29.2%	31.0%	26.1%	25.6%	19.1%	-16.7%	-14.4%	13.4%	-22.5%	-26.5%	8.4%	-17.0%	-2.3%	-13.5%	-29.2%	-23.1%	-1.7%	-18.5%	35.8%	-2.3%	-14.5%	63
三重県	-15.4%	10.3%	-0.8%	26.5%	13.1%	63.0%	22.5%	-7.4%	10.3%	24.3%	35.6%	23.9%	27.3%	-22.5%	-16.4%	-16.9%	13.1%	-38.8%	-4.7%	27.3%	-3.7%	-43.2%	-20.3%	-24.7%	71.9%	6.0%	13.0%	13.8%	-30.4%	64
滋賀県	39.1%	81.2%	-8.7%	0.2%	-30.0%	-25.4%	58.1%	59.2%	3.2%	-12.8%	-15.0%	-11.5%	-4.5%	-39.3%	20.8%	11.3%	15.2%	54.3%	-45.4%	-53.9%	-14.0%	24.2%	-0.5%	8.0%	254.5%	51.3%	13.6%	-5.7%	-10.5%	63
京都府	-18.9%	19.0%	-23.2%	8.3%	11.0%	-28.6%	159.5%	-22.9%	5.7%	-20.6%	29.1%	-5.5%	8.5%	-2.5%	5.3%	21.9%	-13.9%	40.4%	-38.3%	8.7%	5.6%	17.8%	-20.6%	-10.0%	69.6%	-1.5%	13.4%	-13.1%	-22.7%	64
大阪府	9.1%	-13.6%	-24.3%	0.5%	39.9%	5.2%	7.0%	-0.9%	-7.0%	51.0%	-20.9%	59.1%	15.8%	1.5%	12.2%	-5.4%	-22.8%	-16.7%	-6.1%	1.8%	11.1%	-29.1%	1.8%	-37.4%	33.5%	0.7%	8.1%	12.7%	71.3%	63
兵庫県	11.6%	-4.5%	2.0%	20.7%	9.0%	5.3%	-18.9%	21.2%	-8.1%	3.7%	7.7%	-8.9%	8.2%	-17.0%	-13.3%	-13.1%	-2.5%	-14.8%	-7.5%	-23.3%	9.4%	-2.6%	-7.7%	-3.0%	0.9%	-7.3%	100.6%	18.1%	-16.1%	64
奈良県	79.6%	-3.6%	-15.5%	12.8%	9.3%	-12.2%	-18.0%	36.4%	-14.5%	60.3%	-12.9%	-29.3%	-3.2%	45.1%	3.4%	3.7%	6.4%	28.5%	133.3%	-24.0%	-4.3%	-44.8%	-7.4%	2.0%	43.0%	4.1%	45.0%	9.2%	-20.8%	65
和歌山県	5.3%	53.8%	13.5%	-21.6%	15.1%	-3.7%	29.6%	22.6%	10.6%	-25.8%	21.1%	95.1%	-3.3%	-27.7%	-18.6%	26.7%	28.0%	-9.4%	-2.4%	5.5%	37.6%	42.4%	3.8%	-15.4%	29.9%	-40.3%	63.9%	-7.9%	-5.8%	65
鳥取県	-18.2%	172.3%	-6.3%	-16.7%	27.9%	-13.5%	79.0%	8.2%	-7.8%	-51.9%	-59.0%	-32.2%	106.7%	-42.2%	-8.6%	10.4%	10.5%	17.8%	-23.4%	-4.8%	96.8%	24.2%	-16.3%	73.2%	-34.4%	58.1%	-14.6%	42.6%	-30.6%	73
島根県	-33.7%	24.4%	10.4%	-12.8%	-11.7%	-28.4%	78.3%	2.9%	-37.9%	-10.9%	-12.6%	17.6%	92.1%	-39.9%	-50.9%	38.6%	20.7%	40.6%	-6.3%	-7.4%	42.9%	-28.1%	38.1%	-41.0%	-46.1%	29.5%	-34.6%	-33.3%	-24.0%	71
岡山県	-6.5%	-16.4%	21.0%	-1.7%	-13.1%	28.2%	70.3%	-15.2%	7.9%	-9.2%	1.5%	50.4%	6.7%	26.8%	21.1%	-20.5%	-27.3%	-30.1%	-39.5%	4.9%	33.0%	81.2%	-5.2%	-16.8%	49.0%	14.4%	-13.7%	43.3%	11.9%	65
広島県	36.3%	-32.0%	19.9%	-13.2%	-42.5%	-4.5%	12.5%	-34.8%	-21.7%	-15.8%	-26.0%	35.4%	-20.1%	11.0%	-26.3%	14.0%	43.4%	-0.7%	-23.7%	40.9%	4.1%	-15.3%	-11.3%	-29.1%	20.6%	-15.8%	20.1%	10.2%	-29.1%	65
山口県	26.1%	-20.3%	-0.3%	36.2%	0.0%	35.2%	1.6%	-18.5%	-22.0%	-30.8%	-4.5%	10.5%	37.2%	28.9%	2.3%	-32.9%	-1.7%	-1.6%	63.6%	22.0%	28.1%	38.7%	-0.4%	13.5%	-18.2%	29.2%	-43.7%	15.4%	0.4%	64
徳島県	47.8%	6.2%	-15.5%	46.5%	-29.3%	-16.2%	2.1%	111.5%	1.0%	23.7%	59.8%	-36.0%	-43.0%	-13.3%	-4.4%	-12.7%	33.0%	-18.7%	45.8%	-44.6%	-47.4%	10.2%	-22.6%	84.8%	28.0%	32.7%	61.5%	37.0%	-17.0%	66
香川県	12.6%	-2.6%	-31.3%	-7.4%	7.0%	-50.4%	5.6%	-31.6%	-0.6%	25.0%	28.6%	47.2%	-13.5%	-43.4%	36.6%	-8.6%	-11.2%	34.1%	-11.1%	-18.4%	6.4%	-38.6%	-37.8%	-12.3%	10.3%	9.6%	41.0%	19.6%	17.8%	66
愛媛県	-10.4%	42.2%	-0.4%	-3.4%	85.6%	-29.2%	-12.0%	-4.8%	-33.7%	115.0%	39.8%	23.4%	18.6%	-24.4%	-2.4%	36.3%	20.7%	83.3%	106.8%	2.7%	38.0%	-34.3%	-51.5%	-20.4%	-0.5%	2.3%	-4.5%	-9.3%	-31.4%	77
高知県	-10.1%	0.0%	43.3%	16.7%	-1.9%	15.0%	60.7%	-38.9%	25.6%	24.8%	55.8%	12.5%	54.1%	26.6%	-21.5%	5.8%	-35.1%	6.8%	-16.3%	-12.4%	4.9%	7.0%	-31.8%	-22.2%	23.9%	-4.5%	15.6%	30.4%	-13.7%	71
福岡県	-0.5%	17.8%	22.6%	4.3%	10.2%	14.4%	13.9%	-2.8%	3.8%	46.9%	-2.3%	31.5%	9.1%	-12.2%	-10.3%	-6.4%	-11.8%	-10.1%	-3.5%	5.2%	-3.6%	-33.6%	2.7%	3.3%	1.6%	18.3%	9.1%	28.6%	21.7%	65
佐賀県	-3.1%	-40.5%	-7.8%	-12.7%	-30.1%	42.2%	18.3%	1.9%	1.7%	67.0%	-16.2%	28.7%	104.8%	96.0%	34.8%	-21.0%	4.6%	-27.8%	8.8%	9.5%	62.3%	-6.3%	35.2%	-6.3%	-22.9%	11.6%	-23.7%	-5.9%	-8.8%	74
長崎県	26.1%	-16.0%	4.1%	5.5%	24.4%	-2.6%	-3.2%	-24.0%	4.9%	-13.0%	12.0%	-24.2%	35.0%	7.7%	33.1%	10.8%	-6.5%	37.1%	53.9%	40.1%	-20.0%	10.4%	-2.0%	30.8%	-12.4%	24.1%	-36.8%	2.2%	-1.9%	78
熊本県	46.8%	3.8%	10.6%	-22.8%	-3.9%	38.5%	13.8%	-28.5%	-9.1%	49.7%	31.4%	-17.6%	-25.2%	25.8%	-13.2%	24.1%	-37.1%	-23.5%	4.1%	4.2%	9.4%	-13.6%	-13.3%	13.4%	36.9%	-16.2%	64.9%	-21.3%	22.0%	82
大分県	0.0%	47.4%	15.4%	12.4%	0.5%	-35.9%	9.0%	-26.8%	-30.9%	-30.4%	18.8%	89.3%	33.5%	-47.7%	4.6%	-12.8%	1.5%	43.9%	11.8%	29.8%	-4.0%	98.1%	-7.5%	-33.3%	67.1%	234.8%	-7.3%	14.8%	36.7%	81
宮崎県	-10.7%	19.1%	-35.2%	-24.5%	-16.7%	55.5%	0.0%	13.2%	6.4%	-0.7%	48.6%	-3.8%	36.5%	27.2%	44.2%	32.5%	-19.0%	1.6%	102.0%	52.3%	-15.3%	-2.2%	-24.6%	9.0%	0.0%	-13.6%	-7.7%	34.9%	77.8%	71
鹿児島県	48.1%	65.7%	2.5%	6.9%	45.6%	-34.7%	11.2%	-13.7%	5.0%	-14.1%	7.2%	-1.6%	-25.8%	16.4%	-27.0%	-27.0%	-13.7%	51.7%	21.4%	28.3%	-16.8%	19.5%	0.0%	16.7%	-3.1%	-49.4%	28.4%	24.1%	-8.2%	73
沖縄県	10.7%	55.1%	3.0%	-13.2%	-3.8%	-8.9%	-29.1%	21.0%	-9.5%	20.7%	18.1%	-23.0%	-5.9%	-19.4%	9.4%	29.3%	13.9%	-6.1%	52.6%	-22.7%	46.0%	-24.9%	-11.8%	69.6%	51.8%	-26.4%	-1.9%	-9.8%	1.1%	71

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」　都道府県労働局別適用状況　資格喪失者数うち事業主都合

低←　→高

雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

	2024年												2025年												2026年					2025年度
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	最賃引上げ額
全国計	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	66
北海道	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	65
青森県	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	76
岩手県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.3%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.3%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	79
宮城県	-0.4%	-0.4%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	65
秋田県	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.7%	-1.7%	-1.9%	-1.9%	-1.9%	-2.0%	-2.1%	-2.1%	-2.2%	-2.1%	-2.2%	80
山形県	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.7%	-1.7%	-2.0%	-2.0%	-1.9%	-2.2%	-2.3%	-2.2%	-2.0%	-1.9%	-1.9%	77
福島県	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.3%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	78
茨城県	0.8%	0.9%	0.9%	1.1%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.8%	0.9%	1.0%	1.1%	1.1%	69
栃木県	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.6%	0.7%	0.7%	64
群馬県	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	78
埼玉県	1.3%	1.4%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	1.1%	0.5%	0.8%	1.1%	1.1%	1.2%	1.4%	1.6%	1.6%	1.6%	63
千葉県	1.3%	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%	1.5%	1.6%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%	1.3%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.3%	1.4%	1.6%	1.8%	64
東京都	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	1.2%	1.3%	1.3%	1.4%	63
神奈川県	1.2%	1.3%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	63
新潟県	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.7%	-1.7%	-1.5%	-1.4%	65
富山県	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.8%	-0.9%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	64
石川県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	70
福井県	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	69
山梨県	0.9%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.0%	0.8%	0.8%	0.8%	0.5%	0.5%	0.5%	0.9%	1.0%	64
長野県	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.7%	63
岐阜県	-0.2%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.2%	-1.1%	-1.3%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.2%	-0.9%	-1.2%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	64
静岡県	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	63
愛知県	0.8%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	63
三重県	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	64
滋賀県	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.3%	-0.1%	63
京都府	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.6%	64
大阪府	-3.5%	-3.6%	-4.2%	-4.1%	-4.1%	-4.0%	-4.0%	-3.8%	-3.3%	-2.3%	-1.8%	-1.6%	-1.2%	-1.1%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	0.1%	0.2%	0.3%	0.5%	0.6%	0.8%	63
兵庫県	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	64
奈良県	1.2%	1.1%	1.2%	1.0%	1.1%	1.0%	0.9%	0.8%	1.0%	1.1%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.8%	0.8%	0.9%	0.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	65
和歌山県	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	65
鳥取県	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.9%	-0.7%	-0.9%	-0.8%	73
島根県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	71
岡山県	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	65
広島県	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	65
山口県	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	64
徳島県	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.9%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.7%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	66
香川県	-0.3%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	66
愛媛県	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.9%	-0.9%	77
高知県	-2.2%	-2.8%	-2.9%	-2.7%	-2.7%	-2.5%	-2.7%	-2.8%	-2.7%	-2.9%	-2.3%	-1.6%	-1.2%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.1%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	71
福岡県	0.9%	1.0%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	65
佐賀県	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.4%	0.3%	0.4%	0.4%	0.3%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	74
長崎県	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	78
熊本県	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	82
大分県	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	81
宮崎県	0.7%	0.7%	0.6%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.6%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.2%	0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	71
鹿児島県	-0.3%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.5%	-0.3%	-0.1%	0.0%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	73
沖縄県	1.7%	1.8%	1.8%	1.7%	1.7%	1.7%	1.8%	1.8%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.1%	1.2%	1.2%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.3%	1.3%	1.4%	71

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」　都道府県労働局別適用状況　月末適用事業所数を基に集計

低 ←　→ 高

正社員及びパート・アルバイトの事業所内で最も低い賃金について

事業所内（※）で最も低い賃金について、正社員では、最低賃金を10%以上上回る企業が最も多く、その中でも「特別区・政令指定都市」の方が、「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」よりも割合が高い。パート・アルバイトでは、「特別区・政令指定都市」を除き、最低賃金を５%未満上回る企業が最も多い。「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」では、「特別区・政令指定都市」よりも「最賃と同額」等の割合が高く、「最賃を10%以上上回る」等の割合が低い。

事業所の正社員の最も低い賃金

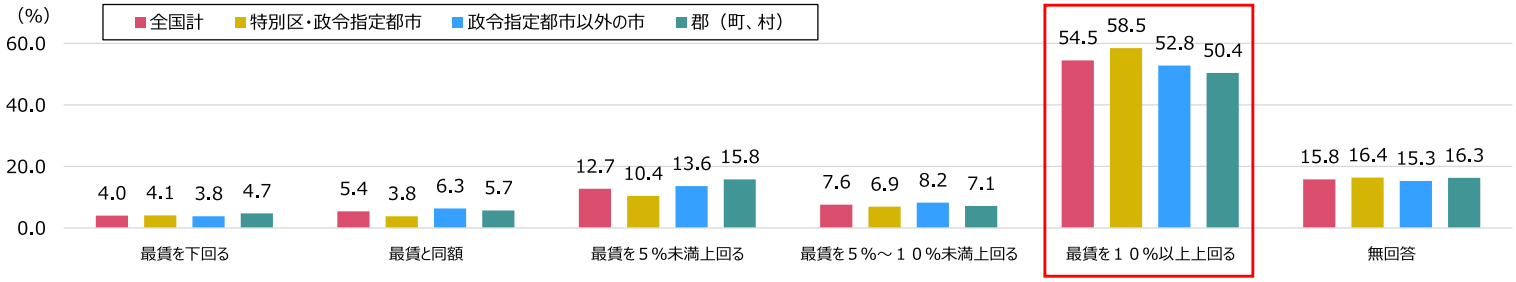

事業所のパート・アルバイトの最も低い賃金

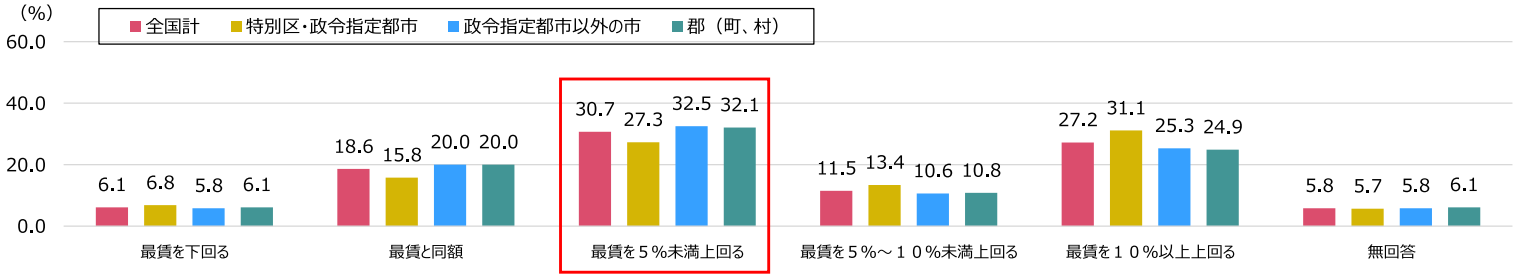

（※）本社が立地する都道府県にあるすべての事業所内を指す。
（注）集計対象企業（8,754社）のうち、上図は正社員がいる企業（8,333社）、下図はパート・アルバイトがいる企業（4,850社）について集計。
なお、地域区分別の集計対象企業数（総数）は、「特別区・政令指定都市」2,094社、「政令指定都市以外の市」5,457社、「郡（町、村）」1,195社、無回答8社である。
（注）回答者は事業所内で最も低い賃金を時給換算して回答し、それを回答者が所在する都道府県の最低賃金額（調査時点で有効な地域別最低賃金額）と比較したもの。時給に換算する際は、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支給される結婚祝い金、賞与、時間外割増賃金、休日出勤手当などを除くこととしている。

正社員及びパート・アルバイトの賃金決定の考慮要素

正社員の賃金決定の考慮要素として、「職務（役割）」や「経験年数」を挙げる中小企業が多いが、パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素としては、「地域別最低賃金」を挙げる中小企業が最も多くなっている。

正社員の賃金決定の考慮要素（複数回答）

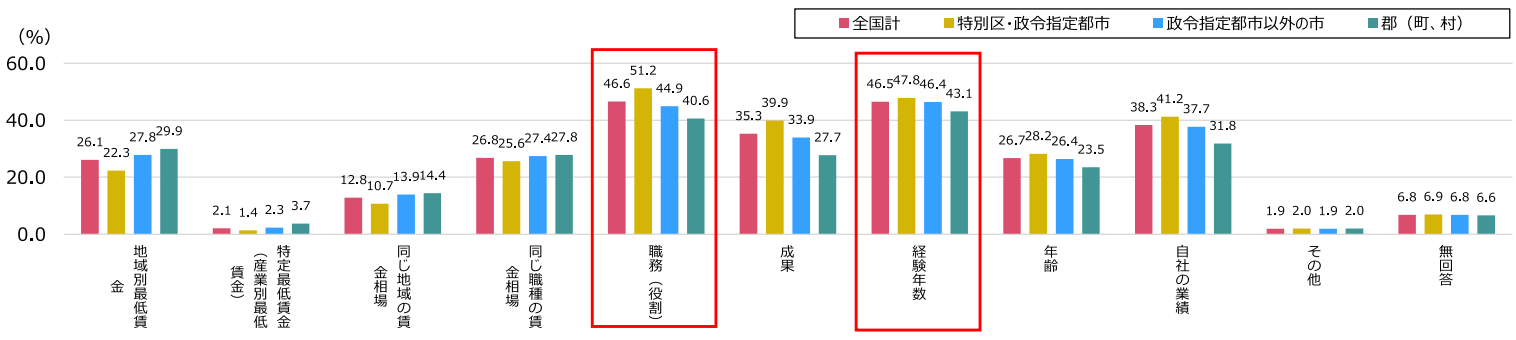

パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素（複数回答）

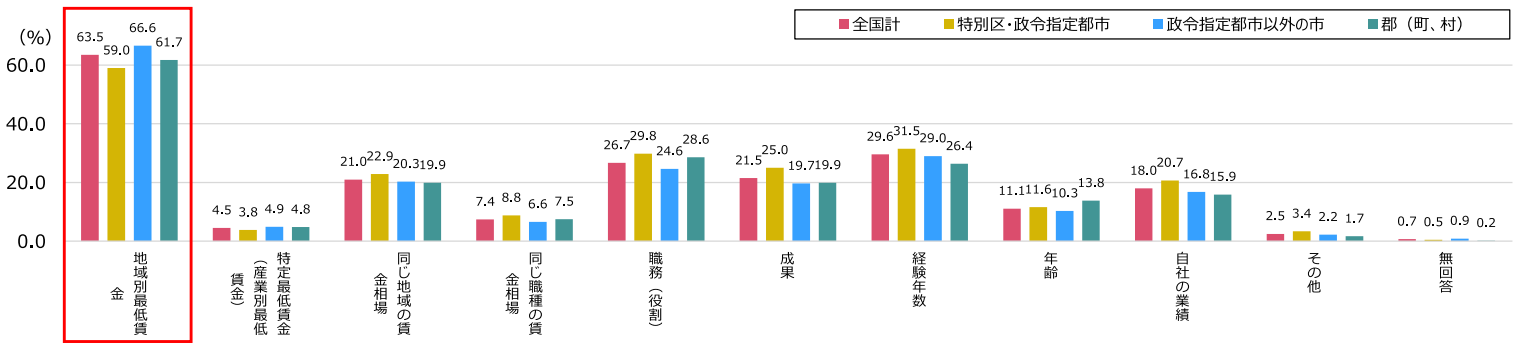

（注）集計対象企業（8,754社）のうち、上図は正社員がいる企業（8,333社）、下図はパート・アルバイトがいる企業（4,850社）について集計。
本社が立地する都道府県にあるすべての事業所とその事業所に勤務する従業員に関する状況である。

賃金の引上げに際する物価上昇の考慮状況について

賃金の引上げに際して、物価の状況を考慮したと回答した企業の割合は65%程度である。

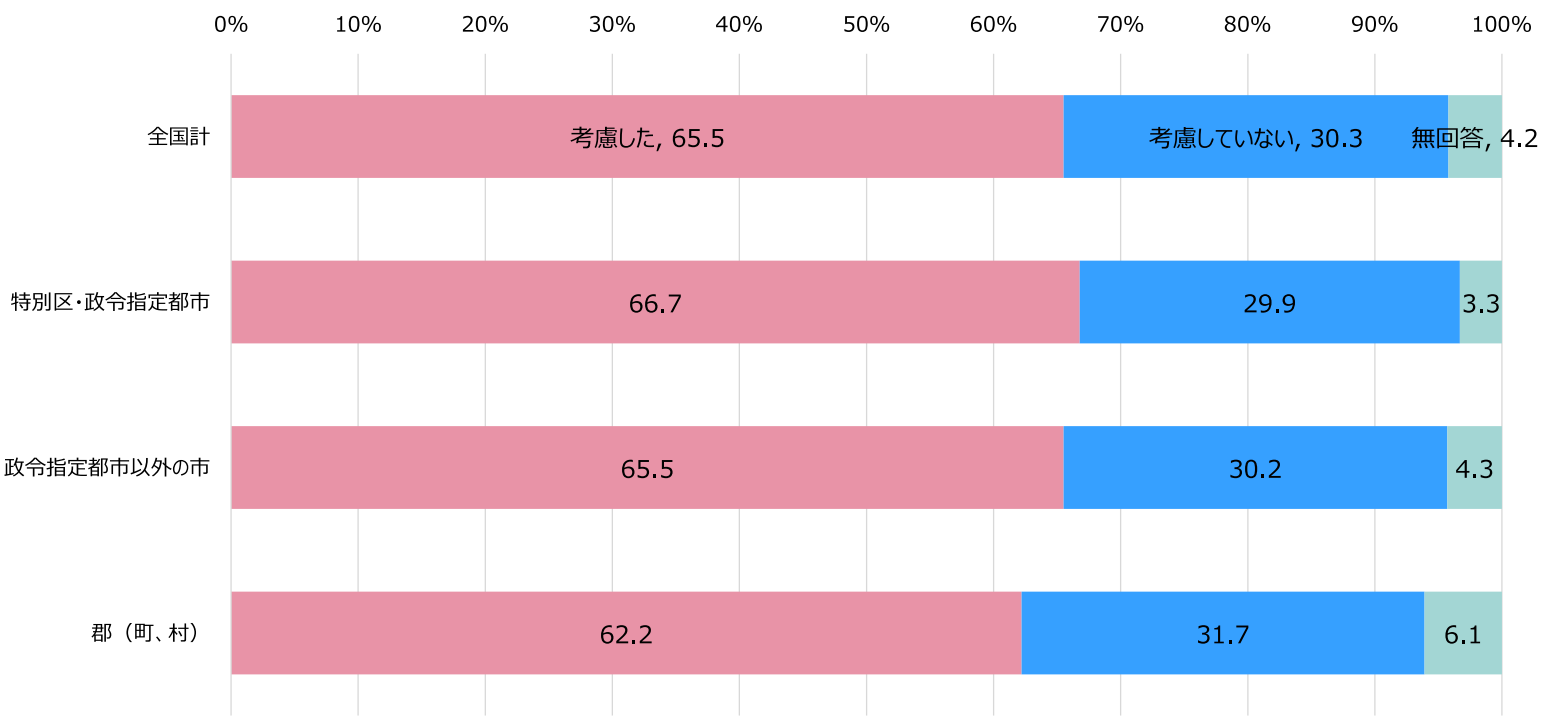

（注）集計対象企業（8,754社）のうち、直近１年間に従業員（正社員あるいは非正社員のいずれか）の賃金を「引き上げた」企業（6,757社）について集計。

最低賃金引上げに対する取組による生産や売上の変化に関する企業の認識（2025年）

過去１年間に最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業に対し、取組の結果、労働者の１時間当たりの生産や売上が伸びたか尋ねたところ、「変わらない」が最も多く、次いで「はっきりしないが伸びたと思う」が多かった。

最低賃金の引上げに対する取組の結果、労働者の１時間当たりの生産や売上が伸びたか

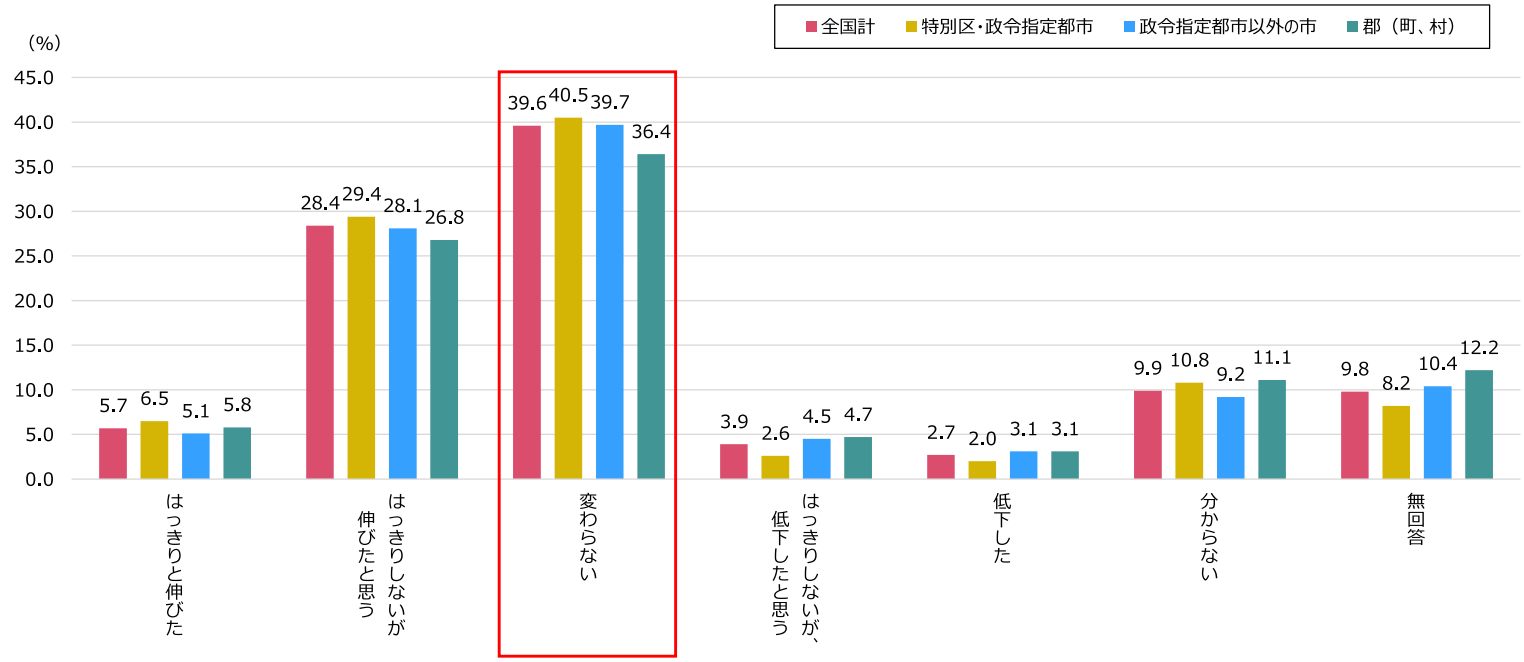

（注）集計対象企業（8,754社）のうち、最低賃金引上げに対処するための取組について「取り組んだことがあった」を回答した企業（2025年調査：3,589社）について集計。
本社が立地する都道府県にあるすべての事業所とその事業所に勤務する従業員に関する状況である。

前事業年度からの経営状況の変化①（生産・売上高、経常利益）

前事業年度からの生産・売上額の変化を尋ねたところ、全国計では「増えた」「変わらない」はそれぞれ30%程度、「減った」は35%程度となっている。同様に、前事業年度からの経常利益の変化を尋ねたところ、黒字の中で、「特別区・政令指定都市」では「黒字（経常利益は増えた）」が最も多かったのに対し、「政令指定都市以外の市」では「黒字（経常利益は減った）」と「黒字（経常利益は減った）」がほぼ同数、「郡（町、村）」では「黒字（経常利益は減った）」が最も多かった。また、「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」では「赤字」が「黒字（経常利益は増えた）」「黒字（経常利益は変わらない）」「黒字（経常利益は減った）」のそれぞれよりも多かった。

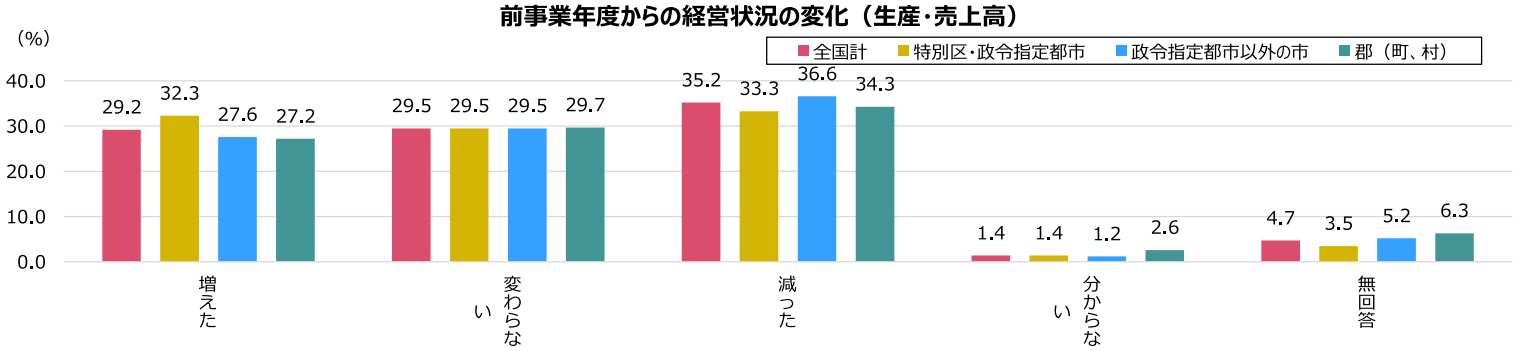

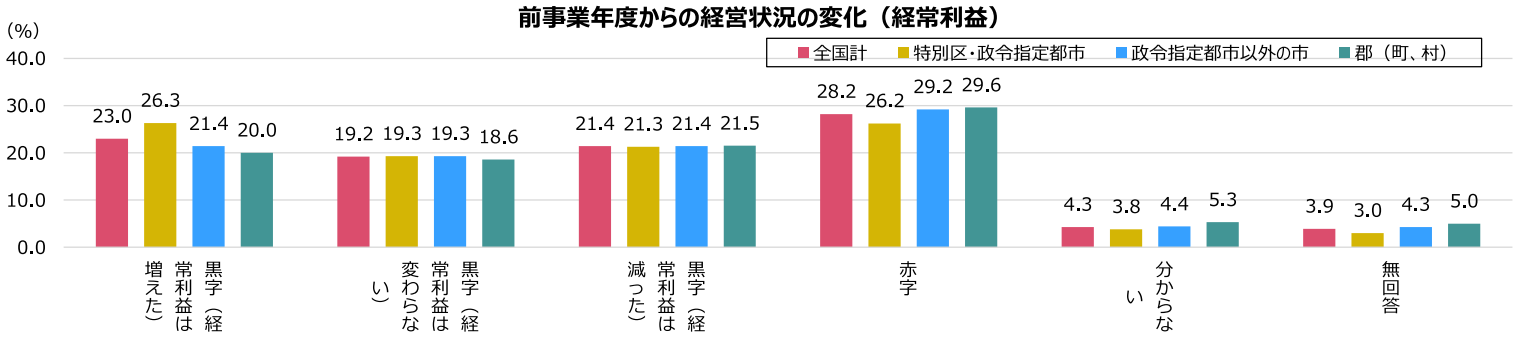

（注）集計対象企業（8,754社）について集計。

前事業年度からの経営状況の変化②（付加価値額、従業員数）

前事業年度からの付加価値額の変化を尋ねたところ、全国計では、「増えた」は29%程度、「変わらない」は37%程度、「減った」は17%程度となっている。同様に、前事業年度からの従業員数の変化を尋ねたところ、全国計では、「増えた」は12.5%、「変わらない」は66%程度、「減った」は17%程度となっている。

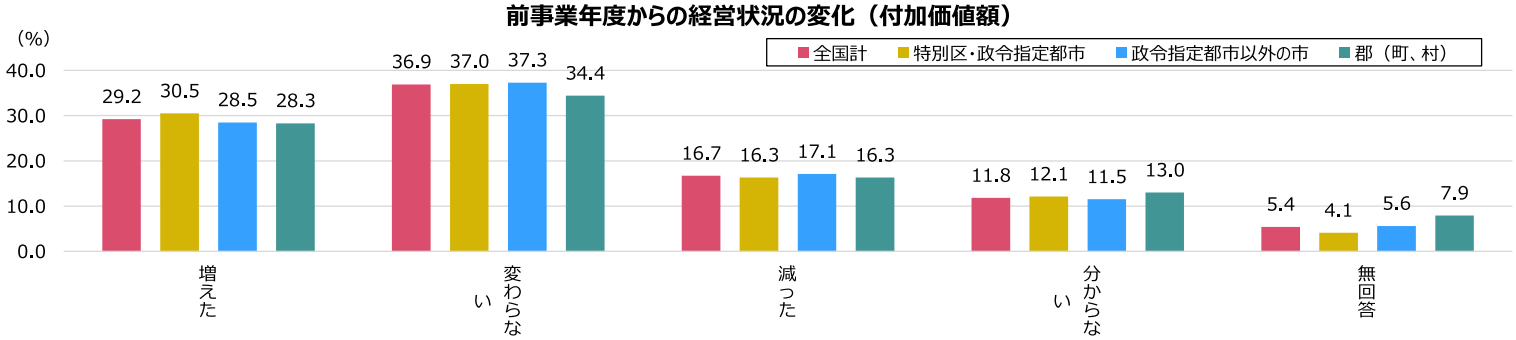

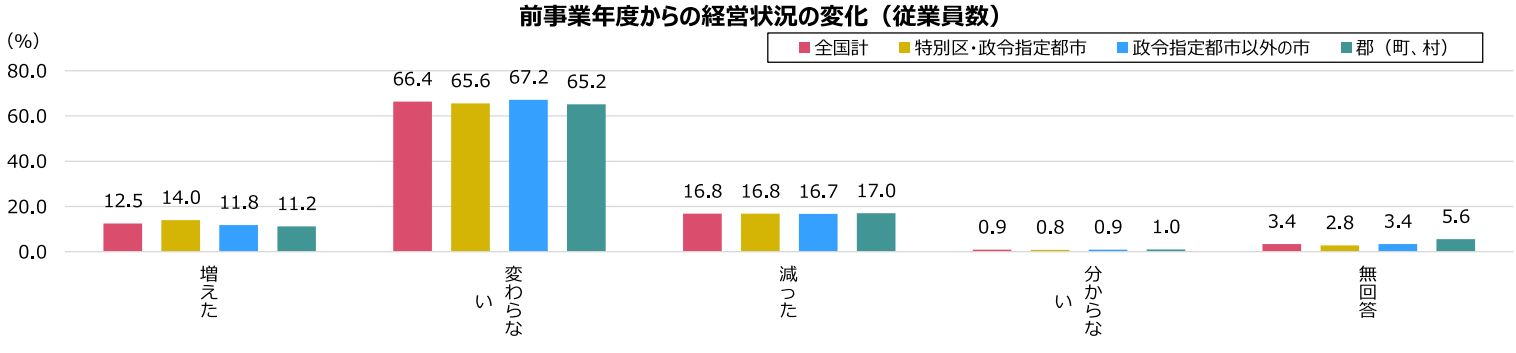

（注）集計対象企業（8,754社）について集計。

前事業年度からの経営状況の変化③（労働生産性、労働分配率）

前事業年度からの労働生産性の変化を尋ねたところ、全国計では、「上がった」が16%程度、「変わらない」は55%程度、「下がった」は16%程度となっている。同様に、前事業年度からの労働分配率の変化を尋ねたところ、全国計では、「上がった」が23%程度、「変わらない」は49%程度、「下がった」は11%程度となっている。労働生産性、労働分配率のいずれも、「特別区・政令指定都市」は「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」と比べ、「上がった」の割合がやや高くなっている。

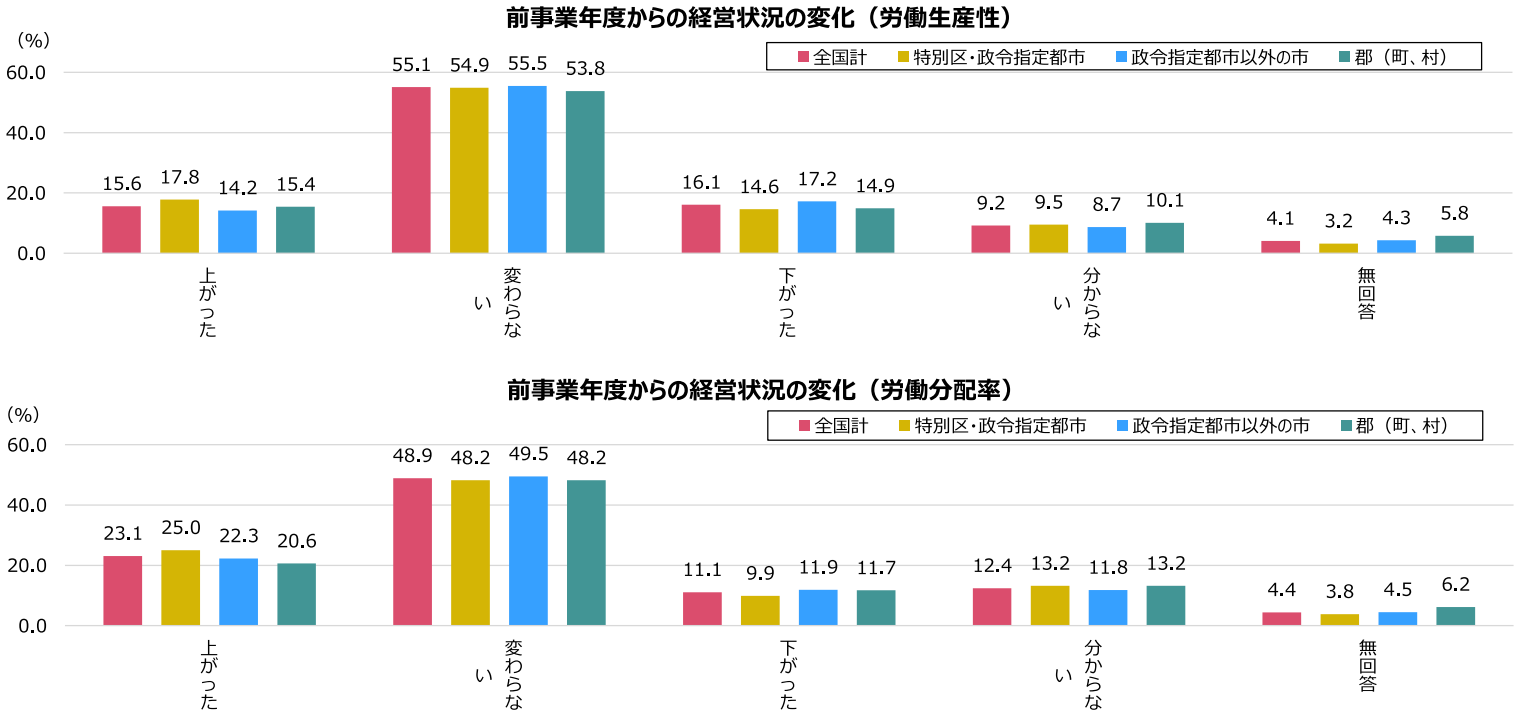

（注）集計対象企業（8,754社）について集計。「労働生産性」とは従業員１人１時間当たり、どの程度の付加価値額を生み出したか、「労働分配率」とは付加価値額に占める人件費の割合として質問。

2025年度地域別最低賃金の改定による影響

2025年度地域別最低賃金の改定による影響については、「影響は受けていない」との回答が最も多く、次いで、「事業所の経営が苦しくなった」、「最低賃金引上げを理由に発注先からの仕入れ価格が引き上げられた」が多かった。

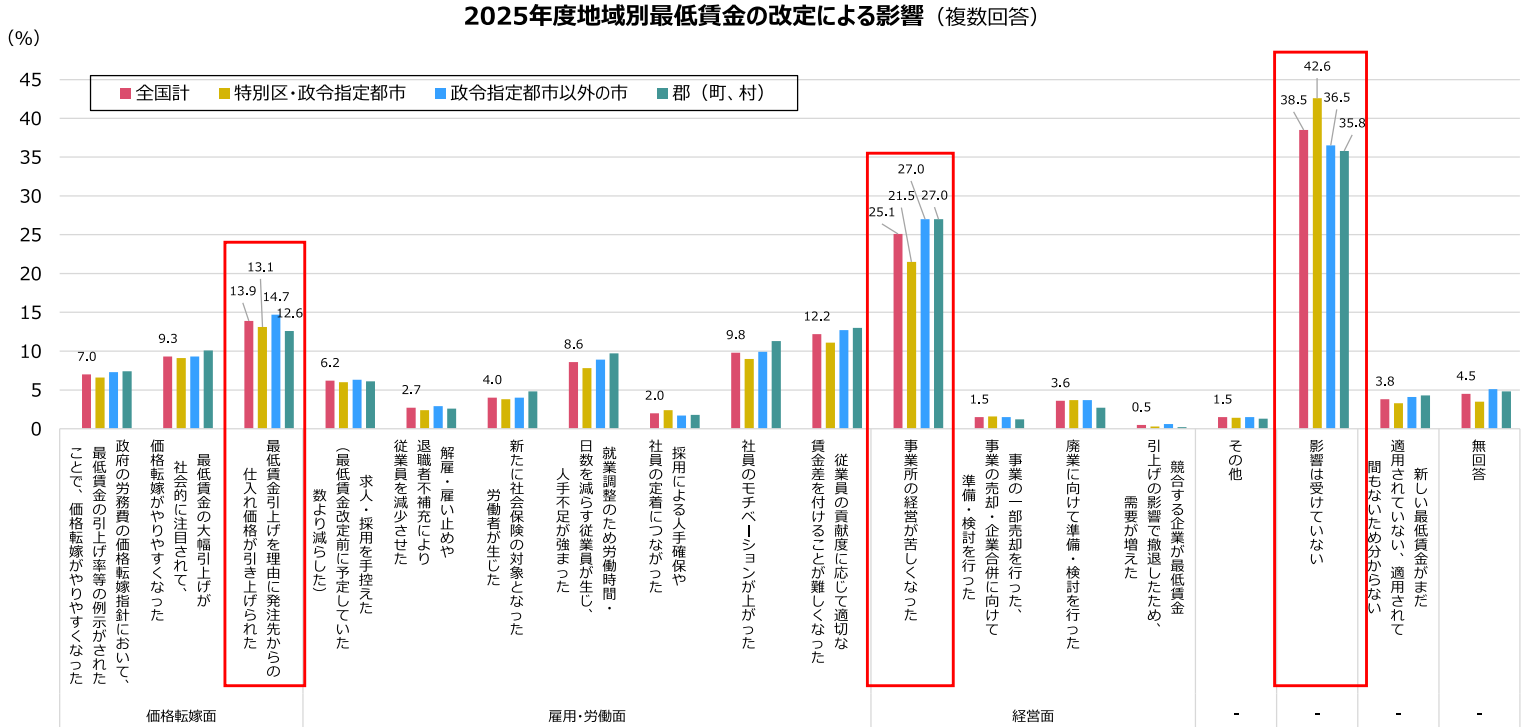

（注）集計対象企業（8,754社）について集計。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和８年７月 28 日

１　はじめに

令和８年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

２　労働者側見解

今年の春季生活闘争では、数多くの労使の真摯な議論の積み重ねによって、全体では３年連続で５％を上回る賃上げ、有期・短時間・契約等労働者では６％台の賃上げが実現した。様々な企業物価が価格転嫁の形で消費者物価に跳ね返ることを考えると、中東情勢などの影響は企業だけでなく消費者である働く人にこそ強い影響を及ぼすものである。労働者側委員は、全ての働く人の生活を守り、景気を底支えしていく観点からも、賃上げと最低賃金の大幅引上げを通じ、賃金・経済・物価を安定した巡航軌道に乗せていくことが、今我が国が取るべきベストなシナリオであると主張した。

最低賃金は、生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準である必要がある。最低賃金近傍で働く人へのアンケート調査では、「今後も最低賃金が引き上がるべき」と思う人は７割を超え、その最大の理由は、「現在の最低賃金額は生計費を維持するために十分な水準でないから」と答えている。現在は、絶対額として最低生計費を賄うものになっておらず、生活できる賃金水準を早急に確保することが重要であり、中期的には、「一般労働者の賃金中央値の６割水準」を重視しながら、継続的な引上げを行う必要があると述べた。

また、地域間の額差は、時間的・距離的に近接した都道府県間では労働力を流出させ、地方の中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となると指摘した。

昨年度は、ＣランクにＡ・Ｂランクを上回る目安を示したが、Ｃランク県で目安を大幅に超える引上げが相次いだ。地域の自主性が発揮された結果である一方、地方審議における目安そのものの意義が問われかねない事態と指摘した。目安の妥当性と納得性を高め、目安を軸としたより建設的な議論を促す観点からも、中央最低賃金審議会としての地域間額差についてより強いメッセージを示すべきと主張した。

最賃近傍で働いている仲間の暮らしは厳しく、賃上げ効果を社会全体に速やかに波及させる上で最低賃金の早期発効が重要。発効日は法律上も法定発効が基本であり、指定日発効は特別な理由がある場合に限られる。指定日発効とする場合は、そ

の必要性や影響について広く理解を得られるかなどの観点から公労使で十分に議論した上で決定すべきである。また、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等に明記し説明責任を果たすべきと主張した。さらに、就業調整の問題等、最低賃金制度とは関係のない他制度の課題を発効日を遅らせて解消しようとすることは誤りであり、給付付き税額控除を含めた抜本的な制度改善で対応することが本筋だと主張した。

人手不足の傾向は依然強まっており、各地域の求人募集賃金下限額は最低賃金を上回っている。労働市場や市場賃金の動向も加味して最低賃金の大幅な引上げを図るべきであると述べた。また、最低賃金の引上げと雇用維持は相反せず、むしろ人口流出や人手不足が顕著な地域、中小・零細事業所において、人材確保・定着の観点からも最低賃金を含む賃上げは急務であると主張した。

労働分配率の動向と最低賃金引上げとの相関は観察できないことから、「通常の事業の賃金支払能力」との関連性は限定的である。また、利益剰余金が過去最高水準を更新したこと、保有現金・預金が大幅な増加となっており、資金繰りにも余裕が認められることから、データからは最低賃金審議における一つの考慮要素である「通常の事業の賃金支払能力」は問題ないと述べた。なお、「通常の事業の賃金支払能力」とは、当該業種等において正常な経営をしていく場合に通常の事業に期待することのできる賃金経費の負担能力のことであって、個々の企業の支払能力のことではない点を改めて述べた。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記１の公益委員見解については、不満の意を表明した。

３　使用者側見解

使用者側委員は、物価の上昇幅は昨年より緩やかであるが引き続き上昇局面にあること、大幅な賃上げの流れが継続していることを踏まえれば、最低賃金を一定程度引き上げる必要性は十分理解すると述べた。

しかし、業績に関わりなく、法的強制力をもって適用される地域別最低賃金の引上げと、各企業の経営判断や労使交渉による賃金の引上げは意味合いが全く異なり、最低賃金は全企業に例外なく罰則付きで適用される以上、個々の中小企業・小規模事業者を含めた企業の賃金支払能力を十分に踏まえた慎重な判断が不可欠と主張した。

具体的な目安額を審議するに当たっては、最低賃金近傍で働く方々の可処分所得に対する物価上昇の影響は考慮すべきだが、物価上昇の影響は企業側のコスト増としても現れており、家計面のみならず、企業経営への影響と併せて検討する必要がある。具体的には、物価上昇や中東情勢の影響により増加したコスト、最低賃金を含む人件費の増加分を十分に価格転嫁できず厳しい経営環境に置かれている中小企業・小規模事業者が多いことを踏まえる必要がある。特に、中東情勢により、供

給面の停滞・目詰まりに加え、国内企業物価指数や輸入物価指数の急激な上昇にも表れているとおり、燃料・石油化学製品をはじめとするコストの増加に苦慮する企業が多いことに留意が必要である。加えて、企業の１人当たりの労働生産性が向上しているとの指摘もあるが、主に賃金の上昇を受けた付加価値の増加が要因であることが推察され、規模の小さい中小企業では経常収益は減少していることからも、支払能力が高まっているとは言えないと述べた。

また、春季賃上げ妥結状況を見ると企業規模が小さいほど賃上げ率は低い傾向にあることから、賃上げへの対応は規模が小さく労働分配率が高い中小企業ほど負担感が大きいこと、企業業績の改善を伴わない、いわゆる「防衛的賃上げ」による賃上げを行う企業があることを十分考慮する必要があると指摘した。

その他、Ｃランクを中心とした、目安額を上回る近年の大幅な引上げにより、社会・生活インフラを担う中小企業・小規模事業者の事業継続が困難となり、地域経済に深刻な影響を与えていることにも留意が必要であると述べた。

以上を考慮すると、法定３要素のうち「通常の事業の賃金支払能力」に着目しながら、３要素を総合的に表す賃金改定状況調査の結果、特に第４表の賃金上昇率に着目するとの基本的な考え方は今年度も堅持すると述べた。

その上で、中東情勢の影響や価格転嫁の状況等を含め、事業の持続的発展と雇用維持の観点から、公労使三者構成の枠組みにおいて３要素に関するデータをバランス良く丁寧に確認しながら十分議論を尽くし、全国の企業経営者にとって納得感のある目安を示すことが目安に関する小委員会の社会的な役割であると述べた。

昨年度の各地方審議の結果と課題を踏まえた目安制度の在り方に関する全員協議会の取りまとめにおいて、最低賃金額や発効日について、地方最低賃金審議会における審議等の在り方が示されていることも踏まえ、今年度の目安審議では、データに基づく審議・決定を徹底するとともに、各地方最低賃金審議会など最低賃金の決定に関わる全ての人に対し合理的で納得性の高い目安を示すべく審議を尽くすことが重要であると主張した。加えて、発効日について、近年の最低賃金の引上げ幅が大きくなっていることから、事業者の準備期間を十分に確保する観点で発効日を年初にするべきという意見が多く寄せられている中、昨年度、各地方審議の結果として複数の地域で指定日発効とされたことは、企業にとって、賃金原資の確保や給与規程の見直し、就業調整への対応等の観点から一定の意義があったと考えられる。発効日を引上げ額との間で過度に交渉材料とすることなく、労働者の生活や企業経営に与える影響、各地域における様々な地域の事情を考慮しながら、当該地域の公労使委員間で十分に議論することが重要であると述べた。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記１の公益委員見解については、不満の意を表明した。

４　意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった。

5　公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」における「令和７年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」（令和８年６月 23 日）で「最低賃金法第９条第２項の３要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」（令和５年全員協議会報告の１（２））との基本的な考え方に基づいて、今後も中央及び地方最低賃金審議会で審議を行うべきであると合意されたことを踏まえ、「日本成長戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2026」に配意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記１のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年１％程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の着実な実行により、価格転嫁・取引適正化の更なる徹底、成長志向の企業や生産性向上への支援強化、M&A・事業承継

等による事業再編の推進、賃上げの促進、経営改革等のための伴走支援体制の強化等を推進することを要望する。その際、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

価格転嫁対策については、令和８年１月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引Ｇメンの拡充等を通じた執行体制強化と、現場への浸透に向けた一層の周知徹底を行い、あわせて、地方組織を含めた公正取引委員会の体制面の抜本的な強化を図ることを要望する。

また、取適法対象外の取引への規制強化に向け、独占禁止法上の告示、知的財産権等の適切な取引に関する指針等の周知・遵守徹底を図ることを要望する。

さらに、ＢtoＣ事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」により、2027 年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を 100％実施することを要望する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進することを要望する。

「省力化投資促進プラン」の更なる充実・拡充を図るとともに、業種ごとの KPI の達成状況についてフォローアップを行って進捗を見える化し、実績に応じて更なる対応策を検討することを要望する。

また、中小企業省力化投資補助金、デジタル化・ＡＩ導入補助金、業務改善助成金等の各種補助金・助成金や、省力化ナビ、各都道府県の生産性向上支援センター等の業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進に取り組むことを要望する。

また、いわゆる「年収の壁」への対応として、昨年７月に拡充したキャリアアップ助成金による事業主への支援や、今年４月から開始した被扶養者の新たな認定方法の取扱いの円滑な実施に取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

記

（以下、別紙１と同じ）

資料4-4

１０　年　保　存
令和９年４月１日から 令和 19 年3月 31 日まで

基発0728第２号
令和８年７月28日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長
（　公　印　省　略　）

令和８年度地域別最低賃金額改定の目安について

標記については、本年６月26日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対し諮問が行われたところであるが、本日、同審議会から別添のとおり答申がなされたので、下記事項に留意の上、貴職から地方最低賃金審議会に対し本答申を伝達されたい。

記

１　本答申は、地域別最低賃金額改定の目安について労使の合意が得られず、目安を定めるに至らなかったが、地方最低賃金審議会における円滑な金額審議に資するため、目安に関する公益委員見解及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告を地方最低賃金審議会に提示することとされたものであること。

２　地方最低賃金審議会における審議では、１の経緯を考慮した上で、公益委員見解を十分参酌し、また、最低賃金に関する実態調査、参考人からの意見聴取、実地視察等の結果を活用し、地域別最低賃金額の適切な改定が行われるよう配慮すること。

資料５

令和８年７月 21 日に、日本成長戦略及び経済財政運営と改革の基本方針 2026 が閣議決定されました。

令和８年度熊本県最低賃金の改正決定について、これらに配意した、貴会の調査審議をお願い申し上げます。

令和８年７月 30 日

熊本労働局長　金谷　雅也

日本成長戦略
（令和８年７月 21 日閣議決定）

＜関係部分抜粋＞

Ⅰ．「強い経済」の構築による、強く豊かな日本列島の実現

２．国内投資を全国に拡げていくための８つの分野横断的な課題への対応

17 の戦略分野で先陣が切られる官民連携での国内投資を日本全国に拡（ひろ）げ、日本経済の更なる成長につなげていくためには、「官民投資ロードマップ」や「地域未来戦略」の策定過程で抽出された投資のボトルネックとなり得る課題に対し、分野横断的に対応し、国内投資促進の環境整備を図っていく必要がある。

まず、投資を引き出すためには、長期的な成長に向けた企業の資源配分戦略の変容を促すだけでなく、地政学リスクやサプライチェーンリスクを含む不確実性への対応や、安全なサイバー空間の確保、インフラ不足への対応、ローカル産業の生産性向上など、投資収益に対する企業の予見可能性を高め、競争力を強化していくことが必要である。

また、「強い経済」の基盤となる科学技術力を強化するため、イノベーションを通じた経済成長や国際的地位の確保を達成する「新技術立国」を進めていかなければならない。特に、先端技術の開発と社会実装の主要な担い手であるスタートアップについて、生み出し、育て、その技術を実装するためのエコシステムの構築に政府が一歩前に出て取り組む必要がある。

一方で、投資を実際に行うには、資金と人材が欠かせない。金融を通じ、成長投資を可能とするリスクマネーの供給を強化し、日本経済と地方経済の潜在力を解き放つ。くわえて、17 の戦略分野やそれを支えるエッセンシャルサービスの担い手を育成するとともに、働く方一人ひとりが生き生きと活躍できるよう、本人の希望に応じた労働移動の円滑化や、心身の健康維持と本人の選択を前提とした柔軟で多様な働き方を実現し、多様な人材の労働参加を促進していく。とりわけ、戦略分野等における女性活躍は重要であり、女性を含め多様な人材がライフイベントによりキャリアを諦めることのないよう、家事等の負担軽減にも取り組まなければならない。

くわえて、国内投資を促進し、賃上げを通じて消費と企業収益の拡大、更なる投資拡大につなげる「投資と賃上げの好循環」を加速させるためにも、変化に挑む中堅・中小企業の稼ぐ力を強化していく必要がある。

需給ギャップは０％近傍となったが、景気は十分に強くなく、地方や中小企業まで景気回復の実感はまだ広がっていない。成長の果実が一部の高所得層や大企業、都市部に偏ることなく、中低所得者、中小企業、地方にまで広く行き渡るよう、国内投資を全国に拡げ、地域の産業・雇用・所得を底上げしなければならない。「８つの分野横断的な課題」への対応策は、インフラ整備、地域

金融力の強化、人材の確保・育成など、「地域未来戦略」を進める上での課題への対応策ともなり、こうした施策が地域で展開されることで、投資環境が整備され、日本全国に投資が拡大していくこととなる。

Ⅲ．８つの分野横断的な課題の解決

7．賃上げ環境整備

（１）現状と課題

春季労使交渉での賃上げ率は３年連続で５%台の高水準だが、物価高騰による不確実性が続く中、実質賃金のプラス定着が課題である。

中小企業は雇用の７割、付加価値の５割を占める日本経済の屋台骨であり、中小企業の成長こそ日本の成長である。賃上げと成長投資の好循環を生み出すことで地域の消費を喚起し、そして次の投資へとつながるメカニズムを早急に構築する必要がある。また、中小企業は、地域経済を牽引し、17の戦略分野を始めとした成長産業のサプライチェーンを支える基盤的な存在でもあり、「地域未来戦略」で形成される産業クラスターにおいても中小企業が連携していくことが必要である。こうした視点を踏まえ、政策スキームは、中小企業経営者の目線に立ったものとする。一方で、今般の中東情勢やそれによる原油価格高騰などにより、中小企業の賃上げへの影響が懸念される中、不確実性への不安を払拭し、賃上げを持続させるため、全国の中小企業の「稼ぐ力」の強化が不可欠である。

（２）対応の方向性

①対応の方向性

国内投資を促進し、賃上げを通じて消費と企業収益の拡大、更なる投資拡大につなげる、「投資と賃上げの好循環」を加速させる。そのために、17の戦略分野への投資やサプライチェーンへの参入や、地方を出発点としたＡＸに取り組み、変化に挑む中堅・中小企業の「稼ぐ力」を強化していく必要がある。地政学リスクの高まりや大幅な物価高等のこれまでにない厳しい経営環境の中で、こうした中堅・中小企業の経営者が予見可能性を確保し、「投資と賃上げの好循環」を実現できるよう、政府は、賃上げの責任を事業者に丸投げせず、中堅・中小企業の「稼ぐ力」の強化を強力に後押ししていく。「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」にのっとり、政府として必要な予算を確保し、従来よりも力強い支援を安定的かつ切れ目なく行う用意がある姿勢を示す。

なお、労働供給制約社会においては、賃上げは単なる分配ではなく、人材を

惹き付け、消費の拡大を通じた生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する「供給力強化」そのものであり、成長戦略の起点であることに留意しなければならない。

②目標（KPI）

・2029年度までの間で、日本経済全体で、実質賃金で年１%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年１%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。
・中小企業の労働生産性[1]（「稼ぐカ」）を2030年度までの５年間で15%増加させる。

③講ずるべき施策パッケージ

ⅰ）「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の実行

労働供給制約社会では、人も中小企業も数より質であり、日本経済の供給力強化のため、「強い中小企業」を作る必要がある。現状維持ではなく、事業再構築・生産性向上・事業再編等に取り組む中堅・中小企業を徹底的に支援し、必要な連携と再編を促すことで、「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環を目指すべく、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」に基づき、以下の施策を実行する。

（価格転嫁・取引適正化の更なる徹底）

2026年１月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引Ｇメンの拡充等を通じた執行体制強化と、現場への浸透に向けた一層の周知徹底を行い、あわせて、地方組織を含めた公正取引委員会の体制面の抜本的な強化を図る。また、取適法対象外の取引への規制強化に向け、独占禁止法上の告示、知的財産権等の適切な取引に関する指針等の周知・遵守徹底を図る。さらに、ⅱ）に記載の「「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」の実行等」を進める。

（成長志向の企業や生産性向上への支援強化）

成長志向の強い中小企業への支援策を強化するとともに、より多くの地域企業を成長志向に向かわせるメカニズムを構築する。現場現業型でスピード感があり、ＡＩ活用による成長余地の大きい地域の中小企業のＡＸを推進し、抜本

[1] 労働者１人当たりの付加価値額。直近（2023 年度）では、中規模企業 578.5 万円、小規模企業 503.3 万円。

的な経営改革を実現するため、補助事業や伴走支援に加え、地域ごとの支援者等のネットワーク作りを行う。

〇日本経済を担う成長志向企業創出のエコシステム構築

売上高100億円の中小企業の創出メカニズム強化のための、成長投資支援の強化や経営者ネットワークの全国展開等のソフトインフラ整備を行うとともに、成長志向の中小企業の裾野を広げる新たなメカニズム（売上高1～10億円の企業と小規模事業者が対象）の構築や、ローカル・ゼブラ企業を育成するための地域のステークホルダーとの連携体制の構築などに取り組む。

創業後の事業成長に向けて、創業時からのＡＩ活用等の経営力向上、政策金融等による成長支援、これらを支える地域ごとの支援者ネットワークの構築に取り組む。

中小企業において特に深刻化する人手不足に対応するため、働き手が事情に応じて多様な働き方を選択できる働き方改革を前提として、今こそ、「働くことの価値」の重要性を再認識すべきである。そのため、５．（２）③ⅲ）に記載の「柔軟で多様な働き方の実現に向けた労働時間法制等」への政策対応を進めるとともに、経営者においても人材マネジメントに関する取組が各地で拡がっていくための仕組みを検討し、各事業者が実践できるようにする。

特に17の戦略分野について、イノベーションへの投資や、新事業進出、新製品・サービス開発等に向けた支援の中で重点的に支援するほか、輸出に挑戦する事業者への支援を強化する。

さらに、中小企業の成長局面での資金需要に対応するため、民間金融機関と信用保証協会の責任共有割合や保証限度額に係る新たな仕組みの設計や、日本政策金融公庫等と民間金融機関との協調による成長資金の供給を推進する。

〇持続的発展及び賃上げを目指す小規模事業者の支援

小規模事業者の経営管理能力の高度化のため、商工会・商工会議所等において、経営指導員等によるプッシュ型の働き掛けや経営計画等の策定支援を通じて経営リテラシーの向上を図り、地域のエッセンシャルサービスを支えるための体制強化を図る。

〇抜本的な経営改革を目指すＡＸ・デジタル化・省力化の推進

地方公共団体・金融機関・高専等と連携し、ＡＩの導入意欲のある中小企業とＡＩサービス提供者、支援者の地域ネットワーク作りを行い、抜本的な経営改革を目指す。また、デジタル化・省力化・賃上げ等の手法を指南し、中小企業の自主的な変革を後押しする生成ＡＩツールの作成と社会実装に取り組むほ

か、ⅲ）に記載の「「省力化投資促進プラン」の着実な実行」を進める。

（M&A・事業承継等の事業再編の推進）

経営者交代や経営資源の集約等による経営改革を通じて成長を実現するために、M&A・事業承継、成長型再生を促進する事業環境整備を行う。

中小M&Aを支援する個人・機関双方での規律向上を図るべく、個人に対する資格制度の創設と、M&A支援機関登録制度の信頼性向上に向けた法制化の検討を行う。また、地域金融機関を始めとする支援機関や地方公共団体等と連携し、事業承継・引継ぎ支援センターを中心とした各地の持続可能な事業承継の支援体制を構築する。くわえて、事業承継を契機に「稼ぐ力」強化に取り組む中小企業に対し、事業承継税制も含めた措置を検討するとともに、後継者の経営能力を高めるための実践的な育成プログラムを開発する。また、今後新たにM&Aに挑戦する経営者に対してはM&Aの検討に資する情報発信やPMI[2]に関する普及啓発を行う。

また、モニタリング強化型特別保証[3]の活用促進や、３．（２）③ⅰ）に記載の「地域金融力の強化」等の取組を通じて地域金融機関等による予兆管理やM&A・事業承継・事業再生等の事業再編等に向けた伴走支援体制の強化を図るとともに、2026年度中を目途に再生M&Aの実務を円滑に進めるためのガイドラインの作成を行う。

（賃上げの促進）

中小企業の生産性向上に係る補助金について、足元の賃上げ状況も審査・評価する仕組みに見直すことで、早期の賃上げを促すとともに、積極的に賃上げを行う中小企業を重点支援するための税制も含めた効果的な措置を検討する。

（経営改革等のための伴走支援体制の強化等）

賃上げや、経営管理能力の高度化、経営改革の実現に向けた地方公共団体・商工会や商工会議所等の地域の支援機関・金融機関等によるプッシュ型の働き掛け・伴走支援体制の強化と、地方公共団体向け補助金・交付金を活用した伴走支援モデル事業の創出・横展開に取り組む。

---

[2] M&A 前後の事業統合（Post Merger Integration）。

[3] 認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している中小企業者が活用できる保証制度。

ⅱ）「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」[4]の実行等

「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」で定められている低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用などの措置について着実に取り組むとともに、このうち、特に取り組むべき措置[5]が国等（地方支分部局、独立行政法人、国立大学法人を含む。）・地方公共団体において2027年度末までに100%実施されるよう、フォローアップを徹底するほか、労務費や原材料費、エネルギーコスト等の上昇を踏まえて官公需の単価・予算を見直す。

また、低入札価格調査制度等の基準については、業種ごとに各種法令を遵守できる適正な率に見直す。同制度の調査対象となる契約は、おおむね予定価格の60%未満の極めて低い入札率であり、原則的に失格とする。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、最低制限価格制度の導入も含めた抜本的改革も検討する。

ビルメンテナンス業、警備業等に関する契約については、適切な価格転嫁を推進するため、見直し後の調査・価格基準の適用の徹底を図るほか、地方支分部局等を含めて、総合評価落札方式の適用拡大等を推進する。印刷業については、費用の積算等の作成時に活用可能な基準を定め、各省庁及び地方公共団体に周知徹底し、その実行を確保する。

地方公共団体が官公需の価格転嫁を進められるよう、物価上昇等を踏まえて地方財政計画の歳出を増額するとともに、地方公共団体の価格転嫁に関する取組状況について、普通交付税の算定に反映する。また、予算の積算及び執行における物価上昇等の反映状況を含めた価格転嫁の取組状況について、地方公共団体からの報告・状況共有等により継続的に把握するモニタリングの仕組みを構築する。その上で、その状況が芳しくない地方公共団体に対し個別に改善指導を実施し、改善が具体的に確認されるまでフォローアップを行うほか、改善事例の横展開を図る。

また、国の補助事業について、物価上昇下において事業の執行主体が必要なコストを適切に確保できず、事業の質の確保に支障が生じることのないよう、単価の見直しを図る。くわえて、事業や事業主体は様々であることから、補助事業の設計においても、一律・硬直的なものではなく、事業の管理面にも配慮しつつ、実施の難易度や質に応じた柔軟な設計を検討する。

---

[4] 2026年４月６日賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ。

[5] 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇へ対応するための体制の整備及び契約書への明記、知的財産権の取扱いに関する受託事業者への配慮、発注に当たって作成する予定価格への最新の実勢価格の反映、入札を実施する際の低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の活用等。

ⅲ）「省力化投資促進プラン」の着実な実行

「省力化投資促進プラン[6]」の更なる充実・拡充を図るとともに、業種ごとのKPIの達成状況についてフォローアップを行って進捗を見える化し、実績に応じて更なる対応策を検討する。

また、中小企業省力化投資補助金、デジタル化・ＡＩ導入補助金、業務改善助成金等の各種補助金・助成金や、省力化ナビ[7]、各都道府県の生産性向上支援センター[8]等の業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進に取り組む。

特に、生活衛生関係営業（飲食業、宿泊業、理美容業、クリーニング業等）については、賃上げ及び生産性向上に向けた都道府県生活衛生営業指導センター等による伴走支援や業種ごとの自主的な取組を推進する。

ⅳ）同一労働同一賃金の更なる徹底

正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消等を図るため、新たに、家族手当、住宅手当等に関する考え方を明確化する改正を行った「同一労働同一賃金ガイドライン」を2026年10月から適用し、都道府県労働局による報告徴収等を通じ、現場における同一労働同一賃金の履行確保に取り組む。

ⅴ）実質賃金/最低賃金の引上げへの対応

2029年度までの間で、日本経済全体で、実質賃金で年１%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年１%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。

最低賃金については、2020年代に全国平均1,500円という高い目標（「経済財政運営と改革の基本方針2025」）の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも2030年代前半できる限り早期に全国平均1,500円を達成する。

これらの目標に向け、特に、我が国の雇用の７割を占める中小企業・小規模事業者における賃上げ環境の整備を図るため、ⅰ）に記載の「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」、ⅱ）に記載の「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」、ⅲ）に記載の「省力化投資促進プラン」等に基づく取組を強力に進めるとともに、交付金等を活用した都道府

---

[6] 飲食業、宿泊業、小売業、理容業・美容業・クリーニング業・冠婚葬祭業、自動車整備業・ビルメンテナンス業・警備業、製造業、運輸業、建設業、医療、介護・福祉、保育、農林水産業が対象。

[7] 省力化・生産性向上の取組に資する業種ごとの事例やツールを提供する、中小機構運営のウェブサイト。

[8] 中小企業庁が各都道府県に設置しているよろず支援拠点に設けられた、生産性向上の伴走支援を行う組織。

県・市町村による中小企業の生産性向上支援の取組を十分に後押しする。
　毎年の最低賃金の引上げ額については、こうした政府の取組も踏まえつつ、法定３要素のデータに基づき、公労使三者構成の中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会において、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。
　地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。
　こうした取組については、「経済財政運営と改革の基本方針2025」の記載も踏まえて対応する。

ⅵ）医療・介護・保育・福祉等における人材確保と賃上げの対応
　令和７年度補正予算による医療・介護等支援パッケージや、令和８年度診療報酬改定、介護・障害福祉サービス等報酬改定による賃上げ措置、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を着実に実施するとともに、今後の経済・物価動向等も踏まえつつ、2027年度以降も医療・介護・保育・福祉等分野の現場職員の他職種と遜色のない処遇改善を推進する。あわせて、必要なエッセンシャルワーカーの確保を含めたサービス提供体制の全国的維持を図るための制度改革に速やかに着手する。

経済財政運営と改革の基本方針 2026
（令和８年７月 21 日閣議決定）

＜関係部分抜粋＞

第２章　日本の成長力強化と安全・安心の確保

１.「強い経済」の実現

（１）「日本成長戦略」の推進

「成長戦略」を強力に推進する。同戦略に盛り込まれた全ての具体的施策を着実に実行に移し、大胆な官民投資を実現する。

（分野横断的課題への一体的取組）

17の戦略分野における官民投資を真に実効性あるものとし、その成果を日本全国・全産業へと広く波及させていくため、官民双方の行動変容による国内投資の推進に資する基盤整備を総合的・一体的に推進する。

そのため、「成長戦略」に記載した８つの分野横断的課題[9]へ対応するための施策パッケージ[10]を着実に実行していく。具体的には、①官民双方の行動変容による国内投資推進のための基盤の整備、②サプライチェーン強靱化と国際連携、③グローバル産業の競争力強化とローカル産業の生産性向上、④スタートアップの技術力も取り込んだイノベーション力の強化、⑤成長投資を支えるリスクマネーの供給強化と金融機能の高度化、⑥現場・専門人材の確保・育成、労働市場改革、家事等の負担軽減を通じた多様な人材の活躍環境の整備、⑦投資と賃上げの好循環を創出する賃上げ環境整備[11]、⑧安全なサイバー空間の確保のためのサイバーセキュリティ強化、といった課題への対応を着実に進めていく。

（３）強い地域経済の構築

---

[9] 新技術立国・競争力強化、スタートアップ、金融を通じた潜在力の解放、人材育成、労働市場改革、家事等の負担軽減、賃上げ環境整備、サイバーセキュリティの８つ。
[10] 例えば、「スタートアップ総力創出パッケージ」、「成長投資を促進するための金融戦略」、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」など。
[11] 「成長戦略」においては、「「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」にのっとり、政府として必要な予算を確保し、従来よりも力強い支援を安定的かつ切れ目なく行う用意がある姿勢を示す」旨が記載されていることに留意する。

（賃上げ環境整備）

2029年度までの間で、日本経済全体で、実質賃金で年１%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年１%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。

最低賃金については、2020年代に全国平均1,500円という高い目標（骨太方針2025[12]）の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも2030年代前半できる限り早期に全国平均1,500円を達成する。

労働供給制約社会においては、賃上げは単なる分配ではなく、人材を惹き付け、消費の拡大を通じた生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する「供給力強化」そのものであり、成長戦略の起点である。「強い経済」の実現には、「強い中堅・中小企業」が主役となって地域経済を牽引する必要がある。このため、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」[13]に基づき、100億企業や中堅企業から売上高１～10億円の企業と小規模事業者、ローカル・ゼブラ企業に至るまで、変革に挑む企業に対し、積極的かつ幅広い支援を行う。また、各種補助金・助成金や、業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進により、「省力化投資促進プラン」[14]を着実に実行するとともに、更なる充実・拡充を図り、「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環を実現する。

地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」[15]により、2027年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を100%実施する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進する。

また、交付金等を活用した都道府県・市町村による中小企業の生産性向上支援の取組を十分に後押しする。

毎年の最低賃金の引上げ額については、こうした政府の取組も踏まえつつ、法定３要素のデータに基づき、公労使三者構成の中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会において、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

こうした取組については、骨太方針2025の記載も踏まえて対応する。

---

[12] 「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和７年６月 13 日閣議決定）。
[13] 令和８年６月24日に、中小企業庁が策定・公表。
[14] 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和７年６月13日閣議決定）等において策定。
[15] 令和８年４月６日、賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ。

資料６

意　見　書

2026年7月15日、貴会が最低賃金法第25条第5項の規定に基づき公示した熊本県最低賃金の改正決定について、下記のとおり意見を提出します。

記

労働者の生活と労働条件の向上のためご尽力いただいていることに心から敬意を表します。

2025年の改定額は、中賃目安64円に18円上積みして82円引き上げ1,034円となり、「今すぐ時間額1,500円以上」を求めていた私たちの要求からは不十分ではあるものの、全国最高の上積み額、過去最高の引き上げ額となったことは大きな前進となりました。

ところが、改定最賃の発効日を、例年の10月上旬から、翌年1月1日に3ヵ月も先延ばしたことにより、最賃近傍の賃金で働く労働者は大幅な不利益を被ることとなりました。結果として10月からを1年と起算すると、改定額は実質1,031円、引き上げ額61円と、中賃の目安よりも3円も低くなりました。また、例年通り10月改定をした地方とは著しい地域間格差が生じることとなりました。

このような問題は、全国で10月には最賃が上がるという原則を曖昧にし、最低賃金の都道府県格差を拡大させ、最低賃金制度の信頼性を損ないかねないものです。春闘での賃金引き上げをできるだけ早く最低賃金に反映させるためにも、これまでの審議会では10月上旬の発効にこだわってきたのではないでしょうか。発効日の先送りは最賃制度の重大な形骸化として認めることはできず、例年通り10月初めでの発効を強く求めるものです。

労働者は円安と物価高騰、さらにトランプ関税の影響により大きな打撃を受けています。それに伴って必要な賃金も増加しています。この間、私たちが街頭で対話した276名の市民のうち262名（95%）が1,500円以上を望むと回答しています。また、全労連が全国30以上の地方で調査をしている最低生計費試算では、日本のどこで暮らしても「時間額1,900円～2,000円が必要」という結果が出ているため、私たちの要求も「今すぐ時間額1,700円以上」に引き上げています。同時に、地域経済の要である中小企業も、原材料の高騰、低単価の押し付けなどに悩み、消費税増税の負担やインボイス制度導入による負担増、社会保険料の負担等に苦しんでいます。地域経済の衰退をくい止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して、地域での経済好循環を生み出すためにも、中小企業支援の抜本的な拡充は待ったなしの課題です。

以上のことから、本年の改定にあたって以下の項目について強く求めます。よろしくお願いいたします。

1、熊本県の最低賃金を時給1700円以上に引き上げること
2、改定額の発効日は例年通り10月上旬とすること
3、中央最低賃金審議会と厚生労働大臣に対して、全国一律最低賃金制度への改正を求めること
4、中小零細企業が時給1700円以上の賃金を支払えるように、関係省庁に対して経営支援策の抜本的な拡充をこれまで以上に強く求めること。また、中小零細企業とワーキンプアー水準（年収200万円）以下の労働者には健康保険や厚生年金、雇用保険など「社会保険料負担の減免」を実効的な支援策を厚生労働大臣に求めること

以上

2026年 7月 15日

〒862-0954 熊本市中央区神水1-30-7
熊本県労働組合総連合
議長　楳　本　光　[redacted]

熊本地方最低賃金審議会
会長　　本田　悟士　　殿



資料7-1

最低賃金に関する基礎調査の概要

１．調査の目的

この調査は、最低賃金法に基づいて、地方最低賃金審議会における最低賃金の決定及び改正等の審議に資することを目的として、中小規模事業場、又は事業所の労働者の賃金の実態等を把握することを目的とする。

２．調査の範囲

（1）地　域

熊本労働局の管轄区域（熊本県全域）

（2）産業及び事業所規模

日本標準産業分類のうち、次に掲げる産業

①製　造　業（E）	100人未満
②情報通信業のうち新聞業、出版業（G）	100人未満
③卸売業、小売業（I）	30人未満
④学術研究，専門・技術サービス業（L）	30人未満
⑤宿泊業、飲食サービス業（M）	30人未満
⑥生活関連サービス業，娯楽業（N）	30人未満
⑦医療業、福祉（P）	30人未満
⑧サービス業（K、R）	30人未満

３．調査対象

（1）事業所

上記事業所のうち一定の方法により抽出された調査対象事業所　1,374　件に対し、事業所 558　件の集計を行った。

（2）労働者

上記事業所の調査労働者は　4,432　名であり、それを復元した人数は　250,231　名である。

（1）事業所に関する事項

ア　事業所の主要な生産品の名称又は事業の内容

イ　事業所の労働者数

（2）労働者に関する事項

ア　性

イ　就業形態

ウ　年齢

エ　勤続年数

オ　職種又は主たる仕事の内容

カ　当年６月分の賃金形態

キ　当年６月分の基本給額（見込額）

ク　当年６月分の精皆勤手当、通勤手当、家族手当及びその他の手当（見込額）

ケ　当年６月分の月間所定労働日数

コ　当年６月分の１日の所定労働時間数

５．調査の対象期日

令和8年６月分について、労働者が欠勤・遅刻・早退等をすることなく働いた場合に支払われるべき賃金額を調査。

６．調査の実施期間

５月中旬　～　６月中旬　（通信による調査）

７．集計事項及び集計方法

（1）主な集計事項

第１表　産業、就業形態、賃金階級、事業所規模・年齢階級別労働者数

第２表　産業、就業形態、賃金階級、性、年齢階級別労働者数

（2）集計方法

最低賃金に関する基礎調査票（558件）の集計を行った。

（3）用語の解説

第１・四分位数、中位数

労働者の賃金を低い者から高い者へと一列に並べて、四等分した下から４分の１番目の賃金を第１・四分位数といいます。中位数は順番に並べた真ん中に位置する数値であり、第２・四分位数がこれに該当します。４分の１より、さらに低い位置の者を出すために、第１・10分位数、第１・20分位数を用います。

８．結果の公表

熊本地方最低賃金審議会における最低賃金の決定及び改正の審議資料として用いるとともに、本省において厚生労働省ホームページ及びe-statに掲載する。

資料7-2

地域別最低賃金対象産業別賃金額特性値

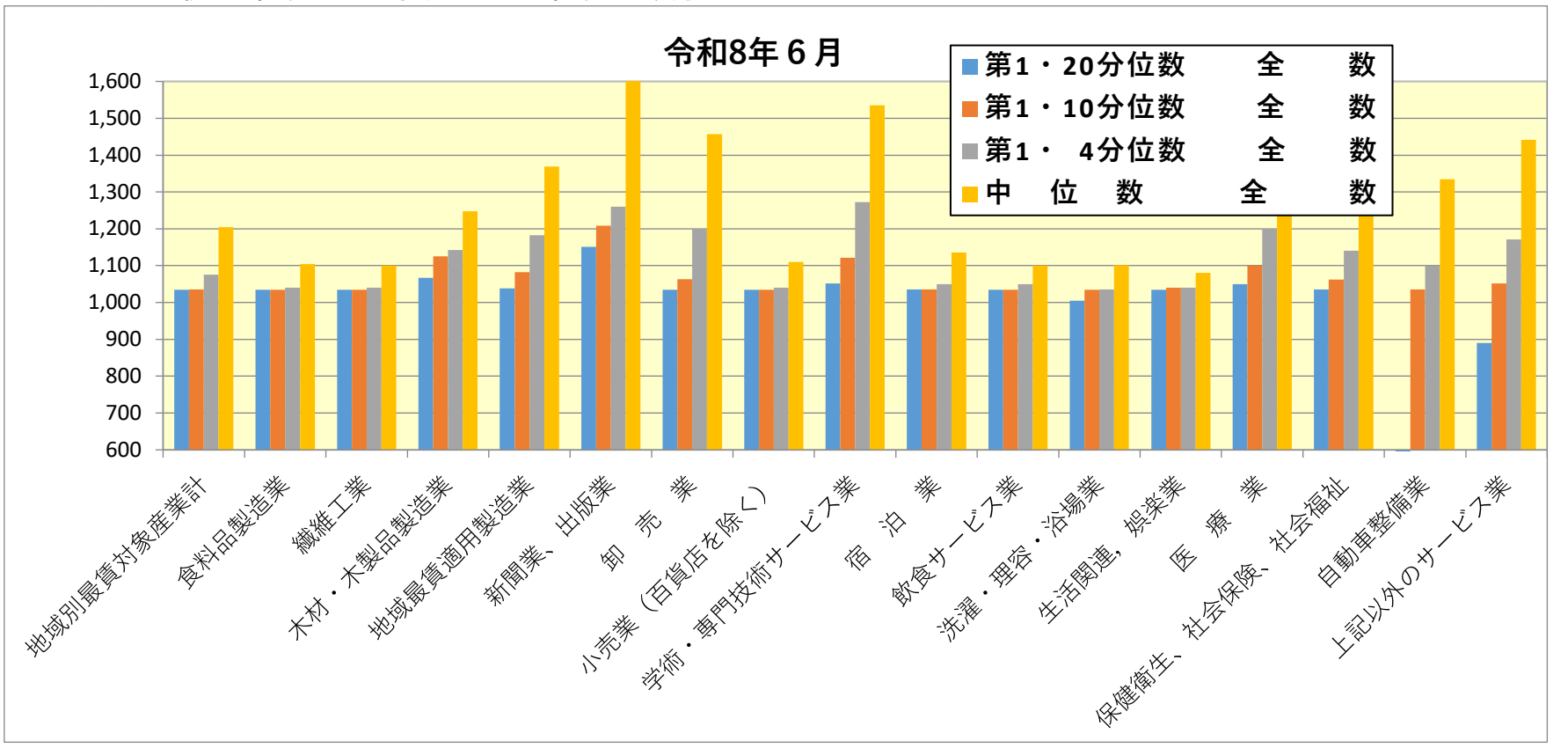

産業		第１・２０分位数		第１・１０分位数		第１・４分位数		中位数	
		令和7年6月	令和8年6月	令和7年6月	令和8年6月	令和7年6月	令和8年6月	令和7年6月	令和8年6月
地域別最賃対象産業計	全数	953	1,034	960	1,035	1,000	1,076	1,173	1,205
	パートのみ	952	1,034	955	1,034	970	1,040	1,000	1,080
食料品・飲料・たばこ・飼料製造業	全数	952	1,034	960	1,034	1,000	1,040	1,075	1,104
	パートのみ	952	1,034	952	1,034	960	1,034	1,000	1,061
繊維工業	全数	898	1,034	915	1,034	955	1,040	1,042	1,100
	パートのみ	954	1,034	954	1,034	955	1,040	955	1,050
木材・木製品、家具・装備品製造業	全数	981	1,067	1,096	1,125	1,200	1,142	1,333	1,248
	パートのみ	1,200	1,142	1,200	1,142	1,201	1,142	1,333	1,142
上記以外の地域別最低賃金適用製造業	全数	965	1,038	1,001	1,082	1,142	1,183	1,448	1,369
	パートのみ	990	1,034	990	1,034	1,002	1,062	1,030	1,107
新聞業、出版業	全数	1,000	1,151	1,168	1,208	1,179	1,260	1,341	1,669
	パートのみ	970	2,083	1,000	2,083	1,100	2,083	1,189	2,083
卸売業	全数	960	1,034	1,020	1,063	1,141	1,200	1,412	1,457
	パートのみ	960	1,034	960	1,034	1,020	1,050	1,050	1,188
小売業（百貨店を除く）	全数	952	1,034	960	1,034	970	1,040	1,039	1,110
	パートのみ	952	1,034	952	1,034	960	1,035	980	1,050
学術研究、専門・技術サービス業	全数	1,000	1,052	1,025	1,121	1,203	1,272	1,443	1,535
	パートのみ	833	1,034	960	1,050	1,000	1,100	1,150	1,301
宿泊業	全数	952	1,035	952	1,035	975	1,050	1,000	1,136
	パートのみ	952	1,034	952	1,035	960	1,040	1,000	1,050
飲食サービス業	全数	960	1,034	960	1,034	1,000	1,050	1,050	1,100
	パートのみ	960	1,034	960	1,034	988	1,050	1,000	1,100
洗濯・理容・美容・浴場業	全数	952	1,005	952	1,034	980	1,035	1,040	1,101
	パートのみ	952	1,034	952	1,034	955	1,034	985	1,040
生活関連サービス業，娯楽業	全数	955	1,034	955	1,040	1,003	1,040	1,103	1,080
	パートのみ	952	1,040	955	1,040	955	1,040	1,003	1,040
医療業	全数	994	1,050	1,032	1,100	1,148	1,200	1,390	1,400
	パートのみ	963	1,050	1,000	1,100	1,100	1,150	1,249	1,336
保健衛生、社会保険、社会福祉	全数	960	1,035	982	1,062	1,070	1,141	1,235	1,280
	パートのみ	952	1,034	960	1,034	1,000	1,080	1,114	1,154
自動車整備業	全数	724	568	869	1,035	1,001	1,100	1,305	1,335
	パートのみ	960	1,035	960	1,035	960	1,035	961	1,050
上記以外のサービス業	全数	1,000	890	1,000	1,052	1,062	1,171	1,250	1,442
	パートのみ	1,000	1,038	1,000	1,060	1,050	1,093	1,150	1,190

地域別最低賃金対象産業別の未満率及び影響率（令和8年）（全労働者）

時間額（円）	現行	+1	+2	+3	+4	+5	+6	+7	+8	+9	+10	+11	+12	+13	+14	+15	+16	+17	+18	+19	+20	+21	+22	+23	+24	+25
	1,034	1,035	1,036	1,037	1,038	1,039	1,040	1,041	1,042	1,043	1,044	1,045	1,046	1,047	1,048	1,049	1,050	1,051	1,052	1,053	1,054	1,055	1,056	1,057	1,058	1,059
地域別最賃対象産業計	2.8	9.2	10.4	10.5	10.6	11.0	11.1	16.0	16.1	16.2	16.3	16.3	16.6	16.6	16.7	16.7	16.7	20.3	20.5	20.7	20.7	20.9	21.4	21.6	21.8	21.9
食料品・飲料・たばこ・飼料製造業	2.8	16.6	18.6	18.6	18.6	18.6	18.6	26.9	26.9	27.4	27.4	27.4	27.7	27.7	27.7	27.7	27.7	28.2	28.2	28.2	28.2	28.5	28.5	28.5	28.5	28.5
繊維工業	0.0	18.3	18.3	18.3	18.3	18.3	18.3	30.7	33.8	33.8	33.8	36.9	36.9	36.9	40.0	40.0	40.0	46.2	46.2	46.2	46.2	46.2	46.2	46.2	46.2	46.2
木材・木製品、家具・装備品製造業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3
上記以外の地域別最低賃金適用製造業	1.7	5.0	5.0	5.0	5.0	5.2	5.2	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.7
新聞業、出版業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
卸売業	1.4	5.3	5.3	5.3	5.3	5.5	6.1	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	8.9	9.0	9.0	9.2	9.2	9.2	9.4	9.6	9.6
小売業（百貨店，総合スーパーを除く）	2.2	13.9	17.0	17.0	17.2	17.2	17.4	27.2	27.4	27.4	27.8	27.8	28.3	28.4	28.4	28.4	28.4	33.6	34.2	34.5	34.6	34.9	36.4	37.0	37.4	37.5
学術研究，専門・サービス業	3.2	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	4.9	4.9	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6
宿泊業	0.5	5.0	10.2	10.2	10.2	10.2	10.2	22.2	22.7	22.7	22.7	22.7	22.7	22.7	22.7	22.7	22.7	26.2	26.2	26.2	26.2	26.2	26.2	26.2	26.7	26.7
飲食サービス業	3.5	12.6	13.3	13.6	13.6	15.8	15.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	20.2	20.2	20.2	20.2	20.2	31.0	31.0	31.0	31.0	31.8	32.2	32.7	32.7	32.7
洗濯・理容・美容・浴場業	7.2	23.7	25.4	25.4	25.4	25.4	25.4	30.3	30.3	31.2	31.2	31.2	31.2	31.2	31.2	31.2	31.2	39.3	39.3	40.1	40.1	40.1	41.0	41.0	41.0	41.0
生活関連サービス業，娯楽業	3.1	5.2	5.2	5.8	5.8	5.8	5.8	36.7	36.7	36.7	36.7	36.7	36.7	36.7	36.7	36.7	36.7	43.4	43.4	43.4	43.4	43.4	43.4	43.4	43.4	43.4
医療業	2.6	3.0	3.1	3.4	3.4	3.4	3.4	3.8	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.2	4.2	4.2	4.2	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6
保健衛生、社会保険、社会福祉	2.2	4.7	5.1	5.3	5.6	5.9	5.9	7.0	7.0	7.1	7.1	7.2	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.9	7.9	7.9	7.9	8.1	8.2	8.5	8.6	8.9
自動車整備業	5.7	5.7	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1
上記以外のサービス業	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	9.2	9.2	9.2	9.6	9.6	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.6	10.6

（注） 表中の現行欄は「未満率」、+1から+100までの欄は「影響率」を表す。

資料7-3

地域別最低賃金対象産業別の未満率及び影響率（令和8年）（全労働者）

	+26	+27	+28	+29	+30	+31	+32	+33	+34	+35	+36	+37	+38	+39	+40	+41	+42	+43	+44	+45	+46	+47	+48	+49	+50	+51
時間額（円）	1,060	1,061	1,062	1,063	1,064	1,065	1,066	1,067	1,068	1,069	1,070	1,071	1,072	1,073	1,074	1,075	1,076	1,077	1,078	1,079	1,080	1,081	1,082	1,083	1,084	1,085
地域別最賃対象産業計	22.0	22.8	23.0	23.3	23.4	23.4	23.5	23.7	23.8	23.9	24.0	24.3	24.6	24.6	24.7	24.9	25.0	25.1	25.2	25.2	25.4	26.3	26.4	26.6	26.7	26.7
食料品・飲料・たばこ・飼料・製造業	28.5	29.5	31.7	31.7	31.7	31.7	32.1	32.6	32.6	32.6	32.6	32.6	32.6	33.5	33.5	33.5	33.5	33.5	33.5	33.5	33.5	33.5	33.5	35.6	35.6	35.6
繊維工業	46.2	46.2	46.2	46.2	46.2	46.2	46.2	46.2	46.2	46.2	46.2	46.2	49.3	49.3	49.3	49.3	49.3	49.3	49.3	49.3	49.3	49.3	49.3	49.3	49.3	49.3
木材・木製品、家具・装備品製造業	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8
上記以外の地域別最低賃金適用製造業	6.9	7.1	7.1	8.0	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2	8.9	8.9	8.9	9.5	9.5	9.5	9.9	9.9	9.9	9.9	9.9	9.9	10.7	11.1	11.1
新聞業、出版業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
卸売業	9.6	9.6	9.6	10.0	10.2	10.2	10.2	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.9	11.1	11.4	11.4	11.6	11.6	11.6
小売業（百貨店，総合スーパーを除く）	37.6	38.2	38.3	38.7	38.8	38.8	39.2	39.4	39.6	39.8	40.0	40.7	41.4	41.4	41.4	41.6	41.8	41.9	42.3	42.3	42.6	43.3	43.4	43.5	43.6	43.6
学術研究，専門・サービス業	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9
宿泊業	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	27.3	27.3	27.3	27.3	27.3	27.3	27.3	27.3	27.3	27.3	27.3	27.3	27.3	27.3	27.3	29.0	29.0	29.0	29.0	29.0	29.0
飲食サービス業	32.7	33.8	33.8	33.8	33.8	33.8	33.8	33.8	33.8	34.1	34.6	34.6	34.6	34.6	34.6	35.4	35.4	35.4	35.4	35.4	35.9	39.0	39.0	39.4	39.4	39.4
洗濯・理容・美容・浴場業	41.0	42.6	45.8	45.8	45.8	45.8	46.7	46.7	46.7	46.7	46.7	46.7	46.7	46.7	46.7	46.7	46.7	46.7	46.7	46.7	46.7	49.1	49.1	49.1	49.1	49.1
生活関連サービス業，娯楽業	43.4	47.4	47.4	47.9	47.9	47.9	47.9	47.9	47.9	47.9	47.9	49.0	49.0	49.0	49.0	49.5	49.5	49.5	49.5	49.5	49.5	52.0	52.0	52.0	52.0	52.0
医療業	5.6	5.6	5.6	5.7	5.9	6.1	6.4	6.4	6.7	6.9	6.9	6.9	7.3	7.3	7.7	7.7	7.7	7.7	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0
保健衛生、社会保険、社会福祉	9.2	10.0	10.0	10.7	10.7	10.7	10.7	10.9	10.9	11.3	11.3	11.3	11.5	11.5	11.6	11.8	11.8	11.9	11.9	11.9	112.0	12.9	12.9	13.1	13.1	13.1
自動車整備業	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1
上記以外のサービス業	10.6	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.8	12.8	12.8	12.8	12.8	12.8	12.8	12.8	12.8	13.3	13.3	13.3	13.3	13.8	13.8	13.8	14.3	14.3

（注） 表中の現行欄は「未満率」、+1から+100までの欄は「影響率」を表す。

地域別最低賃金対象産業別の未満率及び影響率（令和8年）（全労働者）

	+52	+53	+54	+55	+56	+57	+58	+59	+60	+61	+62	+63	+64	+65	+66	+67	+68	+69	+70	+71	+72	+73	+74	+75	+76
時間額（円）	1,086	1,087	1,088	1,089	1,090	1,091	1,092	1,093	1,094	1,095	1,096	1,097	1,098	1,099	1,100	1,101	1,102	1,103	1,104	1,105	1,106	1,107	1,108	1,109	1,110
地域別最賃対象産業計	26.9	27.1	27.1	27.3	27.4	27.7	27.8	27.9	28.1	28.1	28.4	28.6	28.6	28.6	28.7	33.3	33.4	33.6	33.8	33.9	34.1	34.2	34.4	34.4	34.6
食料品・飲料・たばこ・飼料・製造業	35.6	36.1	36.1	36.1	36.1	36.4	36.4	36.8	37.1	37.1	37.4	37.4	37.4	37.4	37.4	48.6	48.6	48.9	49.7	50.6	50.6	50.6	50.6	51.0	51.0
繊維工業	49.3	49.3	49.3	49.3	49.3	49.3	49.3	49.3	49.3	49.3	49.3	49.3	49.3	49.3	49.3	58.4	61.5	61.5	61.5	61.5	61.5	61.5	61.5	61.5	61.5
木材・木製品、家具・装備品製造業	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0
上記以外の地域別最低賃金適用製造業	11.1	11.1	11.1	11.4	11.4	11.4	11.6	11.8	11.8	11.8	11.8	13.6	13.6	13.6	13.6	15.7	15.7	16.3	16.3	16.5	16.5	16.5	16.7	16.9	16.9
新聞業、出版業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
卸売業	11.6	12.8	12.8	12.8	13.0	13.0	13.0	13.0	13.2	13.2	13.2	13.4	13.4	13.4	13.4	14.8	14.8	14.8	14.8	14.8	14.8	15.1	15.1	15.1	15.7
小売業（百貨店，総合スーパーを除く）	44.1	44.4	44.4	44.4	44.5	45.5	45.5	45.5	45.8	45.8	46.1	46.2	46.3	46.3	46.4	48.9	49.1	49.4	49.5	49.5	49.7	49.7	49.9	49.9	50.0
学術研究，専門・サービス業	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.7	8.7	8.7
宿泊業	29.0	29.0	29.0	29.0	29.0	30.1	30.1	30.1	30.1	30.1	30.1	30.1	30.1	30.1	30.1	39.6	39.6	39.6	39.6	39.6	39.6	39.6	43.1	43.1	43.1
飲食サービス業	39.4	39.4	39.4	39.4	39.9	39.9	40.3	40.3	40.3	40.3	40.3	40.3	40.3	40.3	40.3	59.4	59.4	59.4	60.3	60.7	61.4	61.9	62.3	62.3	62.8
洗濯・理容・美容・浴場業	49.1	49.1	49.1	49.9	49.9	49.9	49.9	49.9	49.9	49.9	49.9	49.9	49.9	49.9	49.9	49.9	51.4	51.4	51.4	51.4	51.4	51.4	52.2	52.2	52.2
生活関連サービス業，娯楽業	52.0	52.0	52.0	52.0	52.0	52.0	52.0	52.0	52.0	52.0	52.0	52.0	52.0	52.5	52.5	59.5	59.5	59.5	59.5	59.5	59.5	59.5	59.5	59.5	59.5
医療業	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.4	8.4	8.4	8.4	8.4	8.4	8.4	10.6	10.6	10.8	11.1	11.3	11.3	11.4	11.7	11.7	11.7
保健衛生、社会保険、社会福祉	13.1	13.5	13.5	14.0	14.0	14.3	14.4	15.1	15.1	15.4	16.3	16.3	16.3	16.3	16.3	16.9	16.9	17.1	17.2	17.2	17.2	17.2	17.2	17.2	17.6
自動車整備業	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6
上記以外のサービス業	14.3	14.3	14.3	14.3	14.6	14.6	14.6	14.6	15.6	15.6	15.6	15.6	16.1	16.1	16.1	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0

（注） 表中の現行欄は「未満率」、+1から+100までの欄は「影響率」を表す。

地域別最低賃金対象産業別の未満率及び影響率（令和8年）（全労働者）

	+77	+78	+79	+80	+81	+82	+83	+84	+85	+86	+87	+88	+89	+90	+91	+92	+93	+94	+95	+96	+97	+98	+99	+100
時間額（円）	1,111	1,112	1,113	1,114	1,115	1,116	1,117	1,118	1,119	1,120	1,121	1,122	1,123	1,124	1,125	1,126	1,127	1,128	1,129	1,130	1,131	1,132	1,133	1,134
地域別最賃対象産業計	35.2	35.4	35.5	35.6	35.7	35.8	36.0	36.0	36.1	36.2	36.5	36.6	36.6	36.6	36.6	36.9	37.0	37.1	37.2	37.2	37.7	37.7	37.8	38.0
食料品・飲料・たばこ・飼料・製造業	51.0	51.4	51.4	52.1	52.1	52.1	52.1	52.1	52.1	52.1	52.1	52.1	52.1	52.1	52.1	52.1	52.1	52.4	52.4	52.4	52.4	52.4	52.4	53.7
繊維工業	61.5	61.5	61.5	61.5	61.5	61.5	64.6	64.6	64.6	64.6	64.6	64.6	64.6	64.6	64.6	64.6	64.6	64.6	64.6	64.6	69.2	69.2	69.2	69.2
木材・木製品、家具・装備品製造業	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	16.3	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5
上記以外の地域別最低賃金適用製造業	16.9	16.9	16.9	16.9	17.1	17.5	17.7	17.7	17.7	18.1	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8	19.1	19.1	19.1	19.1
新聞業、出版業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
卸売業	15.7	16.2	16.4	16.4	16.4	16.4	16.4	16.6	16.6	16.6	16.6	16.6	16.6	16.6	16.6	17.0	17.0	17.0	17.3	17.3	17.4	17.4	17.4	17.4
小売業（百貨店，総合スーパーを除く）	50.6	50.7	50.8	50.9	50.9	51.1	51.1	51.1	51.2	51.3	51.9	52.1	52.1	52.1	52.1	52.4	52.4	52.4	52.6	52.7	53.5	53.5	53.5	53.8
学術研究，専門・サービス業	8.7	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.7	9.7	10.4	10.4	10.4	10.4	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0
宿泊業	43.1	43.1	43.1	43.7	43.7	44.2	44.2	44.2	44.2	44.2	44.2	44.2	44.2	44.7	44.7	44.7	45.3	45.3	45.3	45.3	45.3	45.3	45.3	45.3
飲食サービス業	64.8	65.4	65.4	65.4	65.4	65.4	65.8	65.8	65.8	65.8	65.8	65.8	65.8	65.8	65.8	65.8	65.8	65.8	65.8	65.8	66.4	66.4	66.4	66.4
洗濯・理容・美容・浴場業	52.2	53.1	53.1	53.1	53.1	53.1	53.1	53.1	54.7	54.7	55.4	55.4	55.4	55.4	55.4	55.4	56.2	56.2	56.2	56.2	56.2	56.2	56.2	56.2
生活関連サービス業，娯楽業	60.0	60.0	60.0	60.0	60.6	60.6	60.6	60.6	60.6	60.6	60.6	60.6	60.6	60.6	60.6	60.6	60.6	60.6	60.6	60.6	60.6	60.6	60.6	61.1
医療業	11.9	11.9	11.9	12.2	12.2	12.6	12.6	12.8	12.8	12.8	13.1	13.1	13.1	13.3	13.3	13.9	13.9	14.1	14.1	14.1	14.4	14.4	14.4	14.5
保健衛生、社会保険、社会福祉	18.3	18.6	18.7	18.8	19.1	19.2	19.5	19.6	19.8	20.0	20.4	20.4	20.6	20.6	20.6	20.7	20.9	20.9	21.2	21.2	21.8	22.3	22.8	23.2
自動車整備業	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6	30.3	30.3	30.3	30.3	30.3	30.3	30.3	30.3	30.3
上記以外のサービス業	18.0	18.8	18.8	18.8	18.8	18.8	19.3	19.3	19.3	19.3	19.3	19.3	19.3	19.3	19.3	19.3	19.3	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8

（注） 表中の現行欄は「未満率」、+1から+100までの欄は「影響率」を表す。

地域別最低賃金対象産業別の未満率及び影響率（令和8年）（パート労働者）

時間額（円）	現行	+1	+2	+3	+4	+5	+6	+7	+8	+9	+10	+11	+12	+13	+14	+15	+16	+17	+18	+19	+20	+21	+22	+23	+24	+25
	1,034	1,035	1,036	1,037	1,038	1,039	1,040	1,041	1,042	1,043	1,044	1,045	1,046	1,047	1,048	1,049	1,050	1,051	1,052	1,053	1,054	1,055	1,056	1,057	1,058	1,059
地域別最賃対象産業計	1.1	16.8	19.8	20.0	20.1	20.3	20.3	32.7	32.8	32.8	32.9	32.9	33.5	33.5	33.5	33.5	33.5	41.7	41.9	42.1	42.2	42.6	43.7	44.2	44.6	44.6
食料品・飲料・たばこ・飼料製造業	0.0	25.7	27.0	27.0	27.0	27.0	27.0	45.3	45.3	45.3	45.3	45.3	45.3	45.3	45.3	45.3	45.3	46.6	46.6	46.6	46.6	46.6	46.6	46.6	46.6	46.6
繊維工業	0.0	19.2	19.2	19.2	19.2	19.2	19.2	45.2	45.2	45.2	45.2	45.2	45.2	45.2	45.2	45.2	45.2	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2
木材・木製品、家具・装備品製造業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
上記以外の地域別最低賃金適用製造業	0.0	18.3	18.3	18.3	18.3	19.8	19.8	22.3	22.3	22.3	22.3	22.3	22.3	22.3	22.3	22.3	22.3	22.3	22.3	22.3	22.3	22.3	22.3	22.3	22.3	22.3
新聞業、出版業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
卸売業	0.0	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	28.3	28.3	28.3	28.3	28.3	28.3	29.3	30.2	30.2
小売業（百貨店，総合スーパーを除く）	0.4	23.0	28.9	28.9	28.9	28.9	28.9	47.5	47.7	47.7	48.1	48.1	49.0	49.0	49.0	49.0	49.0	58.1	58.9	59.3	59.6	60.0	62.6	63.6	64.3	64.5
学術研究，専門・サービス業	0.0	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4
宿泊業	0.0	8.9	19.4	19.4	19.4	19.4	19.4	43.3	43.3	43.3	43.3	43.3	43.3	43.3	43.3	43.3	43.3	50.2	50.2	50.2	50.2	50.2	50.2	50.2	50.2	50.2
飲食サービス業	1.5	13.5	14.3	14.8	14.8	14.8	14.8	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	19.3	19.3	19.3	19.3	19.3	33.3	33.3	33.3	33.3	34.5	35.3	36.0	36.0	36.0
洗濯・理容・美容・浴場業	0.0	44.3	49.0	49.0	49.0	49.0	49.0	63.0	63.0	63.0	63.0	63.0	63.0	63.0	63.0	63.0	63.0	86.0	86.0	86.0	86.0	86.0	86.0	86.0	86.0	86.0
生活関連サービス業，娯楽業	0.0	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	57.4	57.4	57.4	57.4	57.4	57.4	57.4	57.4	57.4	57.4	66.5	66.5	66.5	66.5	66.5	66.5	66.5	66.5	66.5
医療業	1.0	1.7	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9
保健衛生、社会保険、社会福祉	4.1	11.8	13.2	13.7	14.6	14.6	14.6	17.0	17.0	17.3	17.3	17.3	17.7	17.7	17.7	17.7	17.7	18.6	18.6	18.6	18.6	19.1	19.1	19.1	19.6	19.6
自動車整備業	0.0	0.0	37.7	37.7	37.7	37.7	37.7	37.7	37.7	37.7	37.7	37.7	37.7	37.7	37.7	37.7	37.7	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3
上記以外のサービス業	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7

（注） 表中の現行欄は「未満率」、+1から+100までの欄は「影響率」を表す。

資料7-4

地域別最低賃金対象産業別の未満率及び影響率（令和8年）（パート労働者）

	+26	+27	+28	+29	+30	+31	+32	+33	+34	+35	+36	+37	+38	+39	+40	+41	+42	+43	+44	+45	+46	+47	+48	+49	+50	+51
時間額（円）	1,060	1,061	1,062	1,063	1,064	1,065	1,066	1,067	1,068	1,069	1,070	1,071	1,072	1,073	1,074	1,075	1,076	1,077	1,078	1,079	1,080	1,081	1,082	1,083	1,084	1,085
地域別最賃対象産業計	44.6	46.2	46.5	47.0	47.1	47.1	47.5	47.6	47.7	47.7	47.8	48.4	48.4	48.5	48.5	48.8	48.8	48.9	49.0	49.0	49.3	51.0	51.1	51.6	51.6	51.6
食料品・飲料・たばこ・飼料・製造業	46.6	49.0	54.5	54.5	54.5	54.5	54.5	54.5	54.5	54.5	54.5	54.5	54.5	56.1	56.1	56.1	56.1	56.1	56.1	56.1	56.1	56.1	56.1	60.1	60.1	60.1
繊維工業	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2
木材・木製品、家具・装備品製造業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
上記以外の地域別最低賃金適用製造業	22.3	22.3	22.3	28.4	29.9	29.9	29.9	29.9	29.9	29.9	29.9	32.4	32.4	32.4	32.4	32.4	32.4	32.4	32.4	32.4	32.4	32.4	32.4	36.9	36.9	36.9
新聞業、出版業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
卸売業	30.2	30.2	30.2	30.2	31.2	31.2	31.2	32.2	32.2	32.2	32.2	32.2	32.2	32.2	32.2	32.2	32.2	32.2	32.2	32.2	33.1	33.1	33.1	33.1	33.1	33.1
小売業（百貨店，総合スーパーを除く）	64.5	65.2	65.2	65.4	65.4	65.4	66.2	66.2	66.5	66.5	66.8	68.1	68.3	68.3	68.3	68.7	68.7	68.8	69.2	69.2	69.4	70.5	70.6	70.8	70.8	70.8
学術研究，専門・サービス業	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4
宿泊業	50.2	50.2	50.2	50.2	50.2	51.3	51.3	51.3	51.3	51.3	51.3	51.3	51.3	51.3	51.3	51.3	51.3	51.3	51.3	51.3	51.3	51.3	51.3	51.3	51.3	51.3
飲食サービス業	36.0	37.5	37.5	37.5	37.5	37.5	37.5	37.5	37.5	37.5	37.5	37.5	37.5	37.5	37.5	38.3	38.3	38.3	38.3	38.3	39.0	43.6	43.6	44.3	44.3	44.3
洗濯・理容・美容・浴場業	86.0	90.7	90.7	90.7	90.7	90.7	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0
生活関連サービス業，娯楽業	66.5	70.8	70.8	71.7	71.7	71.7	71.7	71.7	71.7	71.7	71.7	72.6	72.6	72.6	72.6	72.6	72.6	72.6	72.6	72.6	72.6	76.9	76.9	76.9	76.9	76.9
医療業	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9
保健衛生、社会保険、社会福祉	19.6	21.8	21.8	23.2	23.2	23.2	23.2	23.2	23.2	23.2	23.2	23.2	23.2	23.2	23.2	23.2	23.2	23.5	23.5	23.5	23.8	26.1	26.1	26.1	26.1	26.1
自動車整備業	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3
上記以外のサービス業	7.7	19.9	19.9	19.9	19.9	19.9	19.9	19.9	19.9	19.9	19.9	19.9	19.9	19.9	19.9	19.9	19.9	19.9	19.9	19.9	19.9	19.9	19.9	19.9	19.9	19.9

（注） 表中の現行欄は「未満率」、+1から+100までの欄は「影響率」を表す。

地域別最低賃金対象産業別の未満率及び影響率（令和8年）（パート労働者）

	+52	+53	+54	+55	+56	+57	+58	+59	+60	+61	+62	+63	+64	+65	+66	+67	+68	+69	+70	+71	+72	+73	+74	+75	+76
時間額（円）	1,086	1,087	1,088	1,089	1,090	1,091	1,092	1,093	1,094	1,095	1,096	1,097	1,098	1,099	1,100	1,101	1,102	1,103	1,104	1,105	1,106	1,107	1,108	1,109	1,110
地域別最賃対象産業計	51.8	51.9	51.9	52.0	52.2	52.6	52.6	52.6	52.8	52.9	53.4	53.5	53.5	53.5	53.6	64.3	64.4	64.5	64.6	64.7	64.8	65.0	65.3	65.3	65.4
食料品・飲料・たばこ・飼料・製造業	60.1	60.1	60.1	60.1	60.1	60.1	60.1	60.3	60.9	60.9	60.9	60.9	60.9	60.9	60.9	80.4	80.4	80.4	81.2	83.5	83.5	83.5	83.5	83.5	83.5
繊維工業	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2	77.4	83.9	83.9	83.9	83.9	83.9	83.9	83.9	83.9	83.9
木材・木製品、家具・装備品製造業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
上記以外の地域別最低賃金適用製造業	36.9	36.9	36.9	36.9	36.9	36.9	36.9	36.9	36.9	36.9	36.9	39.4	39.4	39.4	39.4	47.9	47.9	47.9	47.9	49.4	49.4	49.4	50.9	50.9	50.9
新聞業、出版業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
卸売業	33.1	34.7	34.7	34.7	34.7	34.7	34.7	34.7	34.7	34.7	34.7	34.7	34.7	34.7	34.7	41.8	41.8	41.8	41.8	41.8	41.8	43.7	43.7	43.7	43.7
小売業（百貨店，総合スーパーを除く）	71.3	71.3	71.3	71.3	71.5	72.2	72.2	72.2	72.4	72.4	72.8	72.8	73.0	73.0	73.2	78.2	78.4	78.7	78.7	78.7	78.9	78.9	79.1	79.1	79.1
学術研究，専門・サービス業	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4	20.4	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8
宿泊業	51.3	51.3	51.3	51.3	51.3	51.3	51.3	51.3	51.3	51.3	51.3	51.3	51.3	51.3	51.3	66.9	66.9	66.9	66.9	66.9	66.9	66.9	66.9	66.9	66.9
飲食サービス業	44.3	44.3	44.3	44.3	45.1	45.1	45.1	45.1	45.1	45.1	45.1	45.1	45.1	45.1	45.1	72.7	72.7	72.7	72.7	72.7	72.7	73.4	74.2	74.2	74.2
洗濯・理容・美容・浴場業	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0
生活関連サービス業，娯楽業	76.9	76.9	76.9	76.9	76.9	76.9	76.9	76.9	76.9	76.9	76.9	76.9	76.9	76.9	76.9	86.3	86.3	86.3	86.3	86.3	86.3	86.3	86.3	86.3	86.3
医療業	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2
保健衛生、社会保険、社会福祉	26.1	26.6	26.6	26.9	26.9	27.7	27.7	27.7	27.7	28.1	31.0	31.0	31.0	31.0	31.0	32.8	32.8	32.8	32.8	32.8	32.8	32.8	32.8	32.8	33.9
自動車整備業	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
上記以外のサービス業	19.9	19.9	19.9	19.9	19.9	19.9	19.9	19.9	25.9	25.9	25.9	25.9	25.9	25.9	25.9	29.0	29.0	29.0	29.0	29.0	29.0	29.0	29.0	29.0	29.0

（注） 表中の現行欄は「未満率」、+1から+100までの欄は「影響率」を表す。

地域別最低賃金対象産業別の未満率及び影響率（令和8年）（パート労働者）

	+77	+78	+79	+80	+81	+82	+83	+84	+85	+86	+87	+88	+89	+90	+91	+92	+93	+94	+95	+96	+97	+98	+99	+100
時間額(円)	1,111	1,112	1,113	1,114	1,115	1,116	1,117	1,118	1,119	1,120	1,121	1,122	1,123	1,124	1,125	1,126	1,127	1,128	1,129	1,130	1,131	1,132	1,133	1,134
地域別最賃対象産業計	66.8	67.1	67.1	67.3	67.3	67.4	67.5	67.5	67.5	67.5	67.8	67.8	67.8	67.9	67.9	67.9	68.1	68.1	68.2	68.2	69.0	69.1	69.2	69.4
食料品・飲料・たばこ・飼料・製造業	83.5	84.7	84.7	86.3	86.3	86.3	86.3	86.3	86.3	86.3	86.3	86.3	86.3	86.3	86.3	86.3	86.3	86.3	86.3	86.3	86.3	86.3	86.3	87.1
繊維工業	83.9	83.9	83.9	83.9	83.9	83.9	83.9	83.9	83.9	83.9	83.9	83.9	83.9	83.9	83.9	83.9	83.9	83.9	83.9	83.9	93.5	93.5	93.5	93.5
木材・木製品、家具・装備品製造業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
上記以外の地域別最低賃金適用製造業	50.9	50.9	50.9	50.9	50.9	50.9	52.4	52.4	52.4	52.4	52.4	52.4	52.4	52.4	52.4	52.4	52.4	52.4	52.4	52.4	52.4	52.4	52.4	52.4
新聞業、出版業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
卸売業	43.7	44.7	44.7	44.7	44.7	44.7	44.7	45.7	45.7	45.7	45.7	45.7	45.7	45.7	45.7	45.7	45.7	45.7	45.7	45.7	45.7	45.7	45.7	45.7
小売業（百貨店，総合スーパーを除く）	80.4	80.4	80.4	80.4	80.4	80.7	80.7	80.7	80.7	80.7	81.1	81.1	81.1	81.1	81.1	81.1	81.1	81.1	81.3	81.3	82.2	82.2	82.2	82.2
学術研究，専門・サービス業	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8
宿泊業	66.9	66.9	66.9	66.9	66.9	68.0	68.0	68.0	68.0	68.0	68.0	68.0	68.0	69.1	69.1	69.1	69.1	69.1	69.1	69.1	69.1	69.1	69.1	69.1
飲食サービス業	77.7	77.7	77.7	77.7	77.7	77.7	77.7	77.7	77.7	77.7	77.7	77.7	77.7	77.7	77.7	77.7	77.7	77.7	77.7	77.7	78.7	78.7	78.7	78.7
洗濯・理容・美容・浴場業	93.0	95.3	95.3	95.3	95.3	95.3	95.3	95.3	95.3	95.3	95.3	95.3	95.3	95.3	95.3	95.3	97.7	97.7	97.7	97.7	97.7	97.7	97.7	97.7
生活関連サービス業，娯楽業	87.2	87.2	87.2	87.2	87.2	87.2	87.2	87.2	87.2	87.2	87.2	87.2	87.2	87.2	87.2	87.2	87.2	87.2	87.2	87.2	87.2	87.2	87.2	88.2
医療業	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	16.9	16.9	17.6	17.6	17.6	17.6	17.6	17.6	17.6	17.6	18.6	18.6	18.6	18.6	18.6	18.6	18.6	18.6	18.6
保健衛生、社会保険、社会福祉	35.8	36.1	36.4	36.7	36.7	36.7	36.7	36.7	36.7	36.7	37.9	37.9	37.9	37.9	37.9	37.9	38.7	38.7	39.5	39.5	40.7	41.6	42.6	43.0
自動車整備業	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
上記以外のサービス業	29.0	31.3	31.3	31.3	31.3	31.3	31.3	31.3	31.3	31.3	31.3	31.3	31.3	31.3	31.3	31.3	31.3	31.3	31.3	31.3	31.3	31.3	31.3	31.3

（注） 表中の現行欄は「未満率」、+1から+100までの欄は「影響率」を表す。

資料８

地域別最低賃金改正に関する資料

「令和７年度地域別最低賃金の改正状況」（P1）
令和７年度における全国の地域別最低賃金の改定状況をまとめたもの

「熊本県の最低賃金決定額の推移」（P2）
平成 14 年度から令和７年度までの熊本県最低賃金決定額をまとめたもの

「地域別最低賃金額（時間額）の推移」（P3）
平成 29 年度から令和７年度までの地域別最低賃金額をまとめたもの
（掲載県名：福岡、佐賀、長崎、大分、宮崎、鹿児島、沖縄、徳島、香川、愛媛、高知、島根、青森、岩手、秋田、山形、鳥取）

「都道府県、性、主な産業別賃金及び産業計の年齢・勤続年数（男女計）」（P4）
令和７年賃金構造基本統計調査結果から、主な産業（建設業、製造業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、医療・福祉、他に分類されないサービス業）における平均賃金額（平均年齢、平均勤続年数）の男女計を、都道府県ごとにまとめたもの（男女計）

「都道府県、性、主な産業別賃金及び産業計の年齢・勤続年数（男性計）」（P5）
令和７年賃金構造基本統計調査結果から、主な産業（建設業、製造業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、医療・福祉、他に分類されないサービス業）における平均賃金額（平均年齢、平均勤続年数）の男性計を、都道府県ごとにまとめたもの（男性計）

「都道府県、性、主な産業別賃金及び産業計の年齢・勤続年数（女性計）」（P6）
令和７年賃金構造基本統計調査結果から、主な産業（建設業、製造業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、医療・福祉、他に分類されないサービス業）における平均賃金額（平均年齢、平均勤続年数）の男性計を、都道府県ごとにまとめたもの（女性計）

「一人平均所定内給与額（男女別）の推移（10 人以上）」（P7）
賃金構造基本統計調査結果から、平成 30 年から令和７年までの所定内給与額、所定内労働時間を男女別に、熊本県と全国の平均をまとめたもの（上表が男性、下表が女性）

「令和７年　産業別所定内給与額」（P8）
令和７年賃金構造基本統計調査結果から、企業規模 10 人以上における産業別の所定内賃金額を男女別に、熊本県と全国の平均をまとめたもの（括弧内は、全国を 100 としたときの熊本県の割合を示す）

「令和７年度　規模別所定内給与額」（P9）
令和７年賃金構造基本統計調査結果から、規模別（1000 人以上、100～999 人、10～99 人）における所定内給与額を男女別に、熊本県と全国の平均をまとめたもの（括弧内は、全国を 100 としたときの熊本県の割合を示す）

「令和７年度　年齢別所定内給与額」（P10）
令和７年賃金構造基本統計調査結果から、年齢別の所定内給与額を男女別に、熊本県と全国の平均をまとめたもの（括弧内は、全国を 100 としたときの熊本県の割合を示す）

「一人平均月間所定内給与額の推移（熊本・全国）５人以上」（P11）

毎勤統計調査結果から、企業規模５人以上における平成 25 年～令和７年及び令和８年１月～同年３月の所定内給与額、出勤日数、所定内実労働時間について熊本県と全国の平均をまとめたもの

「一人平均月間所定内給与額の推移（熊本・全国）30 人以上」（P12）

毎勤統計調査結果から、企業規模 30 人以上における平成 25 年～令和７年及び令和８年１月～同年３月の所定内給与額、出勤日数、所定内実労働時間について熊本県と全国の平均をまとめたもの

「女性短時間労働者の１時間当たり賃金（企業規模 10 人以上）」（P13）

賃金構造基本統計調査結果から、企業規模 10 人以上における平成 29 年から令和７年までの女性短時間労働者の１時間当たり賃金（熊本県と全国の平均）をまとめたもの（全国を 100 としたときの熊本県の割合を「格差」欄に記載）

「熊本県における産業別女性短時間労働者の１時間当たりの賃金（企業規模 10 人以上）」（P14 上表）

賃金構造基本統計調査結果から、企業規模 10 人以上における平成 29 年から令和７年までの女性短時間労働者の１時間当たり賃金（産業別の平均）をまとめたもの（全国を 100 としたときの熊本県の割合を「格差」欄に記載）

「熊本県における産業別女性短時間労働者の１時間当たりの賃金（企業規模５～９人）」（P14 下表）

賃金構造基本統計調査結果から、企業規模５～９人における平成 29 年から令和７年までの女性短時間労働者の１時間当たり賃金（産業別の平均）をまとめたもの（全国を 100 としたときの熊本県の割合を「格差」欄に記載）

令和７年度地域別最低賃金の改正状況（全国）

目安ランク	都道府県名	６年度改正金額	７年度改正金額	引上げ額	目安額	目安額との比較	発効日
B	北海道	1,010	1,075	65	63	＋2	R7.10.4
C	青　森	953	1,029	76	64	＋12	R7.11.21
C	岩　手	952	1,031	79	64	＋15	R7.12.1
B	宮　城	973	1,038	65	63	＋2	R7.10.4
C	秋　田	951	1,031	80	64	＋16	R8.3.31
C	山　形	955	1,032	77	64	＋13	R7.12.23
B	福　島	955	1,033	78	63	＋15	R8.1.1
B	茨　城	1,005	1,074	69	63	＋6	R7.10.12
B	栃　木	1,004	1,068	64	63	＋1	R7.10.1
B	群　馬	985	1,063	78	63	＋15	R8.3.1
A	埼　玉	1,078	1,141	63	63	±0	R7.11.1
A	千　葉	1,076	1,140	64	63	＋1	R7.10.3
A	東　京	1,163	1,226	63	63	±0	R7.10.3
A	神奈川	1,162	1,225	63	63	±0	R7.10.4
B	新　潟	985	1,050	65	63	＋2	R7.10.2
B	富　山	998	1,062	64	63	＋1	R7.10.12
B	石　川	984	1,054	70	63	＋7	R7.10.8
B	福　井	984	1,053	69	63	＋6	R7.10.8
B	山　梨	988	1,052	64	63	＋1	R7.12.1
B	長　野	998	1,061	63	63	±0	R7.10.3
B	岐　阜	1,001	1,065	64	63	＋1	R7.10.18
B	静　岡	1,034	1,097	63	63	±0	R7.11.1
A	愛　知	1,077	1,140	63	63	±0	R7.10.18
B	三　重	1,023	1,087	64	63	＋1	R7.11.21
B	滋　賀	1,017	1,080	63	63	±0	R7.10.5
B	京　都	1,058	1,122	64	63	＋1	R7.11.21
A	大　阪	1,114	1,177	63	63	±0	R7.10.16
B	兵　庫	1,052	1,116	64	63	＋1	R7.10.4
B	奈　良	986	1,051	65	63	＋2	R7.11.16
B	和歌山	980	1,045	65	63	＋2	R7.11.1
C	鳥　取	957	1,030	73	64	＋9	R7.10.4
B	島　根	962	1,033	71	63	＋8	R7.11.17
B	岡　山	982	1,047	65	63	＋2	R7.12.1
B	広　島	1,020	1,085	65	63	＋2	R7.11.1
B	山　口	979	1,043	64	63	＋1	R7.10.16
B	徳　島	980	1,046	66	63	＋3	R8.1.1
B	香　川	970	1,036	66	63	＋3	R7.10.18
B	愛　媛	956	1,033	77	63	＋14	R7.12.1
C	高　知	952	1,023	71	64	＋7	R7.12.1
B	福　岡	992	1,057	65	63	＋2	R7.11.16
C	佐　賀	956	1,030	74	64	＋10	R7.11.21
C	長　崎	953	1,031	78	64	＋14	R7.12.1
C	熊　本	952	1,034	82	64	＋18	R8.1.1
C	大　分	954	1,035	81	64	＋17	R8.1.1
C	宮　崎	952	1,023	71	64	＋7	R7.11.16
C	鹿児島	953	1,026	73	64	＋9	R7.11.1
C	沖　縄	952	1,023	71	64	＋7	R7.12.1
	全国加重平均	1,055	1,121	66			

熊本県最低賃金決定額及び全国加重平均の推移

年　度							全国加重平均（円）	
	時 間 額	引上額	引上率	影響率	未満率	発　効　日	時 間 額	引上額
14	606	1	0.17	1.4	1.2	14年10月 1日	664	0
15	606	0	0.00	2.4	2.4	14年10月 1日	664	0
16	607	1	0.17	2.0	1.8	16年10月 1日	665	1
17	609	2	0.33	2.6	2.2	17年10月 1日	668	3
18	612	3	0.49	2.4	1.8	18年10月 1日	673	5
19	620	8	1.31	1.5	0.5	19年10月25日	687	14
20	628	8	1.29	4.4	1.3	20年10月17日	703	16
21	630	2	0.32	1.5	1.2	21年10月18日	713	10
22	643	13	2.06	5.9	1.1	22年11月 5日	730	17
23	647	4	0.62	1.8	1.1	23年10月20日	737	7
24	653	6	0.93	5.7	0.9	24年10月 1日	749	12
25	664	11	1.68	7.1	0.9	25年10月30日	764	15
26	677	13	1.96	5.3	1.1	26年10月 1日	780	16
27	694	17	2.51	8.1	1.4	27年10月17日	798	18
28	715	21	3.03	12.6	2.4	28年10月 1日	823	25
29	737	22	3.08	7.4	0.5	29年10月 1日	848	25
30	762	25	3.39	10.1	0.3	30年10月 1日	874	26
令和元	790	28	3.67	9.4	0.3	令和元年10月 1日	901	27
2	793	3	0.38	6.5	1.7	2年10月 1日	902	1
3	821	28	3.53	15.7	1.8	3年10月 1日	930	28
4	853	32	3.90	18.2	1.7	4年10月 1日	961	31
5	898	45	5.28	17.9	1.8	5年10月 8日	1,004	43
6	952	54	6.01	21.6	1.7	6年10月 5日	1,055	51
7	1,034	82	8.61	31.4	2.8	8年1月 1日	1,121	66

地域別最低賃金額(時間額)の推移

（単位：円）

県　名	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
熊　本	737	762	790	793	821	853	898	952	1,034
	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
福　岡	789	814	841	842	870	900	941	992	1,057
	107.06	106.82	106.46	106.18	105.97	105.51	104.79	104.20	102.22
佐　賀	737	762	790	792	821	853	900	956	1,030
	100.00	100.00	100.00	99.87	100.00	100.00	100.22	100.42	99.61
長　崎	737	762	790	793	821	853	898	953	1,031
	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.11	99.71
大　分	737	762	790	792	822	854	899	954	1,035
	100.00	100.00	100.00	99.87	100.12	100.12	100.11	100.21	100.10
宮　崎	737	762	790	793	821	853	897	952	1,023
	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	99.89	100.00	98.94
鹿児島	737	761	790	793	821	853	897	953	1,026
	100.00	99.87	100.00	100.00	100.00	100.00	99.89	100.11	99.23
沖　縄	737	762	790	792	820	853	896	952	1,023
	100.00	100.00	100.00	99.87	99.88	100.00	99.78	100.00	98.94
徳　島	740	766	793	796	824	855	896	980	1,046
	100.41	100.52	100.38	100.38	100.37	100.23	99.78	102.94	101.16
香　川	766	792	818	820	848	878	918	970	1,036
	103.93	103.94	103.54	103.40	103.29	102.93	102.23	101.89	100.19
愛　媛	739	764	790	793	821	853	897	956	1,033
	100.27	100.26	100.00	100.00	100.00	100.00	99.89	100.42	99.90
高　知	737	762	790	792	820	853	897	952	1,023
	100.00	100.00	100.00	99.87	99.88	100.00	99.89	100.00	98.94
島　根	740	764	790	792	824	857	904	962	1,033
	100.41	100.26	100.00	99.87	100.37	100.47	100.67	101.05	99.90
青　森	738	762	790	793	822	853	898	953	1,029
	100.14	100.00	100.00	100.00	100.12	100.00	100.00	100.11	99.52
岩　手	738	762	790	793	821	854	893	952	1,031
	100.14	100.00	100.00	100.00	100.00	100.12	99.44	100.00	99.71
秋　田	738	762	790	792	822	853	897	951	1031
	100.14	100.00	100.00	99.87	100.12	100.00	99.89	99.89	99.71
山　形	739	763	790	793	822	854	900	955	1,032
	100.27	100.13	100.00	100.00	100.12	100.12	100.22	100.32	99.81
鳥　取	738	762	790	792	821	854	900	957	1,030
	100.14	100.00	100.00	99.87	100.00	100.12	100.22	100.53	99.61
全　国	848	874	901	902	930	961	1,004	1,055	1,121
	115.06	114.70	114.05	113.75	113.28	112.66	111.80	110.82	108.41

資料出所：厚生労働省「最低賃金決定要覧」令和8年度版

注）1　全国分は各年度末現在、加重平均値
　　2　下段は、熊本を100.00としたときの指数を

都道府県、性、主な産業別賃金及び産業計の年齢・勤続年数（男女計）

令和７年
（単位：千円）

都道府県	男女計								
	産業計[1)]			建設業	製造業	運輸業，郵便業	卸売業，小売業	医療，福祉	サービス業（他に分類されないもの）
	年齢（歳）	勤続年数（年）							
全国計	44.4	12.7	340.6	366.3	330.0	312.7	349.1	315.7	284.9
北海道	45.8	12.0	297.1	342.6	268.8	260.6	296.6	303.4	248.3
青森	46.8	13.3	263.9	294.2	247.9	256.4	239.9	267.8	231.5
岩手	46.7	13.2	275.0	288.8	265.3	244.0	283.2	284.2	226.5
宮城	44.7	13.0	313.7	361.4	300.7	284.5	323.4	294.1	258.2
秋田	46.8	14.0	275.8	290.0	259.2	273.1	252.6	302.5	229.6
山形	44.8	13.6	272.2	295.0	260.4	268.2	265.3	282.7	232.4
福島	44.8	12.9	293.6	303.7	294.9	289.3	280.1	292.3	277.2
茨城	45.1	13.3	330.7	356.7	328.6	301.5	303.0	309.8	255.1
栃木	44.1	12.8	317.7	337.7	333.5	296.5	291.8	319.4	268.6
群馬	44.7	13.2	308.4	356.4	316.6	293.1	310.3	293.8	272.9
埼玉	45.7	12.8	325.4	375.2	315.0	283.1	330.5	312.2	304.6
千葉	45.1	12.9	339.1	399.6	332.7	331.0	323.4	355.6	282.1
東京	43.4	12.6	418.3	442.6	420.4	390.4	438.6	369.8	317.5
神奈川	44.6	12.4	368.6	380.8	402.0	319.9	345.8	351.8	289.6
新潟	45.3	14.2	291.8	316.7	283.5	283.9	280.1	300.2	242.4
富山	45.2	13.7	304.8	331.8	304.7	297.1	303.5	297.7	244.7
石川	44.2	13.0	305.6	335.3	296.9	323.3	282.0	296.2	264.3
福井	44.5	13.7	301.6	326.8	309.3	284.6	273.2	283.1	260.2
山梨	45.6	12.9	317.3	337.6	341.1	290.6	290.9	309.4	255.6
長野	45.7	13.4	308.9	361.1	302.7	293.3	303.0	312.7	261.4
岐阜	44.7	13.5	311.8	350.3	315.5	290.8	298.3	301.1	266.1
静岡	44.0	12.9	314.5	368.6	319.6	303.2	312.4	294.3	274.5
愛知	43.2	13.4	341.6	361.1	340.0	330.9	360.9	325.8	284.5
三重	44.5	13.7	321.1	366.5	340.5	300.9	304.6	303.0	274.0
滋賀	43.6	13.2	327.0	367.5	339.5	299.3	307.5	329.7	263.1
京都	44.2	12.4	337.4	361.0	353.9	300.0	321.9	326.0	296.0
大阪	43.9	12.0	348.9	392.6	346.4	329.0	366.6	332.1	292.3
兵庫	44.9	12.9	334.9	383.6	352.3	316.3	326.2	304.2	286.4
奈良	44.4	11.6	321.8	377.4	313.8	286.1	313.4	324.3	290.1
和歌山	45.2	12.9	301.9	337.9	319.7	288.1	281.2	285.4	257.4
鳥取	45.2	13.6	278.7	308.6	255.2	276.3	270.6	294.4	237.3
島根	45.3	13.3	282.6	320.0	268.1	248.2	269.7	283.5	260.3
岡山	43.7	12.3	300.6	319.7	309.3	290.0	290.6	283.9	265.6
広島	44.8	12.9	320.2	353.3	330.3	292.7	320.9	306.5	271.7
山口	45.3	13.5	306.7	345.1	320.7	284.7	278.5	292.1	269.2
徳島	45.9	13.7	305.9	317.8	325.3	296.5	273.7	300.0	236.9
香川	44.6	13.2	310.1	359.8	296.9	289.5	303.6	320.7	264.9
愛媛	45.1	13.1	290.8	307.5	288.8	275.6	279.3	270.7	250.4
高知	45.6	13.0	285.8	295.8	255.6	275.2	274.1	289.5	246.5
福岡	44.4	12.0	314.3	368.0	305.9	296.5	313.9	291.1	273.6
佐賀	44.8	13.0	279.7	310.8	277.4	253.9	279.5	273.2	247.0
長崎	45.6	12.0	284.6	312.7	297.3	253.6	268.4	275.9	246.1
熊本	44.8	12.5	291.0	292.7	307.0	261.6	287.2	282.7	247.8
大分	45.4	12.3	295.2	350.2	291.9	256.8	276.4	299.6	250.2
宮崎	46.0	11.9	268.3	253.5	267.2	266.0	268.6	261.0	239.5
鹿児島	44.9	12.3	289.3	281.7	284.5	265.7	276.6	300.9	247.8
沖縄	44.2	10.3	277.4	302.9	238.9	257.6	268.2	285.1	232.0

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
注：1）産業計には、上掲のほか、鉱業，採石業，砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、金融業，保険業、不動産業，物品賃貸業、学術研究，専門・技術サービス業、宿泊業，飲食サービス業、生活関連サービス業，娯楽業、教育，学習支援業及び複合サービス事業を含む。

都道府県、性、主な産業別賃金及び産業計の年齢・勤続年数（男性計）

令和７年
（単位：千円）

都道府県	男								
	産業計[1)]			建設業	製造業	運輸業，郵便業	卸売業，小売業	医療，福祉	サービス業（他に分類されないもの）
	年齢（歳）	勤続年数（年）							
全国計	45.2	14.2	373.4	379.6	355.9	322.3	388.4	378.0	302.8
北海道	47.0	13.7	325.2	352.7	297.0	270.9	324.2	361.3	266.8
青森	47.2	14.4	290.2	297.9	277.0	262.0	277.6	322.6	245.5
岩手	47.3	14.3	295.1	296.3	288.2	246.7	307.3	347.2	238.9
宮城	45.7	14.5	348.3	374.5	333.5	291.0	365.9	369.0	277.1
秋田	47.6	15.2	298.6	301.0	283.9	279.5	281.5	361.2	243.6
山形	45.4	14.4	302.1	310.2	290.7	280.8	301.0	334.2	250.3
福島	45.4	13.9	323.6	308.5	325.3	294.6	314.8	377.2	302.3
茨城	45.5	14.7	361.8	372.7	352.4	311.5	336.6	381.1	265.0
栃木	44.6	14.1	346.2	355.7	357.4	306.5	328.8	386.5	283.5
群馬	45.1	14.6	333.8	368.7	334.4	307.8	343.6	337.4	290.3
埼玉	46.2	14.2	353.7	385.1	342.9	297.1	364.1	372.6	321.6
千葉	46.0	14.3	369.8	415.4	355.1	344.1	357.1	457.4	301.9
東京	44.6	13.9	459.1	456.3	458.1	400.1	487.4	423.9	337.7
神奈川	45.2	14.2	406.3	406.2	424.8	329.5	396.3	438.8	302.7
新潟	45.7	15.3	318.8	326.1	310.0	291.6	312.3	365.3	264.2
富山	45.5	14.9	334.5	345.7	328.9	304.0	339.9	382.2	263.7
石川	45.0	14.4	337.6	344.5	320.1	334.2	327.3	389.9	291.3
福井	44.4	14.6	336.5	339.9	345.6	293.5	305.7	320.2	293.0
山梨	45.9	14.1	348.0	352.9	369.3	299.0	322.3	358.9	273.4
長野	45.7	14.7	338.2	379.2	328.6	303.7	333.5	377.8	283.8
岐阜	45.3	15.2	343.0	361.8	345.0	300.4	332.4	376.6	284.7
静岡	44.4	14.6	347.3	386.0	344.1	325.8	362.7	339.4	295.8
愛知	44.1	15.0	368.8	372.9	360.3	343.8	405.3	378.5	303.1
三重	45.0	15.3	354.5	381.5	372.0	308.4	337.0	373.3	297.2
滋賀	43.9	14.3	352.7	382.0	362.9	310.6	342.5	379.3	275.9
京都	44.9	13.8	369.8	370.5	379.1	310.2	361.7	388.5	309.1
大阪	45.3	13.7	380.3	411.4	366.9	337.1	406.4	382.9	310.2
兵庫	45.0	14.2	366.0	399.7	376.2	325.8	366.3	360.6	300.2
奈良	44.5	12.9	348.0	405.8	329.9	294.0	352.5	372.3	313.1
和歌山	45.6	14.5	331.7	356.7	344.5	296.2	315.3	323.4	270.3
鳥取	45.3	14.6	298.1	316.3	275.1	286.4	296.7	326.8	257.4
島根	45.9	14.6	305.3	329.4	288.7	250.6	294.4	332.1	278.2
岡山	44.1	13.9	330.7	334.6	336.1	299.4	328.3	341.8	276.8
広島	45.2	14.5	351.8	365.2	349.7	302.5	360.1	371.8	297.1
山口	45.5	14.6	334.4	355.4	342.8	290.8	320.2	340.5	282.3
徳島	45.8	14.9	338.9	333.3	352.1	300.1	301.4	358.3	256.4
香川	44.7	14.3	339.2	370.1	317.9	301.2	344.2	401.4	292.6
愛媛	45.5	14.5	320.8	314.4	313.1	281.8	317.6	297.9	275.3
高知	45.5	13.8	315.3	305.4	275.7	280.4	302.3	355.4	265.4
福岡	44.9	13.2	347.0	384.3	325.0	301.7	348.5	345.5	301.4
佐賀	45.3	14.3	308.2	321.9	305.7	260.7	310.4	326.9	263.7
長崎	46.2	12.9	313.1	320.3	326.1	255.9	300.4	310.8	272.7
熊本	45.4	13.8	319.3	302.2	336.4	267.7	310.0	344.3	272.2
大分	45.7	13.4	325.1	364.3	314.1	261.5	313.9	371.2	266.3
宮崎	46.8	13.0	296.8	267.6	292.9	270.7	301.1	316.9	257.4
鹿児島	45.8	13.8	314.7	291.5	311.5	272.8	301.9	359.1	254.9
沖縄	44.9	11.3	295.6	313.9	262.4	249.4	285.5	322.3	249.0

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
注：1）産業計には、上掲のほか、鉱業，採石業，砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、金融業，保険業、不動産業，物品賃貸業、学術研究，専門・技術サービス業、宿泊業，飲食サービス業、生活関連サービス業，娯楽業、教育，学習支援業及び複合サービス事業を含む。

都道府県、性、主な産業別賃金及び産業計の年齢・勤続年数（女性計）

令和７年
（単位：千円）

都道府県	女								
	産業計[1)]			建設業	製造業	運輸業，郵便業	卸売業，小売業	医療，福祉	サービス業（他に分類されないもの）
	年齢（歳）	勤続年数（年）							
全国計	43.2	10.4	285.9	292.2	254.2	263.2	281.6	289.7	254.6
北海道	44.1	9.5	255.8	275.8	215.4	226.4	236.3	278.6	227.4
青森	46.2	11.9	229.5	245.5	204.9	217.1	194.2	248.1	200.2
岩手	45.7	11.4	242.0	237.3	216.2	218.8	238.4	256.9	199.6
宮城	43.1	10.4	257.8	269.3	230.5	244.7	250.9	267.7	223.9
秋田	45.7	12.1	242.2	227.0	208.4	237.5	200.8	277.1	206.3
山形	44.2	12.7	233.7	234.4	213.4	210.3	208.0	258.3	201.2
福島	43.8	11.3	244.5	267.6	230.7	247.9	221.7	259.8	211.6
茨城	44.3	10.8	271.2	280.1	254.2	241.0	247.7	279.7	222.7
栃木	43.2	10.5	264.6	250.0	255.8	232.1	229.0	290.3	231.3
群馬	44.0	10.7	260.4	273.3	247.1	238.1	247.3	277.0	232.7
埼玉	44.9	10.4	275.2	314.3	237.2	220.4	265.7	285.8	254.0
千葉	43.4	10.4	286.8	312.2	254.1	269.2	259.1	315.2	244.2
東京	41.3	10.3	349.9	369.6	328.1	342.0	360.7	343.3	291.0
神奈川	43.6	9.6	305.5	280.6	315.0	272.0	273.0	314.3	257.3
新潟	44.6	12.4	248.7	260.5	222.2	222.3	230.9	273.8	210.1
富山	44.7	11.9	255.2	263.3	246.8	249.0	237.1	268.5	219.7
石川	42.9	10.7	255.9	268.0	236.4	246.0	228.3	273.3	223.8
福井	44.6	12.4	250.3	247.4	234.5	233.2	219.3	269.0	206.6
山梨	44.9	10.9	265.2	251.7	251.7	236.1	236.3	288.7	221.8
長野	45.6	11.3	259.3	279.0	243.8	236.2	238.2	283.5	221.2
岐阜	43.7	10.3	253.8	278.7	233.5	234.2	233.8	273.3	232.8
静岡	43.2	10.1	258.7	268.8	243.2	228.1	237.7	277.6	244.2
愛知	41.4	9.9	280.3	297.1	258.8	268.0	274.2	301.2	243.6
三重	43.6	10.7	260.8	282.7	251.4	243.1	243.9	277.8	223.9
滋賀	43.2	11.0	277.8	285.9	259.8	241.3	250.6	313.1	236.3
京都	43.1	10.5	288.7	302.4	276.7	249.9	261.1	298.7	274.6
大阪	41.7	9.2	299.1	291.7	286.2	283.1	296.5	311.9	266.0
兵庫	44.8	10.6	279.2	282.7	267.4	266.3	262.5	282.7	252.8
奈良	44.2	9.7	283.3	280.1	256.3	243.0	249.6	296.3	230.5
和歌山	44.6	10.4	253.8	261.6	229.0	222.8	220.6	269.5	226.8
鳥取	45.0	12.3	252.0	259.9	210.9	217.8	222.0	281.4	202.7
島根	44.5	11.5	249.3	245.1	218.0	218.7	221.2	264.4	226.7
岡山	43.1	9.8	254.4	268.4	239.9	240.1	231.5	264.1	234.7
広島	44.1	10.1	264.6	282.7	255.7	240.3	247.2	277.3	232.0
山口	45.0	11.3	255.2	285.8	232.8	231.6	221.6	268.4	227.3
徳島	46.0	12.2	265.5	238.7	251.6	239.8	228.7	277.0	208.8
香川	44.4	11.4	263.1	287.1	232.8	224.5	230.2	289.4	217.6
愛媛	44.6	10.8	242.6	243.5	221.4	236.8	219.7	257.3	212.5
高知	45.8	12.2	253.6	237.0	207.3	238.2	230.1	263.5	216.8
福岡	43.6	10.2	264.8	281.3	240.1	270.2	248.8	270.8	233.1
佐賀	44.2	11.2	241.3	230.9	213.6	224.7	222.2	254.6	212.1
長崎	44.9	10.9	248.3	272.6	217.9	234.8	216.0	261.5	204.9
熊本	43.8	10.4	247.8	246.4	230.2	217.6	237.1	256.3	207.9
大分	45.0	10.7	254.8	233.4	223.4	226.1	215.7	275.4	217.2
宮崎	45.0	10.7	235.7	208.9	215.1	230.4	207.1	243.5	210.1
鹿児島	43.6	10.1	252.4	220.2	222.3	215.1	222.8	270.8	219.2
沖縄	43.3	9.0	254.6	249.5	198.9	303.4	232.2	268.5	208.0

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
注：1）産業計には、上掲のほか、鉱業，採石業，砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、金融業，保険業、不動産業，物品賃貸業、学術研究，専門・技術サービス業、宿泊業，飲食サービス業、生活関連サービス業，娯楽業、教育，学習支援業及び複合サービス事業を含む。

一人平均所定内給与額（男女別）の推移（10人以上）

年	男							
	熊本				全国			
	所定内給与額	アップ率	所定内実労働時間	時　間	所定内給与額	アップ率	所定内実労働時間	時　間
	（千円）	（%）	（H）	（H）	（千円）	（%）	（H）	（H）
30	280.4	▲ 0.4	167	▲ 1	337.6	0.6	165	▲ 1
元	287.5	2.5	165	▲ 2	338.0	0.1	162	▲ 3
2	294.3	2.4	169	4	338.8	0.2	166	4
3	288.8	▲ 1.9	169	0	337.2	▲ 0.5	167	1
4	302.1	4.6	168	▲ 1	342.0	1.4	167	0
5	300.4	▲ 0.6	168	0	350.9	2.6	168	1
6	314.5	4.7	162	▲ 6	363.1	3.5	162	▲ 6
7	319.3	1.5	165	3	373.4	2.8	163	1

年	女							
	熊本				全国			
	所定内給与額	アップ率	所定内実労働時間	時間	所定内給与額	アップ率	所定内実労働時間	時間
	（千円）	（%）	（H）	（H）	（千円）	（%）	（H）	（H）
30	214.4	0.4	167	▲ 1	244.6	▲ 0.6	163	0
元	220.0	2.6	162	▲ 5	251.0	2.6	158	▲ 5
2	219.8	▲ 0.1	166	4	251.8	0.3	162	4
3	225.0	2.4	165	▲ 1	253.6	0.7	162	0
4	226.3	0.6	163	▲ 2	258.9	2.1	163	1
5	227.4	0.5	165	2	262.6	1.4	163	0
6	241.8	6.3	161	▲ 4	275.3	4.8	158	▲ 5
7	247.8	2.5	162	1	285.9	3.9	159	1

資料出所：賃金構造基本統計調査

令和７年　産業別所定内給与額

	男		女	
	熊　本	全　国	熊　本	全　国
	千円	千円	千円	千円
産業計	319.3	373.4	247.8	285.9
（格　差）	(85.5)	(100)	(86.7)	(100)
建設業	302.2	379.6	246.4	292.2
（格　差）	(79.6)	(100)	(84.3)	(100)
製造業	336.4	355.9	230.2	254.2
（格　差）	(94.5)	(100)	(90.6)	(100)
情報通信業	368.2	428.1	286.3	350.3
（格　差）	(86.0)	(100)	(81.7)	(100)
運輸業，郵便業	267.7	322.3	217.6	263.2
（格　差）	(83.1)	(100)	(82.7)	(100)
卸売業，小売業	310.0	388.4	237.1	281.6
（格　差）	(79.8)	(100)	(84.2)	(100)
金融業，保険業	455.9	553.3	316.2	339.1
（格　差）	(82.4)	(100)	(93.2)	(100)
学術研究，専門・技術サービス業	371.4	477.9	255.9	353.5
（格　差）	(77.7)	(100)	(72.4)	(100)
宿泊業，飲食サービス業	253.8	309.7	230.4	239.6
（格　差）	(82.0)	(100)	(96.2)	(100)
生活関連サービス業，娯楽業	283.2	328.2	222.8	256.9
（格　差）	(86.3)	(100)	(86.7)	(100)
教育，学習支援業	383.3	444.8	280.4	322.8
（格　差）	(86.2)	(100)	(86.9)	(100)
医療，福祉	344.3	378.0	256.3	289.7
（格　差）	(91.1)	(100)	(88.5)	(100)
サービス業	272.2	302.8	207.9	254.6
（格　差）	(89.9)	(100)	(81.7)	(100)

資料出所：賃金構造基本統計調査
企業規模10人以上

令和７年　規模別所定内給与額

	男		女	
	熊　本	全　国	熊　本	全　国
	千円	千円	千円	千円
規　模　計	319.3	373.4	247.8	285.9
（格　差）	(85.5)	(100)	(86.7)	(100)
1000人以上	376.7	428.0	277.8	310.8
（格　差）	(88.0)	(100)	(89.4)	(100)
100～999人	313.7	356.0	249.6	280.1
（格　差）	(88.1)	(100)	(89.1)	(100)
10～99人	286.2	329.6	245.4	264.0
（格　差）	(86.8)	(100)	(93.0)	(100)

資料出所：賃金構造基本統計調査

令和７年　年齢別所定内給与額

	男		女	
	熊　本	全　国	熊　本	全　国
	千円	千円	千円	千円
産　業　計	319.3	373.4	247.8	285.9
勤続年数	13.8	14.2	10.4	10.4
（格　差）	(85.5)	(100)	(86.7)	(100)
～１９歳	203.3	212.5	194.6	201.4
勤続年数	0.9	0.9	0.9	0.9
（格　差）	(95.7)	(100)	(96.6)	(100)
２０～２４歳	224.0	245.7	219.7	239.6
勤続年数	2.4	2.2	1.8	1.9
（格　差）	(91.2)	(100)	(91.7)	(100)
２５～２９歳	261.0	288.0	240.0	268.8
勤続年数	4.6	4.3	4.3	3.9
（格　差）	(90.6)	(100)	(89.3)	(100)
３０～３４歳	282.9	330.4	238.8	283.2
勤続年数	7.0	7.0	5.4	6.2
（格　差）	(85.6)	(100)	(84.3)	(100)
３５～３９歳	309.0	366.2	236.7	292.4
勤続年数	9.8	10.1	7.3	8.7
（格　差）	(84.4)	(100)	(81.0)	(100)
４０～４４歳	334.2	398.2	256.9	303.6
勤続年数	12.7	13.1	9.9	10.7
（格　差）	(83.9)	(100)	(84.6)	(100)
４５～４９歳	354.7	420.7	265.9	305.7
勤続年数	15.5	16.4	12.4	12.3
（格　差）	(84.3)	(100)	(87.0)	(100)
５０～５４歳	390.2	437.5	278.7	305.4
勤続年数	20.0	20.1	14.4	14.3
（格　差）	(89.2)	(100)	(91.3)	(100)
５５～５９歳	368.6	445.6	258.9	305.7
勤続年数	21.3	22.8	15.1	16.2
（格　差）	(82.7)	(100)	(84.7)	(100)
６０～６４歳	298.3	358.5	232.9	270.8
勤続年数	22.0	21.6	18.8	17.1
（格　差）	(83.2)	(100)	(86.0)	(100)

資料出所：賃金構造基本統計調査
企業規模10人以上

一人平均月間所定内給与額の推移

（熊本・全国） ５人以上

年	熊本				全国			
	所定内給与額	前年比（前年同月比）	出勤日数	所定内実労働時間	所定内給与額	前年比（前年同月比）	出勤日数	所定内実労働時間
	（円）	（%）	（日）	（H）	（円）	（%）	（日）	（H）
25年	217,105	0.2	19.8	142.1	242,526	−0.5	18.9	134.9
26年	216,486	−0.3	19.9	142.2	242,961	0.2	18.8	134.1
27年	219,033	1.2	19.4	138.6	240,829	−0.9	18.7	133.5
28年	216,355	−1.2	19.2	137.8	241,532	0.3	18.6	132.9
29年	216,285	0.0	19.2	137.2	242,641	0.5	18.6	132.4
30年	211,437	−2.2	19.3	135.6	244,684	0.8	18.4	131.4
31年	214,255	1.3	18.9	134.3	244,471	−0.1	18.0	128.5
令和2年	215,218	0.5	18.6	132.1	244,961	0.2	17.7	125.9
令和3年	219,964	2.2	18.7	132.3	245,709	0.3	17.7	126.4
令和4年	219,322	−0.3	18.3	130.1	248,529	1.1	17.6	126.0
令和5年	221,269	0.9	18.6	132.1	251,257	1.1	17.6	126.3
令和6年	229,597	3.8	18.5	131.8	262,325	4.4	17.7	126.9
令和7年	243,118	5.9	18.4	132.3	267,532	2.0	17.4	125.3
令和8年1月	241,513	1.0	17.5	125.6	269,141	2.9	16.6	118.8
2月	240,339	0.5	17.5	125.7	269,362	3.3	16.7	119.7
3月	244,014	1.5	18.2	131.4	272,171	3.4	17.2	123.3

資料出所：毎月勤労統計調査

一人平均月間所定内給与額の推移

（熊本・全国） 30人以上

年	熊本				全国			
	所定内給与額	前年比（前年同月比）	出勤日数	所定内実労働時間	所定内給与額	前年比（前年同月比）	出勤日数	所定内実労働時間
	（円）	（%）	（日）	（H）	（円）	（%）	（日）	（H）
25年	235,952	0.6	19.7	143.5	266,860	−0.2	18.9	136.9
26年	239,089	1.3	19.7	142.9	268,881	0.8	18.9	136.3
27年	240,079	0.4	19.4	141.3	265,540	−1.2	18.8	135.8
28年	239,540	−0.2	19.2	140.1	267,210	0.6	18.8	135.8
29年	242,599	1.3	19.2	141.4	268,736	0.6	18.7	135.7
30年	235,468	−2.9	19.4	140.5	270,695	0.7	18.6	134.9
31年	236,372	0.4	19.0	138.9	270,912	0.1	18.2	132.1
令和2年	228,397	−3.4	18.4	133.1	271,025	0.0	17.9	129.6
令和3年	238,377	4.4	18.8	135.2	273,186	0.8	18.0	130.8
令和4年	241,238	1.2	18.4	134.2	278,687	2.0	17.9	131.0
令和5年	246,237	2.1	18.8	136.9	283,594	1.8	18.0	131.7
令和6年	247,972	0.7	18.5	134.3	290,654	2.5	17.9	131.1
令和7年	260,068	4.9	18.3	134.8	297,225	2.3	17.8	129.6
令和8年1月	261,634	2.2	17.7	131.0	299,243	3.2	17.0	124.0
2月	261,192	2.3	17.5	129.5	300,032	3.8	17.0	123.5
3月	263,336	2.3	18.4	136.8	303,269	3.9	17.5	128.1

資料出所：毎月勤労統計調査

女性短時間労働者の１時間当たり賃金　（企業規模10人以上）

		29年	30年	元年	元年 1)	２年 2)	３年	４年	５年	６年	７年
熊本県	実　　額（円）	920	947	1,010	1,040	1,093	1,121	1,104	1,138	1,197	1,226
	アップ率（%）	2.0	2.9	6.7		5.1	2.6	-1.5	3.1	5.2	2.4
	格　　差	85.7	85.7	89.6	87.8	82.7	86.9	86.9	86.7	86.3	86.5
全国計	実　　額（円）	1,074	1,105	1,127	1,184	1,321	1,290	1,270	1,312	1,387	1,418
	アップ率（%）	1.9	2.9	2.0		11.6	-2.3	-1.6	3.3	5.7	2.2
	格　　差	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
1）令和元年は、令和２年と同じ推計方法で集計した令和元年の数値を参考として掲載したものである。
2）令和２年より推計方法を変更しているため、令和２年の対前年増減率及び対前年差(ポイント)は、同じ推計方法で集計した令和元年の数値を基に算出している。

本県における産業別女性短時間労働者の１時間当たり賃金　（企業規模10人以上

		29年	30年	元年	元年 1)	２年 2)	３年	４年	５年	６年	７年
産業計	実　額（円）	920	947	1,010	1,040	1,093	1,121	1,104	1,138	1,197	1,418
	アップ率（%）	2.0	2.9	6.7		5.1	2.6	-1.5	3.1	5.2	18.5
	格　差	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
製造業（E）	実　額（円）	850	877	961	975	901	950	1,007	1,034	1,119	1,238
	アップ率（%）	-9.8	3.2	9.6		-7.6	5.4	6.0	2.7	8.2	10.6
	格　差	92.4	92.6	95.1	93.8	82.4	84.7	91.2	90.9	93.5	87.3
卸売業，小売業（I）	実　額（円）	853	864	898	896	980	969	1,000	1,066	1,053	1,263
	アップ率（%）	6.0	1.3	3.9		9.4	-1.1	3.2	6.6	-1.2	19.9
	格　差	92.7	91.2	88.9	86.2	89.7	86.4	90.6	93.7	88.0	89.1
宿泊業，飲食サービス業（M）	実　額（円）	884	907	912	906	1,179	1,076	984	1,009	1,069	1,230
	アップ率（%）	6.1	2.6	0.6		30.1	-8.7	-8.6	2.5	5.9	15.1
	格　差	96.1	95.8	90.3	87.1	107.9	96.0	89.1	88.7	89.3	86.7
生活関連サービス業，娯楽業（N）	実　額（円）	923	952	1,022	1,013	1,119	1,231	1,087	1,059	1,103	1,330
	アップ率（%）	-1.6	3.1	7.4		10.5	10.0	-11.7	-2.6	4.2	20.6
	格　差	100.3	100.5	101.2	97.4	102.4	109.8	98.5	93.1	92.1	93.8
医療，福祉（P）	実　額（円）	1,016	1,076	1,183	1,256	1,301	1,224	1,283	1,340	1,393	1,707
	アップ率（%）	-2.2	5.9	9.9		3.6	-5.9	4.8	4.4	4.0	22.5
	格　差	110.4	113.6	117.1	120.8	119.0	109.2	116.2	117.8	116.4	120.4
サービス業（R）	実　額（円）	888	907	934	928	951	1,077	1,020	1,129	1,154	1,366
	アップ率（%）	1.7	2.1	3.0		2.5	13.2	-5.3	10.7	2.2	18.4
	格　差	96.5	95.8	92.5	89.2	87.0	96.1	92.4	99.2	96.4	96.3

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
1）令和元年は、令和２年と同じ推計方法で集計した令和元年の数値を参考として掲載したものである。
2）令和２年より推計方法を変更しているため、令和２年の対前年増減率及び対前年差(ポイント)は、同じ推計方法で集計した令和元年の数値を基に算出している。

熊本県における産業別女性短時間労働者の１時間当たり賃金　（企業規模5～9人）

		29年	30年	元年	２年 2)	３年	４年	５年	６年	７年
産業計	実　額（円）	925	1031	1,020	1,280	1,184	1,036	1,133	1,181	1,292
	アップ率（%）	0.3	11.5	-1.1		-7.5	-12.5	9.4	4.2	9.4
	格　差	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
製造業（E）	実　額（円）	829	866	853	1,034	911	1,120	1,054	988	1,083
	アップ率（%）	7.2	4.5	-1.5		-11.9	22.9	-5.9	-6.3	9.6
	格　差	89.6	84.0	83.6	80.8	76.9	108.1	93.0	83.7	83.8
卸売業，小売業（I）	実　額（円）	857	925	817	891	1,138	862	1,221	1,292	1,158
	アップ率（%）	7.4	7.9	-11.7		27.7	-3.3	41.6	5.8	-10.4
	格　差	92.6	89.7	80.1	69.6	96.1	83.2	107.8	109.4	89.6
宿泊業，飲食サービス業（M）	実　額（円）	802	840	862	1,822	986	984	1,019	1,050	1,054
	アップ率（%）	2.7	4.7	2.6		-45.9	-0.2	3.6	3.0	0.4
	格　差	86.7	81.5	84.5	142.3	83.3	95.0	89.9	88.9	81.6
生活関連サービス業，娯楽業（N）	実　額（円）	765	898	1,102	1,150	1,197	1,056	1,223	1,032	1,160
	アップ率（%）	-13.4	17.4	22.7		4.1	-11.8	15.8	-15.6	12.4
	格　差	82.7	87.1	108.0	89.8	101.1	101.9	107.9	87.4	89.8
医療，福祉（P）	実　額（円）	1,118	1,263	1,256	1,103	1,172	1,267	1,285	1,206	1,730
	アップ率（%）	6.0	13.0	-0.6		6.3	8.1	1.4	-6.1	43.4
	格　差	120.9	123.8	123.1	86.2	99.0	122.3	113.4	102.1	133.9
サービス業（R）	実　額（円）	1085	779	1,154	843	1,093	1,079	995	1,297	1,183
	アップ率（%）	11.3	-28.2	48.1		29.7	-1.3	-7.8	30.4	-8.8
	格　差	117.3	75.6	113.1	65.9	92.3	104.2	87.8	109.8	91.6

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
1）令和２年と同じ推計方法で集計した令和元年の数値は現時点では公開されていない。
2）令和２年より推計方法を変更しているため、令和２年の対前年増減率及び対前年差(ポイント)は、同じ推計方法で集計した令
を基に算出している。

資料9-1

令和８年７月６日

熊　本　労　働　局　長
金　谷　　雅　也　　殿

[redacted]
ＵＡゼンセン熊本支部
支部長[redacted]　[redacted]

申　出　書

最低賃金法第１５条１項の規定により、熊本県百貨店，総合スーパーの最低賃金の改正を下記のとおり申し出ます。

記

１．申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲
熊本県に於いて、百貨店，総合スーパーを営む使用者に使用される労働者
４，９０１名

２．改正の決定を申し出る最低賃金の件名
熊本県百貨店，総合スーパー最低賃金

３．申し出内容
上記２．の最低賃金の改正を求める。
尚、最低賃金は、最低賃金法第１２条に基づく最低賃金審議会の決定による。

４．申し出の理由
（イ）賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね３分の１以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	１，７２２名	
熊本県における百貨店、総合スーパー業を営む使用者に使用される労働者数	４，９０１名	３５．１％
労働協約の賃金の最も低い額	１，１２５円／時間額	
現在適用されている法定最低賃金金額	１，０３４円／時間額	

（ロ）申請産業は、企業間、地域間、又は組織労働者と未組織労働者の間あるいは正規労働者とパートタイマーとの間等に大きな賃金格差があり、仮に申出産業の産別最低賃金が廃止されれば、これが更に拡大すること。

５．添付書類
（イ）賃金の最低額に関する労使協定、申し合わせ等の写し
（ロ）百貨店，総合スーパーの最低賃金改正の必要性に関する決議
（ハ）申し出に関する申請代表者に対する委任書
（ニ）事業所別労働者数

熊本労働局
熊労収基 0716 第1号
8年7月16日

以上

資料9-2

２０２６年7月１０日

熊本労働局長
　金谷　雅也　殿

[redacted]
熊本県熊本市[redacted]丁目１番１号
全日本電機･電子情報関連産業労働組合連合会
熊本地方協議会　議長　　小材　和[redacted]

申　出　書

最低賃金法第１５条第１項の規定により、熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

１．申出する者が代表する基幹的労働者の範囲
熊本県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者　　１４，１９６人

２．改正の決定を申し出る最低賃金の件名
熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

３．申出の内容
上記２の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法に基づく最低賃金審議会の決定による。

４．申出の理由
（１）申出産業は、熊本県における基幹産業であり、生産額・製造品出荷額・付加価値額のみならず、雇用者数のウエイトも高く、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きい。また、非正規労働者を含めた申出産業で働く労働者全体の賃金の底支えをはかることにより生活の安定に寄与する。

熊本県特定（産業別）最低賃金における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の占有率について

令和８年度　熊本県特定（産業別）最低賃金適用事業場数及び適用労働者数			
	熊本県産業別最低賃金	電気機械器具製造業	同製造業の占有率
適用事業場数	341	176	51.61%
適用労働者数	29,782 人	14,196 人	47.67%

（２）申出産業においては、同種の基幹的労働者の賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね３分の１以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

なお、労働協約の適用労働者のみだと 3,976 人であり、当該特定最低賃金の適用を受ける労働者の 28%程度であるため、上記のとおり公正競争ケースとして申出を行うものである。

賃金の最低額に関する労働協約等の適用労働者数　４，７２０人　　３３．２５％
熊本県における電子部品･デバイス･電子回路、　　（概ね３分の１以上）
電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む
使用者に使用される労働者数　　１４，１９６人



最も低い労働協約の金額＝　１，１９２円／時間

現在適用されている法定最低賃金額＝　１，０６３円／時間

尚、賃金格差存在についての疎明資料は別添資料の通りである。

（３）熊本県、他特定産業別最低賃金（自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業）との格差是正を求めるものである。

５．提出書類

（１）最低賃金の必要性に合意する者の内訳

１）賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数

２）最低賃金を改正することが必要であるとの機関決定が行われている従業員会の構成員数

（２）申出合意書及び委任状・協定書等・決議書について

１）合意書及び委任状（１２通）

２）最低賃金に関する協定書等の写し（１１通）

３）最低賃金改定の必要性に関する決議書（１通）

以　上

令和８年（2026 年）７月 10 日

熊本県特定（産業別）最低賃金改正申し出に係る疎明資料

『熊本県 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業』

1. 熊本県新規学卒者の所定内給与額（企業規模 10 人以上、産業計）

性別	都道府県	高卒初任給	時間額換算
男女計	熊本県	199,200 円	所定内労働時間 160h とする 1,245 円／h

【資料出所】厚生労働省賃金構造基本統計調査 令和7年賃金構造基本統計調査（第4表）

2. 産業分類（E28・29・30）企業規模 10 人以上による賃金調査産業計（熊本県平均）

産業分類	年齢および所定内給与（男女計）	所定内労働時間および時間額換算
E28：電子部品・ﾃﾞﾊﾞｲｽ・電子回路製造業	19.5 歳 212,400 円	所定内労働時間 149.0h 1,426 円／h
E29：電気機械器具製造業	19.1 歳 170,700 円	所定内労働時間 194.0h 880 円／h
E30：情報通信機械器具製造業	19,0 歳 179,100 円	所定内労働時間 168.0h 1,066 円／h
三業種加重平均時間額		1,225 円／h

【資料出所】厚生労働省賃金構造基本統計調査 令和7年賃金構造基本統計調査（熊本県）
令和8年（2026年）3 月24日公開

3. 令和8年（2026年）4月分、所定内給与（パート労働者含む）

事業所規模	所定内給与	時間額換算
5 人以上	246,397 円／月	所定内労働時間 160h とする 1,540 円／h

【資料出所】熊本県の賃金・労働時間及び雇用の動き 結果概要1. 賃金の動き〈熊本県公式ウェブサイト〉

4. 令和7年（2025年）熊本県特定産業別最低賃金

『電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業』の法定産業別最低賃金額の時間額は、**１，０６３円**である。熊本県内の新規高卒初任給や企業規模（10 人以上製造業）の加重平均時間額と比較しても、時間額差は大きい。

大手・中小零細企業も含めた当該産業に働くすべての労働者の賃金の底上げ・底支えを図り、持続的な発展を支える優秀や人材の確保や今後の経済成長・社会への貢献と新たな雇用創出、熊本県の他業種特定最低賃金（自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業）との賃金格差是正を図るべきである。

以 上

資料9-3

熊本労働局
局長　金谷 雅也　殿

2026年7月14日
自動車総連 熊本地方協議会
議長 加藤 [redacted]

申 出 書

最低賃金法第１５条の第１項の規定により、熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業の最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出る。

記

１．申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲
熊本県において、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業を営む使用者に使用される労働者　　名

２．改正の決定を申し出る最低賃金の件名
熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金

３．申し出の内容
上記の２の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法に基づく最低賃金審議会の決定による。

４．申し出理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね３分の１以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数　**6,460** 人　（ **67.8%** ）
熊本県における自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業を営む使用者に使用される労働者数　**9,533** 人

最も低い労働協約の金額＝ 186,755 円/月、 9,248 円/日、 1,156 円/時間

現在適用されている法定最低賃金額＝ 1,074 円/時間

５．添付書類
１)労働協約の写し
２)申し出合意書及び委任状
３)熊本県における自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業の事業所数と労働者の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数

熊本労働局 熊労収基 0716 第2号 8年7月16日

以 上

資料10

令和８年度　熊本県特定（産業別）最低賃金申出書に関する定量的要件について

業種	産業分類	適用事業場数	① 事業所統計調査の最新の結果に基づく当該最低賃金の適用労働者数 （人）	② 申出必要労働者数 (①の1/3) （人）	③ 当該申出に係る労働協約の適用労働者数 （人）	適用労働者の割合 (③/①＞1/3) （%）
百貨店，総合スーパー	Ｉ５６１	40	4,901	1,634	1,722	35.13
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	Ｅ２８ Ｅ２９ Ｅ３０	176	14,196	4,732	4,720	33.24
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，舶用機関製造業	Ｅ３１１ Ｅ３１３	125	9,533	3,178	6,460	67.76